

鳥取市地域防災計画



〔令和6年度修正〕
(令和7年3月31日現在)

鳥取市防災会議

目 次

部	章	節	頁
1	総 則		
	1	計画作成の目的	2
	1	目 的	
	2	計画の構成	
	3	計画の理念と目標	
	4	その他の法令に基づく計画との関係	
	5	計画の修正	
	6	計画の周知徹底	
	2	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
	1	鳥取市	
	2	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	
	3	鳥取県・鳥取県警察本部	
	4	指定地方行政機関	
	5	陸上自衛隊	
	6	指定公共機関	
	7	指定地方公共機関	
	8	その他の公共的団体	
	3	鳥取市の概要	1 1
	1	位 置	
	2	自然条件	
	3	社会条件	
	4	鳥取市に影響のあった災害の記録	1 3
	1	地 震	
	2	風水雪害	
	3	火 災	
2	災害予防計画		
	1	地震被害予防計画	1 6
	1	建築物、工作物及び人的被害の予防	
	2	液状化災害の予防	
	3	津波被害の予防	
	2	洪水災害予防計画	1 7
	1	洪水災害の予防	
	2	市街地等浸水常襲地域の水害予防	
	3	洪水浸水想定区域における避難計画等の整備	
	4	啓発活動の推進	
	5	ダムを活用した河川治水	

部	章	節		頁
	3	土砂災害予防計画		20
		1	土砂災害危険箇所等	
		2	山くずれ災害の予防	
		3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	
		4	土砂災害に関する情報提供	
		5	災害危険区域の指定及び住宅の建築の規制等による災害の予防	
	4	雪害予防計画		23
		1	除雪対策	
		2	関係機関との連携	
		3	交通麻痺対策	
		4	停電への対応	
		5	なだれ対策事業	
		6	大雪への対応	
	5	市街地等防災化計画		26
		1	計画的な市街地の形成	
		2	防火地域・準防火地域の指定	
		3	都市施設の整備	
		4	市街地等の再開発	
		5	転倒・落下防止対策	
	6	建造物災害予防計画		28
		1	建築物の現況	
		2	不燃性及び耐震・耐火性建築物の建築促進対策	
		3	既存建築物に関する対策	
		4	市庁舎の災害予防対策	
		5	公共施設等の災害予防対策	
		6	文教施設の災害予防対策	
		7	社会福祉施設等の災害予防対策	
		8	空家等の適正管理の推進	
		9	被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化	
		10	被災宅地危険度判定の実施体制の強化	
		11	罹災証明書交付体制の整備	
	7	インフラ等の予防計画		31
		1	道路施設	
		2	海岸・河川	
		3	上水道	
		4	井戸の活用	
		5	下水道	

部	章	節		頁
		6	電力施設	
		7	ガス施設	
		8	電気通信施設	
		9	鉄 道	
		10	港湾・漁港	
		11	空 港	
		12	病 院	
	8	消防計画		3 8
		1	消防組織及び施設の整備充実対策	
		2	消防活動の障害の除去	
		3	日常的な防火教育・広報の推進	
		4	予防査察対策	
		5	地域住民に対する自主防災体制の確立	
	9	危険物等災害予防計画		4 4
		1	危険物等に係る災害予防	
		2	高圧ガスに係る災害予防	
		3	都市ガスに係る災害予防	
		4	火薬類に係る災害予防	
		5	毒物・劇物事故災害予防	
	10	避難所等整備計画		4 7
		1	避難所等の整備	
		2	避難体制の整備	
	11	物資・資機材等整備計画		5 3
		1	防災通信体制の整備	
		2	地震・津波等観測機器の整備	
		3	防災活動用物資・資機材等の整備・調達・受援	
		4	食糧・生活物資等の備蓄	
		5	緊急輸送体制の整備	
	12	防災訓練計画		5 7
		1	訓練の種別	
		2	訓練計画	
	13	防災知識の普及、防災意識の高揚、防災教訓の伝承		5 9
		1	防災知識の普及	
		2	「鳥取市防災の日」等を通じた防災意識の高揚	
		3	防災訓練の実施	
		4	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への支援	
		5	災害教訓の伝承	
	14	自主防災体制の整備		6 2

部	章	節		頁
		1	自主防災活動の促進	
		2	消防団の充実強化	
		3	自主防犯組織の育成強化	
		4	施設の防災組織	
		5	事業所等の防災組織	
	15	地区防災計画		6 5
		1	地区防災計画の実施主体	
		2	役割分担	
	16	要配慮者に係る災害予防対策		6 6
		1	防災知識の周知	
		2	防災情報伝達手段の整備	
		3	日常生活用具・機器の充実	
		4	住居の防災対策	
		5	自主防災組織を中心とした支援体制の構築	
		6	避難行動要支援者名簿および支援制度	
	17	孤立予想集落対策計画		6 8
	18	災害ボランティア活動の環境整備		6 9
		1	災害ボランティア活動ネットワークの強化	
		2	専門ボランティアの受入	
		3	災害ボランティア等の育成・登録	
		4	ボランティア保険制度	
	19	地籍調査の推進		7 0
	20	災害に関する調査研究		7 0
3	災害応急対策計画			
1	市の災害応急対策活動体制確立計画		7 2	
	1	市災害対策本部等の設置及び組織		
	2	組織及び所掌事務等		
	3	市医療対策部		
	4	市災害警戒本部		
	5	職員の配備体制		
	6	業務継続計画		
2	通信情報計画		9 4	
	1	緊急地震速報、地震情報等の伝達		
	2	大津波警報・津波警報・注意報、津波情報、津波予報の伝達		
	3	気象警報等の伝達		
	4	防災情報の伝達系統		
	5	火災警報等の伝達		
	6	水防警報の伝達系統		

部	章	節		頁
		7	異常現象発見時における措置	
		8	災害情報の収集	
		9	通信の運用	
	3	災害広報・広聴計画		108
		1	住民に対する広報	
		2	報道機関への情報提供	
		3	広聴活動	
		4	災害時における個人情報の取扱い	
	4	相互応援協力計画		111
		1	知事に対する応援要請	
		2	他の府県、市町村等との相互応援（都市間連携）	
		3	受援計画	
		4	消防広域応援	
		5	民間団体等の協力	
		6	災害ボランティア受入れ計画	
	5	災害救助法の適用計画		118
		1	災害救助法の適用	
		2	災害救助法の適用基準等	
	6	消防・救急等活動計画		120
		1	消防活動等	
		2	救助・救急活動	
		3	消防防災ヘリコプターの活用	
	7	避難計画		123
		1	住民の避難行動	
		2	避難指示等の種類	
		3	避難指示等の発令	
		4	避難誘導等	
		5	児童・生徒等の集団避難	
		6	避難所の開設・運営	
	8	帰宅困難者対策計画		131
	9	食糧・物資調達供給計画		132
		1	食糧の供給	
		2	生活関連物資の供給	
		3	飲料水の供給	
	10	医療救護計画		138
		1	医療救護活動	
		2	公衆衛生活動	
3		救出及び救助		

部	章	節	頁
		4 搜索、遺体対策及び埋葬	
	11	保健衛生対策計画	1 4 6
		1 防疫の実施	
		2 清掃及び死亡獣畜処理	
		3 障害物の除去	
		4 入浴施設	
	12	交通・輸送計画	1 5 5
		1 交通確保	
		2 輸 送	
	13	住宅対策計画	1 6 1
		1 応急仮設住宅	
		2 災害公営住宅の建設	
		3 応急修理	
	14	建物・宅地の被災判定計画	1 6 3
		1 被災建築物応急危険度判定	
		2 被災宅地危険度判定	
	15	文教対策計画	1 6 6
	16	農業災害対策計画	1 6 8
	17	労務供給計画	1 6 9
	18	自衛隊の災害派遣要請計画	1 7 1
		1 自衛隊の災害派遣の要請	
		2 自衛隊に要請する業務	
		3 災害派遣の要請手続	
		4 部隊等の受入措置	
		5 部隊撤収要請	
		6 経費の負担区分	
	19	広域緊急援助隊災害派遣要請計画	1 7 5
	20	緊急消防援助隊災害派遣要請計画	1 7 6
		1 緊急消防援助隊の応援要請	
		2 緊急消防援助隊の迅速出動	
		3 消防応援活動調整本部	
		4 進出拠点、被災地への到達ルート	
		5 指揮体制	
	21	電力・ガスの応急対策計画	1 7 8
		1 電力施設	
		2 ガス施設	
		3 L P ガス施設	
4	地震災害対策計画		

部	章	節		頁	
	1	本計画の前提（想定災害）		1 8 2	
		1	地震の想定とその被害		
	2	地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画		1 8 4	
	3	南海トラフ地震の対応		1 8 5	
	1	目 的			
	2	応援の実施			
5	津波災害対策計画				
	1	津波被害の想定		1 8 7	
		1	想定される津波の波源と高さ、到達時間		
		2	津波による被害想定		
	2	津波災害予防計画		1 9 3	
		1	海岸保全施設整備事業		
		2	港湾及び漁港の改修事業		
		3	津波の観測・予報体制の整備		
		4	津波情報伝達体制の整備		
		5	津波監視体制の整備		
		6	津波避難体制の整備		
	3	津波災害応急対策計画		1 9 6	
		1	津波警戒本部体制		
		2	津波警報・注意報、津波予報等の情報収集伝達計画		
	6	風水害対策計画			
		1	水防計画		1 9 8
1			目 的		
2		水防に関する情報		1 9 9	
		1	洪水に関する情報		
		2	津波に関する情報		
3		水防等活動対策		2 0 4	
7		原子力災害対策計画			
	1	総 則		2 0 6	
		1	目 的		
		2	原子力災害対策の基本となる計画		
		3	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域		
	2	緊急事態応急対策等		2 0 8	
		1	鳥取市の事務又は業務の大綱		
		2	防御措置の準備及び実施		
		3	緊急事態応急体制		
		4	特定事象発生通報等の緊急連絡体制		

部	章	節		頁
		5	住民等への情報伝達	
		6	風評被害等の影響の軽減	
		7	原子力施設の事故等に係る他の自治体からの避難者受入れ	
8	大規模事故対策計画			
	1	海上災害応急対策計画		2 1 7
	1	目 的		
	2	想定される海上災害		
	3	応急対策		
	4	ボランティアの受入れ		
	5	危険物質等の流出時の応急対策		
	6	広報活動		
	2	航空災害応急対策計画		2 2 0
	1	目 的		
	2	想定される航空災害		
	3	応急対策		
	3	毒物・劇物事故災害対策		2 2 3
	1	応急対策		
9	災害復旧・復興計画			
	1	公共施設災害復旧計画		2 2 6
	1	災害復旧事業計画		
	2	資金計画		
	3	災害復旧事業の留意点		
	2	生活再建計画・業務継続計画		2 2 8
	1	目 的		
	2	生活再建支援		
	3	その他の生活確保対策		
	4	日本銀行による応急金融対策		
	5	各種生活再建支援の広報		
	3	災害復興計画		2 3 4
	1	目 的		
	2	災害復興の進め方		
	3	留意事項		

第 1 部 総 則

第1部 総 則

第1章 計画作成の目的

第1節 目 的

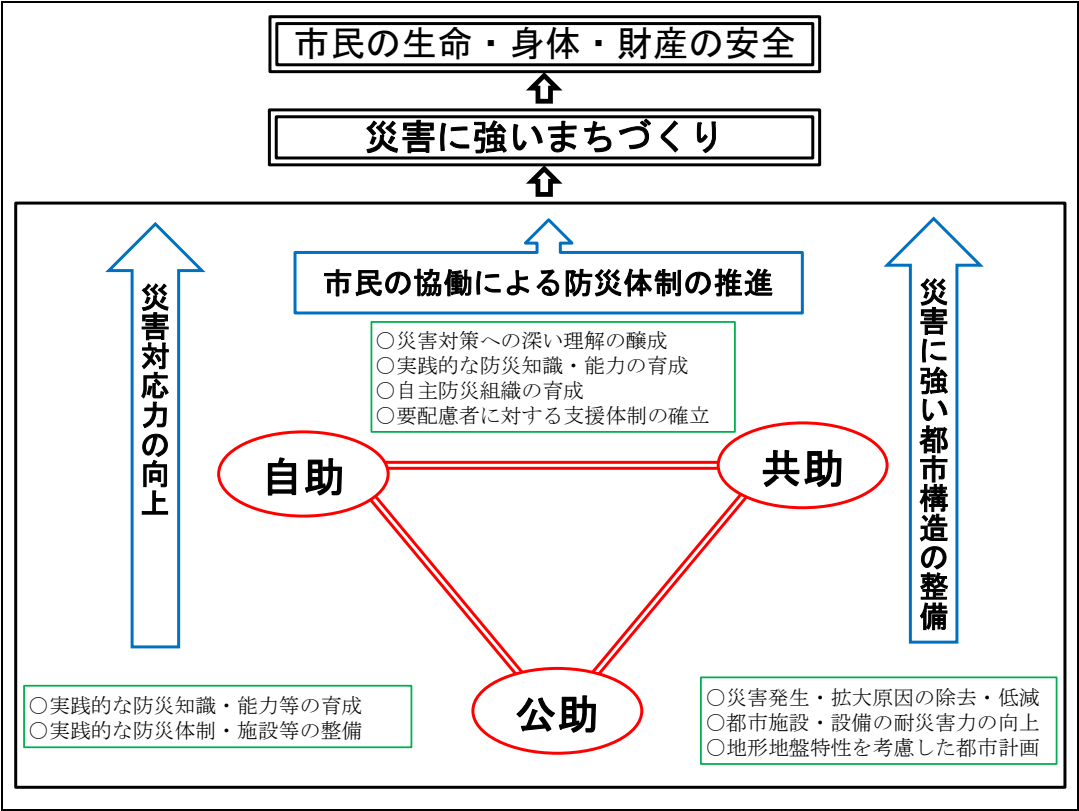
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民生活の各分野に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震、近年頻発する局地的大雨による大規模な災害、これまで鳥取県に被害をもたらした大雪などを教訓として、市及び市域の防災関係機関その他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、防災施設の整備、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災上の措置に係る計画を定め、地域防災力を高めるとともに、防災及び減災に取り組み、住民の生命、身体及び財産の保護並びに住民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図り、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、鳥取市防災会議が作成する「鳥取市地域防災計画」の「本編」である。なお、「資料編」を別に定める。

第3節 計画の理念と目標

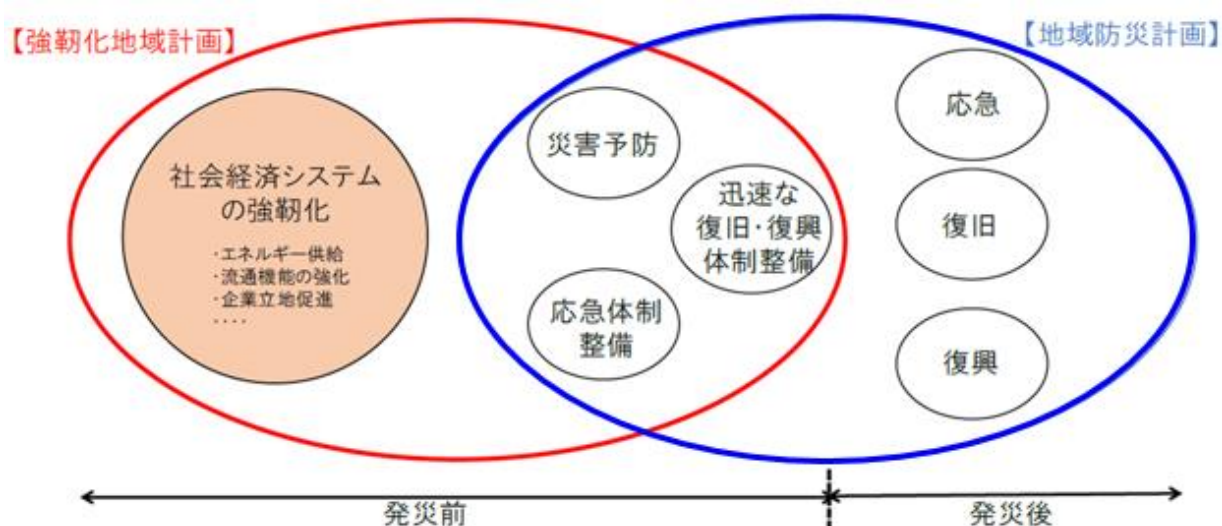
この計画の策定及び推進にあたっては、関係法令を遵守しつつ、市の防災体制を確立し、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災関係機関の相互の協力体制を推進し、防災事業を推進することを基本とし、自助・共助及び公助の体系を構築し、災害に強いまちづくりを推進する。



第4節 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の「防災基本計画」を踏まえ、「鳥取県地域防災計画」（以下「県地域防災計画」という。）と共通する計画については県地域防災計画を準用し、県地域防災計画において市が作成すべきものと指定されている事項については、本市の実情に合わせて作成する。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「鳥取市国土強靱化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

＜計画の相関図＞



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

第6節 計画の周知徹底

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市職員、防災関係機関等その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底するとともに、広く周知する。

第2章 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 鳥取市 （代表 TEL 0857-22-8111・FAX 0857-32-2170） （危機管理課 TEL 0857-30-8032, 8033, 8034・FAX 0857-20-3042）

- 1 鳥取市防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- 5 防災に関する施設及び設備の整備
- 6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 水防、消防その他防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- 8 被災者の救難、救助その他の保護
- 9 被災者の医療、助産の実施
- 10 避難の指示
- 11 災害時の文教対策
- 12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 13 施設及び設備の応急復旧
- 14 緊急輸送の確保
- 15 災害復旧の実施
- 16 市域内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
- 17 県東部圏域1市4町の災害応急対策活動体制の確立及び医療救護活動等の実施（平成30年4月1日の中核市移行に伴う鳥取市保健所の設置）

第2節 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 （代表 TEL 0857-23-0119・FAX 0857-26-9404）

- 1 消防力の整備
- 2 消防組織の普及指導及び防災のための調査
- 3 教育訓練
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- 5 災害時の避難、救助
- 6 その他災害対策

第3節 鳥取県・鳥取県警察本部

（危機管理局 危機管理政策課 TEL 0857-26-7064・FAX 0857-26-8137）
（危機管理局 危機対策・情報課 TEL 0857-26-7878・FAX 0857-26-8137）
（危機管理局 原子力安全対策課 TEL 0857-26-7873・FAX 0857-26-8137）
（危機管理局 消防防災課 TEL 0857-26-7063・FAX 0857-26-8139）

- 1 鳥取県防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- 4 防災に関する施設及び設備の整備
- 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- 6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- 7 水防その他の応急措置

- 8 被災者の救助及び救護措置
- 9 災害時の文教対策
- 10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- 11 施設及び設備の応急復旧
- 12 交通規制及び災害警備
- 13 緊急輸送の確保
- 14 災害復旧の実施
- 15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

第4節 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。

関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報及び大津波警報の伝達
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること 4 非常通信協議会の指導育成に関すること 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること
中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共事業等被災施設の査定の手配 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
中国四国厚生局	1 独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
鳥取労働局	1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
中国四国農政局 (鳥取県拠点)	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7 災害時における主要食糧の供給対策
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	1 災害時の物資の供給対策 2 被災商船工業者に対する融資あっせん 3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置

中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、境港湾・空港整備事務所)	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
国土地理院中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提携と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第八管区海上保安本部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	1 情報の伝達・周知 2 海難救助等 3 海上における緊急輸送 4 海上交通安全の確保 5 海上における治安の維持
中国四国地方環境事務所	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 4 災害時における環境省（本省）との連絡調整 5 被災動物の保護等に係る支援
近畿地方環境事務所	1 山陰海岸国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 山陰海岸国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 山陰海岸国立公園の災害時における環境省（本省）との連絡調整
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

第5節 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する訓練の実施

2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第6節 指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	中国統括本部鳥取管理駅 TEL 050-1753-3256 FAX 0857-21-5472	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社	鳥取支店 TEL 0857-22-1162 FAX 0857-22-5666	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
KDD I 株式会社	中国総支社 TEL 082-577-8950 FAX 082-577-8955	
株式会社NTTドコモ	鳥取支店 TEL 0857-21-7811 FAX 0857-29-3140	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	プラットフォームサービス部事業推進部 危機管理室 TEL 0570-03-9909 FAX 0570-03-9910	
ソフトバンク株式会社	地域人事総務部九州・中四国人事総務課 TEL 082-224-2300 FAX 082-224-2332	
日本銀行	鳥取事務所 TEL 0857-22-2194 FAX 0857-37-0056	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社	鳥取県支部 TEL 0857-22-4466 FAX 0857-29-3090	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会	鳥取放送局 TEL 0857-29-9200 FAX 0857-29-9220	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本通運株式会社	山陰支店鳥取営業課 TEL 0857-28-0202 FAX 0857-28-0246	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送

佐川急便株式会社	鳥取営業所 TEL 0570-01-0007 FAX 0857-53-3154	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
山陰福山通運株式会社	鳥取支店 TEL 0857-28-0221 FAX 0857-28-3637	
ヤマト運輸株式会社	津山主管支店 TEL 0868-54-1147 FAX 0868-54-7166	
日本郵便株式会社	鳥取中央郵便局 TEL 0857-22-7123 FAX 0857-21-1739	1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター TEL 0868-44-2211 FAX 0868-44-2502	1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
中国電力株式会社	鳥取支社 TEL 0857-24-2241 FAX 0857-36-7011	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取ネットワークセンター TEL 0857-39-1549 FAX 0857-39-1547	
独立行政法人 国立病院機構	鳥取医療センター TEL 0857-59-1111 FAX 0857-59-1589	1 災害時における医療救護の実施

第7節 指定地方公共機関

公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、知事が指定するもの。

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社	鳥取営業部 TEL 0857-22-5155 FAX 0857-22-5169	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日本交通株式会社	鳥取本社 TEL 0857-23-1122 FAX 0857-24-5500	
一般社団法人 鳥取県バス協会	TEL 0857-22-2724 FAX 0857-22-2726	
若桜鉄道株式会社	TEL 0858-82-0919 FAX 0858-82-0045	1 災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
智頭急行株式会社	TEL 0858-75-6600 FAX 0858-75-6601	1 災害時における鉄道による緊急輸送
日ノ丸西濃運輸株式会社	鳥取支店 TEL 0857-28-2221 FAX 0857-28-0527	1 災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人 鳥取県トラック協会	業務課 TEL 0857-22-2694 FAX 0857-27-7051	1 災害時における貨物自動車による救援物資の緊急輸送

鳥取ガス株式会社	導管保安グループ TEL0857-28-8421 FAX 0857-28-8801	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
株式会社山陰放送	鳥取支社 TEL 0857-23-5581 FAX 0857-21-0200	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビジョン放送株式会社	総務人事部 TEL 0857-27-2108 FAX 0857-27-2188	
山陰中央テレビジョン放送株式会社	鳥取支社 TEL 0857-24-2211 FAX 0857-27-7257	
株式会社エフエム山陰	鳥取支社 TEL 0857-27-9595 FAX 0857-27-9597	
株式会社新日本海新聞社	総務課 TEL 0857-21-2888 FAX 0857-21-2891	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社	鳥取総局 TEL 0857-39-1188 FAX 0857-39-1189	
株式会社鳥取テレトピア	TEL 0857-22-6111 FAX 0857-22-1456	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
日本海ケーブルネットワーク株式会社	メディア推進部 TEL 0857-21-3299 FAX 0857-39-1077	
公益社団法人 鳥取県医師会	TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578	1 災害時における医療救護の実施
公益社団法人 鳥取県看護協会	総務部 TEL 0857-29-8100 FAX 0857-29-8102	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	東部支部事務局 TEL 0857-21-5421 FAX 0857-27-5084	
一般社団法人 鳥取県LPガス協会	東部支部 TEL 0857-22-3319 FAX 0857-27-8189	1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
一般社団法人 鳥取県歯科医師会	東部歯科医師会 TEL 0857-23-3197 FAX 0857-29-0876	1 災害時における医療救護の実施 2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に 関すること
一般社団法人 鳥取県助産師会	TEL 0857-21-8119 FAX 0857-21-8119	1 災害時における医療及び助産活動に関するこ と
鳥取県農業協同組合中央会	総合企画部 TEL 0857-21-2600 FAX 0857-37-0052	1 災害時における食糧調達供給
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	総務部 TEL 0857-59-6331 FAX 0857-59-6340	1 災害ボランティアに関すること 2 避難行動要支援者避難支援センターに関する こと

第8節 その他の公共的団体

関係機関名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人 鳥取県東部医師会	TEL 0857-32-7000 FAX 0857-22-2754	1 災害時における医療救護の実施
鳥取商工会議所	TEL 0857-26-6666 FAX 0857-22-6939	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん 2 防災に関する啓発 3 被害調査に関する協力 4 小規模事業者のBCP策定支援
鳥取市東商工会	TEL 0857-23-7433 FAX 0857-23-3008	
鳥取市西商工会	TEL 0857-82-0809 FAX 0857-82-0884	
鳥取市南商工会	TEL 0858-85-1160 FAX 0858-85-1159	
鳥取いなば農業協同組合	本店総務課 TEL 0857-32-1100 FAX 0857-32-1130	1 被災者に対する物資及び融資のあっせん 2 防災に関する啓発 3 農・畜・林産物の災害応急対策 4 被害調査に関する協力
鳥取市管内の土地改良区	鳥取県土地改良事業団体連 合会 TEL 0857-38-9500(代) FAX 0857-38-9577	1 農地及び農業用施設の災害応急対策 2 被害調査に関する協力
鳥取県東部森林組合	TEL 0857-28-5751 FAX 0857-28-9180	1 防災に対する啓発 2 山林等の災害応急対策 3 被害調査に関する協力
株式会社FM鳥取	TEL 0857-37-2825 FAX 0857-36-8080	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	総務企画課 TEL 0857-30-6300 FAX 0857-30-6361	1 災害ボランティアに関すること

第3章 鳥取市の概要

第1節 位 置

鳥取市は、鳥取県の東北部に位置し、東西45.3km、南北32.6km、面積765.31km²で、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県と接し、県庁所在地として鳥取県東部広域圏の中心である。

＜鳥取市の位置＞

方 位	地 名	極度経緯度			
東 端	国府町上地	東経	134°	26′	37″
西 端	青谷町桑原	〃	133°	56′	56″
南 端	用瀬町川中	北緯	35°	16′	6″
北 端	福部町岩戸	〃	35°	34′	11″

第2節 自然条件

1 地 形

地形は、東は白山火山帯に属する扇ノ山(1,310m)が北方に伸び、摩尼山(357m)稲葉山(249m)の支脈を出し、また、西南は鷲峰山(921m)、毛無山(571m)及び高山(1,054m)が連なる低い山岳があるが、市街地の中央を南北に貫く千代川の流域は沖積土による平地であり、平地と山地が多い地形である。

鳥取平野の北方には、南北2.4km、東西16kmの鳥取砂丘があり、鳥取砂丘は、湖山砂丘、浜坂砂丘及び福部砂丘に細分できる。鳥取砂丘は起伏が大きく、最も高い部分は海拔100m近くに達する。砂丘地南方には、デルタ性沖積地がみられ、この上に自然堤防がみられる。

2 地 質

地質は、白亜紀～古第三紀層、新第三紀層及び第四紀層から成る。地質系統は、以下のとおりである。

(1) 白亜紀～古第三紀層

本層は、流紋岩質の火山岩類及びこれを貫く花崗岩に大別される。

(2) 新第三紀層

本層は、鳥取層群、迸入岩類、照来層群、鮮新世火山岩類に大別される。

(3) 第四紀層

鳥取砂丘は、島や岬など基盤岩の突出部をおおって発達した被覆砂丘であり、その構成砂層は、挟在する火山層によって、新砂丘層と古砂丘層の2つに細分される。

沖積層は、千代川、砂見川、有富川、野坂川、袋川、大路川、長柄川、大井手川等の河川に沿って発達しており、粘土を主とする層、砂及び礫から成る層、粘土及び砂から成る貝殻が混じる層、礫、砂、粘土の互層及び基盤の凝灰角礫岩と泥岩とから成る。

3 河 川

千代川の本支流は、扇ノ山、氷ノ山(通称:須賀山)(1,510m)、沖ノ山(1,318m)、三国山(1,252m)、鷲峰山等の山麓から発して北流し、用瀬町で佐治川が合流、河原町で曳田川、小河内川及び若桜谷からの八東川が合流し、市北部に入ってから砂見川、有富川、大路川、野坂川、新袋川が合流する。

長柄川が注ぐ、東西4km、南北2.4km、周囲16kmの湖山池は、湖山川から日本海に注いでいる。

また、福部町の塩見川は江川、箭溪川が合流し、降雨期には越流により付近一帯への浸水が発生する。

河川の特徴は、距離が短く急流であり、水害をもたらす要因となっている。

4 気象概況

本市の気候は、日本海型に属する。小気候区から分類すると、平野部は山陰型気候区、佐治町などの山間部は中国山地気候区に属する。

年降水量から見ると年平均気温は、平野部で14～15℃、山間部は11～13℃と海拔差は大きい、地域差は小さい。

年降水量は平野部・山間部ともに約2,000mmだが、一部山間部では2,500mmを超える。また、梅雨期や台風期その他、冬季も降水量が多くなるという特徴がある。

年最深積雪は平野部で30～40cm、山間部では40cm以上となり、多い所では100cmを超える。

5 地震災害

本市には、昭和18年9月10日の鳥取地震で動いた鹿野断層、北側には鳥取地震により生じた吉岡断層が存在する。また、その南側には岩坪断層が存在し、東側には、雨滝―釜戸断層が存在する。これら活断層は繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害発生の恐れがある。さらには、日本海側で大地震が発生した場合、沿岸を中心に津波被害の可能性がある。

6 気象災害

本市の気象災害の主たるものは、台風災害、台風以外の大雨による浸水害・洪水害・土砂災害、強風害、雪害、乾燥時の火災等が挙げられる。

昭和20年以降の災害の発生状況を見ると、年によりかなりの偏りが認められるが、台風による災害や梅雨前線等による大雨害は大体年間2～3回、強風害、雪害は年1回程度発生する。近年では、住宅地域の拡大に伴う土地造成、道路網の発達による行動範囲の拡大及び生活様式の多様化等といった要素も強く働き、災害規模が大きくなっていることは留意しなければならない。

第3節 社会条件

1 総人口と世帯数の推移

令和2年の国勢調査にみる人口、世帯数は、それぞれ188,465人(前回比:5,252人減)、77,029世帯(前回比:1,088世帯増)である。市制が施行された明治22年当時と比べると、人口で6.8倍、世帯数で12.9倍にも拡大している。昭和18年9月の鳥取地震当時と比べても、人口で4.2倍、世帯数で7.8倍となっている。なお、一世帯当たりの人員は、4.7人(明治22年)、4.5人(昭和18年)、2.8人(平成12年)、2.6人(平成22年)、2.4人(令和2年)と推移し、核家族化が進んでいる。

2 年齢別人口

令和2年の国勢調査にみる年齢別人口は、15～64歳が最も多く106,218人(57.5%)、次いで、65歳以上が54,990人(29.7%)、0～14歳が23,684人(12.8%)となっている。65歳以上人口は、前回比で3,963人増となっており、今後も高齢化が進むと予想されている。

3 産業別就業人口

令和2年の就業者数は89,928人で、最も多いのは第3次産業就業者の63,908人(74.1%)、次いで第2次産業18,149人(21.0%)、第1次産業4,258人(4.9%)である。年次別の推移をみると、第1次産業及び第2次産業就業者の減少、第3次産業就業者の増加の傾向がみられる。

第4章 鳥取市に影響のあった災害の記録

鳥取市及び鳥取県内に影響のあった過去の主な災害の概況は、資料編参照。

第1節 地震

昭和18年(1943年)3月4日・5日に鳥取沖地震(いずれも $M=6.2$)が発生。約6カ月後の9月10日に鳥取地震($M=7.2$)が発生し、県の東部と中部地域に大きな被害を与えた。特に、鳥取市は壊滅的な被害を受けた。3月の地震活動は鳥取市から東側に余震が集中的に発生し、9月の地震活動は、主な余震は鳥取市から西側の地域、特に鳥取県中部に多く発生している。

鳥取市の被害は鳥取県全体の約80%に達し、特に沖積地の被害が大きく、吉岡断層(長さ4.5km、北側は最大50cm沈下し、東方へ最大90cm動く、断層面はほとんど垂直な逆断層)や鹿野断層(長さ約8km、南西翼では北が南に対し最大75cm沈下し東方に最大150cmずれ、北東翼では南側が最大50cm沈下し、西方にわずかにずれ、断層面は $60\sim70^\circ$ で北に傾く)による家屋倒壊等の被害が生じた。

鳥取県震災小誌には、「死者1,210、重傷828、軽傷3,032、住家全壊7,164、半壊6,901、全焼183、半焼7、非住家全壊6,131、半壊7,209、全焼106、半焼3、火災による各方面の被害総額5,582,000円、道路267、橋りょう135、河川241、港湾5、その他土木関係にも甚大な被害があった。又交通網、通信網にもばく大なる被害をみた。」と記されている。

また、最近では、昭和58年(1983年)に鳥取県中部の地震($M=6.2$)、平成12年(2000年)に鳥取県西部地震($M=7.2$)、平成28年(2016年)に鳥取県中部地震($M=6.6$)が発生している。

第2節 風水被害

1 水害

平成2年9月の台風第19号により家屋浸水135戸、平成10年10月には台風第10号により家屋浸水121戸の被害を受けた。

平成16年9月の台風第21号時には千代川流域内における総雨量が、鳥取1,376ミリ、智頭206ミリ、若桜1,916ミリ、綾木2,546ミリに達し、鳥取県下における被害は、死者1名、負傷者7名、家屋の被害は一部破損2戸、浸水126戸、非住家被害1戸、田畑の被害14.5haに及び、千代川流域での家屋被害は99戸に及んだ。道路被害は97ヶ所、河川被害は216ヶ所に達し、用瀬町との境界に位置する智頭町市瀬地区においては沿川の採石場の土砂が崩落し、千代川を塞ぎ止める事態も発生した。

平成29年9月の台風第18号時には2日間の降水量が、鹿野315ミリ、佐治235ミリを記録し、また、鳥取市河原町では、最大時間雨量68ミリ(30年に一度)の強い降雨に見舞われた。この影響により、市内では、床上浸水22戸、床下浸水34戸、護岸崩落32ヶ所、道路・農地への土砂流入402ヶ所等の被害が発生し、河原町小河内地内においては法面崩落により市道が塞がれ、集落が一時孤立する事態も発生した。

平成30年7月豪雨時には梅雨前線や台風第7号の影響(6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線が7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。)により、日本付近に温かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、中・四国地方の各地で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が多発し、死傷者を伴う甚大な被害をもたらした。鳥取地方気象台は、この大雨について鳥取市南部(7月6日(金)19時40分)及び鳥取市北部(7月7日(土)6時30分)に数十年に一度とされる特別警報を発表(Jアラート起動、緊急速報メール配信等)し、最大限の警戒を呼びかけるとともに、本市で

は、住民への避難指示（緊急）を初めて市内全域に発令し、とにかく身の安全を守る行動を求めた。千代川流域では、7月5日から7日までの72時間で、流域平均累加雨量410mm、千代川の智頭雨量観測所では累計雨量483mmを記録し、これにより、千代川水系（千代川・袋川・新袋川・八東川）の袋河原水位観測所ほか3観測所において、避難判断水位を超過する洪水となった。また、行徳水位観測所における最大流量は約3,700m³/sと推測され、既往第4位（戦後第2位）を記録し、片山水位観測所（河原町）では氾濫危険水位まであと0.1mと迫る水位となるなど、市内においても越水や土砂災害等の危険性が高まり、切迫した状況となった。この影響により、市内では、住家被害32戸（床上浸水4戸、床下浸水27戸、一部損壊1戸）、公共土木・農林関係でも法面崩壊等200か所を超える被害が生じた。

令和3年7月豪雨時には、梅雨前線が山陰沿岸に停滞し続ける中で、島根県東部から鳥取県西部にかけて線状降水帯が発生し、鳥取地方気象台は「顕著な大雨に関する鳥取県気象情報」を発表し、洪水や土砂災害への警戒を呼び掛けた。本市では鹿野町で降り始めからの総雨量が450mmを超えるなど市内全域が大雨に見舞われるとともに、清水川が越水したため、吉成南町に「警戒レベル5 緊急安全確保」を初めて発令したほか避難情報を12回発令し、多くの市民に避難行動を取るよう求めた。この影響により、住家被害（床上浸水5戸、床下浸水25戸）、公共土木・農林関係でも法面崩壊等280か所の被害が発生した。

令和5年8月の台風第7号には、鳥取市佐治で観測史上1位となる1時間降水量97.5mm、3時間降水量163.5mmを観測し、鳥取地方気象台は線状降水帯の発生に伴い、顕著な大雨に関する鳥取県気象情報を発表した。その後も降雨が継続し、日降水量が鳥取市佐治で515mm、鳥取市吉方で225.5mm、鳥取市鹿野で485.5mmなど観測史上1位を記録する大雨となり、鳥取市北部及び南部の市全域に対して大雨（浸水害）特別警報（8月15日（火）16時40分）、大雨（土砂）特別警報（同日17時20分）が発表された。本市では最大限の警戒を呼びかけるとともに、「警戒レベル5 緊急安全確保」を市内全域に発令し、全市民に命を守る行動を求めた。この影響により、市内の6か所（佐治町全域、安蔵、国府町雨滝、鹿野町河内、河原町北村、河原町小河内）で孤立集落の発生、住家被害（全壊1戸、半壊2戸、床上浸水1戸、床下浸水45戸）、公共土木、農林関係でも100か所を超える被害が生じた。特に被害の大きかった佐治地域には、各部署等が迅速かつ強力に被災地の復旧・復興を推進するため現地対策本部の設置を行った。

2 土砂災害

昭和62年10月の台風第10号により、県中西部を中心に各地で山崩れや土砂崩れが発生し、鳥取市青谷町では、死者1人、全壊家屋2戸などの被害があった。

3 雪 害

平成29年2月9日から2月12日にかけての大雪（鳥取観測所／最大積雪深：91cm、最大日降雪量：65cm）により、人的被害（死者1名、負傷者18名）や住家被害が発生する災害となり、また、国土交通省をはじめ、県や本市の除雪能力を超える強い降雪が長時間継続したため、市内では、道路交通網の大規模障害、路線バス・鉄道・航空機等の公共交通機関の終日運休、広域停電（約1,200戸）、漁船の転覆（18件）、農業用ビニールハウス（84棟）の倒壊、臨時休校措置等が生じた。

令和5年1月27日から29日にかけての大雪には、市内の3か所（佐治町の一部、青谷町八葉寺、用瀬町赤波の一部）で孤立集落の発生や人的被害（負傷者1名）が発生する災害となり、広域停電（約300戸）、農業用ビニールハウス（2棟）などの被害が生じた。

第3節 火 災

昭和27年4月17日午前2時55分に吉方地内より出火した。フェーン現象により湿度がかなり低く、強い南風にあおられ、市内各所に飛火し延焼し、翌日の午前4時ごろに鎮火した。死者2人、焼失戸数5,228戸、焼失面積は市街地で111.8haとなった。

第 2 部 災害予防計画

第2部 災害予防計画

この計画は、平素から災害応急体制の整備及び住民の防災活動の環境整備を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

第1章 地震被害予防計画

この計画は、地震時における被害を未然に防止するため、危険区域の実態を把握し、所要の措置を講ずる等、地域の安全を図ることを目的とする。地震による災害は、地盤振動に伴う建築物、工作物及び人的被害や液状化による地盤・埋設物等の被害が予想されるところから、その被害を防止するための事前対策を示す。

第1節 建築物、工作物及び人的被害の予防

建築物、工作物及び人的被害の予防については、第6章、第7章及び第12章に定める。

第2節 液状化災害の予防（都市整備部）

鹿野・吉岡断層を震源とする地震が発生した場合、第4部「地震災害対策計画」に示すように液状化の危険が想定される。

地震に伴う地盤の液状化が予想される区域では、地盤対策として次のような事業の実施に努める。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 地盤改良又は建物基礎補強等の工法の実施
- (3) 液状化した場合に備えた施設の被害防止対策の実施
- (4) 液状化の基礎知識等に関する住民への広報

第3節 津波被害の予防

津波被害の予防については、第5部「津波災害対策計画」に定める。

第2章 洪水災害予防計画

この計画は、台風や集中豪雨等による洪水・浸水被害を未然に防止するため、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への対応、洪水・浸水被害を予防するための施設又は設備の整備を行い、地域の安全を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めのない事項については、「鳥取市水防計画」に定める。

第1節 洪水災害の予防（都市整備部）

1 鳥取市の河川状況

鳥取市内を流れる河川は、1級河川の千代川水系、2級河川の塩見川水系、溝川水系、内海川水系、河内川水系、永江川水系、勝部川水系、準用河川小沢見川水系、奥沢見川水系に属するものの他単独水系の普通河川があり、日本海へ注いでいる。

このうち、治水上特に重要な1級河川、2級河川及び準用河川に指定されているものは、国土交通省、鳥取県及び鳥取市が管理している。これらの河川は、海岸線までの距離が短く、急しゅんな地形のため、急流で土砂の流出も多く、ひと度、豪雨ともなれば土石を混じえた濁流となつてはん濫し、大きな被害をもたらす原因となっている。

2 治水関係事業の現況

治水を目的とする河川改修事業は、国土交通省、鳥取県、鳥取市において計画的に行われてきている。

3 市内を流れる主な河川

（1）国土交通省管理分

千代川、新袋川、八東川、袋川

（2）鳥取県管理分

塩見川、袋川、天神川、野坂川、大路川、清水川、山白川、八東川、曳田川、安蔵川、佐治川、河内川、勝部川、日置川等

（3）鳥取市管理分

江川、洗井川、前ノ川、分ノ口、旧野坂川、下味野清水川、小沢見川、大智谷川、瀬戸川、奥沢見川等

4 治山・砂防事業の推進

治山・砂防事業は、土砂災害の予防上重要な役割を担う。今後とも引き続き、上流水源から河口に至るまでの一貫した合理的な整備計画の必要性に鑑み、治山・砂防事業を推進し、災害の未然防止を図る。

なお、本市の重要水防区域は、鳥取市水防計画に示す。

第2節 減災対策協議会（統括部、都市整備部、県土整備部等）

市、国及び県等は、大規模な浸水被害に備え、国及び県の管理河川の流域治水及び減災対策協議会を構成し、相互に連携・協力の上、減災のための目標を共有するとともに、河川情報の把握や増水への対策を協議し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で洪水に備える「水防意識社会」の再構築に取り組むものとする。

第3節 市街地等浸水常襲地域の水害予防（都市整備部、下水道部）

鳥取市の市街地では、河川改修事業、公共下水道事業等の浸水対策を実施してきたが、一部の地域において浸水被害が発生している。

このため、市街地においては、浸水シミュレーションを活用した浸水地域の把握及び浸水原因の抽出により、効率的な浸水対策を推進し、併せて、現に浸水被害が発生している地域については、側溝や雨水管渠等の整備による浸水対策に取り組んでいる。

第4節 浸水想定区域における避難計画等の整備（統括部、都市整備部、下水道部、福祉部、医療対策部）

洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国及び県が指定した河川の洪水浸水想定区域において、当該洪水浸水想定区域ごとに次の各項について定める。（水防法第14条関係）

<国土交通省／千代川水系洪水浸水想定区域(想定最大規模)>

河 川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
千代川	R2. 6. 9	千代川流域で想定し得る規模の大雨（2日間の雨量：508mm）が降った時
新袋川・袋川	R2. 6. 9	
袋川	R2. 6. 9	
八東川	R2. 6. 9	

<国土交通省／千代川水系洪水浸水想定区域(計画規模)>

河 川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
千代川	H14. 1. 31 H20. 11. 14（変更） H24. 6. 21（変更） H28. 6. 9（変更） R2. 6. 9（変更）	千代川流域に毎年1/100の確率で起こるような大雨（2日間の雨量：325mm）が降った時
新袋川・袋川	H14. 1. 31 H20. 11. 14（変更） H24. 6. 21（変更） R2. 6. 9（変更）	
袋川	H20. 11. 14 H28. 6. 9（変更） R2. 6. 9（変更）	
八東川	H20. 11. 14 H28. 6. 9（変更） R2. 6. 9（変更）	

<鳥取県／洪水浸水想定区域(想定最大規模)>

河 川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
大路川	H30. 6. 5	大路川流域の24時間の総雨量：624mm
野坂川	H30. 6. 5	野坂川流域の24時間の総雨量：606mm
八東川	H30. 6. 5	八東川流域の2日間の総雨量：564mm
塩見川	H30. 9. 7	塩見川流域の24時間の総雨量：623mm
河内川	H30. 9. 7	河内川流域の24時間の総雨量：594mm
勝部川、日置川	H30. 6. 5	勝部川流域の24時間の総雨量：594mm

<鳥取県／洪水浸水想定区域(計画規模)>

河 川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
大 路 川	H21. 5. 22 H26. 4. 8 (変更) H30. 6. 5 (変更)	大 路 川 流 域 の 1 時 間 最 大 雨 量 : 67mm
野 坂 川	H21. 8. 11 H30. 6. 5 (変更)	野 坂 川 流 域 に お い て ピ ー ク 時 の 1 時 間 に 48mm の 降 雨 が あ る 場 合
八 東 川	H20. 3. 11 H30. 6. 5 (変更)	八 東 川 流 域 の 2 日 間 の 総 雨 量 : 286mm
塩 見 川	H19. 3. 22 H30. 9. 7 (変更)	塩 見 川 流 域 の 24 時 間 の 総 雨 量 : 204mm
河 内 川	H22. 6. 22 H30. 9. 7 (変更)	河 内 川 流 域 の 24 時 間 の 総 雨 量 : 300mm (昭 和 34 年 9 月 の 伊 勢 湾 台 風 に よ り 発 生)
勝 部 川、日 置 川	H20. 3. 11 H30. 6. 5 (変更)	勝 部 川 流 域 の 24 時 間 の 総 雨 量 : 178mm

1 浸水想定区域等の住民への周知

市は、洪水浸水想定区域及び雨水出水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等を記載した「ハザードマップ」や「防災マップ」を作成し、印刷物の配布、市公式ウェブサイトへの掲載等により住民に周知する。（水防法第15条、土砂災害防止法第8条、津波防災法第55条、災害対策基本法第49条の9）

2 洪水予報又は避難判断水位情報の伝達

市は、防災行政無線を始め各種情報伝達手段を効果的に活用し、洪水予報又は避難判断水位到達情報を伝達する。

なお、具体的な伝達方法については、第3部・第2章「通信情報計画」、第6部「風水害対策計画」に定める。

3 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難指示等の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施する。

なお、具体的な措置については、第3部・第7章「避難計画」に定める。

4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

（1）施設の名称及び所在地

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を定める（資料編参照）。

（2）避難確保計画の作成と訓練の実施

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の設置者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより訓練を実施する。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。なお、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等については、市長に報告する。（大規模工場等の設置者又は管理者は、利用者の避難確保計画の作成や訓練の実施に努める。）

なお、市は、地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況を把握し、その避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(3) 洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対し、洪水予報等を防災行政無線、電子メール等により伝達する。

第5節 啓発活動の推進（統括部、都市整備部）

市は、洪水災害に対する自主防災意識の啓発を図るため、防災講習会の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

第6節 ダムを活用した河川治水（都市整備部）

ダムは、河川管理上必要となる範囲で、その治水的機能を発揮している。市は、関係機関と連絡体制を密にして、災害の未然防止を図る。

〈洪水調節を用途に含む治水ダム及び多目的ダム〉

[県地域防災計画より]

名 称	設 置 者	水 系	河川名	洪水調節 以外の用途	総貯水容量 (千 m^3)	ゲートの有無
殿ダム	国土交通省 (管理含む)	千代川	袋川	不特定利水 上水道 工業用水道 発電	12,400	なし(人為操作不能)
佐治川ダム	鳥取県 (県土整備部) (管理含む)	千代川	佐治川	不特定利水 発電	2,310	あり
百谷ダム		千代川	天神川	不特定利水	280	なし(人為操作不能)

第3章 土砂災害予防計画

この計画は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等土砂災害による被害を未然に防止するため、県及び関係機関の協力を得て危険地域の把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

第1節 土砂災害危険箇所等

県は、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施している。

1 急傾斜地の崩壊の予防（都市整備部）

急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊対策事業は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図る。

(急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編参照)

2 土石流災害の予防（都市整備部）

土石流危険渓流では県を事業主体にして土石流対策砂防事業を積極的に実施しているが、危険度の高いもの及び地域住民の協力の得られるものから順次砂防指定地に編入して、砂防管理を強化し、人工的荒廃を抑制するとともに、土石流対策ダムを計画的に整備し、土石流による災害の未然防止を図る。(土石流発生危険箇所は、資料編参照)

3 地滑り災害の予防（都市整備部、農林水産部）

地滑り防止区域では、県を事業主体として地滑りを防止するための対策工事を順次実施しており、地滑りを誘発助長する行為に制限を加えて地滑りによる災害を防止するとともに、水路工、排水工、集水井工及び排土工等を中心に事業を実施し、地滑り災害の未然防止を図る。（地すべり危険箇所は、資料編参照）

第2節 山くずれ災害の予防（農林水産部）

山地災害危険地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業・斜面崩壊復旧事業及び山地災害危険地区の住民周知を積極的に行い、山地災害の未然防止を図る。（土石流発生危険箇所は、資料編参照）

第3節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、基礎調査結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、著しく土砂災害のおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は資料編参照）

第4節 土砂災害に関する情報提供

1 土砂災害の前兆現象の把握

県及び市は、住民に土砂災害の前兆現象の知識を啓発するとともに、土砂災害の前兆現象を発見した場合の連絡先を住民に周知する。（連絡先：市役所（本庁・各総合支所）又は鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所維持管理課）

2 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

市は、面積の広さ、地形、地域の実情等を考慮しつつ、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度が高まっている領域が含まれる地域等に対して、避難指示等を適時かつ適切に発令する。土砂災害警戒情報、避難指示等の情報伝達には、防災行政無線をはじめ各種情報伝達手段を効果的に活用する。

3 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

- （1）市は、防災講習の開催、鳥取市総合防災マップ等の配布、市公式ウェブサイトその他の媒体を通じて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の危険性を積極的に周知する。
- （2）市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載した市防災マップを住居区域別に市内全戸に配布し、周知を図る。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のための必要な措置

（1）施設の名称及び所在地

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂流出時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を定める（資料編参照）。

（2）避難確保計画の作成と訓練の実施

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の設置者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより訓練を実施し、作成した計画については、市長に報告する。

（3）土砂災害に関する情報等の伝達

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対し、情報、予報及び警報を電子メール、電話、ファクシミリ等により伝達する。

第5節 災害危険区域の指定及び住宅の建築の規制等による災害の予防 （都市整備部）

1 災害危険区域の指定

県は市と協議し、建築基準法第39条に基づく鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）による災害危険区域を指定する。

2 住宅の建築等の規制

指定区域では、安全基準を満たす建築物のみを許可する等、建築を抑制することで災害の防止を図る。

第4章 雪害予防計画（都市整備部、福祉部、統括部、市民生活部、情報部、医療対策部、環境部、文教部、水道部）

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ、圧雪、風雪等による家屋の被災、更には孤立集落の発生等、長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速、かつ的確な除雪作業を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めのない事項については、「鳥取市積雪対応指針」による。

第1節 除雪対策

1 実施責任者

市は、市の管理施設の除雪を実施する。除雪にあたっては、県及び地区住民等と協議し、協力を得て実施する。

2 除雪計画

市内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪を実施する。市道については、路面上の積雪が5cm～10cm程度に達したときに、次の基準により除雪を実施する。

（1）市道の除雪対象路線基準

- ア 通勤、物資輸送路の確保
- イ 学校、保育・幼稚園、市公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- ウ 通学路の確保
- エ その他緊急に必要とする路線

（2）除雪路線

- ア 市道
都市整備部で定める区間
- イ 国、県道
市内の国道及び主要な県道の優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

（3）除雪要領

- ア 毎年、除雪対象路線を指定し、市は除雪業務委託希望者と除雪委託契約を締結する。
- イ 「道路除雪計画」に基づき、除雪を実施する。

（4）重点除雪路線の設定及び豪雪時対策

豪雪時においても、市民の日常生活や産業経済活動を維持するために除雪路線のそれぞれの役割を検証し、重点除雪路線Ⅰ、Ⅱ、その他路線に分類する。

ア 重点除雪路線Ⅰ

- （ア）国道・県道で市が除雪を行う道路
- （イ）主要な幹線並びに重要な防災拠点へアクセスする市道
- （ウ）補完的な幹線並びに主要な施設へアクセスする市道及び孤立集落へアクセスする市道

イ 重点除雪路線Ⅱ

- （ア）各地区の出入り口へアクセスする市道
- （イ）保育・幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校にアクセスする市道
- ウ その他路線

上記の路線以外の除雪路線

なお、豪雪時には、（1番目）重点除雪路線Ⅰ、（2番目）重点除雪路線Ⅱ、（3番目）その他路線の順番で除雪を行い、組織的に多人数を必要とする場合は、第3部・第4章「相互応援協力計画」、同章第4節「民間団体等の活用」により実施する。

第2節 関係機関との連携

除雪対策および被害の拡大防止等のため、市は、国（鳥取地方気象台、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所等）、県、県警本部、各警察署、周辺自治体等と緊密な連携を図り、各機関の対策を把握し、情報を共有する。

第3節 交通麻痺対策

平成22年12月31日から平成23年1月2日にかけての大雪により、県中西部の国道9号線で最大22キロの大規模渋滞が発生し、約1,000台の車両が路上で立往生する状況が約42時間続いた。

また、平成29年1月22日から1月25日にかけての大雪では、鳥取自動車道の通行止めの影響により国道53号線及び373号線へ迂回した大型車両同士が幅員狭小箇所ですれ違いが困難となり、さらに2月9日から2月12日にかけての大雪では、山陰道の通行道めの影響により国道9号線へ迂回した車両のスタック発生など、幹線道路において長時間（373号線では約48時間、9号線では約23時間）にわたる大規模渋滞が発生した。鉄道でも、倒木により運行中の列車内で乗客が長時間の足止めを強いられた。

これを踏まえ、国土交通省鳥取河川国道事務所等の道路関係機関と情報の共有体制を強化し、除雪機械の増強、道の駅等での冬用タイヤ・タイヤチェーンの装着指導等により交通障害の防止を図る。なお、大規模な交通麻痺が発生した場合は、次の対策項目等を実施する。

1 道路の交通障害

- （1）渋滞等の車両運転者・同乗者に対する、毛布・食糧・飲料水等の提供
- （2）交通障害発生箇所周辺の避難場所開設。避難場所での毛布・食糧・飲料水等の提供および情報手段としての携帯電話への電源供給
- （3）交通障害発生道路沿線のコンビニエンスストア等への協力依頼
- （4）鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ポータルサイト、FM鳥取、あんしんトリピーメール、緊急速報メール等による避難場所開設等の情報提供
- （5）応急給油の対応の必要性についての検討等（県及び関係機関等への協力要請）

2 鉄道の運行障害

運行中の列車が大雪で長時間の停車を強いられる場合、JR西日本、智頭急行及び若桜鉄道と連携して停車駅周辺の公共施設等を乗客の避難場所として開設する。

第4節 停電への対応

積雪時は、倒木等により送電設備が破損し、停電が発生しやすくなる。市は、中国電力株式会社鳥取営業所と協力・連絡体制を確立し、停電情報の住民周知等について協力する。周知にあたっては、防災行政無線等の各種情報伝達手段を効果的に活用する。

また、市は中国電力からの次の要請内容に関し、必要な対応をとる。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）道路等の被災状況の情報提供

第5節 なだれ対策事業

県では、なだれによる災害から人命・集落の保護を目的としてなだれ対策事業を行っている。（なだれ危険箇所は、資料編参照）

第6節 大雪への対応

地域や住居周辺の雪への対応は、個人又は自主防災組織や町内会等の自助・共助の対応を基本として、次の対策項目等を実施する。

1 住民の対応（自助）

- （１）住居及び周辺の除雪及び屋根の雪下ろし
- （２）消火栓など消防水利の除雪

2 地域の対応（共助）

- （１）生活道路の除雪や消火栓など消防水利の除雪
- （２）自主防災組織、町内会、民生委員、消防団等による地域巡回及び相互の連絡
- （３）要配慮者世帯への声掛け、周辺の除雪や屋根の雪下ろし
- （４）避難場所に至る道路等の除雪
- （５）大雪による被害が予想される空き家、老朽家屋の把握

3 市の取組み（公助）

- （１）防災行政無線等による住民への情報伝達及び注意喚起
- （２）大雪に関する困りごと相談への対応
- （３）雪下ろし業者の紹介
- （４）ボランティアとの連携
- （５）小型除雪機貸与等による支援（鳥取市小型除雪機無償貸与制度）
- （６）市職員による除雪支援（鳥取市職員による除雪応援隊派遣実施要領）
- （７）地域コミュニティ除雪活動支援事業による共助支援

4 配備体制等

大雪警報の発表等、雪に対する警戒が必要な場合は警戒本部体制をとり、市内パトロールや大雪に対する備えを啓発する。

なお、平野部で屋根の積雪が1 mを超えるなど、大雪による被害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。また必要に応じて、消防局及び消防団の出動を要請する。

第5章 市街地等防災化計画（都市整備部、消防局等）

この計画は、土地利用の適正な規則や市街地等の秩序ある整備と、オープンスペースの確保、公共施設等の点検・整備、建築物の不燃化を進める等、発災時の危険度を低減することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

第1節 計画的な市街地の形成（都市計画法7条）

災害の危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、市街地整備の施策を進める。

都市計画においては、鳥取都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化区域に用途地域を指定している。

第2節 防火地域・準防火地域の指定（都市計画法8条・9条、建築基準法61～67条）

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進することにより、建築物の不燃化を図り、火災の危険性を回避している。

現在、防火地域（駅前集団式から県庁までの路線式）15.9ha、準防火地域（防火地域周辺を含む）542.2haを指定している。今後も市街地の形成過程に対応して、防火地域・準防火地域を積極的に指定することにより、建築物等の不燃化を図り、火災の危険性を回避、防除する。

第3節 都市施設の整備

1 街路網の整備

防災及び救急活動に対応できるよう、都市計画道路の新設及び拡幅整備を計画的に促進している。市街地等における街路は単なる交通施設にとどまらず、消防活動・延焼防止等の防災空間等数多くの機能をもつ施設であり、これらを適切に配置することにより、災害防止及び避難対策等の推進に努める。さらに、地域防災力の向上を図るため狭隘道路の拡幅やコミュニティ広場の整備に努める。

2 公園・緑地等の公共空地

市街地等における公園・緑地は日常における環境保全・レクリエーション利用・景観形成のみならず、避難場所の確保、火災延焼防止等、防災上必要不可欠な施設であり市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的に防災空地の整備を促進する。中でも、都市の防災構造を強化し、避難場所、避難路等としての機能を有する都市公園の整備に努める。

第4節 市街地等の再開発

1 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

都市計画区域内の土地については、公共施設の整備改善及び宅地利利用増進を実施することにより、既成市街地及びその周辺部において健全な市街地の形成を行い、また、道路・公園等の生活基盤施設の整備を行うことにより、防災上安全なまちづくりを促進する。

2 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

市街地において土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をすることにより、火災予防・公共空地の創出等災害危険度の低下を図る。

第5節 転倒・落下防止対策

地震動によるブロック塀、自動販売機等の転倒及び広告物、ガラス等の落下は人的被害をもたらすとともに応急対策活動の大きな障害となるため、転倒・落下防止の指導・啓発を図る。

第6節 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害からの復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間又は私人と自治体間の紛争が多発することが想定される。

市は、これらの紛争について原則介入しないが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に進むよう、あらかじめ、関係団体への要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努める。

第6章 建造物災害予防計画

この計画は、建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害の発生を防止し、防災活動や避難・収容活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

第1節 建築物の現況

本市における建築物は、鉄骨・鉄筋コンクリート造等、災害時に出火延焼防止するための耐震不燃化された建築物が増加傾向を示しているが、いまだ不十分な耐震性・不燃性の建築物があるのが現状である。このため、耐震不燃化の重要性について啓発を行い、より一層、建築物の耐震性・不燃性の強化を推進する。

第2節 不燃性及び耐震・耐火性建築物の建築促進対策（都市整備部）

防火地域、準防火地域の指定地域については、建築基準法第61条から第65条までの規定により防火の措置が行われている。

県は、建築基準法第22条の規定による22条区域として、乙地区（賀露、駅南一带）322haを指定しており、屋根の構造を規制して防火対策を講じている。

- （1）防火、準防火地域を積極的に指定して、建築基準法による規制対象とすることにより都市の不燃化を図る。また、防火及び準防火地域以外の地域においても第22条区域を指定し、建築物の不燃化を促進する。

新築、増改築等を行う建築物については、建築基準法に基づく指導を実施し、既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度、消防機関が実施する防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告表示制度等を通じて、建築物の防火を促進する。

- （2）建築物については、建築基準法及びそれに基づく関係法令により敷地、構造、設備・用途に関する基準が定められている。市は、これら基準の審査・指導に当たるとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）と協力して建築物の防災に関する診断・広報等に努める。

特に、建築物の耐震性については、建築基準法により最低限の基準が定められているが、昭和56年建築基準法改正の施行前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものもあることから、県及び市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性を周知するとともに、耐震診断及び耐震補強の技術指導等により建築物の耐震性の強化を図る。

第3節 既存建築物に関する対策（都市整備部、環境部、消防局）

1 耐震診断・改修の促進と安全対策の周知

建築基準法第12条第1項に規定する建築物で、市が指定する建築物の所有者又は管理者は、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に敷地、構造及び建築設備を定期的に調査させ、市に報告することが定められている。また、鳥取県東部広域行政管理組合消防局（以下「消防局」という。）において、消防法第4条に基づき、防火対象物について立入検査を行い、所要措置の指導等を実施している。

地震等による災害を防止し、被害を最小限度に留めるため、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、次の事項の周知に努める。なお、火災予防関係については、第8章消防計画に定める。

- （1）家具類の完全固定措置をする。
- （2）壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

- (3) 老朽した建物の耐震化にあたっては、耐震改修、取り壊し又は改築等について助言する。
- (4) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置をする。
- (5) 窓ガラスの飛散防止措置をする。
- (6) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を講ずる。

2 石綿飛散防止対策

- (1) 吹付け石綿を使用している建築物等を把握するため、アスベスト台帳を整備（更新）する。
- (2) 平時より建物所有者又は管理者に対し、建物解体等において適切な対応をとるよう法令や石綿含有建材等に関する必要な情報を提供するとともに、解体工事・建設業等の業界団体に対して、解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知する。

第4節 市庁舎の災害予防対策

災害対策本部及び支部の活動拠点となる本庁舎及び総合支所庁舎は、あらゆる災害においても機能を維持できる施設、設備等が必要である。特に、庁舎の耐震安全性の確保、電力・水道等の設備が相当期間維持できることが不可欠である。

市は、非常用電源の確保、職員用備蓄品の確保、簡易トイレの備蓄及びマンホールトイレ設備の整備に努めるとともに、音声誘導装置などの要配慮者の利用に配慮した設備の整備に努める。

また、災害時には、救援物資の供給やボランティアの受け入れなど防災拠点として必要かつ十分なスペースの確保などの環境整備に努めるとともに、災害対策業務従事者の安全確保に努める。

第5節 公共施設等の災害予防対策（都市整備部、総務部、市民生活部、福祉部、下水道部、環境部、文教部、医療部、水道部等）

公共施設は、不特定多数の者が利用し、災害時には応急対策の拠点となり、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定することもあるので、建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、消防設備等の定期的な安全点検や非構造部材の安全対策の実施に努める。

特に、消防署、水道局などの災害応急対策の指揮、情報伝達等のための施設、病院などの医療・救護施設、飲料水供給施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道施設等のライフライン施設については、災害発生後も十分な機能を確保するため、施設、設備等の整備を図る。

市は、「鳥取市公共施設再配置基本計画」（平成28年3月策定）及び「鳥取市耐震改修促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、既存建築物の更新等について計画的に検討を進める。

第6節 文教施設の災害予防対策（文教部）

1 市立学校

文教施設は、児童、生徒のみならず、地域住民が利用する機会も多く、ほとんどの施設が指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている。

したがって、昭和56年建築基準法施行令改正の施行前の建築物について、平成19年度策定の耐震化計画に基づき、改築、耐震改修工事を実施した。（平成30年12月完了）

2 国立・県立・私立学校等

市立学校に準じた対策を設置者に要請する。

第7節 社会福祉施設等の災害予防対策 （福祉部）

社会福祉施設等の耐震化、防火設備等の整備を促進する。また、入所者等が要配慮者であることから、施設ごとに避難誘導等に関する避難マニュアルを作成するとともに、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備・防災教育・防災訓練の実施を指導する。

第8節 空家等の適正管理の推進 （都市整備部）

放置された空家等が、老朽化により台風、積雪等の自然災害で倒壊するおそれがある状態、建築材等の飛散のおそれがある状態など、災害等を未然に防止するため「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「鳥取市空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空家等所有者に放置された空家等の適正管理を促す。

第9節 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化 （都市整備部）

県及び市は、地震等の災害により被災した建築物（一般住宅を含む。）が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を県の支援及び民間建築士等の協力を得て行う。

1 県

県は、被災建築物応急危険度判定を実施する技術者を確保するため、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱を定め、応急危険度判定士の養成・登録等実施体制を強化する。

2 市

市は、応急危険度判定の円滑な実施に必要な事項や実施体制をあらかじめ定めておくよう努める。

第10節 被災宅地危険度判定の実施体制の強化 （都市整備部）

県及び市は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を県の支援及び民間の被災宅地危険度判定士等の協力を得て行う。

1 県

県は、被災宅地危険度判定を実施する技術者を確保するため、被災宅地に係る鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、危険度判定士の養成・登録等実施体制を強化する。

2 市

市は、危険度判定の円滑な実施に必要な事項や実施体制をあらかじめ定めておくよう努める。

第11節 罹災証明書交付体制の整備 （市民生活部）

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすことから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

第7章 インフラ等の予防計画

災害時のインフラ等の被害は、住民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策に困難をもたらす。

インフラ等の管理者は、日頃から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。

この計画は、道路、海岸・河川、上水道・簡易水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄道、港湾・漁港、空港、病院等各種公共施設ごとに災害に強い構造の設計指針を検討し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害が最小限にとどまるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

第1節 道路施設（都市整備部、鳥取県、国土交通省）

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障をきたす。このため、道路施設が災害時において、その機能を十分に発揮できるようにするため、道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路、その他防災上必要な道路を、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、その整備・強化に努める。また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、災害に強い構造とし、災害時の交通・輸送機能の確保を図る。

1 道路の整備

災害による道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。このため道路管理者は、管理道路について法面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所の指定を行い、緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次、対策工事を実施する。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

2 橋梁（横断歩道橋）の整備

「道路橋定期点検要領」（令和6年3月）、横断歩道歩道橋定期点検要領（令和6年3月）、「道路橋点検必携 平成27年度版 ～橋梁点検に関する参考資料～」（平成27年4月）、「道路橋示方書Ⅴ 耐震設計編」（平成29年11月）を準用し、定期点検を実施し、健全度Ⅲの橋梁に対し、改築、修繕、補強等対策工事を実施する。また、橋梁の新設にあたっては、落橋防止構造を備えた橋を建設する。

3 トンネルの整備

「道路トンネル定期点検要領」（令和6年3月）を準用し、トンネルの定期点検を実施し、健全度Ⅲ、Ⅳのトンネル梁に対し、改築、修繕、補強等対策工事を実施する。

4 市街地における防災

道路管理者及び占用業者は、市街地の防災空間を確保するため、電線類の地中化を積極的に推進する。また、道路管理者は、道路と生活インフラが連携した復旧が行えるよう、平時から上下水道、インフラ事業者との連携に努める。

5 道路情報の充実

道路管理者は、迂回ルートの設定及び運用について道路情報を的確に伝達するため、主要地点に交通情報板を設置し、情報提供の充実を図る。

第2節 海岸・河川（都市整備部、鳥取県、国土交通省）

1 海岸

海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を整備し、また、傾斜護岸等により整備を進め、水害を防止する。このほか、水門、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築、整備を促進する。

2 河 川

水門、樋門等で耐震性の劣る施設については、次のとおり改築、整備を図る。

(1) 堤防の補強

老朽化の著しい堤防については、護岸等の補強を進める。

(2) 水門、樋門の改築

老朽化による機能低下が著しい河口部の水門は、改築を進める。

3 親水公園

県は急激な水位上昇の可能性のある市内の県管理河川の親水公園について、注意喚起看板を設置するとともに、このうち短時間で水位上昇が著しい又は、利用者が多い親水公園については回転灯及びサイレン等による現地警報発令システムを整備し、水難事故防止体制を図る。

(1) 警報発令システムの概要

親水公園内警報発令システムは、気象庁発表の大雨、洪水の注意報・警報、降雨予測値を県庁で受信し、各親水公園に対して急激な水位上昇の危険性を判断し、危険性がある場合、現地警報局から、回転灯及びサイレン等による注意喚起を行い、親水公園利用者の安全を確保する。

(2) 警報発令の基準

発令条件	発令条件の詳細
雨 量	1時間後の予測雨量により急激な水位上昇が見込まれる場合
注意報	気象庁発表の大雨・洪水注意報発令時
警 報	気象庁発表の大雨・洪水警報発令時

＜急激な水位上昇の可能性のある親水公園＞

親水公園名	所在地	河川名	看板設置	現地警報発令システム
河原湯谷公園	河原町湯谷	曳田川	○	○
鹿野河川公園	鹿野町鹿野	河内川	○	○
河内上条親水公園	鹿野町河内上条	河内川	○	○
殿ダム親水広場	国府町楠城	袋 川	○	—
下砂見せせらぎ広場	下砂見	砂見川	○	—

第3節 上水道 (水道部)

災害による水道施設の被害を防止・軽減するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、安全性の強化に努め、災害時における飲料水の確保、復旧体制の確立を図る。

1 施設の耐震化

水道施設への被害を最小限に止めるため、施設の新設拡張、改良等の際には耐震化を図る。

また、管路の新設・更新の際に耐震管を布設し、管路全体の耐震性向上を進める。

2 施設の安全性の強化

災害による水道施設への被害を最小限に止めるため、浄水場等では自家発電設備を整備しており、今後更に施設整備の強化を図る。また、浸水による被害の可能性のある水源地は安全性を高める施設整備を進める。

3 飲料水の確保

水質事故や災害対策として、配水池に計画一日最大給水量の12時間分の有効容量を確保するため、安定した配水池増強整備を進める。また、配水系統間の相互連絡により飲料水の融通を可能とするよう施設整備を図る。

4 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

災害発生時に応急給水を行うため、避難所などの中から水道施設の耐震化状況等を考慮して応急給水拠点を選定している。応急給水拠点までの管路は耐震管で整備しており、応急給水拠点は、復旧までの間、飲料水を供給するとともに、その他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点にもなる。救急指定病院などの応急給水施設では、飲料水と医療用水を供給する。また、応急給水活動に必要な給水車や組立式給水タンク、飲料水供給栓、非常用飲料水袋等資機材の整備拡充を図る。

5 非常時の協力体制の確立

水道施設が災害を受けた場合、給水機能の停止又は施設の復旧が困難な場合が想定されるため、近隣市町村、鳥取県及び関係機関等への応援要請など非常時の協力体制を確立する。また、配管図面台帳等、非常時に必要なものも併せて整備する。

第4節 井戸の活用

市及び県は、災害による断水が発生した際に、被災者が生活用水として無償で井戸水の提供を受けられる「災害時登録井戸」の登録・普及を図る。

第5節 下水道（下水道部）

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努める。

1 管渠

地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に老朽化の著しいものから補強する。さらに防災拠点や避難所等と処理場を接続する管渠や緊急輸送路、軌道下に埋設されている管渠等の耐震化を行い、震災時の汚水の流下機能の確保を図る。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討して計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、マンホールの浮上対策や、接合部に伸縮継手を使用するなど、耐震性を考慮した工法を採用する。

2 ポンプ場、下水終末処理場

ポンプ場又は下水終末処理場と下水道管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」の基準に従い、災害に強いバランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。さらに既存施設の耐震化を図るとともに、防災拠点や避難場所等として利用を図る。

台風などの風水害により、中国電力(株)からの電力供給停止時を想定し、主要な施設には自家発電設備を整備している。今後は、揚水設備、樋門設備等とともに、老朽化に伴う機能低下を点検等により把握し、計画的な施設機能保全を行う。

3 非常時の協力体制の確立

下水道施設の被災により排水機能の停止又は施設の復旧が困難な場合が想定されるため、県、近隣市町村、中国・四国ブロック災害時支援連絡会及び日本下水道事業団等へ応援要請など、非常時の協力体制を確立する。そのため、事前に下水道台帳、施設図面等を整備し、応援要請手続きを明確にするとともに、必要な応援協定等を締結する。

第6節 電力施設（中国電力ネットワーク(株)及び中国電力(株)）

災害時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生時に各施設の機能を維持するため電力設備の防護対策に努める。

1 設備面の対策

(1) 発電設備（中国電力（株））

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされており、主要設備及び主要機器にほとんど被害は生じないと考えられるが、過去に発生した地震や風水害に伴う被害の実態等を考慮し、耐震性の確保等各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 変電設備（中国電力ネットワーク（株））

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされており、主要設備及び主要機器にほとんど被害は生じないと考えられるが、過去に発生した地震や風水害に伴う被害の実態等を考慮し、耐震性の確保等各設備の被害防止対策を講ずる。

(3) 送・配電設備（中国電力ネットワーク（株））

災害時の地盤の不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による防災対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力さける。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材

イ 各種工具

ウ 無 線

エ 車 両

オ 食糧その他の物資

3 要員の確保

災害時に備え、要員の確保体制を確立する。

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備強化

第7節 ガス施設（鳥取瓦斯(株)）

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する設備に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるため、災害時におけるガス供給の確保を図り、また都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害時の被害拡大防止のため、以下の対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 製造設備

ア 耐震性の維持強化

イ 緊急遮断弁の設置

ウ 防火、消火設備の充実

- エ 保安電力の確保
- (2) ガスホルダー及び導管
 - ア 耐震性の維持強化
 - イ 緊急遮断弁及び放散弁の設置
 - ウ 導管のブロック化

2 通信設備の整備、地震計の設置

- (1) 保安無線通信設備の整備・充実
- (2) 供給区域内の震度情報を収集するシステムの整備

3 マイコンメーターの設置の推進

地震などの異常時に自動的にガスを遮断するマイコンメーターの各家庭への設置の推進

4 復旧体制の整備

- (1) 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロック化の推進
- (2) 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備強化
- (3) 復旧用資器材、食糧、衣料品等の確認、点検及び整備
- (4) 教育・訓練の充実
- (5) 需要家に対する災害時の処置に関する広報活動の推進

第8節 電気通信施設（西日本電信電話株式会社ほか）

災害による電気通信施設の損壊等の防止対策及び線路の複数ルート化など通信網の整備を行うとともに、復旧体制を確立し、災害時の通信の確保に努める。

1 設備面の対策

- (1) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 主要な伝送路の地中化を推進するとともに、多ルート構成あるいは2ルート構成とする。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

2 体制面の対策

- (1) 災害対策用機器及び車両の整備
 - 災害対策用機器及び車両等の点検・整備
- (2) 災害時措置計画
 - ア 重要通信の確保（災害時優先電話）
 - イ 輻輳緩和措置（災害用伝言サービス）
 - （ア）災害用伝言ダイヤル（171）… 固定電話、携帯電話等
 - （イ）災害用伝言板（web171）… インターネット
- (3) 動員計画
 - ア 社員の非常配置
 - イ 社員の非常招集の方法
 - ウ 関係機関相互間の応援の要請方法
- (4) 広域災害時における応援計画
 - 大規模地震等により、市街地又は広範囲な地域において被害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、工事請負業者等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について事前に計画を作成する。
- (5) 他の機関に対して、次の事項について応援の要請又は協力を求める。
 - ア 要員対策
 - 工事請負業者等の応援

イ 交通及び輸送対策

(ア) 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通規制又は輸送制限に係る特別許可の申請

(イ) 災害時等の緊急輸送のための輸送業者の協力あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

ウ 電源対策

電力会社に対する商用電源確保の協力要請並びに予備エンジンの燃料、冷却水等の確保及び輸送に関する関係業者等への要請

(6) 防災に関する教育、訓練

災害応急対策的的確・迅速な遂行及び社員の安全確保のため、防災に関する教育・訓練を実施する。

第9節 鉄 道 （西日本旅客鉄道(株)）

各線区における災害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため次の対策を講ずる。

1 鉄道施設等の耐震性の向上

耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

- (1) 橋梁の維持、補修
- (2) のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- (3) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (4) 建物の維持、修繕
- (5) 通信設備の維持

2 雨量計、地震検知装置等の整備

既設設備の改良及び増設により災害発生時における早期点検体制の確立を図る。

3 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、また信号等を発することにより停止させる装置を整備し、列車運転の安全を確保する。

4 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備充実を図る。

5 復旧体制の整備

被災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) クレーン車、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の防災資機材の整備
- (3) 防災知識の普及
- (4) 列車及び旅客等の取扱い方についての広報
- (5) 救護体制等の整備

第10節 港湾・漁港

港湾・漁港施設は、災害時の応急対策において重要な役割を果たし、その中でも特に、岸壁等係留施設は、緊急救援物資や応急復旧資機材の陸揚げ等に重要な施設である。例えば、陸上輸送路が地震による被害を受けた場合は、緊急時の外部との物資の大量輸送には海上輸送が重要な役割を果たすことになる。

そこで、市は、各漁港の整備を推進するとともに、鳥取港等については、岸壁の液状化対策工事等を行う等大規模な地震に対する耐震性を備えた港湾施設の整備を推進していくよう県等と協議する。

第11節 空 港

鳥取空港については、被災状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、施設の耐震化及び安全化の整備を推進する。

被災した場合であっても、県内空港が同時被災するおそれは低いため、県では使用可能な空港を輸送拠点として活用することで空路の確保を図るものとしてあらかじめ利用計画を講じておくこととしている。その際、輸送拠点からの陸路等による輸送手段を併せて確保することとしている。

また、災害に備え、県では空港で救援物資等を一時的に保管できるよう一時集積場を確保する等の体制整備、救援物資輸送等のため空港運用時間外でも発着できるように空港利用の方法についても事前調整を図ることとしている。

第12節 病 院 （医療部）

医療部（鳥取市立病院）は、災害時においても、入院患者、外来患者及び災害による負傷者等に対する医療を確保するため、施設、物資及び職員配備体制等の整備を図る。

1 施設の耐震性

市立病院は平成7年竣工であり、十分な耐震性を有する。

2 ライフラインの途絶への対応

医療に必要な電気・水の途絶への備えは、次のとおりである。

（1）停電時

自家発電設備整備及び燃料の備蓄。

（2）断水時

受水槽及び高架槽に市立病院の1日の使用量の水を保有。また、病院正面入口付近に耐震送水管による応急給水栓の設置。

3 食糧、医薬品等の確保

災害時の食糧及び医薬品等の供給の途絶に備え、次のとおり備蓄を行う。

（1）食糧

アルファ化米、缶入りパン及び飲料水を3,000食、その他通常の給食に使用する食材のうち米、乾物、調味料等の保存期間が長いもので3,000食。

（2）医薬品及び診療材料

入院患者用5日分、受入患者用3日分。

4 通信の確保

災害時の電話、インターネット回線等の途絶に備え、市災害対策本部等との情報伝達手段として、市移動系防災行政無線携帯機の貸与を受けるほか、衛星電話を活用する。

5 災害対策マニュアルの整備

災害対策マニュアルのほか、職員の配備体制、緊急連絡網、行動マップ、初動フロー、名簿等災害に必要な各種書式などを作成する。

第8章 消防計画（統括部、消防局、消防団）

この計画は、消防局及び鳥取市消防団が一体となって、消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 消防組織及び施設の整備充実対策

1 消防組織

消防団員の確保については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、鳥取市の実情に応じて組織を整備するとともに、地震時の同時多発火災に備え、緊急時に消防団員が速やかに参集し、体制がとれるよう次の計画を作成し、育成強化を図る。

（1）人員計画

（2）組織分掌計画

鳥取県東部広域行政管理組合消防組織図及び鳥取市消防団組織図のとおり。

（3）消防団の編成計画

鳥取市消防団出場区分及び緊急通報連絡系統図のとおり。

2 消防施設等の整備充実

消防施設等整備計画に基づき、引き続き整備充実を図る。それらの現況は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防車両等配置数、消防団車両等保有状況及び消防水利施設状況のとおりである。

消防団格納庫及び消防局（署・所）の建物は、災害時に重要な拠点となることから、耐震性を備えたものとする。

（1）資機材、装備

市は、消防団の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の更新及び装備の充実に努める。

（2）消防水利

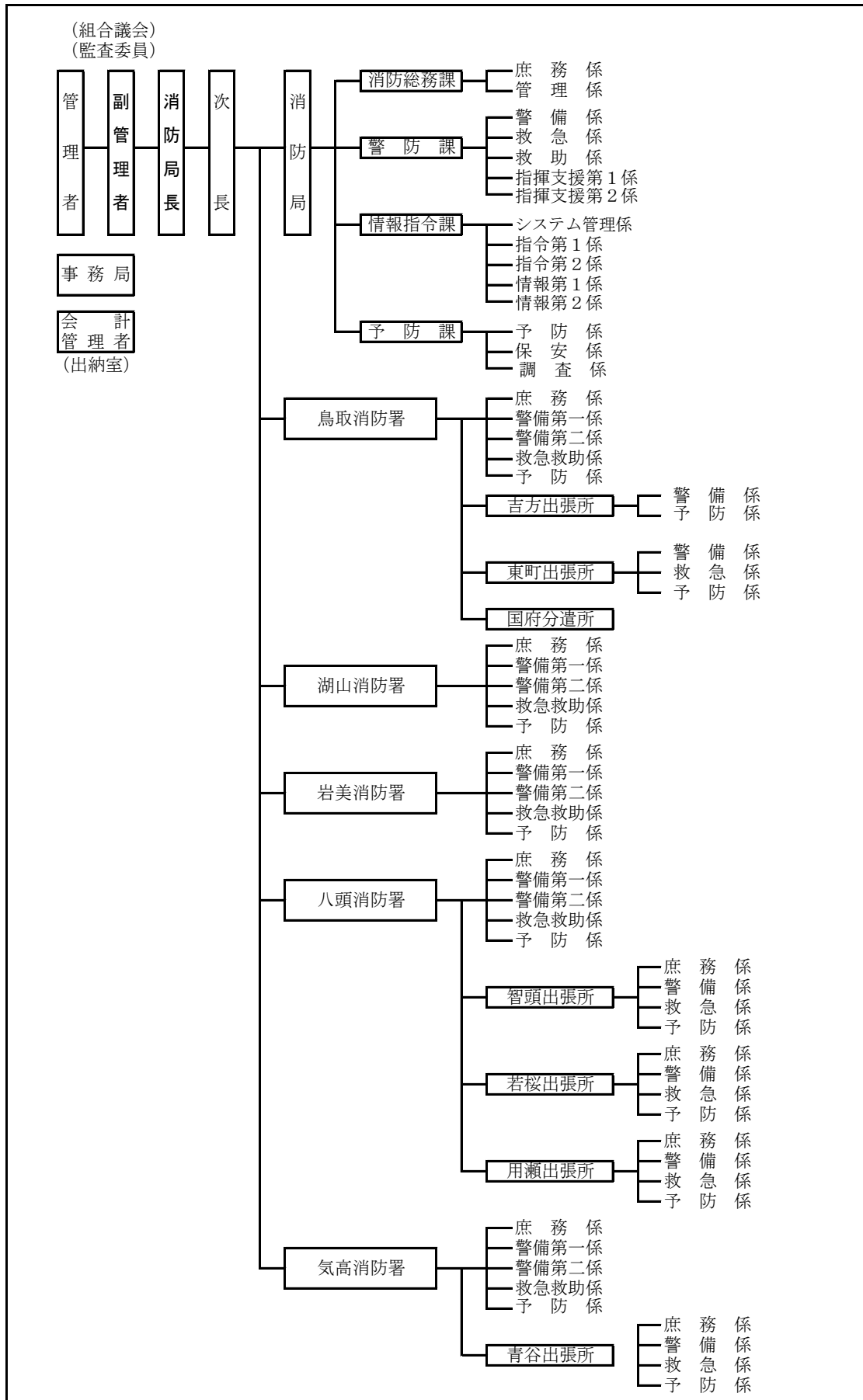
市は、消火栓の新設及び改良とともに、防火水槽・耐震性貯水槽・防火井戸の設置、海水・河川水等の自然水利及び水泳プール・ため池等の活用により消防水利の多様化、適正配置に努める。

3 自衛消防組織の強化

消防局は、火災の公共危険性にかんがみ、防火対象物及び危険物施設等の自衛消防組織の強化を推進し、指導する。

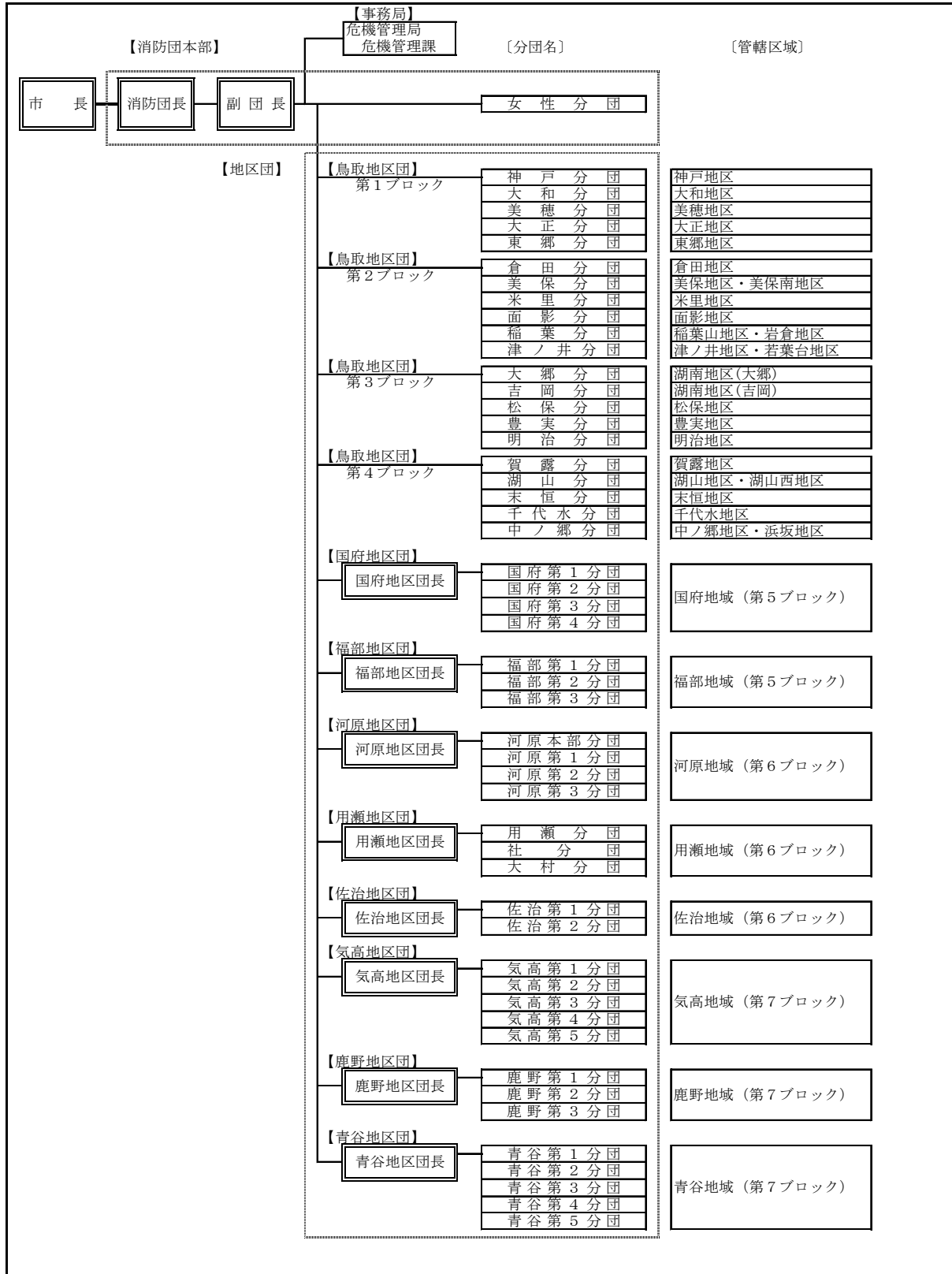
4 火災の早期覚知体制の確立及び住宅用火災警報器の設置推進

消防局は、関係施設からの火災の早期覚知、通報体制を確立する。また、住民が居住する住宅においては、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進する。

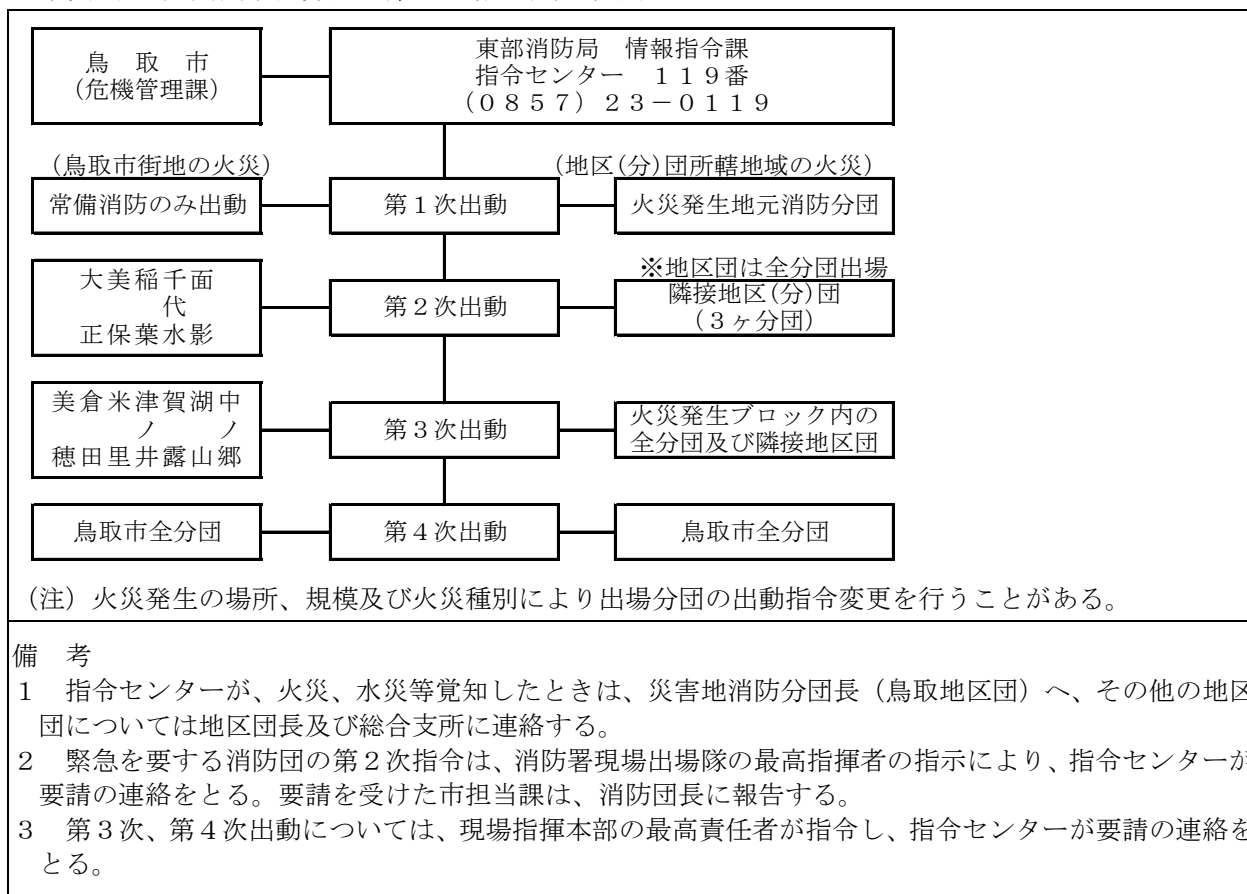


＜鳥取市消防団組織図＞

(令和6年4月1日現在)



＜鳥取市消防団出場区分及び緊急通報連絡先系統図＞



〈消防局消防車両等配置数〉〔消防年報より〕

(令和6年4月1日現在)

車両別 所属別	総 数	消 防 ポ ン プ 自 動 車	水 槽 付 消 防 自 動 車	は し ご 付 消 防 自 動 車	化 学 消 防 自 動 車	救 助 工 作 車	救 急 自 動 車	指 揮 車	査 察 広 報 車	連 絡 車	資 機 材 搬 送 車	支 援 車	特 殊 災 害 車	燃 料 補 給 車	抛 点 機 能 形 成 車	小 型 動 力 ポ ン プ
消 防 局	11						1	2	3	3	1				1	
鳥取消防署	12	2	1	1	1	1	2	1	1				1			1
本 署	6	1	1				1		1			1				1
東町出張所	3	1	1													1
吉方出張所	5	1					1		1					1		1
国府分遣所	7	1	1	1	1		1	1								1
湖山消防署	6	1	1				2	1								1
岩美消防署	6	1	1			1	1	1								1
本 署	5	1	1				1		1							1
智頭出張所	5	1	1				1		1							1
若桜出張所	5	1	1				1		1							1
用瀬出張所	5	1	1				1		1							1
気高消防署	5	1	1				1	1								1
本 署	5	1	1				1		1							1
青谷出張所	81	13	11	2	2	2	14	7	10	3	1	1	1	1	1	12
計																

〈消防団車両等保有状況〉

(令和6年4月1日現在)

区分	普通消防 ポ ン プ 自 動 車	小型動力 ポ ン プ 積 載 車	小型動力 ポ ン プ	広 報 車	消 防 団 車 庫
鳥取市	B 1 以上 4 2	1 1	3 8	2	5 1

〈鳥取市消防水利施設状況〉

(令和6年4月1日現在)

区分	計 (A) + (B)	消火栓 (A)	防火水槽 (B)			
			100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
鳥取市	6, 3 3 4	5, 8 6 9	4	1 8	3 7 6	6 7

第2節 消防活動の障害の除去

災害時に被害の集中が予想される区域においては、消防活動の障害要因の除去に関して予め関係機関と協議し効果的な消防活動に備える。

第3節 日常的な防火教育・広報の推進

平素より、県・市・消防局・消防団等は、連携を強化し、住民に対する防火教育・広報の推進を図る。

1 一般家庭に対する指導

(1) 市、消防局、消防団等は、広報活動及び各種会合等において消火方法等を実地指導することにより、火災の防止及び消火の徹底を図る。

- (2) 市、消防局、消防団等は、地震時の火気の取扱い、住宅用火災警報器の有効性、地震発生時に自動的にガスを遮断するガスのマイコンメーターの機能、初期消火の重要性等を啓発する。

2 防火管理者等の教育

県及び消防局は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士等の講習において、災害時の防火防災対策、施設や設備等の対応等について指導する。

第4節 予防査察対策

1 立入検査等

消防局又は消防団は、火災予防のために必要があるときは、あらゆる仕事場、公衆の出入りする場所その他の関係のある場所の立入検査、また、火災予防運動等の機会を捉えて住宅等を訪問し、火災予防上の指導を実施する。立入検査の主眼点は、概ね次のとおりである。

- (1) 消防用設備等の設置及び管理状況
- (2) 火を使用する設備、器具並びにその使用に際して、火災の発生するおそれのある設備、器具の位置及び構造並びに管理状況
- (3) 危険物製造所等施設の貯蔵又は取扱い状況
- (4) 指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱い状況
- (5) 残火、取灰等のあと始末及び火災に関する情報の発令下における火の使用制限
- (6) 住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する指導

2 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

3 防火対象物の防火対策

防火対象物の関係者に対しては、消防法の規定により防火管理者を定めさせ、当該防火対象物の消防計画を作成させるとともに、次の事項を実施させる。

- (1) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (2) 消防用設備等の点検及び整備
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

第5節 地域住民に対する自主防災体制の確立

災害発生時における出火防止や初期消火活動は、消防活動の第一段階として重要であるが、災害発生時の消防機関の対応には限界がある。このため、地域住民が主体的に活動する体制を整備する必要があり、自主防災組織の育成を図る。

なお、自主防災組織の育成、整備については、第13章及び第14章に記述する。

第9章 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物資の性質上、地震等によって火災等が発生した場合、燃焼の速さから周辺に及ぼす影響が非常に大きく、甚大な被害を生じる可能性がある。この計画は、危険物、高圧ガス、火薬等爆発物による人命、建造物等の災害を予防するため、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者の協力を得て、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

第1節 危険物等に係る災害予防（消防局）

消防局は、危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者に対し、消防法又は鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例で定める技術基準を遵守するよう指導する。

1 危険物製造所等の維持、管理

危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、位置、構造及び設備が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合するように維持することについて指導する。

2 立入検査の実施

危険物製造所等及び消防局長の承認を受けて指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う全ての場所（以下「承認を受けた場所」という。）に対し必要に応じ立入検査等を実施し、それらの所有者、管理者又は占有者に対し、貯蔵又は取扱いに係る基準及び技術上の基準を遵守するよう指導する。

3 危険物製造所等における安全確保

危険物製造所等及び承認を受けた場所における危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保について、次の項目を指導する。

- (1) 危険物保安監督者及び危険物取扱者（以下「危険物保安監督者等」という。）による適切な業務の励行
- (2) 危険物保安監督者等による取扱い作業時における安全管理の励行
- (3) 危険物保安監督者等による施設点検の励行
- (4) 消火、警報設備の維持及び点検
- (5) 保安教育の実施
 - ア 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者を対象とする保安教育を実施するよう指導する。
 - イ 自衛消防組織の設置や予防規程の制定を要する危険物製造所等については、災害防止対策に万全を期するとともに、定めた内容に沿った訓練等を実施するよう指導する。
- (6) 地震、津波に対する危険物製造所等の防災対策
 - ア 耐震構造等の防災措置については、適切にこれを維持、管理するよう指導する。
 - イ 地震、津波に関する防災教育及び訓練の実施について指導する。
- (7) 自衛消防組織による保安体制
 - ア 自衛消防組織を要する危険物製造所等において（二以上の事業所間において相互応援に関する協定を締結している場合を含む）は、石油コンビナート等災害防止法に沿った適切な人員数と化学消防車台数による編成を維持するとともに、火災、その他の災害発生時に適切な消防活動が実施できる体制について万全を期するよう指導する。
 - イ 前項において、消火活動の実施に必要な消火薬剤及び器具については、必要に応じ定期的に更新する等の維持、管理をするよう指導する。
 - ウ 防災資機材の整備に努めるよう指導する。

4 危険物運搬時における安全確保

- (1) 危険物の運搬容器、積載方法、運搬方法についての基準を遵守するよう指導する。

- (2) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合、当該危険物の性質に応じた消火設備を備えるよう指導する。
- (3) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗を考慮するよう指導する。

第2節 高圧ガスに係る災害予防 (鳥取県)

1 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 立入り検査等の実施

- ア 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。
- イ 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。
- ウ 高圧ガス施設及び容器製造者、消費者について必要に応じ立入り検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。
- エ 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

(2) 定期的自主検査等の実施

- ア 高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。
- イ 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ関係者に周知させる。
- ウ 高圧ガス製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第3節 都市ガスに係る災害予防 (鳥取県)

1 災害予防対策の推進

ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため関係保安法規等に基づき、次の措置を講ずる。

(1) 製造設備に対する保安対策

ア 設備建設時の措置

設備の建設に当たっては計画、施行、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準に従って実施する。

イ 設備の点検、整備及び運転

設備の点検、整備を定期的の実施するとともに、日常の運転は操作基準に従って行う。

(2) 供給設備に対する保安対策

ア 供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導管の整備に努めるとともに、ガスの取扱い等につき絶えず住民にPRし、防災知識の向上に努める。

イ 住民等がガスもれを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察若しくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 復旧を迅速に行うためのブロック化の推進を図る。

エ ガス事業者は、災害時の緊急出動体制を整える。

(3) ガス導管の他工事に起因する事故防止対策

他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては、情報の収集を図り他工事業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について協議並びに現場に立ち会う等、適切かつ確実にガス導管の安全を図る。

ア ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布する。

イ 他工事業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は、工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打ち合わせを行いあるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努める。

2 ガス爆発事故防止等の連絡体制

- (1) 水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先立ちガス事業者と連絡する。
- (2) 地下掘削工事を行う者は、施工時にはガス事業者と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努める。
- (3) 地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに事故防止対策につき相互協調が得られる措置を講ずる。

第4節 火薬類に係る災害予防（鳥取県、消防局）

1 災害予防対策の推進

県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 立入検査等の実施
 - ア 毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施する。
 - イ 火薬類の消費現場に対する立入検査（審査における事前調査を含む）を実施する。
- (2) 自主検査の実施
 - 火薬類の所有者に対し、火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。
- (3) 取扱者の教育
 - ア 火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。
 - イ 火薬類取扱者に対する防災教育・防災訓練を実施、推進する。
 - ウ 火薬類の災害時応急体制を整備するよう指導する。

第5節 毒物・劇物事故災害予防（鳥取県）

1 災害予防対策の推進

- (1) 県は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。
- (2) 県は、毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (3) 県は、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。
- (4) 毒物・劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、災害発生時の初動体制及び組織について整備する。

第10章 避難所等整備計画（総務部、市民生活部、情報部、福祉部、文教部、消防局等）

この計画は、災害発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、住民が避難することができる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）並びに避難体制の整備を推進することを目的とする。

第1節 避難所等の整備

1 避難所等の整備

市は、想定される災害、人口等、地域の実情に即した避難所等の選定を行い、災害時の避難体制を整備する。なお、住民は「自らの安全は自ら守る」という防災の原点に立ち、日頃から身の回りの安全対策、防災訓練への参加等の防災対策に努め、自主防災組織、消防団、自治会は、市及び消防局等の協力を得て、地域ごとに安全な避難所、避難ルートの点検、確認及び住民への周知に努める。

また、市は、新型インフルエンザ等の新規感染症流行時には、避難者の受入に、区画、部屋等が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

2 整備する避難所等の種類

（1）緊急避難場所

災害時等に、一時的に退避して身の安全を確保する施設又は場所

ア 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

想定する災害の種類ごとに市が指定する施設又は場所

イ 津波避難ビル

津波から避難するときで、時間的に津波浸水想定区域外への避難が難しい場合又は周りに高台等がない場合に、緊急避難する施設

（2）避難所

避難のための立退きを行った住民や滞在者又は家屋の倒壊・焼失などで住む家を失った住民が、危険性がなくなるまでの間又は新しい住まいが決まるまでの間、一定期間宿泊・滞在する施設。在宅者に対しては必要な物資を供給する拠点となる場所

ア 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

想定する災害の種類を問わない市が指定する施設

イ 福祉避難所

要配慮者等、避難所での生活に特別な配慮を必要とする者の滞在場所として、市が指定する施設

3 想定する災害の種類

（1）洪水

（2）土砂災害

（3）地震

（4）津波

（5）大規模な火災

4 指定緊急避難場所の基準

（1）共通基準

ア 公共施設又は場所

イ 場所にあつては、概ね1,000㎡以上の有効避難面積を有する（（6）を除く）もの

（2）洪水に対する基準

ア 洪水浸水想定区域外

イ 洪水浸水想定区域内の施設にあつては次の基準全てに適合すること

- (ア) 安全な構造で堅牢な建築物 (※1)
- (イ) 想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースを有する
- (ウ) 前号に掲げるスペースまでの避難上有効な階段その他の経路がある
- (3) 土砂災害に対する基準
 - ア 土砂災害特別警戒区域外
 - イ 土砂災害警戒区域外
 - ウ 土砂災害危険箇所外
- (4) 地震に対する基準
 - 施設にあっては耐震性の基準を満たしているもの (※1)
- (5) 津波に対する基準
 - ア 津波浸水想定区域外
 - イ 施設にあっては耐震性の基準を満たしているもの
- (6) 大規模な火災に対する基準
 - ア 概ね10,000㎡以上の有効避難面積を有する場所
 - イ 比較的人口密度が高い地域又は都市機能が複雑な地域

5 指定避難所の基準

- (1) 耐震性の基準を満たしている施設 (※1)
- (2) 安全区域にある施設 (※2)
- (3) 公共施設で、概ね150人以上の避難者を収容可能な施設
(収容人員数は、有効面積を概ね1人当たり 3.5 ㎡として算定)

6 その他の施設又は場所の基準

- (1) 福祉避難所
 - ア 耐震性の基準を満たしている施設 (※1)
 - イ 安全区域にある施設 (※2)
 - ウ 平常時から要配慮者が利用している施設
(社会福祉施設、特別支援学校等)
- (2) 津波避難ビル
 - ア 24時間利用可能
 - イ RC又はSRC構造
 - ウ 津波に対する構造安全性のある建物が望ましい
 - エ 想定される津波の水位が属する階の2階上以上の高さに避難スペースを有する

〈想定浸水深と指定避難場所の関係〉

浸水深	緊急避難場所
2 m未満	3 階以上の建物
2 m以上 5 m未満	4 階以上の建物
5 m以上 10m未満	6 階以上の建物

- オ 位置を指定 (例：〇〇小学校校舎 2 階以上)
- (3) 広域防災拠点
 - 大規模な災害が発生した時に、物資輸送や応援機関の活動拠点となる場所
 - ア 概ね20,000㎡以上の有効面積を有する場所
 - イ 地理的に広域防災拠点としての機能を有する
- (4) 近隣避難場所
 - 地元が所有又は管理する施設

7 用語の整理

- (1) 耐震性の基準を満たしている施設（※1）
 - ア 新耐震設計基準（昭和56年5月30日施行）に適合している建築物
 - イ 耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物（ I_s 値 ≥ 0.6 ）
- (2) 安全区域にある施設（※2）
 - ア 洪水浸水想定区域外の施設
 - イ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所外の施設
 - ウ 津波浸水想定区域外の施設

8 民間施設の利用

- (1) 地域の実情を考慮し、市以外の者が所有する施設を避難所等に指定する場合には、施設管理者の承諾を得る。
- (2) 災害の状況によっては、公的宿泊施設、旅館及びホテルの借上げを検討する。

9 地域住民による自主的な避難所（支え愛避難所）の開設

- (1) 避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるため、地域で管理する集会施設等を活用して、住民が自主的に開設した避難所を「支え愛避難所」という（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例第2条第9号）。支え愛避難所を開設した際、その開設者は、市へ連絡を行う。

なお、支え愛避難所は、災害対策基本法に基づく指定行為を行う避難所ではないため、住民は支え愛避難所への避難に備えて食料、飲料水その他の生活必需品を平時から備蓄し、運営体制の構築など自助及び共助の取組みに努めることとする。

- (2) 市は、地域住民による支え愛マップづくりの過程を通じて支え愛避難所として想定される地域の集会施設等の確認を行い、当該施設の安全性について助言を行う。また、市は避難所開設訓練等を行う自主防災組織を支援する。

10 市が開設する自主的な避難所

市は、台風の上陸・接近や線状降水帯の発生のおそれがある場合、その後の気象状況などを考慮して「自主避難所」を開設する。

自主避難所は、災害対策基本法に基づく指定行為を行う避難所とは異なり、自宅に居ることに身の危険を感じる、又は安全を確保するための適切な場所が確保できない人で、事前の避難を希望する人を対象に開設するものとする。

11 避難所等の機能の充実

避難所等の機能的運営ができるよう、避難所等に必要な設備等の配備に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性への配慮、災害関連死の防止の観点から避難所生活環境の向上に留意するものとする。

(1) ユニバーサルデザイン

避難所等の各施設の設置者等は、バリアフリー化、多言語対応、障がい者に配慮した案内板や男女別のトイレなどの整備について、平常時の施設使用から配慮すべきものであり、その確保に努める。

(2) 物資の備蓄

避難所等を開設する際に必要となる備品（毛布、簡易トイレ、防水シート等）については、市が備蓄し、又は災害協定等による調達に努める。また、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 設備・構造

指定避難所については、周辺に物資の配給等に使用できる広いスペースの確保及び車両による物資等の輸送に備えて近隣駐車場の確保に努める。

また、避難所等では、貯水槽、井戸、給水タンク、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、避難者による災害情報の入手に資する情報機器の整備に努めるものとする。

(4) 避難案内板等への海拔表示

沿岸部及び河川の津波遡上区域等の緊急避難場所等に設置する避難案内板等に所在地の海拔表示を行い、避難の目安とする。

(5) 感染症対策用品の整備

市は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

ア 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品

イ 簡易ベッド、プライバシーテントなどの飛沫感染防止用品

ウ 体温計、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

(6) 避難所受入体制の整備

市は、「避難所運営マニュアル」を整備し、避難所運営の円滑化、統一化を図るとともに、関係機関と連携し、避難所等以外の被災者の状況把握や食事提供の情報等の周知に努める。

また、地域住民等と協力のうえ、避難所となる施設を速やかに開放できる体制づくりに努める。

1.2 避難所外の被災者の支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難者の支援方策を検討するものとする。

1.3 避難所等の周知及び広報の実施

災害時等に住民や旅行者が自主的に避難することができるよう、避難案内板や誘導標識等を設置し、円滑な避難を確保するよう努める。また、広報活動を通じてその周知を図る。

第2節 避難体制の整備

1 公共施設等

(1) 避難計画の整備

市の施設及び学校、病院、工場その他の公共施設等重要な施設（以下、「防災上重要施設」という。）の管理者は、危機管理体制の確立に努めるとともに、災害時等において安全かつ迅速な避難を確保するため、避難計画の整備を推進する。避難計画の作成にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難の指示等を行う基準及び伝達方法

イ 避難することができる避難所等の名称及び場所

ウ 避難所等への避難経路及び誘導方法

エ その他防災上の必要事項

(2) 避難体制の整備

防災上重要施設の管理者は、職員等に対して避難計画等の周知徹底を図るとともに、避難訓練等を実施し、避難体制の整備に努める。

2 要配慮者等

(1) 避難体制の整備

避難行動要支援者（自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人）に対し、災害時等における情報伝達、避難誘導、安否確認等が迅速かつ的確に実施できるよう、「鳥取市避難行動要支援者支援制度」を推進し、地域と行政が一体となって避難体制の整備を図る。

（２）避難所等の整備

避難所等では、要配慮者等の特性に適した生活が送れるよう、区画、部屋等の確保に努めるとともに、必要な物資・機材等の整備に努める。

なお、避難所等での共同生活への対応が困難な要配慮者の受入先として、バリアフリー化、多言語対応等に配慮した福祉避難所の確保及び受入体制等の整備に努める。

３ 福祉施設等との連携

（１）福祉避難所利用について協定を締結している福祉施設等と、平時より定期的に打合せを行い、避難者受入時の対応、使用するスペース・資機材等について確認する。

（２）福祉避難所における要配慮者受入訓練の実施に努め、受入態勢・手順等について確認する。避難所等の一覧は、資料編参照。

４ 広域一時滞在

市は、大規模広域災害が発生した時に市町村域を超える広域避難が可能となるよう、県と相互に連携し、広域一時滞在の方法についての検討に努めるものとする。

第３節 ペット同行避難対策

災害時にあっても飼い主が自らの責任の下でペット（愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。）を適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルの最小化を図る。

なお、「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

１ 飼い主への普及啓発等

市は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

- （１）災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましいこと。
- （２）避難所等においてペットに起因した感染症等を予防するため、ワクチンの接種やノミ・ダニ対策を行っておくこと。
- （３）飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。
- （４）健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。
- （５）災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。
- （６）ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や分散避難を含めた避難先の検討を行っておくこと。
- （７）大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

2 受入体制の整備

市は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように体制整備に努める。具体的には次のものが挙げられる。

- (1) 避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築など
- (2) 避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）など

3 訓練等による検証及び体制強化

市は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの同行避難の受入れや支援が適切に行われるよう、定期的に訓練等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

第１１章 物資・資機材等整備計画（統括部、市民生活部、総務部、情報部、都市整備部、医療対策部、消防局、防災関係機関）

この計画は、災害時に必要な物資・資機材の現況把握や整備計画及び緊急使用方法について定め、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

第１節 防災通信体制の整備

市は、防災通信網を所管する機関の協力を得ながら、通信施設・設備の耐震性を強化する等、災害に強い通信網を確保する。

１ 防災通信体制の現状

（１）防災通信手段

- ア NTTの一般加入電話
- イ 市防災行政無線（移動系）
- ウ 市防災行政無線電話
- エ 県防災行政無線（電話・ファックス）
- オ MCA無線
- カ 衛星携帯電話

（２）住民への情報伝達手段

- ア テレビ・ラジオ等放送事業者への依頼放送
- イ 市防災行政無線（同報系）
- ウ 鳥取市防災アプリ
- エ 鳥取市防災ラジオ
- オ 鳥取市防災ポータルサイト
- カ CATV（告知端末、データ放送） ※以下「CATV」という。
- キ FM鳥取への緊急割込放送
- ク 市公式ウェブサイト
- ケ 緊急速報メール
- コ あんしんトリピーメール
- サ 鳥取市公式LINE

（３）特定の者に対する情報伝達手段

- ア 職員参集システム
- イ 鳥取市災害情報共有システム
- ウ とっとり地域防災メール

２ 防災通信体制の充実

市は、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、防災通信体制の整備充実と整備拡充を図る。

特に、本庁と各総合支所との間は、迅速かつ正確な情報収集、情報発信等が可能な情報ネットワーク環境を整備し、応急対策の円滑な意思決定・伝達が可能な体制を確保する。

（１）衛星携帯電話の整備

大規模災害に強く、総合支所、防災関係機関を結ぶ通信手段として、また、市防災行政無線（移動系）の補完手段として衛星携帯電話の整備に努める。

（２）画像電送システムの整備

テレビ会議及び情報共有システムにより被災現場の映像を収集し、災害対策本部等に伝送するとともに、他の防災関係機関へ発信できる防災行政無線網の整備に努める。

(3) 装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。

(4) 安全性の確保

情報通信施設について、耐震性を確保する等、災害時の安全性の確保に努める。

(5) 鳥取市災害情報共有システムの運用

職員参集情報、避難所開設情報及び被害情報等を全庁的に共有して迅速、的確な災害対応を行うため、「鳥取市災害情報共有システム」の職員の習熟と機能向上に努める。

(6) 鳥取市防災ポータルサイトの整備

地図表示や住所検索、多言語機能等により、防災情報をわかりやすく市民に提供し、適切な避難行動の支援を目指す「鳥取市防災ポータルサイト」を住民への情報伝達手段として整備する。

(7) 緊急情報伝達手段の一元化

緊急情報伝達手段の多様化による情報配信業務の増加に対応するため、「鳥取市防災情報統合管理システム」を導入し、一元的に迅速・確実な緊急情報の発信が可能な防災通信体制を整備する。

(8) 災害時の復旧・保守体制の整備

情報通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

第2節 地震・津波等観測機器の整備

1 地震・津波等観測機器

地震・津波情報は、基本的には気象庁からの情報による他、鳥取県震度情報ネットワークの情報を活用する。また、関係機関の保有する観測機器の所在・内容を把握しておき、必要に応じて情報を共有する。

第3節 防災活動用物資・資機材等の整備・調達・受援

市及び防災関係機関は、防災活動用の物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、必要に応じて緊急調達又は技能者等について応援を要請する。(第3部第4章参照)

また、大規模災害発生時には、県に資機材の調達について応援を要請するほか、災害協定に基づき資機材を調達する。

1 備蓄倉庫の整備

市は、鳥取市備蓄整備計画に基づき、避難所等防災上重要な地域を重点とした備蓄倉庫の整備、住民・防災関係職員のための応急食糧・飲料水等各種備蓄物資の整備に努める。

(1) 拠点備蓄倉庫（鳥取市幸町／令和元年度整備）

大量の物資を集中して備蓄し、災害時に迅速な対応を可能にするとともに、救援物資の一時保管所としての機能も兼ね備える。

(2) 備蓄倉庫

総合支所や各地区公民館、小学校等の市有施設の一部スペース等を活用し、計画に基づき避難所運営等に必要な物資を広域的に分散して備蓄する。

2 防災資機材の整備

(1) 防災資機材・建設機械の調達体制の整備

市は、国、県及び防災関係機関の所有する資機材の能力及び数量の把握に努めるとともに、災害時に迅速、的確な応援が受けられるよう、平素から、県、防災関係機関と資機材の調達・受援及び運用について連絡体制の整備に努める。

(2) 防災資機材の整備

ア 市及び県は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）及び避難所用物資・資機材の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整える。

イ 市は、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

第4節 食糧・生活物資等の備蓄

市は、災害時の住民への救援活動に必要な物資・資機材を備蓄するとともに、県との役割分担を明確にして、必要な物資・資機材を連携して備蓄する。（「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」）

なお、物資の保管場所・数量等、調達先の名称・連絡方法等を台帳として整備する。（第3部第9章参照）

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。（災害対策基本法第7条）

1 食糧

(1) 市は、応急食糧の備蓄に努める。

(2) 県及び市は、応急給食を支援するため、食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結する。

(3) 市は、他の県内市町村及び姉妹都市等との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

2 生活物資

(1) 県及び市は、生活物資の備蓄に努めるとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結する。（資料編参照）

(2) 市は、他の県内市町村及び姉妹都市並びに全国中核市市長会会員市等との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。（資料編参照）

3 飲料水

(1) 水道局は、給水車及び非常用飲料水袋等の確保に努める。

(2) 水道局は、他都市及び関連業者との給水確保に関する相互応援協定を締結する。

4 医薬品等

(1) 県、市、日赤県支部は、医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立するとともに、販売業者との災害協定の締結等により医薬品の確保に努める。（資料編参照）

(2) 公共施設等へAED（自動体外式除細動器）を計画的に設置する。

(3) 医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制等を確立する。

ア 鳥取市立病院での救護活動に必要な医薬品等の備蓄

イ 医薬品等の迅速な確保、補給を図るための主要調達先の把握

ウ 国や県等から医薬品を調達するための体制の確保

エ 鳥取県薬剤師会、鳥取県医薬品卸業協会等と連携した災害時における効率的な医薬品調達体制の整備

オ 鳥取市立病院における有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の備蓄等、効率的な備蓄体制の整備と運用

5 燃料

市は、救助活動に必要なガソリン等の燃料について、災害協定の締結による供給確保や備蓄に努める。

6 要配慮者に配慮した備蓄等

要配慮者に配慮した生活物資の備蓄に努める。

第5節 緊急輸送体制の整備

市は、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施するため、必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制を整備する。

1 緊急輸送路等の指定及び確保

市は、多様な手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るための緊急輸送路の確保及びヘリコプター離着陸場を指定する。

(1) 緊急輸送路

市は、市内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路ネットワークを補完し、市災害本部等の主要防災拠点を結ぶ道路を道路補助路線として指定する。

(2) ヘリコプター離着陸場

市は、市内にヘリコプター離着陸場を指定することにより、空路による輸送体制を整備する。(資料編参照)

(3) 代替経路の確保

市は、災害時の道路寸断に備え、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

また、主要幹線道路寸断時の、海上輸送・空路輸送を含めた代替経路の確保に努める。

2 緊急輸送体制の強化

(1) 情報収集、連絡体制の構築

市は、災害時、速やかに施設の被災状況、緊急輸送道路等に係る情報を収集・提供するため、平素から情報の共有、連絡調整ができる体制を構築する。

(2) 輸送の支援体制

県及び市は、災害時において、輸送拠点における物資の在庫管理や積み下ろし等が迅速に実施できるよう、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶等）、物流関係の業種団体等と連絡調整を行う。

第 1 2 章 防災訓練計画（統括部、消防局、防災関係機関）

この計画は、市及び各機関が単独又は共同して平素から防災訓練を実施し、災害時における災害応急対策を迅速に実施することができる体制を確立することを目的とする。

住民は、市、防災機関の実施する訓練に積極的に参加し、災害への対処法を習得する。

訓練実施者は、訓練結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、防災体制の改善につなげる。

第 1 節 訓練の種別

総合防災訓練、災害対策本部等運営訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、情報伝達訓練、非常通信訓練、非常招集訓練、救急医療訓練、簡易型災害図上訓練（D I G）、避難所運営訓練、その他防災に関する訓練

第 2 節 訓練計画

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関と連携し、総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動の習熟を図る。また、訓練の実施にあたっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等の「総合防災訓練実施要領」を作成するとともに、住民に訓練参加を呼び掛ける。

2 災害対策本部等運営訓練

市は、災害対策本部等運営訓練を実施することにより、災害発生時の本部設置、職員配備、本部会議の招集、情報の収集・分析等の本部運営の習熟を図る。

3 水防訓練

市は、出水時における水防対策に万全を期するため、県主催の東部地区水防訓練に、関係機関、団体とともに参加、協力をする。また、市独自の水防訓練を、梅雨・台風シーズン前に計画的に実施する。

4 消防訓練

消防局、消防団、自主防災組織及び事業者は、地震発生時において、迅速に消火、救助活動にあたることができるよう、それぞれの機関において年次的に計画を策定し、消防訓練を実施する。

5 避難救助訓練

市、住民及び事業者は、円滑かつ的確に避難救助を行うための訓練を、総合防災訓練その他訓練と併せて、または単独で実施する。訓練は図上又は実動とし、避難所等の開設、避難経路の確認、避難誘導を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、劇場、百貨店、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため、避難用設備の整備充実を図り、それぞれの消防計画に基づき訓練を実施する。訓練実施にあたっては、警察、消防等関係機関に協力を要請する。

6 情報伝達訓練

市は、県及び防災関係機関との情報伝達を迅速かつ確実に行うとともに、各設備機器等の使用方法の習熟を図るため、情報伝達訓練を行う。

7 非常通信訓練

災害時の有線通信の途絶、機器の故障等の場合に、非常通報を迅速、確実に伝達するため、中国地方非常通信協議会において次の訓練を年 1 回以上実施する。

- (1) 感度交換訓練
- (2) 模擬非常通報訓練

8 非常招集訓練

市は、職員が短時間に参集して、迅速に災害対策にあたるため非常招集訓練を実施する。

9 救急医療訓練

市及び防災関係機関は、災害医療を迅速かつ効率的に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で実施する。

多数の死傷者が発生した場合を想定した搬送、収容等の訓練を、防災・医療等の関係機関との連携により実施する。

10 災害図上訓練（D I G）

市及び県は、地域（自主防災組織、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）の防災力向上のために、災害時の対応等を具体的に検討する災害図上訓練を推進する。

1 1 避難所運営訓練

市は、避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や住民等と連携して避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）を推進する。

1 2 物資等の輸送訓練

市及び県は、災害時の物資等の緊急輸送を円滑に行うための訓練を、関係機関等の参加のもと、総合防災訓練その他訓練と併せて、又は単独で実施するものとする。

第13章 防災知識の普及、防災意識の高揚、防災教訓の伝承

(統括部、総務部、福祉部、文教部、消防局等)

第1節 防災知識の普及

1 住民に対する防災知識の普及

市、県及び防災関係機関は、防災週間、防災行事及び防災訓練等を通じ、住民や事業所等に災害の危険性や特性等を周知するとともに、少なくとも3日分(1週間分を推奨)の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒防止対策等、家庭や事業所等での予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難所等における行動等、防災知識の普及、啓発を図る。

市は、災害への備えや災害時の具体的な行動事例等を盛り込んだ各種パンフレット等(防災マップ、防災ハンドブック等)を作成し、住民に配布するとともに、防災リーダーを育成するための講習会の開催や住民を対象とする防災講演会等を開催する。

(1) 普及啓発の内容

主な普及啓発の内容は、次のとおりとする。

- ア 減災の理念(災害の発生の全てを防ぎきることはできないことから、被害の最小化、迅速な回復を図る。)
- イ 災害対策の実施主体(自助、共助、公助)
- ウ 災害に関する一般的な知識(避難情報、気象情報、ダムに関する知識や情報等)
- エ 平素からの備え(家庭又は事業所等における予防安全対策、食糧の備蓄・非常持出品の準備、家族の連絡方法、出火防止対策、感震ブレーカーの設置、家屋の耐震診断・改修、避難所等の確認等)
- オ 災害時における心得、とるべき行動(マイタイムラインを利用した学習、身の安全の確保、火の始末等)
- カ 避難時における感染症対策のための知識(健康状態の把握、マスクの着用、分散避難、衛生用品の持参、衛生対策の徹底、避難者同士の距離の確保等)
- キ 救急救命に関する一般知識及びAEDの取扱い等
- ク 住宅用火災警報器の設置
- ケ 災害時における要配慮者に対する支援
- コ その他必要な事項

(2) 普及啓発の方法

主な方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

- ア 市報及び社会教育施設の発行する広報誌の活用
- イ テレビ・ラジオ広報番組及びCATV、インターネット等の活用
- ウ テレビ・ラジオ、新聞等報道機関への依頼
- エ 各種パンフレット等の配布(防災マップ、防災ハンドブック等)
- オ 防災講演会、防災教室の開催

2 学校教育における防災教育

(1) 防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担うとともに、児童等への防災教育について指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

(2) 学校における防災教育の充実

防災に関する学校教育の充実を図るため、災害の原因や態様並びに災害時の対策等について、関係の教科や領域において児童等の発達段階に応じた指導を行う。また、防災訓練や安全意識を高める行事の実施、及び防災関係機関・施設の見学等を適宜計画するなど、防災に

対する理解や意識の育成を図るとともに、一人ひとりが防災対応力を身に付けることができるようにする。

(3) 家庭・地域社会との連携

家庭や地域社会と連携を図り、学校における防災教育への参加・協力を得るとともに、地域社会の一員としての自覚を持ち防災に貢献できる人材を育成する。

3 職員の防災研修等

- (1) 市職員は、日頃から災害に関する一般的な知識を習得するとともに、総合防災訓練をはじめとする各種訓練を通じて、本計画に示す分掌事務を履行するための疑似想定を行い、災害時において、職員一人ひとりが行うべき事務を習熟していなければならない。
- (2) 市職員は、救命に必要な応急手当を習得していなければならない。
- (3) 市職員（各対策部等）は、災害時を想定した実践的な職員研修・訓練を行うとともに、必要に応じて所掌する事務等に関するマニュアル等の整備（又は修正）に努める。
- (4) 市職員は、平常時には、地域の住民主体の防災まちづくりが進むよう、地域の防災リーダーとしての役割を担うため、防災リーダー講習会への積極的な参加に努める。

第2節 「鳥取市防災の日」等を通じた防災意識の高揚

「鳥取市防災の日」（9月10日／昭和18年鳥取地震発生日）を制定して、被災の経験及び教訓を風化させることなく後世に継承し、住民一人ひとりの防災意識の向上と地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、次の取組を行う。

1 市

- (1) 県、防災関係機関、災害ボランティア、住民、自主防災組織、民間団体及び事業所等が連携・共同して「鳥取市総合防災訓練」実施する。
- (2) 市報等を活用し、住民の防災への取組について啓発する。
- (3) 住民等が実施する防災訓練や防災に関する活動を支援する。

2 住民

- (1) 身の安全点検や防災知識の習得に努め、防災意識を高める。
- (2) 市、自主防災組織等が実施する防災訓練や防災に関する活動に積極的に参加する。

第3節 防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関等と連携して、積極的に防災訓練を実施し、住民や事業所等の防災意識の高揚と災害時における防災技術の向上を図る。

1 個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の向上を図る。

2 総合防災訓練の実施

県、防災関係機関、災害ボランティア、住民及び事業所等とが連携して訓練を実施して、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立につなげるとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

3 防災訓練への指導・協力

市及び防災関係機関は、住民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力する。

第4節 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への支援

防災知識の普及や防災訓練にあたっては、要配慮者に十分配慮して実施するとともに、要配慮者の実態に即した情報伝達方法や避難支援策の検証に努める。

また、要配慮者利用施設と周辺自主防災会組織等との連携による防災知識の普及や防災訓練の実施に努める。

第5節 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

市及び県は、災害発生時に避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、適切に避難行動や救助活動が行われるよう、平時より男女共同参画意識の啓発と理解促進に努めるものとする。

第6節 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった災害の教訓を後世に継承するため、災害に関する資料の収集・整理・保存し、広く一般に閲覧できるよう努める。

第 1 4 章 自主防災体制の整備（統括部、市民生活部、消防局）

住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、防災関係機関のみならず、自主防災組織や、事業所等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが重要である。
市は、自主防災組織や企業の防災活動を支援し、地域防災力の向上を図る。

第 1 節 自主防災活動の促進

市は、自助・共助による災害に強いまちづくりを目指し、市民自主防災組織育成指導要綱（資料編参照）に基づき、自主防災組織の育成指導に努める。

1 自主防災組織

自主防災組織は、住民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る。」という強い信念と連帯意識のもとに、ほぼ市内全域に結成されている。
なお、自治会の未結成、未加入世帯に対しても、自主防災活動の推進を図る。

＜自主防災組織の活動内容＞

平常時における活動	災害時、緊急時における活動
1 防災知識の普及、意識の高揚	1 情報収集、伝達、広報活動
2 防災事業計画の作成	2 出火防止、初期消火活動
3 出火防止の徹底及び防災点検	3 応急救護救出活動に対する協力
4 各種（初期消火、救出救護、避難等）訓練の実施	4 避難活動
5 器材、物資等の備蓄、管理、調達等の計画	5 秩序維持に対する協力
6 その他避難に関する情報（避難場所、避難所、避難経路）及び危険箇所（がけ崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地帯等）、避難行動要支援者の把握	6 救助物資の配分
	7 給食、給水に対する協力
	8 避難行動要支援者への避難支援
	9 避難場所、避難所における要配慮者への対応

《参考》 自主防災会の結成状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

8 0 9 自主防災会／8 2 4 町内会＝9 8 . 2 %（組織率）

2 防災知識の普及・啓発

市は、リーダー研修会、防災講習会、簡易型災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（H U G）、地域の防災フェア等を通じて、防災知識の普及・啓発を図るとともに自主防災組織の役割や活動内容を周知する。

3 自主防災活動の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。
市は、消防局等と連携して、救出・救急救護活動や初期消火等の実践的な訓練を指導する。
市は、危機管理課に防災コーディネーターを配置し、自主防災組織における訓練・研修指導、住民自らが作成する地区防災マップの作成に係る指導助言を行うとともに、防災リーダー・防災指導員と連携して、自主防災組織の活動強化を図る。
また、消防団は、自主防災組織との連携を強化するとともに、活動支援等を行い地域防災力の向上を図る。
なお、高齢化や人員不足などの理由により、複数の自主防災組織を統合・再編することが必要な場合も想定されるため、地区自主防災会連絡協議会の中で、地区の防災体制について検討・情報共有する。

4 自主防災組織のリーダー育成

自主防災組織には、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、市と鳥取市自主防災会連合会が共同で防災リーダー研修を開催し、地域の防災リーダーを養成する。また防災リーダーの中から、各地区に1名の防災指導員を配置し、地域の自主防災活動の充実を図る。

5 自主防災組織の活動促進

市は、鳥取市自主防災会連合会補助金制度及び鳥取市自主防災会活動補助金制度により、自主防災組織の継続的かつ活発な活動の促進を図る。

6 避難行動要支援者への支援の取組み

自主防災組織は、平時より避難行動要支援者の把握、支援者との情報共有、避難支援プランの作成、避難訓練等による避難支援プランの検証等の支援に取り組む。

また、地区内に要配慮者利用施設者がいる場合、相互の連携及び訓練による協力体制の整備に努める。

7 市と自主防災組織の情報連絡体制の確立

平時より、市と自主防災組織等の情報連絡体制を確立し、災害時には必要に応じて電子メール等を活用し、一括又は個別に連絡する。

第2節 消防団の充実強化

消防団は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第8条の規定により「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけられ、火災の消火や救助活動をはじめとし、地域の防災活動のリーダーとしての期待は大きい。同法第13条、第14条及び第16条の規定において、市は、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実や処遇の改善等の必要な措置を講ずるとともに、消防団員の教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、同法第18条では、市は、消防団が自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、公共的団体その他の防災に関する組織の教育訓練において指導的役割を担うよう、必要な措置を講ずる努力が求められている。

第3節 自主防犯組織の育成強化

市は、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を定め、地域の自主防犯組織に対して、子どもの見守り活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関して助成等の支援をしている。自主防犯組織は、地域と一体となった活動により、安全で安心な地域づくりを推進するとともに、災害時は、混乱に乗じた犯罪に対する住民の自衛組織としても期待される。

第4節 施設の防災組織

学校、病院、その他不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、災害に伴う被害を軽減するため、防災組織を結成し、訓練の実施に努めるとともに、市や地域が主催する防災事業に積極的に参加し、防災力の向上を図る。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 児童・生徒、施設職員の防災教育
- (3) 情報の収集、連絡体制の確立
- (4) 災害予防対策の実施
- (5) 避難対策

- (6) 応急救護・救出対策
- (7) 地域防災組織との連携

第5節 事業所等の防災組織

地域の安全と密接な関連がある事業所等の事業主は、従業員、利用者の安全を確保するために自主的に防災組織を編成し、事業所内の安全確保及び地域の防災組織と密接な連携により、地域の安全に貢献する。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 従業員への防災教育
- (3) 情報の収集、連絡体制の確立
- (4) 災害予防対策の実施
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護・救出対策
- (7) 地域防災組織との連携

第 1 5 章 地区防災計画 （自主防災組織、統括部、消防局）

この計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区の特性等に応じた自発的な防災活動を地区住民等が実施することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

第 1 節 地区防災計画の実施主体

地区防災計画の実施主体は、地区公民館単位の地域を基本とするが、自治会等の単位の地域で策定することも可能とする。

第 2 節 役割分担

地区防災計画は、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」という観点から、地区住民等と市及び消防局が連携して次のようなことを実施する。

1 地区の役割

- (1) 自主防災組織の体制確立
- (2) 定期的かつ実践的な訓練の実施
- (3) 防災マップ等の作成による地域の危険箇所・設備等の状況把握
- (4) 避難行動要支援者支援制度の取組による支えあい体制の構築
- (5) 食料・防災資機材等の備蓄
- (6) 防災教育啓発活動の実施

2 市の役割

- (1) 防災知識の啓発
- (2) 防災リーダーの育成支援
- (3) 備蓄品の整備等に対する支援
- (4) 避難所運営ゲーム（HUG）、簡易型災害図上訓練（DIG）の実施支援

3 消防局の役割

- (1) 消火訓練に対する指導
- (2) 訓練等の実施にあたっての必要な指導・助言

第16章 要配慮者に係る災害予防対策（統括部、福祉部、消防局）

この計画は、要配慮者が、防災関係機関、社会福祉施設や住民の協力を得て、地域でともに生活できるよう、災害予防対策の推進を図ることを目的とする。

また、市は、県と相互に連携し、必要に応じ、被災した個々の要配慮者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災した要配慮者の生活の復興支援に努めるものとする。

第1節 防災知識の周知

要配慮者に必要とされる防災知識は様々であるので、関係部局が連携し、「障がいのある方・支援者のための防災の手引き」等を活用して、それぞれの要配慮者に必要な防災知識の周知を図る。

第2節 防災情報伝達手段の整備

市は、要配慮者の特性を踏まえ、防災行政無線、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、鳥取市公式LINE、広報車による広報、放送事業者への依頼放送、電子メール、市公式ウェブサイトへの掲載など各種の情報伝達手段の整備に努めるとともに、要配慮者に身近な機器による情報入手手段の周知に努める。

《例》

- 聴覚障がい者：鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ポータルサイト、あんしんトリピーメール、鳥取市公式LINE、緊急速報メール、データ放送
- 視覚障がい者：鳥取市防災ラジオ、音声読み上げ機能付きの携帯電話

第3節 日常生活用具・機器の充実

要配慮者を支える日常生活用具・機器（緊急通報システム、消防用設備、補装具等）は、災害時にも有効であるので、関係部局が連携し、要配慮者の日常生活用具・機器の充実を図る。

第4節 住居の防災対策

要配慮者にとって、住居の防災対策、家具の転倒防止や家の周りの危険防止、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等の指導・啓発を、自主防災組織、関係機関との連携により実施する。

第5節 自主防災組織を中心とした支援体制の構築

要配慮者にとって、災害時の近隣の支援は心強いものであり、市は、自主防災組織を中心とした要配慮者への支援体制の構築に努める。

第6節 避難行動要支援者名簿および支援制度

要配慮者のうち、避難にあたり特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

鳥取市における避難行動要支援者は、以下の範囲とする。ただし、社会福祉施設入所者や長期入院患者を除く。

- (1) 身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護認定要介護状態区分3から5までである者

- (3) 難病患者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により、市が支給決定をした障害者福祉サービスを受給している者
- (4) 難病患者又は小児慢性特定疾病患児等であって、在宅人工呼吸器使用等により避難支援等が必要と見込まれる者
- (5) 以下のいずれかに該当する者で、名簿掲載を希望する者（上記で指定された者を除く）
 - ア 65歳以上の単身世帯
 - イ 65歳以上の高齢者のみ世帯
 - ウ 要介護・要支援認定者
 - エ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳保持者
 - オ 難病患者又は小児慢性特定疾病患児等
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、災害時に避難をするのに支援を行うことが適当と市長が認めた者

2 避難行動要支援者名簿

- (1) 市は、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時等には、支援組織等（消防、警察、民生児童委員、自治会、社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供することができる。
- (2) 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3 避難行動要支援者支援制度

市は、避難行動要支援者本人の同意がある場合に、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する「鳥取市避難行動要支援者支援制度」を促進する。

4 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、市は、避難支援等関係者等が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

5 個別避難計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た避難行動要支援者一人ひとりについて、個別に「個別避難計画」の作成に努める。

第 17 章 孤立予想集落対策計画（統括部、県）

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

1 孤立化のおそれのある集落

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。

孤立集落の発生原因としては、次の要因が挙げられる。

(1) 道路状況

ア 集落につながる道路等に迂回路がない。

イ 集落につながる道路等に落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等のトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立予想集落の特定

市は、孤立化のおそれのある集落の把握に努める。

（孤立予想集落の状況は、資料編参照）

3 孤立防止対策

(1) 市は、孤立予想集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器及び移動系防災行政無線等）の配備に努める。

(2) 市は、緊急用ヘリコプター離着陸場候補地の把握に努める。

4 住民の救出救助

市及び消防等関係機関は、孤立集落内に傷病者等の早期に救出活動を行う必要がある者を把握した場合、又は孤立の長期化が予期され住民を域外に避難させることが必要と判断される場合等は、関係機関と連携して住民の救出救助を実施する。

住民の救出救助にあたり、海路又は空路により行うことが必要な場合等は、県及び関係機関へ船舶又はヘリコプター等の確保・運用の調整を依頼する。

5 孤立災害発生時の応急対策

市は、土砂崩落等が発生した場合の復旧が完了するまでの救援方法等の応急対策についてあらかじめ検討する。また、孤立の発生の際の対策として、通信用機器等の整備や、関係機関と連携し、食料、飲料水、医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能な無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第18章 災害ボランティア活動の環境整備（市民生活部）

市は、県、日本赤十字社及び県・市社会福祉協議会の関係機関と連携し、個人・団体、企業等による災害ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を図る。

第1節 災害ボランティア活動ネットワークの強化

1 目的

大規模災害時に災害ボランティアによる被災者の安全確保や生活支援、行政の業務支援等を効果的に進めるため、市、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、日本赤十字社鳥取県支部、関係団体等により鳥取市災害ボランティア連絡会を組織し、平時における構成団体相互間の連携・協力関係を促進するための災害ボランティア活動ネットワークの強化を図る。

2 推進事項

- (1) ボランティア活動の役割、内容に関する事項
- (2) ボランティアコーディネートに関する事項
- (3) ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
- (4) ボランティア活動の支援に関する事項
- (5) ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
- (6) 市及び現地の災害ボランティアセンター開設等に関する事項

第2節 専門ボランティアの受入

災害ボランティアには、労務提供型の生活支援ボランティアと専門知識・技能を有する専門ボランティアの2つがある。

専門ボランティアには、医師や看護師等の医療救護ボランティア、介護福祉士等の介護ボランティア、通訳等の語学ボランティア等があり、関係団体等と連携し、受入体制の整備を図る。（参考：鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）第10部共助協働推進計画「第2章 NPO・ボランティアとの協働」）

第3節 災害ボランティア等の育成・登録

平時より災害ボランティアを登録し、訓練・研修等を行うことにより資質向上を図る。

また、災害時に全国各地から集まる災害ボランティアと被災者のニーズのマッチング等を行う災害ボランティアコーディネーターの人材育成に努める。

第4節 ボランティア保険制度

災害ボランティア活動中における負傷等については、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」により対応する。なお、災害ボランティアに対し、この制度への加入を推進する。

第 19 章 地籍調査の推進

災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となるが、地籍調査が未実施の地域は、土地の境界の確認など、復旧作業に着手する前に多くの時間と手間が必要で、復旧・復興が遅れる要因となる。地籍調査は、緯度経度と関連付けて確認されるため、災害により地形が変化した場合でも元の位置を確認することが可能で、迅速な復旧作業につなげることが出来ることから、地籍調査の実施を推進する。

第 20 章 災害に関する調査研究 （統括部、都市整備部）

各種の被害とその対策に関する調査・研究は、防災対策の基礎である。近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道・通信及び交通等ライフライン施設の高密度化、生活環境の変化は、災害による被害を甚大かつ複雑化させる要因となる。

市は、過去に地震をはじめとする自然災害の猛威と直面してきたが、発生が懸念される南海トラフ地震による被害とその対策を検討しなければならない。

第 3 部 災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

この計画は、災害時等に、災害応急対策の活動体制を確立するとともに、被災者の生命確保を最優先として、災害による被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合は、各々の災害の対策を基本に、状況に応じて、柔軟かつ適切に組み合わせて対応する。

第1章 市の災害応急対策活動体制確立計画

この計画は、災害対策基本法及び鳥取市災害対策本部条例（昭和38年鳥取市条例第30号）に基づく市災害対策本部の組織及び事務分掌に関し必要な事項を定めるとともに、市災害対策本部の設置前における警戒体制及び災害時に迅速かつ的確な災害応急対策の活動体制を確立することを目的とする。

第1節 市災害対策本部等の設置及び組織

災害時等に、必要に応じて災害対策本部を設置する。

1 市災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

市長は、災害時等には災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、速やかに市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。

また、本部長は、災害の規模その他の状況により現地での災害応急対策を推進するため、現地災害対策本部を設置する。

＜災害対策本部の設置基準＞

地震災害時	1 大津波警報又は津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予測される時。 2 市域内に大規模な地震が発生したとき。 3 その他市長が特に必要と認めたとき。 ※ 震度4以上の地震が発生したときは、自動的に市災害対策本部を設置する。
風水害等災害時	1 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害が予想されるとき。 2 暴風、大雨、洪水、大雪、高潮又は波浪等の警報等が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。 3 気象等の警報等の発表にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。 4 市域内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う交通機関等の重大事故が発生し、救助及び緊急復旧等を実施する必要があるとき。 6 その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 設置場所

市災害対策本部は、本庁舎3階災害対策本部室に置く。ただし、本庁舎が被災したときは、駅南庁舎2階多目的ホール又は本部長の指定する場所に置く。

(3) 設置の公表・通知

市災害対策本部を設置したときは、本部前に「鳥取市災害対策本部」の表示をするとともに、下表により通知する。

通 知 先	方 法	担 当
知事	口頭、電話、連絡員、防災行政無線、電子メール	危機管理課
鳥取・智頭・浜村警察署	〃	〃
鳥取県東部広域行政管理組合消防局	〃	〃
防災会議構成機関	〃	〃
報道機関	口頭、書類、電話、ファクシミリ、ＬＡアラート	広報室 危機管理課
市の機関	○庁内には庁内放送、グループウェア ○庁外の機関には電話、グループウェア、連絡員	危機管理課 及び 各部主管課
隣接町村	電話、連絡員、電子メール	危機管理課

(4) 市災害対策本部の廃止基準及び公表・通知

- ア 災害が発生するおそれが解消したとき。
- イ 発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めたとき。
- ウ 公表及び通知は、設置に準ずる。

2 災害対策支部の設置

- (1) 市長は、総合支所管内における災害対策の円滑な遂行を図るため、総合支所に災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。ただし、総合支所が被災したときは、下表の場所又は支部長の指定する場所に置く。
- (2) 支部の設置及び廃止の公表は、市災害対策本部の設置及び廃止の公表に準ずる。
- (3) 支部を設置したときは、対策部の所掌事務を円滑に行うため、担当工事事務所をブロック支部（以下「ブロック支部」という。）として位置づける。ブロック支部長は、対策部及び支部長と連携して、支部における災害応急対策を実施する。

なお、国府町支部及び福部町支部については、対策部の所管班長が災害応急対策を実施する。

第2節 組織及び所掌事務等

1 災害対策本部

- (1) 本部長
 - ア 本部長は、市長がその任務に当たる。
 - イ 本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
 - ウ 本部長不在時の措置

本部長の不在時は、副本部長が、本部長及び副本部長が不在の場合は、統括部長がその職務を代行する。
- (2) 副本部長
 - ア 副本部長は、副市長がその任務に当たる。
 - イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員

本部員は、総務部長、税務・債権管理局長、危機管理部長、企画推進部長、市民生活部長、環境局長、福祉部長、健康こども部長、経済観光部長、農林水産部長、都市整備部長、下水道部長、市議会事務局長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者、各総合支所長、消防団長及び鳥取市災害対策本部規程に基づき市長が指名する者とする。

(4) 本部詰職員

- ア 本部詰職員は、部長等が所属職員の中から指名する。
- イ 本部詰職員は、部長等の指揮の下に次の事項を行う。
 - (ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (イ) 部長等に対する本部長命令その他連絡事項の伝達に関すること。
 - (ウ) 本部長に対する部等の所掌事務に係る被害状況、応急対策実施状況等の報告に関すること。

(5) 統括部

統括部は、危機管理課、秘書課で構成し、災害応急対策を統括する。

(6) 対策部

対策部は、各部局を基本に構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策を実施する。

(7) 事務局

- ア 事務局は、災害対策本部室内に設置し、統括部職員並びにあらかじめ決められた他部署からの応援職員（過去に防災担当部局に配置された経験のある者）で構成する。
- イ 事務局長は、危機管理課長をもって充てる。

2 本部会議

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (2) 本部会議は、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。
 - ア 配備体制に関すること。
 - イ 災害対策の基本方針に関すること。
 - ウ 自衛隊その他の応援要請に関すること。
 - エ その他災害に関する重要なこと。
- (3) 本部会議の庶務は、事務局が担当する。

3 支部

- (1) 支部長は、支所長がその任務に当たる。
- (2) 支部は、各総合支所を拠点に、支所管内を対象とした次の災害応急対策を実施する。
 - ア 支部の開設及び表示板の設置
 - イ 被害状況の把握・情報収集
 - ウ 災害対策本部等との連絡調整
 - エ 住民等への広報活動
 - オ その他本部長等の指示した事項
- (3) 支部詰職員は、支部長等が所属職員の中から指名する。

4 ブロック支部

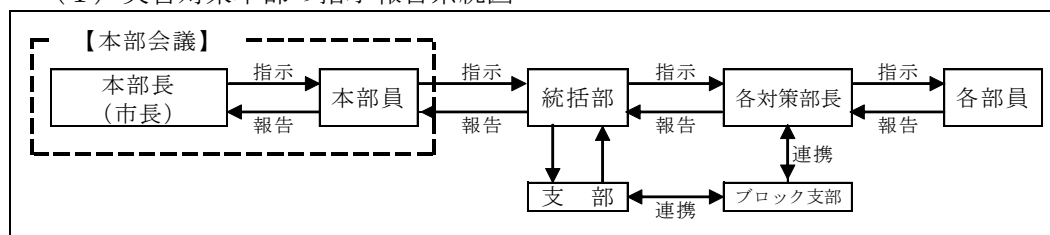
- (1) ブロック支部長は、工事事務所長がその任務に当たる。
- (2) 総合支所に支部が設置されたときは、担当工事事務所を拠点に、農林水産部、都市整備部、下水道部の各対策部が所掌する次の災害応急対策を実施する。
 - ア 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関すること。
 - イ 担当支部における災害予防及び連絡調整に関すること。
 - ウ その他各対策部の指示した事項に関すること。

5 現地災害対策本部

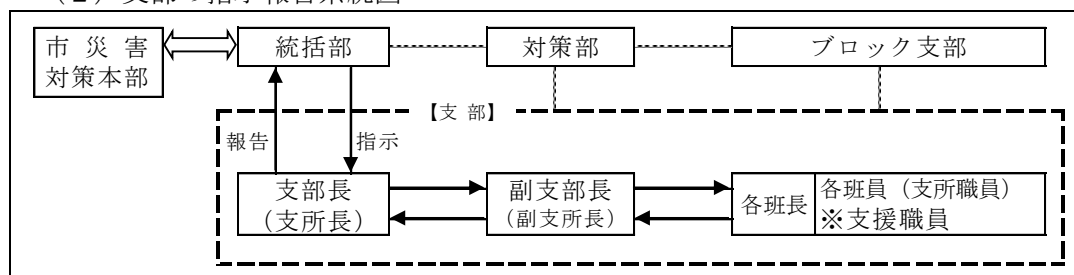
- (1) 現地災害対策本部長には、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する。
- (2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部員、その他の職員を置く。

6 指示報告の系統

(1) 災害対策本部の指示報告系統図



(2) 支部の指示報告系統図



※ 災害時緊急支援隊派遣要領による支援職員等

第3節 市医療対策部

1 市医療対策部の設置

市長は、県東部圏域4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）内において次のいずれかの事象等が生じた場合にも、鳥取市災害医療活動指針等に基づき、市医療対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 震度5強以上の地震が発生したとき
- (3) 津波警報（大津波）が発表されたとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

2 所掌事務

医療対策部長は、医療救護活動及び防疫活動の一部を実施する。

3 医療対策部の解除の基準

- (1) 災害が発生するおそれが解消したとき
- (2) 発生した災害の医療救護活動が概ね完了したと認めたとき

第4節 市災害警戒本部

1 市災害警戒本部の設置

気象等に関する警報等の発表その他の災害が発生するおそれがあり、情報の収集・連絡体制の確立等速やかな初動態勢を確保するため必要があると危機管理部長が認めた場合は、市災害警戒本部を危機管理課に設置する。

各課においては、災害対策本部設置時の所掌事務に準じて災害対応を行う。

2 所掌事務等

- (1) 危機管理課
 - ア 気象・災害等の情報収集連絡に関すること。
 - イ 非常参集・連絡体制の確立に関すること。
- (2) 関係各課
 - ア 危険箇所の巡視、警戒、保全に関すること。

イ 災害防止対策に関すること。

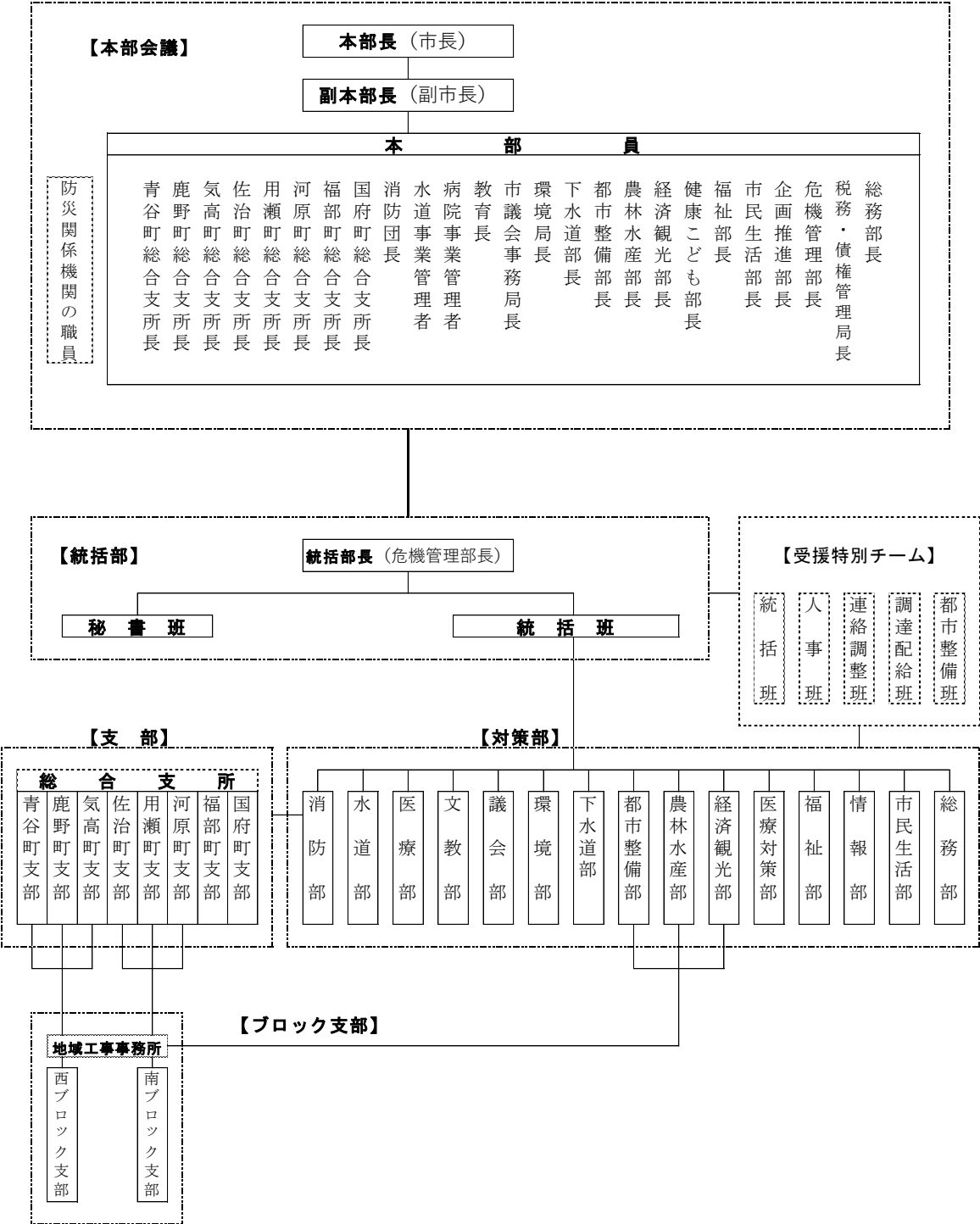
ウ 災害応急対策に関すること。

3 災害警戒本部の解除の基準

(1) 災害発生のおそれなくなったとき。

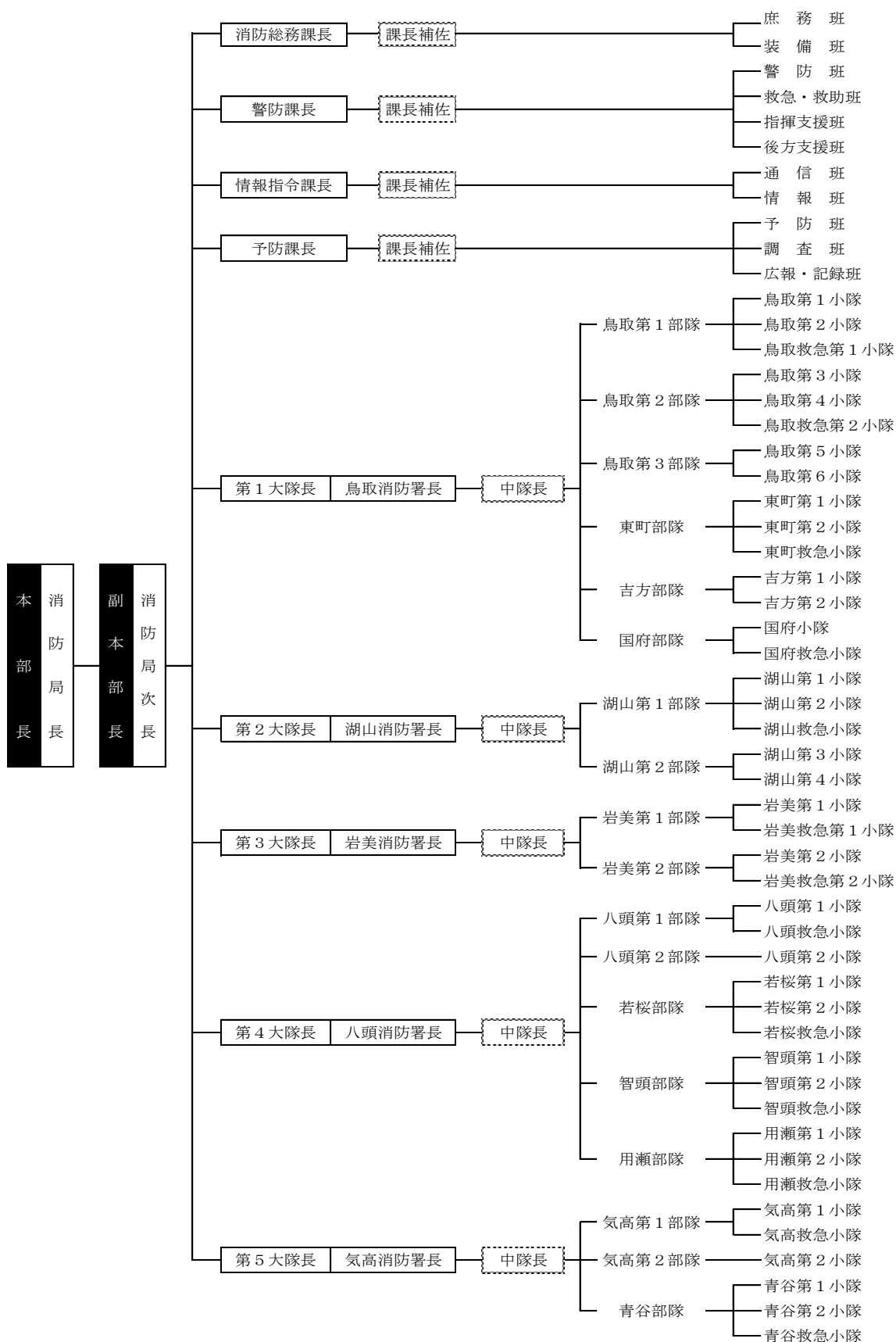
(2) 市災害対策本部が設置されたとき。

鳥取市災害対策本部・支部組織図



〈鳥取県東部広域行政管理組合消防局非常災害時部隊編成〉

(令和6年4月1日現在)



＜市災害対策本部の構成及び事務分掌＞

(令和7年3月31日現在)

(1) 鳥取市災害対策本部

① 統括部

統 括 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
統括部 [部長] ●危機管理部長 [副部長] 危機管理課長	統括班 [班長] ●危機管理課長	○危機管理課	1 防災会議及び本部会議に関すること。 2 災害対策活動の総括及び調整に関すること。 3 指揮指令の伝達に関すること。 4 業務継続の確保に関すること。 5 県、警察、防災関係機関、自主防災会に関すること。 6 防災行政無線、アマチュア無線に関すること。 7 被災者生活再建等支援制度に関すること。
	秘書班 [班長] ●秘書課長 [副班長] ○秘書課課長補佐	○秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 情報連絡班の応援に関すること。

受援特別チーム	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
受援特別チーム [チーム長] ●危機管理部長 [副チーム長] 総務部長 市民生活部長 都市整備部長	統括班 [班長] ●危機管理課長	○危機管理課	1 受援の統括 2 自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること。
	人事班 [班長] ●職員課長	○職員課	1 人的支援の要請及び受け入れに関すること。
	連絡調整班 [班長] ●協働推進課長	○協働推進課	1 ボランティアの受け入れに関すること。
	調達配給班 [班長] ●市民課長	○市民課	1 物的支援の要請及び受け入れに関すること。
	都市整備班 [班長] ●都市企画課長	○都市企画課	1 土木支援の要請及び受け入れに関すること。

※ 受援特別チームは、本部長の指示に基づき設置する。チーム設置後においても本来業務は並行して実施すること。

② 対策部

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
総務部 [部長] ●総務部長 [副部長] ○税務・債権管理局長 兼市民税課長	総務班 [班長] ●総務課長 [副班長] ○公文書管理室長	○総務課 ○公文書管理室 ○市史編さん室	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する こと。 2 各部間、部内各班の連絡調整に関すること。 3 義援金の受付、配分に関すること。 4 災害の記録に関すること。 5 災害救助法適用申請に関すること。 6 避難のための立ち退き指示等の公示に関すること。 7 見舞金の受入れ及び礼状に関すること。 8 人事班の応援に関すること
	人事班 [班長] ●職員課長 [副班長] ○職員課課長補佐	○職員課	1 職員の動員及び配備人員の把握及び調整に関する こと。 2 職員の安否確認及び被災職員の援助に関すること。 3 庁内負傷者の応急救護に関すること。
	財務班 [班長] ●行財政改革課長 [副班長] ○検査契約課長	○行財政改革課 ○検査契約課	1 来庁者及び職員の安全確保に関すること。 2 災害関係予算その他財政措置に関すること。 3 人事班の応援に関すること。
	財産管理班 [班長] ●財産経営課長 [副班長] ○資産活用推進課長	○財産経営課 ○資産活用推進課	1 市庁舎の災害調査及び応急対策に関すること。 2 輸送機関への連絡及び輸送推進に関すること。 3 輸送車両の調達に関すること。 4 緊急輸送車両の確保及び各班への配車に関する こと。 5 燃料等の確保及び保管管理に関すること。 6 災害救助用自動車の借り上げに関すること。 7 統括班の応援に関すること。
	輸送班 [班長] ●収納推進課長 [副班長] ○固定資産税課長	○市民税課 ○固定資産税課 ○収納推進課	1 り災者、物資等の輸送に関すること。 2 一般家屋等の被害調査に関すること。 3 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に 関すること。 4 調達配給班の応援に関すること。
市民生活部 [部長] ●市民生活部長 [副部長] ○会計管理者	総合支所対策班 [班長] ●地域振興課長 [副班長] ○地域振興課 課長補佐	○地域振興課	1 総合支所との連携及び情報収集・伝達に関すること。 2 災害対策活動の総括及び調整に関すること。 3 指揮指令の伝達に関すること。 4 総合支所管内の避難所の総括に関すること。
	連絡調整班 [班長] ●協働推進課長 [副班長] ○市民総合相談課長	○協働推進課 ○市民総合相談課	1 地区公民館との連絡調整に関すること。 2 自治会など地域との連絡調整に関すること。 3 ボランティアの連携に関すること。 4 総合支所対策班の補佐に関すること。 5 総合支所での情報連絡に関すること。（情報連絡員） 6 市民相談に関すること。 7 コールセンターに関すること。
	調達配給班 [班長] ●市民課長	○市民課 ○出納室	1 災害装備品及び非常食糧の確保、あつせん、配分 （本部用を含む。）に関すること。 2 災害備蓄品の調整及び協定業者の物資在庫に関する こと。 3 救援物資等の受付、配分に関すること。 4 被災者用食糧品、燃料及び器具等の調達、配分に関 する こと。 5 り災証明に関すること。 6 安否不明者の氏名公表に関すること。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
情報部 [部長] ●企画推進部長 [副部長] ○監査委員事務局長 ○選挙管理委員会事務局長	情報連絡班	○政策企画課 ○地方創生進室長 ○文化交流課 ○国際交流プラザ ○監査委員事務局 ○選挙管理委員会事務局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する こと。 2 災害情報の収集、集計及び総務部並びに関係各部への 伝達に関すること。 3 被害状況のとりまとめ及び記録に関すること。 4 被害調査及び被害対策（他の部、班に属さないもの） に関すること。 5 国、県等に関する要望、陳情に関すること。
	通信班	○デジタル戦略課長	1 災害対策本部システムのオペレーション補助に関する こと。 2 通信施設の確保に関すること。 3 電子計算施設の保安措置に関すること。 4 被災者支援システムの運用に関すること。
	広報班	○広報室	1 報道機関に対する災害速報及び連絡調整に関するこ と。 2 市が管理・利用する広報媒体（市公式ウェブサイト 等）による災害広報の調整に関すること。
福祉部 [部長] ●福祉部長 [副部長] ※人権政策局長 ※次長(兼)地域福祉課 長	福祉総務班	地域福祉課 指導監査室	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する こと。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 民生委員等各種団体との連携及び協力要請に関するこ と。 4 福祉避難所の開設に関すること。 5 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 災害見舞金及び災害弔慰金等に関すること。
	避難行動要支援者対策班	○長寿社会課 ○障がい福祉課 ○鳥取市中央包括支援センター ○ねんりんピック推進室	1 福祉避難所の運営に関すること。 2 避難所における福祉避難スペースの確保・運営に関する こと。 3 避難行動要支援者の避難状況の把握に関すること。 ※) 本班に所属する保健師は、災害時保健活動マニュアルに 基づき、医療対策部保健救護班と連携して保健活動等に従事 する。
	避難所班	○人権推進課 ○こども未来課 ○幼児保育課 ◇保育園（鳥取地域） ○生活福祉課 ○男女共同参画課 ○中央人権福祉センター ○保険年金課 ○医療費適正化推進室	1 避難所の開設、運営に関すること。 2 災害救助法（適用申請を除く。）に関すること。 3 物資等の配分に関すること。 4 避難所内の情報収集及び本部への伝達に関すること。 5 避難者の把握及び名簿の作成に関すること。 6 避難者等の安否確認情報に関すること。 7 保健救護班の支援（救護所設置等）に関すること。 ※) 保育園長は、園児の安全確保対策に関する業務を優先 的に実施する。
医療対策部 [部長] ◎健康こども部長 [副部長] ※鳥取市保健所長	災害医療班	[班長] ●鳥取市保健所副所 長兼保健総務課長 [副班長] ○保健医療課長	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関する こと。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 救急機材及び医薬品の確保のための関係機関との調整 に関すること。 5 医療部及び地域の医療機関、医師会等との連絡調整に 関すること。 6 外部からの支援受入の連絡調整に関すること。 7 東部圏域災害医療コーディネーターに関すること。 8 医療機関等の被害情報の収集報告及び必要な対策に 関すること。 9 傷病者の収容及び収容可能病院の把握等に関すること。 10 医療、助産に関すること。 11 臨時予防接種に関すること。 12 毒物及び劇物による危害防止並びに指導に関するこ と。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
	保健救護班 [班長] ●健康づくり推進課長 [副班長] ○こども発達支援センター所長 ○こども家庭センター所長 ○鳥取東保健センター所長	○健康づくり推進課 ○こども発達支援センター ○こども家庭センター ○鳥取東保健センター ○若草学園	1 救護所の設置及び応急救護に関すること。 2 避難所や居宅等における保健管理、保健指導及び栄養指導に関すること。 3 感染症の予防指導に関すること。 4 被災者の心のケアに関すること。 ※) 若草学園園長は、園児の安全確保対策に関する業務を優先的に実施する。
	生活衛生対策班 [班長] ●生活安全課長 [副班長] ○生活安全課課長補佐	○生活安全課	1 避難所等での食中毒事故等の発生防止に関すること。 2 被災した食品関連施設への監視指導に関すること。 3 災害に伴い放浪している犬の抑留に関すること。 4 被災した動物取扱業施設への監視指導に関すること。 5 特定動物（飼養施設へ）の監視指導に関すること。
経済観光部 [部長] ●経済観光部長 [副部長] ※次長(兼)経済・雇用戦略課長 ※次長(兼)企業立地・支援課長	経済班 [班長] ●経済・雇用戦略課長 [副班長] ○企業立地・支援課長 ○観光・ジオパーク推進課長 ○スマートエネルギータウン推進室長	○経済・雇用戦略課 ○企業立地・支援課 ○観光・ジオパーク推進課 ○スマートエネルギータウン推進室	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 公設地方卸売市場等の災害対策及び被害調査に関すること。 3 商工業者に対する融資に関すること。 4 失業者の対策に関すること。 5 労務供給に関すること。 6 勤労者に対する融資に関すること。 7 商工会議所及び商工団体との連絡調整に関すること。 8 商工業者に対する被災証明に関すること。 9 生鮮食糧品のあっせんに関すること。 10 観光客及び観光施設に関すること。 11 避難所班の応援に関すること。
農林水産部 [部長] ●農林水産部長 [副部長] 次長兼農村整備課長	農林班 [班長] ●農政企画課長 [副班長] ○林務水産課長 ○農業委員会事務局長	○農政企画課 ○林務水産課 ○農村整備課 ○農業委員会事務局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 農地、農道、林道、ため池等農業用施設及び漁港施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 農林漁家の被災証明に関すること。 4 農地の被災証明に関すること。 5 家畜伝染病の予防防疫及び死亡家畜の処理に関すること。 6 農林漁家に対する融資に関すること。 7 農林漁家の経営指導等に関すること。
都市整備部 [部長] ●都市整備部長 [副部長] ※次長(兼)都市企画課長 ※次長(兼)建築指導課長	都市整備班 [班長] ●都市企画課長 [副班長] ○交通政策課長 ○まちなか未来創造課長	○都市企画課 ○交通政策課 ○まちなか未来創造課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 土木復興事業の統括、資材の確保等に関すること。 3 建設者に対する連絡調整に関すること。 4 駐車場の確保に関すること（避難者用の駐車場を除く）。 5 災害復旧に係る都市計画に関すること。 6 ヘリポートの確保に関すること。 7 空港及び港湾に関すること。 8 公共交通機関との連絡調整に関すること。 9 部内各班の連絡調整に関すること。
	道路河川班 [班長] ●道路課長 [副班長] ○河川公園課長	○道路課 ○道路管理センター ○河川公園課	1 道路、橋梁、河川等の公共土木施設及び公園の災害対策及び被害調査に関すること。 2 市道の道路交通の確保、緊急輸送路等の指定及び確保に関すること。 3 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関すること。 4 災害で発生した道路・河川・公園施設内の障害物、がれき等の撤去に関すること。
	建築住宅班 [班長] ●建築住宅課長 [副班長] ○建築指導課長	○建築住宅課 ○建築指導課	1 避難所、救護所、仮設住宅等の建築及び修繕に関すること。 2 市有建築物の応急復旧に関すること。 3 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 被災宅地の危険度判定に関すること。 6 応急仮設住宅の入居者及び応急修理者の選定等に関すること。 7 住宅関係融資に関すること。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
下水道部 [部長] ●下水道部長 [副部長] ※次長(兼)下水道企画課長	下水道管理班 [班長] ●下水道企画課長 [副班長] ○下水道管理室長 ○下水道経営課長 ○下水道建設課長	○下水道企画課 ○下水道管理室 ○下水道経営課 ○下水道建設課	1 部内の連絡調整に関すること。 2 公共下水道・集落排水施設等部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 公共下水道・集落排水等の処理場、ポンプ場等の災害対策及び被害調査に関すること。 4 下水道部庁舎の電気設備及び機械設備の応急復旧に関すること。 5 公共下水道管路及び排水路並びに集落排水管路等の災害対策及び被害調査に関すること。 6 下水道工事業者等への協力要請に関すること。
環境部 [部長] ●環境局長 [副部長] ※環境保全課長	環境衛生班 [班長] ●環境保全課長 [副班長] ○生活環境課参事 ○生活環境課課長補佐 ○環境保全課課長補佐	○生活環境課 ○環境保全課	1 廃棄物処理施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 廃棄物、し尿の収集及び処理に関すること。 3 衛生指導に関すること。 4 消毒等防疫に関すること。 5 遺体の搜索、対策及び埋葬に関すること。 6 遺体の運搬及び収容に関すること。 7 死犬猫等の処理に関すること。 8 大気汚染等の調査及び防止対策に関すること。 9 水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること。 10 じん芥の収集、し尿汲み取り及び業者の指導、連絡調整に関すること。
議会部 [部長] ●市議会事務局長 [副部長] ○※市議会事務局次長	議会班 [班長] ●市議会事務局次長	○市議会事務局	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 議会対策及び各種会議の招集に関すること。 3 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 4 見舞金の受入及び礼状に関すること。
文教部 [部長] ●教育長 [副部長] ○教育委員会事務局副教育長 文教部	教育班 [班長] ●学校教育課長 [副班長] ○教育総務課長 ○学校保健給食課長	○教育総務課 ○学校教育課 ○校区審議室 ○総合教育センター ○学校保健給食課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 小・中・義務教育学校施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 3 児童生徒の安全確保対策及び避難に関すること。 4 教職員の動員及び調整に関すること。 5 教材、学用品等の配分に関すること。 6 災害時の応急教育に関すること。 7 学校給食施設の利用に関すること。 8 部内各班の連絡調整に関すること。 9 避難所班の応援に関すること。
	管理班 [班長] ●生涯学習・スポーツ課長 [副班長] ○文化財課長 ○中央図書館長	○生涯学習・スポーツ課 ○文化財課 ○中央図書館	1 避難施設(学校等教育施設)の管理運営に関すること。 2 体育施設及び社会教育施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 3 文化施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。 5 避難所班の応援に関すること。
医療部 [部長] ●病院事業管理者 [副部長] ○※病院長 ○※事務局長	庶務班 [班長] ●事務局長 [副班長] ○総務課長 ○医事課長 ○業務管理室長	○総務課 ○医事課 ○業務管理室	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 医療救護班の編成に関すること。 3 救助薬品、衛生材料等の調達に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 他の医療関係機関との連絡調整に関すること。
	医療班 [班長] ●病院長 [副班長] ○副院長 ○診療局長 ○看護局長	○診療局 ○看護局 ○医療技術局 ○地域医療総合支援センター ○健診センター ○教育研修センター	1 傷病者の治療等に関すること。 2 応急救護所に関すること。 3 給食に関すること。 4 医師の支援に関すること。
水道部 [部長] ●水道事業管理者 [副部長] ○水道局副局長 ○次長(兼)総務課長 ○次長(兼)給水維持課長	総務班 [班長] ●経営企画課長 [副班長] ○料金課長	○総務課 ○経営企画課 ○料金課	1 部内における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 他都市等の応援要請及び受け入れに関すること。 3 応急措置に必要な資機材の集計に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市民対応に関すること。 6 市民への広報に関すること。 7 屋内給水管の災害対策に関すること。

対 策 部	班 名	課・室・所	所 掌 事 務
	管路班 [班長] ●工務課長 [副班長] ○資産管理課長	○資産管理課 ○給水維持課 ○工務課	1 水道管路の被害調査及び災害情報の収集に関するこ と。 2 水道管路の災害対策に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
	施設班 [班長] ●浄水課長(兼)水質 検査室長	○浄水課	1 水道施設の被害調査及び災害情報の収集に関するこ と。 2 水道施設の災害対策に関すること。 3 水質管理に関すること。
	南地域水道事務所班 [班長] ●南地域水道事務所 長	○南地域水道事務所	1 所管区域の災害に関する情報の収集に関すること。 2 災害予防及び災害応急対策の実施に関すること及び連 絡調整に関すること。 3 市民等への広報活動に関すること。 4 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する こと。
	西地域水道事務所班 [班長] ●西地域水道事務所 長	○西地域水道事務所	1 所管区域の災害に関する情報の収集に関すること。 2 災害予防及び災害応急対策の実施に関すること及び連 絡調整に関すること。 3 市民等への広報活動に関すること。 4 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する こと。
消防部 [部長] ●消防団長 [副部長] ○副団長	消防班 [班長] ●地区団長 ●分団長	○消防団員	1 非常警備及び消防活動に関すること。 2 救助救急活動及び捜索に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 消防活動の状況調査及び報告に関すること。 5 消防、水防資器材の保管管理及び運用に関すること。 6 水害の警戒及び防御、現場活動に関すること。 7 緊急通信連絡に関すること。 8 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(備考) ※副部長が班長あるいは副班長を兼務

(2) 対策支部

① 対策支部

対 策 支 部		班 名	課・室・所	所 掌 事 務			
国府町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室	〈対策支部の標準的事務分掌〉 1 支部の開設に関すること。 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関すること。 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関すること並び連絡調整に関すること。 4 住民等への広報活動に関すること。 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関すること。 6 その他災害対策本部の指示した事項に関すること。 〈班長〉 支部総括・文教班長…地域振興課長 福祉保健班長…市民福祉課長 産業建設班長…産業建設課長 〈班の標準的事務分掌〉			
		福祉保健班	市民福祉課 保育園（国府地域）				
		産業建設班	産業建設課				
福部町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園・幼稚園（福部地域）				
		産業建設班	産業建設課				
河原町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園・幼稚園（河原地域）				
		産業建設班	産業建設課				
用瀬町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園（用瀬地域） 用瀬図書館				
		産業建設班	産業建設課				
佐治町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室 さじアストロパーク				
		福祉保健班	市民福祉課 佐治町国民健康保険診療所 保育園（佐治地域）				
		産業建設班	産業建設課				
気高町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室 気高図書館				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園（気高地域）				
		産業建設班	産業建設課				
鹿野町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園・幼稚園（鹿野地域）				
		産業建設班	産業建設課				
青谷町支部	[支部長] 支所長 [副支部長] 副支所長	支部総括・文教班	地域振興課 教委事務局分室				
		福祉保健班	市民福祉課 保育園（青谷地域）				
		産業建設班	産業建設課				
				班名	事 務 分 掌		
				支部総括・文教班	1 支部会議に関すること。（職員配備、各班総括等を含む。） 2 気象、被害等災害情報のとりまとめに関すること。 3 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防団に関すること。 5 防災広報に関すること。 6 避難指示等に関すること。 7 児童生徒の安全確保に関すること。 8 教育施設の被害状況調査と応急対策に関すること。 9 体育施設、社会教育施設の被害状況調査に関すること。 10 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。		
					福祉保健班	1 廃棄物処理及び消毒等防疫に関すること。 2 避難所開設に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 ボランティアの配置に関すること。 5 罹災証明書に関すること。 6 保育園児の安全確保に関すること。 7 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。 ※) 本班に所属する保健師は、災害時保健活動マニュアルに基づき、医療対策部保健救護班と連携して保健活動等に従事する。	
						産業建設班	1 道路、上下水道等のライフラインの被害状況調査と応急対策に関すること。 2 土砂、がれきの除去等土木応急復旧に関すること。 3 水害及び浸水対策に関すること。 4 農地、農業施設等被害状況調査と応急対策に関すること。 5 公共交通機関との連絡調整に関すること。 6 その他班内所掌事務における災害対策に関すること。

② ブロック支部

ブロック支部		課・室・所	所 掌 事 務
南ブロック支部	[支部長] 工事事務所長 [副支部長] 所長補佐	鳥取南地域工事事務所	1 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関すること。 2 担当支部における災害予防及び連絡調整に関すること。 3 その他各対策部の指示した事項に関すること。
西ブロック支部	[支部長] 工事事務所長 [副支部長] 所長補佐	鳥取西地域工事事務所	

〈東部広域消防局非常災害時の事務分掌〉

(令和6年4月1日現在)

消防警備本部	課・署	班名	事務分掌
本部長 消防局長 副本部長 消防局次長 本部分 各課長	消防総務課	庶務班 装備班	1 災害活動用資機材の確保・配分に関する事。 2 消防自動車等管理に関する事。 3 消防庁舎の被害調査及び復旧に関する事。 4 職員等の仮眠施設等の準備に関する事。 5 その他装備全般に関する事。 6 災害活動用資機材の確保・配分に関する事。 7 消防自動車等管理に関する事。 8 消防庁舎の被害調査及び復旧に関する事。 9 職員等の仮眠施設等の準備に関する事。 10 その他装備全般に関する事。
	警防課	警防班 救急・救助班 後方支援班 指揮支援班	1 消防活動及び警戒巡視の統制的運用に関する事。 2 行政管轄外関係機関の応援要請及び応援隊の連絡調整に関する事。 3 応援部隊の運用に関する事。 4 救助・救急活動の指揮統制に関する事。 5 職員の非常招集に関する事。 6 対策本部等との連絡調整に関する事。 7 現場指揮本部設置に関する事。 8 火災警戒区域の設定に関する事。 9 消防警戒区域の設定に関する事。 10 災害応急処置に関する事。 11 避難指示等に関する事。 12 その他警防業務に関する事。
	情報指令課	通信班 情報班	1 命令等の伝達、情報の収集、関係機関との情報連絡に関する事。 2 災害時における有・無線電話通信の統制及び保守管理に関する事。 3 気象情報の受発に関する事。 4 その他通信業務に関する事。
	予防課	予防班 調査班 広報・記録班	1 災害情報の収集及び広報に関する事。 2 災害の予防、避難に関する事。 3 消防活動状況等の記録に関する事。 4 火災の原因調査に関する事。 5 被害状況の調査及び報告に関する事。 6 避難者の収容所の火災予防に関する事。 7 危険物製造所等の防災対策に関する事。 8 罹災証明書及びその他の証明に関する事。 9 関係機関（全国消防長会等）への災害情報の提供に関する事。 10 その他予防業務に関する事。
	連絡調整班		国・県・市町・その他関係機関との連絡調整に関する事 ※必要に応じてリエゾンとして派遣
本部分 各消防署長	消防署	情報班 消防班 救急班	1 現場指揮所の設置に関する事。 2 応援部隊の運用に関する事。 3 火災警戒区域の設定に関する事。 4 消防警戒区域の設定に関する事。 5 災害時の出動区分に関する事。 6 消防活動及び警戒巡視に関する事。 7 延焼阻止線の設定に関する事。 8 救急・救助活動に関する事。 9 署員の非常招集に関する事。 10 避難誘導及び指示に関する事。 11 情報の収集及び広報に関する事。 12 火災の原因調査に関する事。 13 関係機関との連絡調整に関する事。 14 罹災証明書に関する事。 15 他自治体応援隊の連絡員に関する事。 16 その他署の業務に関する事。

第5節 職員の配備体制

災害時等は、災害の種類、規模、程度等に応じて、市災害対策本部設置前には市長が、市災害対策本部設置後においては本部長が職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

総合支所においては、市災害対策本部設置前には支所長が災害の種類、規模、程度に応じて、職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

1 職員配備体制の種別

(1) 警戒本部体制

災害が発生するおそれがあると認められる場合に、災害の発生に備える配備体制

「警戒本部体制」は、状況に応じて「注意配備」と「警戒配備」に区分する。

注意配備	注意報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、注意を要する状況が発生した場合とする。
警戒配備	警報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、警戒を要する状況が発生した場合とする。

(2) 災害対策本部体制

地震その他突発的な災害が発生、若しくは相当規模の災害の発生が高い確率で予想される場合、又は警戒本部体制中に災害が発生し応急対策が必要な場合の配備体制

ア 「災害対策本部体制」は、災害の状況に応じて、「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」に区分する。

イ 災害対策本部体制の留意点

災害応急対策は、原則として、災害の状況に応じて優先度の高い項目から重点的に対処する。各部局や総合支所は相互に協力して、調整を行い、必要な人員の確保及び配置に努める。

なお、配備職員の人員の確保が困難な場合は、その時点での動員可能職員を最大限に活用することに努めるとともに、引き続き他部局との調整を行い、迅速かつ的確な配備体制の確保に努める。

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部体制の配備指令が発令される。

2 津波警戒本部体制等

地震発生後の津波警戒本部体制等は、気象庁による津波注意報及び津波警報の発表によるほか、地震発生直後の津波の早期襲来に備える必要がある場合に津波警戒本部体制等を確保する。

(1) 津波注意報の発表に伴う体制

ア 津波注意報が発表された場合は、鳥取県漁業協同組合、消防機関等と協力し、十分な安全確保の上、海面状況の監視体制をとる。

イ 防災行政無線、緊急速報メール、FM鳥取の緊急割込放送等で沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等への注意喚起の広報等を実施する。

ウ 必要に応じ避難の誘導又は指示を行う。

エ 津波注意報の内容によって予測される危険箇所においては、必要に応じ、避難指示を行い、安全確保に努める。

(2) 大津波警報・津波警報の発表に伴う体制

ア 鳥取県に大津波警報・津波警報が発表されたときは、災害対策本部体制をとる。

イ 沿岸漁業協同組合、消防機関等と協力し、十分な安全確保の上で、海面状況の監視及び警戒巡視を実施する。

ウ 防災行政無線、緊急速報メール、FM鳥取の緊急割込放送等で必要に応じ、沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して避難指示を行う。

エ 避難の誘導又は指示を行う。

(3) 地震発生に伴う体制

ア 鳥取市における震度が4以上の地震が発生したときは、直ちに災害対策本部体制をとる。

イ 鳥取県漁業協同組合、消防機関等は、十分な安全確保の上、自主的に海面状況の監視及び警戒巡視を実施する。

ウ 必要に応じ沿岸の住民、漁船、海水浴客、釣り人等に対して、避難の誘導又は指示を行う。

3 原子力災害警戒本部体制等

第7部「原子力災害対策計画」参照。

＜鳥取市における配備体制の基準（地震・津波災害時）＞

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
警戒本部体制	注意配備 1 震度3の地震が発生したとき。 2 災害が発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、地震情報等についての情報収集及び情報連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。
	警戒配備 1 津波注意報が発表された場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。 2 災害が発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。	○注意配備の体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。
災害対策本部体制	第1配備 1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。	○関係各部は、防災活動に従事し、初期対応を行う。 ○関係各部は、第2配備に対する準備を行う。
	第2配備 1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。	○関係各部は、防災活動に従事するとともに情報連絡を行い、対策を協議する。 ○関係各部は、第3配備に対する準備を行う。
	第3配備 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の発生、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。	○市災害対策本部に関係のある職員は、全員防災活動に従事する。 ○各部は防災活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあつては部長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるように待機する。

＜鳥取市における配備体制の基準（風水害時）＞

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
警戒本部体制	注意配備 1 次の注意報等が一つ以上発表された場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)強風注意報 (6)波浪注意報 (7)風雪注意報 (8)竜巻注意情報 2 災害が発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。	○関係各部署は、気象情報等の情報収集及び情報連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。
	警戒配備 1 次の警報等が一つ以上発表された場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)波浪警報 (7)暴風雪警報 (8)土砂災害警戒情報 (9)記録的短時間大雨情報 (10)水防警報 2 災害が発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき。	○注意配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。
災害対策本部体制	第1配備 災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	○関係各部は、防災活動に従事し、初期対応を行う。 ○関係各部は、第2配備に対する準備を行う。
	第2配備 1 特別警報が発表されたとき。 2 事態が切迫し、市内の数地域について災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	○関係各部は、防災活動に従事するとともに情報連絡を行い、対策を協議する。 ○関係各部は、第3配備に対する準備を行う。
	第3配備 市の全域にわたり大規模な災害が発生すると予想される場合、又は災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	○市災害対策本部に関係のある職員は、全員防災活動に従事する。 ○各部は防災活動に従事し、直接関係のない部課の職員にあつては部長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるように待機する。

4 配備体制の種別及び各区分別の職員動員数

「警戒本部体制」及び「災害対策本部体制」の配備種別における職員の動員数は、資料編のとおりである。ただし、予想される災害の種類、規模、程度等に応じて、必要な部署の配備、動員人員数等を適宜変更する場合もあるので、その都度、配備の指示を確認し、迅速かつ的確な職員配備体制の確保に努める。

5 消防団員を兼ねる職員について

消防団員を兼ねる職員は、消防団員として出動する必要がある場合は、所属長と協議のうえ出動の可否を決定する。なお、所属長は、その災害の規模や程度を十分に考慮し、職員の団員としての出動に考慮すること。また、市災害対策本部が設置された場合は、所掌する事務を優先する。

6 緊急支援体制

災害の規模・状況に応じて、本庁及び各総合支所間で、「鳥取市災害時緊急支援隊派遣要領」に基づき、職員を派遣する。

支援については、あらかじめ指定された職員で構成し、災害対策本部長及び支部長で協議し、必要な人員・資材等を支援する。

また、市民生活部連絡調整班は、必要に応じて、支部に情報連絡員を派遣する。

7 配備指令の伝達方法

「職員配備体制」の配備指令の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の場合

危機管理部長（支所長）は、庁内LAN、庁内放送及び内線電話等により、職員の配備指令の伝達を行う。

(2) 勤務時間外の場合（準備体制が整わない場合）

危機管理部長（支所長）は、本庁又は総合支所の警備員より災害情報等（気象情報又は住民からの情報等）の連絡を受けたときは、直ちに市長に報告し、指示を受け、参集要員を招集する。なお、伝達の方法は、職員参集システム、電話、防災行政無線、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。なお、参集にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 防災担当部署に所属する職員は、可能な限り迅速に参集すること。

イ 職員は、職員参集システム又は緊急連絡網による配備指令の有無の確認が取れない場合は、災害の状況等を自ら判断し、所定の参集場所に自発的に参集すること。

ウ 職員は、休日、夜間等の勤務時間外に、災害時又は災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により積極的に登庁し、かつ、当該情報の関係部署への伝達に努めること。

エ 職員は、地震等の災害により参集する場合には、特に次の事項に留意すること。

（ア）家族の安全確保に留意し、かつ、近隣の安全を確保することに努め、必要があれば適宜応援するなどの応急救助活動を行うこと。

（イ）災害の被害の状況によっては、のこぎり、ナタなど人命救助その他応急活動のための道具を持参すること。

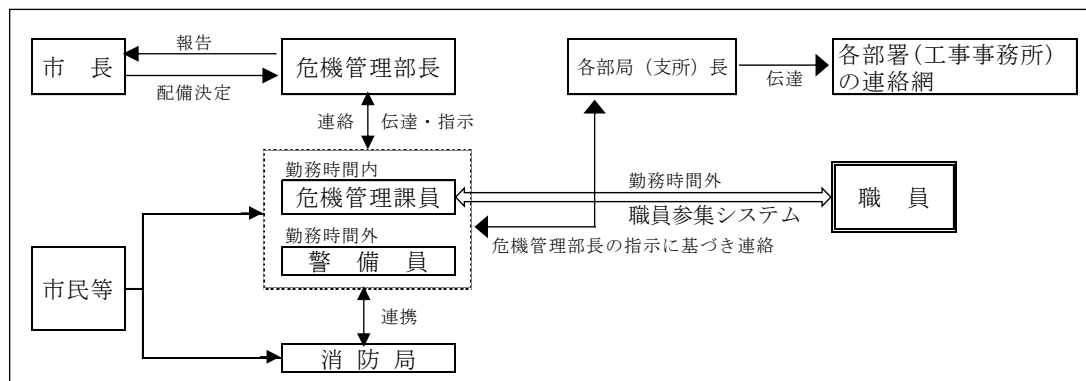
（ウ）参集する場合には、参集経路周辺の被害状況の把握に努め、所管部署に的確な被害状況を報告すること。

オ 参集を命ぜられた職員は、所定の参集場所（本庁、各総合支所等）に速やかに参集するとともに、登庁途中に把握した被害状況を責任者へ報告する。

カ 配備基準に該当するような災害の発生等を認知した職員は、所定の参集場所に自主的に参集し、責任者の指示に従い応急対策活動にあたる。

(3) 配備指令の緊急連絡網

休日、夜間等の勤務時間外の配備指令は、危機管理課(長)及び総務課(長)が、電話、職員参集システム等により幹部職員、各部(局)長に連絡し、各部(局)長は各部、委員会等の庶務担当課長を通じて、それぞれ所管の緊急連絡網により職員に連絡する。なお、各部及び委員会等の庶務担当課長は、あらかじめ所管の緊急連絡網を整備する。



※ 勤務時間外の場合、別途、職員参集システムにより、災害発生事象に応じた配備体制のそれぞれの参集職員に電子メール(携帯電話)で直接伝達。

8 配備人員数等の報告並びに配備要員の確保及び調整

(1) 職員配備指令が発令され、配備要員が参集したとき、各部局長等は、次のとおり報告する。

区 分	報 告 者	報 告 先
市災害対策本部の設置前	各部局、支所の長	危機管理部危機管理課
市災害対策本部の設置後	各対策部(支部)長	総務部人事班

(2) 配備職員の確保が困難な場合は、その時点の動員可能な職員を最大限活用するとともに、各部署間において適宜災害の種類、規模、程度等に応じた人員の調整を行い、災害応急対策実施体制の確保に努める。

9 災害応急対策従事者の腕章の帯用

災害対策本部体制の配備指令が発令され、庁外にて災害応急対策に従事する職員は、別に定めがあるものの他、腕章(資料編参照)又は「鳥取市」が表示された被服を着用する。

第6節 業務継続計画

1 鳥取市BCPの発動

市は、大規模災害が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、その他災害対策本部長が必要と認める場合は、鳥取市業務継続計画(以下「鳥取市BCP」という。)を発動し、人的資源の調整や、優先度の低い業務の一時的な停止等を行うなど、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応にあたることとする。

2 発動の範囲

鳥取市BCPの発動の範囲は、市の災害対策本部体制第3配備に該当する全職員とする。ただし、対策部のうち、医療部、水道部、消防部については、災害時の指揮命令系統や人員運用等について独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、対象外とする。

なお、発生した被害等の状況により、一部の部署にのみ適用するなど、必要に応じて発動範囲を調整するものとする。

3 発動の判断基準

鳥取市BCPは、次のいずれかに該当する場合に発動する。

- (1) 災害対策本部体制（第3配備）による災害対応を行う場合
- (2) 災害対策本部体制（第2配備）による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生している場合
- (3) 災害等により業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合
- (4) その他、業務に必要な不可欠な主要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合

※（1）又は（2）に該当する場合は、自動的に鳥取市BCPを発動し、必要な対応を行う。

4 発動の公表

鳥取市BCPの発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを市民、関係者に宣言することでもあるから、市は、鳥取市BCPを発動したときは、県、関係機関等へ周知を行うものとする。

5 組織内への周知

災害対策本部長は、鳥取市BCPの発動状況について、職員への周知を図る。

6 体制の解除

災害対策本部長は、市における施設や設備、人員等の状況を確認し、市の通常業務が復帰し、概ね通常の態勢で実施できると判断される場合は、鳥取市BCPを解除するものとする。

なお、状況に応じた段階的な解除も可能とする。

第2章 通信情報計画

この計画は、地震、気象、水防、消防等災害関係の予報、警報その他の災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、伝達することにより、被害の軽減及び拡大の防止を図ることを目的とする。

第1節 緊急地震速報、地震情報等の伝達

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（以下、「J-A L E R T」という。）で自動起動される同報系防災行政無線の緊急放送により即座に住民に伝達される。また、報道機関の臨時放送、緊急速報メール等でも伝達される。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震に関する情報

地震発生後新たなデータが入ると、順次情報が発表される。（資料編参照）

①震度速報 ②震源に関する情報 ③震源・震度に関する情報 ④各地の震度に関する情報 ⑤その他の情報 ⑥推計震度分布図

3 地震情報等の発表並びに伝達

地震に関する情報については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

第2節 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報、津波予報の伝達

1 津波警報等の種類及び内容

（1）種 類

大津波警報 津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波情報	津波警報・注意報を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。 ・津波が予想されないとき ・0.2m未満の海面変動が予想されたとき ・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき

（2）発表基準 （詳細は資料編参照）

種 類	発表される津波の高さ		発表基準
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

種 類	発表される津波の高さ		発表基準
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
津波注意報	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

(注) 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(3) 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合、次の内容が発表される。(資料編参照)

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、③津波観測に関する情報、④沖合の津波観測に関する情報

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがないと予想される場合、次の内容が発表される。(資料編参照)

①津波が予想されないとき、②0.2m未満の海面変動が予想されたとき、③津波注意報解除後も海面変動が継続するとき

2 津波警報等の発表

(1) 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を災害により適時に受けることができなかった場合は、鳥取市長が行う場合がある。

(2) 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

第3節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

特別警報・警報・注意報及び気象情報は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知すると共に報道機関の協力を得て住民に周知する。

(1) 警報・注意報

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。(資料編参照)

警 報	注意報	備 考
大雨	大雨注意報	大雨警報は、次のとおり発表する。 「大雨警報（浸水害）」 表面雨量指数基準に到達することが予想される場合 「大雨警報（土砂災害）」 土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合 「大雨警報（土砂災害、浸水害）」 両基準に到達すると予想される場合
暴風警報	強風注意報	
暴風雪警報	風雪注意報	
大雪警報	大雪注意報	
高潮警報	高潮注意報	
波浪警報	波浪注意報	
洪水警報	洪水注意報	
	なだれ注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、霜注意報、着雪注意報、低温注意報	

(2) 警報・注意報の発表基準 (資料編参照)

(3) 警報・注意報や天気予報の発表区域 (資料編参照)

2 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。（発表基準等は資料編参照）

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度 暴風が吹くと予想される場合
高 潮	の台風や同程度の温帯 高潮になると予想される場合
波 浪	低気圧により 高波になると予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける。）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地 震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（※） 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を、
噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）
を特別警報に位置づけている。

3 気象情報

警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表される。少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表される。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表される。

- （1）発表官署 鳥取地方気象台
- （2）発表基準 1時間雨量90mm以上

5 指定河川洪水予報

第6部「風水害対策計画」参照。

6 土砂災害警戒情報

- （1）鳥取地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり、嚴重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。
- （2）県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を提供する。（資料編参照）

7 竜巻注意情報

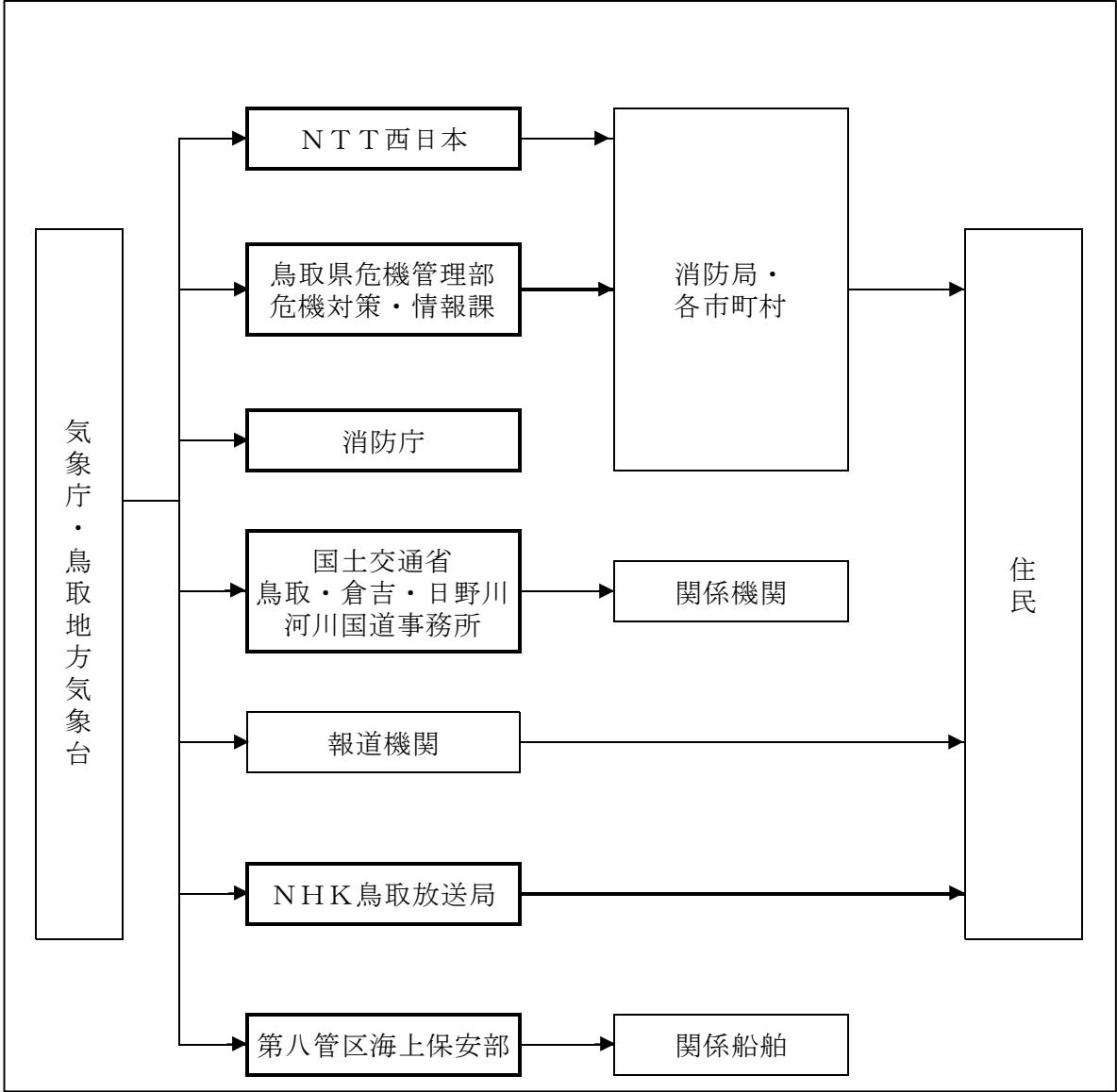
鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。（資料編参照）

第4節 防災情報の伝達系統

1 鳥取地方気象台が発表する地震情報、気象警報等伝達系統

(1) 鳥取地方気象台が発表する地震情報、気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。
<地震情報、特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図>

[県地域防災計画より]

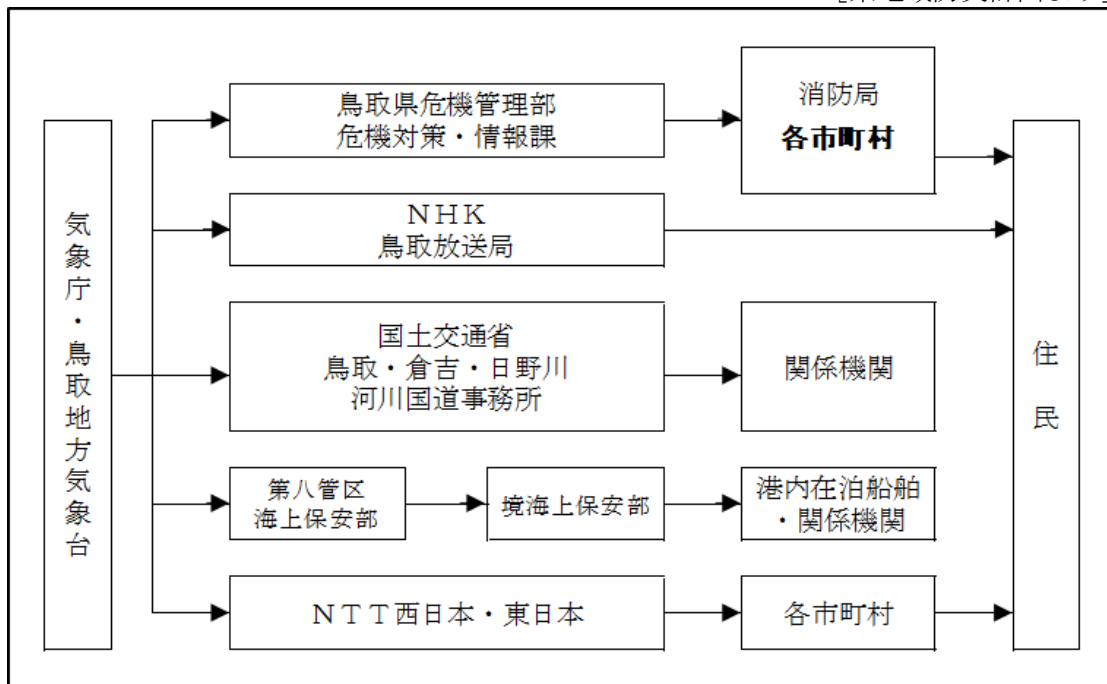


(備考)

- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先
- 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

＜気象等の警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）＞

[県地域防災計画より]

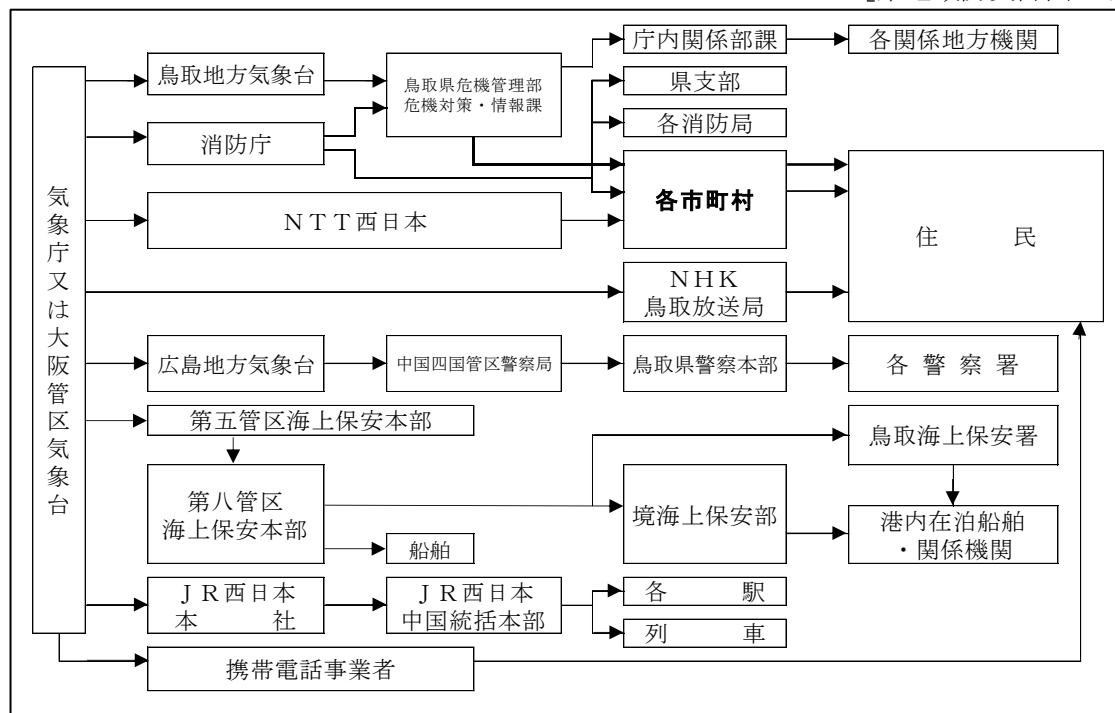


（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

2 津波警報等の伝達系統

＜津波警報等の伝達系統図＞

[県地域防災計画より]



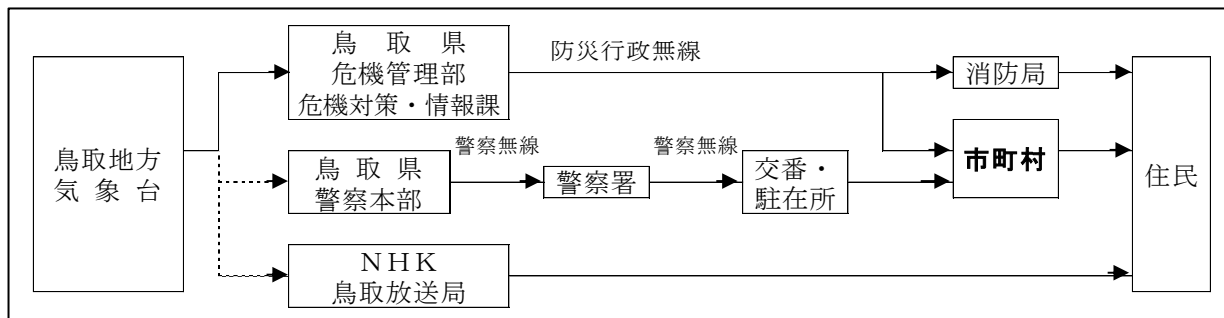
* 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、NHK鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。

* 緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達する。

＜津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）＞

〔県地域防災計画より〕

……は補助ルートで、必要と認める場合。



＊ 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用する。

＊ 通信手段のない場合は、鳥取地方気象台は鳥取県に手交する。

3 西日本電信電話株式会社から市に伝達される気象警報等の種類

西日本電信電話株式会社は、下記の警報等の発表及び解除に関する通報を受けた時は、速やかに市に伝達する。

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| ①大津波警報 | ②暴風特別警報 | ③暴風雪特別警報 | ④大雨特別警報 |
| ⑤大雪特別警報 | ⑥高潮特別警報 | ⑦波浪特別警報 | ⑧津波警報 |
| ⑨暴風警報 | ⑩暴風雪警報 | ⑪大雨警報 | ⑫大雪警報 |
| ⑬高潮警報 | ⑭波浪警報 | ⑮洪水警報 | |

4 気象等の警報等の受信・伝達方法

気象等の警報等の警報の受信体制、伝達系統及び住民に伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。なお、火災警報及び水防警報は、別に定める。

(1) 受信体制

ア 気象台等から通報される気象等の警報等は、常時、危機管理課（市災害対策本部設置後は統括部）において受信する。なお、休日、夜間等の勤務時間外の受信は、警備員が行い、直ちに危機管理課にその旨を伝達する。

イ 危機管理課（市災害対策本部設置後は統括部）は、気象等の警報等を受信したときは、直ちに市長（市災害対策本部設置後は本部長）、副市長（市災害対策本部設置後は副本部長）に連絡し、その指示を受けるとともに、必要に応じて、(2)の伝達系統及び伝達方法により、市の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに住民に伝達する。

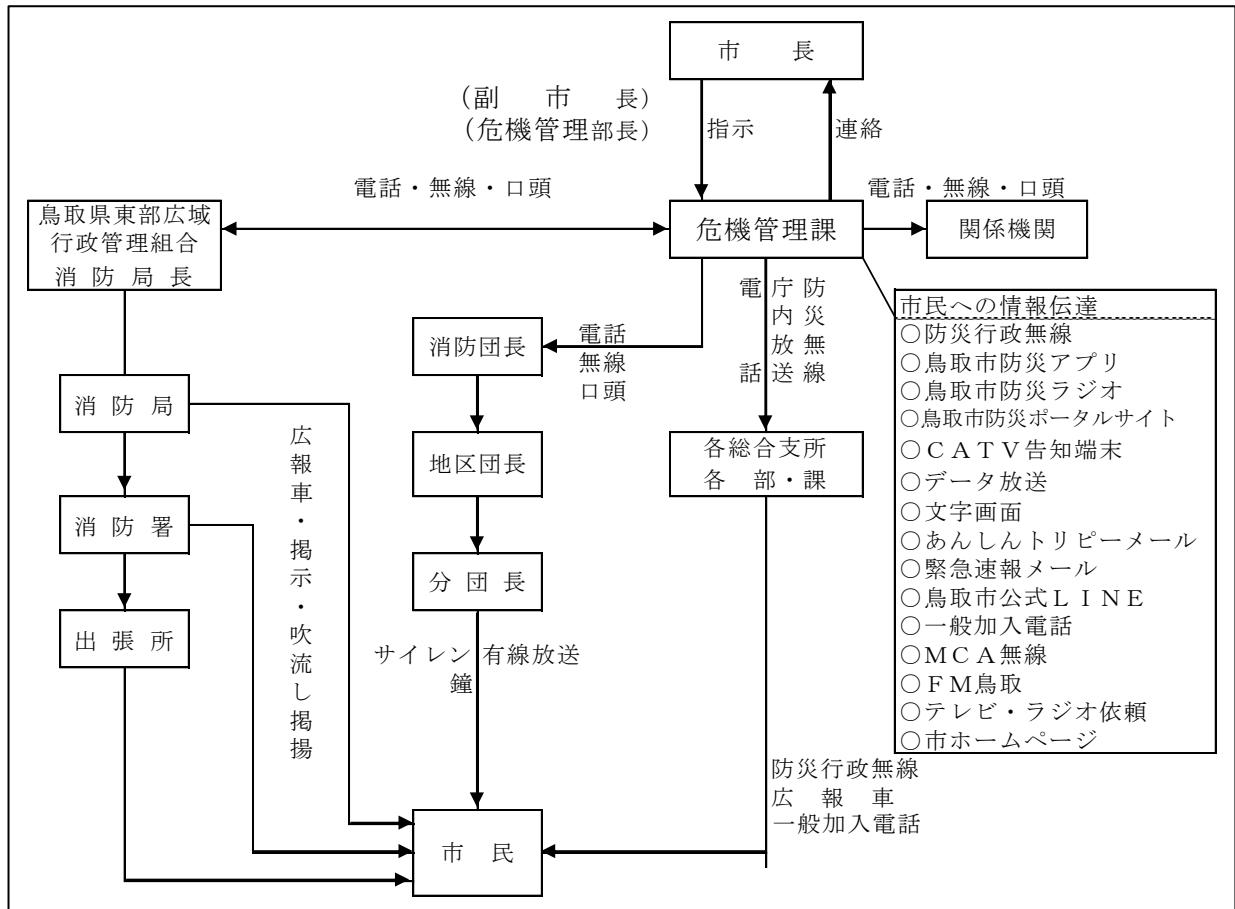
(2) 伝達系統及び伝達方法

ア 気象等の警報等を受信後、市の各機関、消防機関及び防災関係機関等並びに住民に広く伝達する場合の伝達方法は、次のとおりとする。

イ 住民に伝達する場合は、防災行政無線を始め利用可能な様々な情報伝達手段により伝達に努めるとともに、消防機関、報道機関、防災関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確に住民に周知を図る。

協力依頼を受けた各関係機関は、有線放送施設、広報車、サイレン、鐘等の手段を用いて、迅速かつ的確に住民に伝達することに努めるとともに、各関係機関は、あらかじめ協議して、連絡体制を確立に努める。

＜気象等の警報等の伝達方法＞



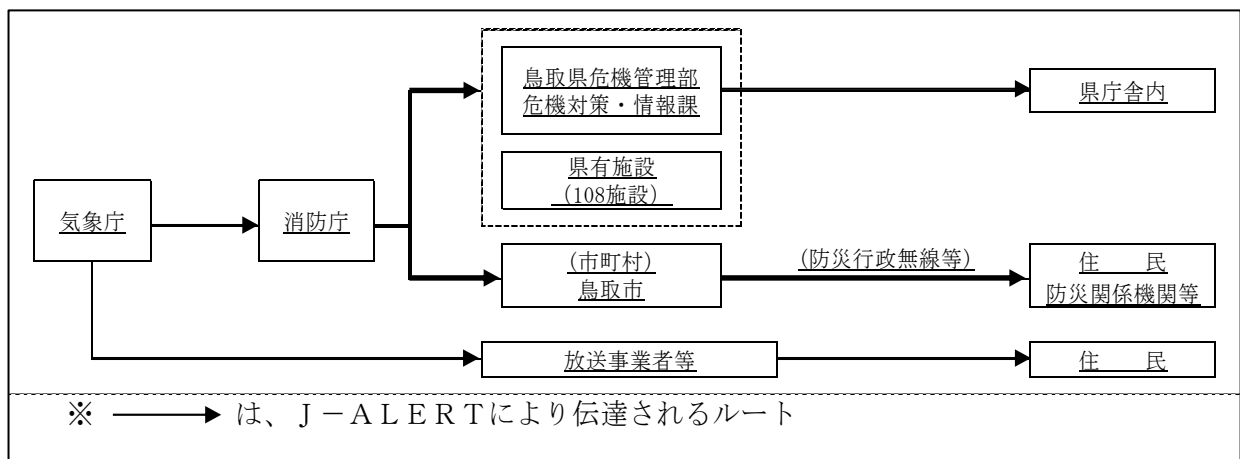
(3) 地震に関する情報の受信伝達方法

ア 緊急地震速報及び震度速報（震度4以上）については、J－A L E R Tの同報系防災行政無線自動起動放送等により伝達する。

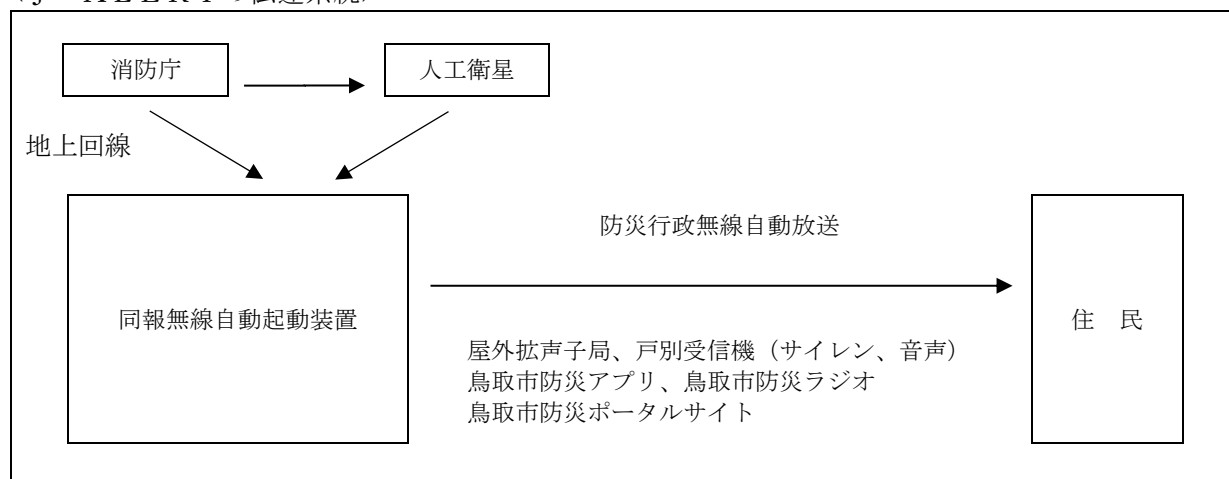
イ その他の地震情報については、防災行政無線、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、CATV、あんしんトリピーメール、緊急速報メール、FM鳥取緊急割込放送、市公式ウェブサイト等により伝達する。

＜緊急地震速報の伝達系統図＞

[県地域防災計画より]



<J - A L E R T の伝達系統>



<自動起動放送>

内 容	分 類	音 声	チャイム
緊急地震速報	推定震度 4 以上	- 緊急地震速報。 - 大(おお)地震です。 - 大地震です。	緊急地震速報 チャイム音
震度速報	震度 4 以上	- 震度〇の地震が発生しました。 - 火の始末をしてください。 - テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。	チャイム音
津波警報等	大津波警報 (東日本大震災 クラス)	- 大津波警報。大津波警報。 - 東日本大震災クラスの津波がきます。 - ただちに高台に避難してください。	消防サイレン
	大津波警報 (上記以外)	- 大津波警報。大津波警報。 - ただちに高台に避難してください。	
	津波警報	- 津波警報が発表されました。 - 海岸付近の方は高台に避難してください。	
	津波注意報	- 津波注意報が発表されました。 - 海岸付近の方は避難してください。	

※ 地震波が 2 点以上の地震観測地点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合に発表される。

第 5 節 火災警報等の伝達

1 火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを消防局並びに市に対し通報する。

【火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第60条）】

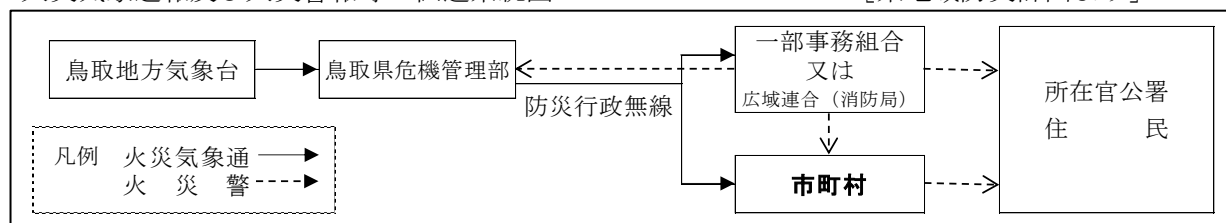
種 類	発 表 基 準
火災気象通報	鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しない場合がある。

2 火災警報の発令

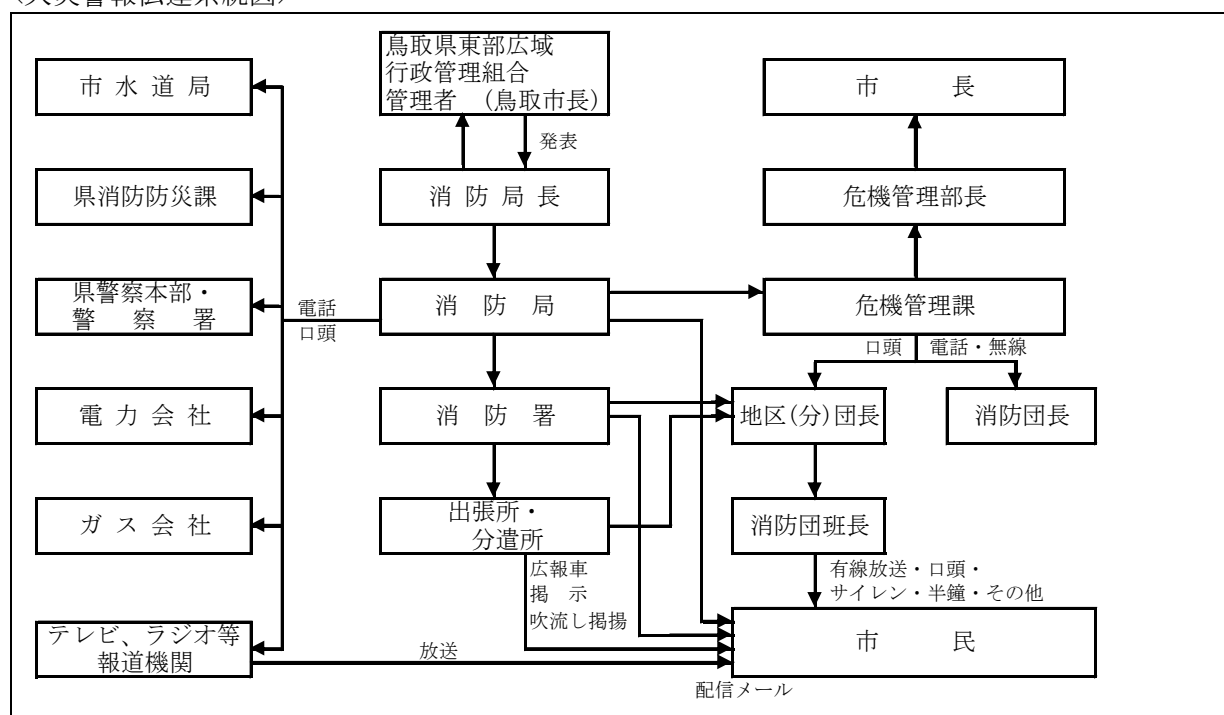
- (1) 消防局長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発令は、自ら又は市の防災行政無線等を通じて周知する。
- (3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである

＜火災気象通報及び火災警報等の伝達系統図＞

[県地域防災計画より]



＜火災警報伝達系統図＞



第6節 水防警報の伝達系統

水防法16条の規定に基づき発表される水防警報の伝達系統等は、第6部「風水害等対策計画」に記述する。

第7節 異常現象発見時における措置

(1) 異常現象の種別

竜 巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
異 常 潮 位	天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
異 常 波 浪	海岸等に被害をあたえる程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
な だ れ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの

そ の 他 異常なもの	
----------------	--

(2) 災害が発生する恐れがある異常現象を発見した者は、速やかに市長（鳥取市役所）、鳥取県東部広域行政管理組合（消防局、消防署）、警察官又は海上保安官に通報するものとする。

(3) (2)の通報を受けた者は、直ちに市長に通報する。通報先は、次のとおりとする。

危機管理部危機管理課（市災害対策本部の設置中は統括部）

責 任 者 危機管理部長

電話番号 代表 (0857) 22-8111

直通 30-8032, 8033, 8034 F A X (0857) 20-3042

(4) 市長は、異常気象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を行うとともに次の機関に通報する。

ア 鳥取地方気象台

イ 知事（危機管理部）

ウ 鳥取警察署

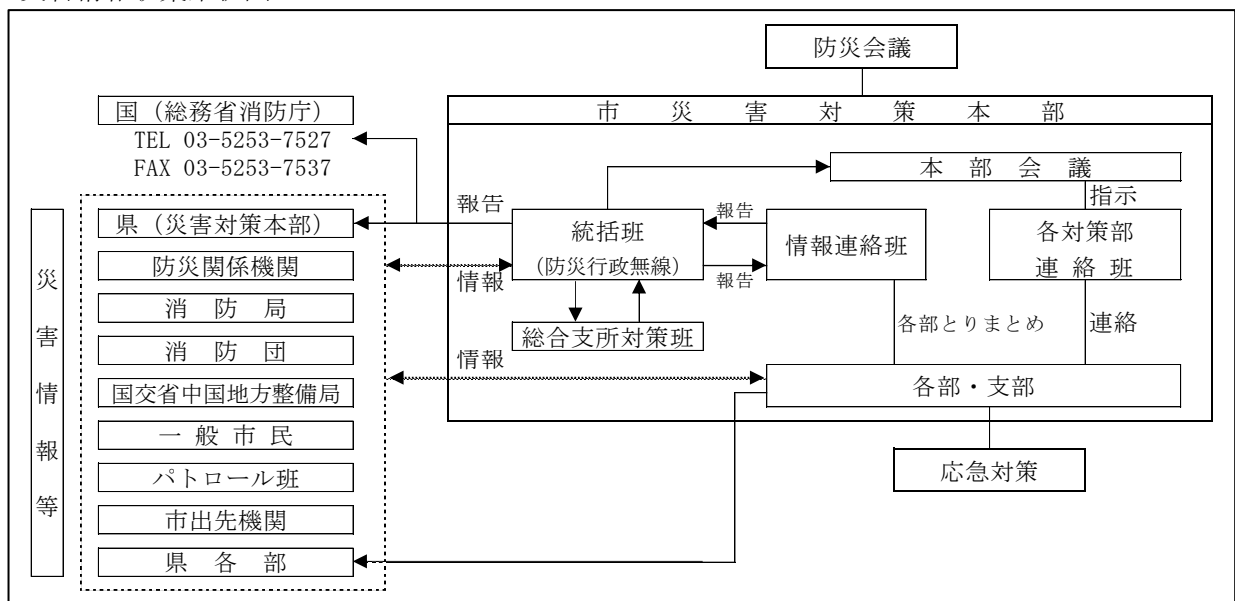
エ NHK鳥取放送局

第8節 災害情報の収集

1 災害情報の収集

(1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は各部ごとに行い、情報部・情報連絡班が取りまとめる。消防団は、所管区域の災害情報を把握し、各部の行う情報の収集に協力する。

〈災害情報収集系統図〉



(2) 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所との情報交換等

ア 災害時等には、初動段階から専用回線による情報交換を行うほか、必要に応じ国土交通省から現地情報連絡員の派遣を受け、情報交換及び必要な指導助言等により、応急対策を迅速かつ円滑に実施する。(災害時における情報交換に関する協定)

イ 各総合支所と千代水出張所又は河原出張所の間でも、水位観測所における水位動向、水防活動や住民避難の動向等積極的に情報交換を行う。

2 被害の報告

部長は、災害時の被害状況を情報連絡班長に報告し、情報連絡班長は、取りまとめた被害状況を統括班に報告する。

(1) 報告の種別及び時期

種 別	時 期
速 報	災害発生時又は発生後の被害状況、及び応急措置等の概要を迅速に報告する。
中間報告	被害状況が判明次第、逐次報告する。 報告事項に変動があったときは、その都度、更新する。
確定報告	当該災害に対する応急措置等を完了した後、速やかに報告する。

(2) 報告様式

災害による被害発生時は、各部長は所定の様式（資料編参照）により情報連絡班長に報告する。

(3) 各部長は、被害状況の報告にあたっては、災害現場の写真を可能な範囲で添付する。

(4) 統括部長は、取りまとめた被害状況を本部長（市長）に報告する。

3 県への報告

(1) 一般被害等の報告

ア 一般被害等の報告は、電子メールにより報告する。報告事項は次のとおり。

<一般被害報告等>

- ① 人的被害
- ② 住家被害
- ③ 非住家被害
- ④ 火災の状況
- ⑤ 罹災世帯数
- ⑥ 罹災者数
- ⑦ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令の状況
- ⑧ 避難所の設置状況
- ⑨ 消防団員出動状況
- ⑩ 災害対策（警戒）本部設置状況
- ⑪ 避難者の状況（自主避難を含む。）
- ⑫ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等
- ⑬ 孤立集落関係
- ⑭ その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

イ 一般被害等以外の災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、県関係課に状況を報告する。

(2) 災害情報の報告等

市は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告（県に報告ができない場合は、直接、内閣府に報告）する。報告にあたっては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行う。

種 別	時 期
即 報	災害発生時又は発生後の被害の状況、及び応急措置等の概要が判明次第、電子メールにより報告する。
確定報告	当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書で報告する。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく報告

市は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる即報基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県に報告する。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、迅速な報告に努める。

（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は、報告を行う。

また、地震が発生し、市地域内で震度5強以上を記録したときは（被害の有無は問わない。）、当該要領の直接即報基準に基づき、第一報を県に加えて消防庁にも報告する。

＜即報基準及び直接即報基準＞

〔「火災・災害等即報要領」より〕

即報基準	＜災害即報＞ (1) 一般基準 ア 災害救助法の適用基準に合致するもの イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの エ 気象事業法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの (2) 個別基準 ア 地震 （ア）地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの イ 津波 （ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの （イ）人的被害又は住家被害を生じたもの ウ 風水害 （ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの エ 雪害 （ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （イ）積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの オ 火山災害 （ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの （イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 社会的影響基準 （1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
直接即報基準	＜災害即報＞ (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2) 速報基準の(2)のイ（津波）、ウ（風水害）及びオ（火山災害）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第9節 通信の運用

1 災害時の通信連絡

- (1) 地震災害時における予警報及び災害情報その他災害に関する指示、命令等の伝達を迅速・確実に行うため、通信施設の有効適切な利用を図り、通信連絡体制の万全を期する。
- (2) 国土交通省鳥取河川国道事務所及び県等は、市に職員を派遣し緊密に情報を共有する。
- (3) 県、市及び防災関係機関の通信は、原則として有線電話及び無線通信により行う。
- (4) 有線電話を使用する場合には、回線の状況により西日本電信電話株式会社が指定した災害時優先電話を利用する。

2 市防災行政無線

市の防災行政用の無線設備は、次のとおり。

- (1) 同報系設備：16値直交振幅変調（16QAM）のデジタル変復調方式
- (2) 移動系設備：移動無線センターのデジタルMCA無線回線とNTTドコモのLTE・4G/3G公衆無線ネットワーク（IP無線回線）を利用して運用する二重通信システム
防災行政無線（同報系） [令和6年4月1日現在]

地 域	方 式	屋外拡声子局数	デジタル化整備年度
鳥 取	デジタル	1 7 1	平成22年度
国 府	〃	3 4	平成22年度
福 部	〃	1 7	令和元年度
河 原	〃	4 4	令和2年度
用 瀬	〃	2 2	令和2年度
佐 治	〃	2 1	令和元年度
気 高	〃	3 2	平成29～30年度
鹿 野	〃	2 0	平成29～30年度
青 谷	〃	2 3	平成28年度

3 J－A L E R T

国民保護情報、大津波警報や緊急地震速報等の緊急情報を、消防庁が送信して同報系防災行政無線を自動起動させるシステムで、住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

4 多元的な情報伝達手段の整備

防災行政無線のほか、次の情報伝達手段により多元的に情報を伝達する。また、デジタル技術の活用など、さらなる多元化を検討し、情報伝達の充実を図る。

- (1) 鳥取市防災アプリ
- (2) 鳥取市防災ラジオ
- (3) 鳥取市防災ポータルサイト
- (4) テレビ、ラジオへの依頼放送（Lアラート）
- (5) 市公式ウェブサイト
- (6) 緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）
- (7) あんしんトリピーメール
- (8) 鳥取市公式LINE
- (9) CATV
- (10) FM鳥取への緊急割込放送
- (11) ファクシミリ
- (12) 広報車による巡回広報

5 孤立予想集落との通信

市は、孤立が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の配備に努める。また、通信事業者は、携帯電話の不感地帯解消に努める。

6 その他の機関の通信設備の使用

市は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用する。

（１）使用することができる機関

- ①警察通信設備
- ②海上保安部通信設備
- ③気象庁通信設備
- ④鉄道通信設備
- ⑤自衛隊通信設備
- ⑥日本放送協会
- ⑦株式会社山陰放送
- ⑧日本海テレビジョン放送株式会社
- ⑨山陰中央テレビジョン放送株式会社
- ⑩株式会社エフエム山陰

（２）通信内容及び取扱い

ア 警報の伝達等〔（１）の機関〕

市は、これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議しておく。

イ 応急措置の実施に必要な通信〔（１）のうち①から⑤までの機関〕

緊急を要する場合であり、必ずしも手続き等の事前協議を必要としない。

7 アマチュア無線局の臨時設置

市は、鳥取アマチュア無線赤十字奉仕団等に、市災害対策本部（支部）へのアマチュア無線局の臨時設置による被害情報収集及び災害広報の支援を依頼する。

8 非常通信の利用

- （１）市は、非常通信協議会に参加し、参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制を整備する。
- （２）非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行い、非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定及び見直し、訓練を実施する。
- （３）災害等により、有線通信系統の利用が困難な場合には、「中国地方非常通信協議会」の構成員に非常通信を依頼する。依頼にあたっては「非常」であることを表示する。

第3章 災害広報・広聴計画（統括部、総務部、市民生活部、情報部、支部、消防局）

この計画は、災害時において住民及び報道関係者等に対し被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知させ、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とする。

第1節 住民に対する広報（統括部、情報部）

1 広報事項

広報にあたっては、市長（本部長）の承認を得て行う。主な内容は次のとおり。

- (1) 市災害対策本部の設置又は廃止
- (2) 災害発生前の対策
 - ア 予想される災害の規模、動向等
 - イ 災害の防止等に必要な事項
- (3) 災害の状況
 - ア 災害発生区域
 - イ 災害の規模、概要
- (4) 災害応急対策状況
 - ア 避難の準備、指示
 - イ 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況
 - ウ 交通機関の運行状況
 - エ 消防、救助活動等の状況
- (5) その他住民や被災者に必要な情報、注意事項等

2 広報の方法

- (1) 情報部情報連絡班は、市災害対策本部（支部）が収集した災害情報のほか、必要に応じて各種団体等に対し情報の提供を求める。
- (2) 統括部及び情報部情報連絡班は、次のような方法で広報を実施する。また、広報の手段については、迅速かつ的確な周知を実現できるよう、さらなる防災情報伝達の充実を図る。
 - ア テレビ・ラジオの利用
 - (ア) 報道機関に依頼
 - (イ) 市広報番組
 - (ウ) 特別報道番組の要請
 - (エ) C A T V、FM鳥取
 - イ 市公式ウェブサイト
 - ウ あんしんトリピーメール及び緊急速報メール
 - エ 同報系防災行政無線
 - オ 鳥取市防災アプリ
 - カ 鳥取市防災ラジオ
 - キ 鳥取市防災ポータルサイト
 - ク 鳥取市公式LINE
 - ケ 広報車・航空機等
 - (ア) 市災害対策本部（支部）は、災害の状況に応じて、所管班員を出動させ、広報車による広報を実施する。
 - (イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じて情報紙の配布も行う。
 - (ウ) 状況に応じて、航空機、ヘリコプターによる広報も実施する。
 - コ 職員による広報

市災害対策本部（支部）は、広報車の活動不能な地域、無線不感地域その他必要と認められる場合には、職員を派遣して広報を行う。

第2節 報道機関への情報提供

市災害対策本部は、災害による被害状況・対策等について、Lアラート等により速やかに報道機関に情報を提供する。

また、市政記者等を通じて報道機関に適時、情報を提供する。

第3節 広聴活動

市災害対策本部及び支部は、被災者の要望等を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

1 住民相談窓口の設置

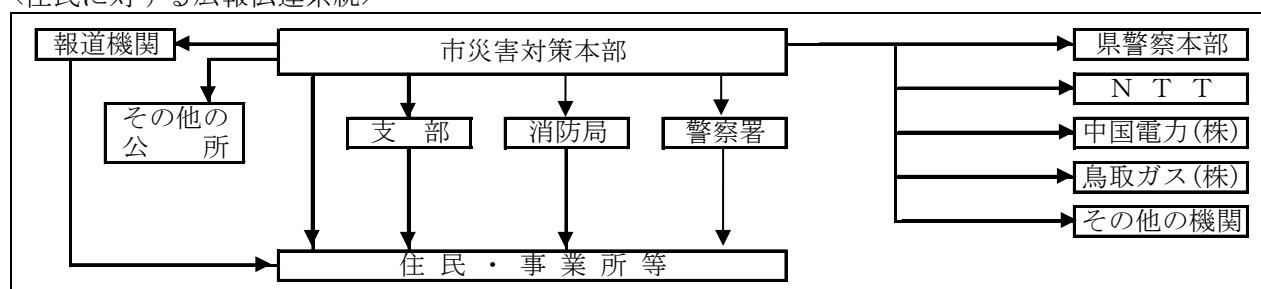
市災害対策本部及び支部は、住民相談窓口を必要と認められる市有施設等に設置する。

また、災害の規模等に応じて、外国人等のための相談窓口を併設する。

2 要望等の処理

聴取した要望等については、市民生活部連絡調整班で取りまとめ、関係部局及び防災関係機関と相互に連絡を取り、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。

＜住民に対する広報伝達系統＞



第4節 災害時における個人情報の取扱い（統括部、市民生活部）

1 災害時における個人情報の取扱方針

災害時における個人情報の収集及び提供については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に行う。

なお、災害により多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じ、救出・救助活動の迅速化等につながる場合における氏名等の収集及び公表については、鳥取県が定める「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」（令和6年3月19日策定）に基づき対応する。

また、その他、災害時における個人情報の取扱いについては、内閣府が定める「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を踏まえ、公益性や災害の規模等を勘案して対応する。

公表を行う場合であっても、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の公表に留めるよう留意するとともに、死者に関する情報については、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、遺族の感情等に十分配慮して取り扱うよう留意する。

2 個人情報の収集及び提供に係る運用

市は、災害時における個人情報の収集及び提供について、全国知事会策定の「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考に、以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点が明らかになった場合は、適宜見直しを行っていくものとする。

（1）収集

ア 災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

イ 情報は本人からの収集を原則とするが、本人からの情報収集が困難な場合もあるため、県、関係市町村、消防機関、県警本部等と協力し、被災者に関する個人情報の収集にあたることとし、必要に応じて家族その他所属団体等からも収集することとする。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しないこととし、提供する情報は、個人が特定されない範囲のみで情報を提供する。

イ 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得て提供するものとする。ただし、法令に基づく場合、市内部で情報共有を図る場合並びに個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合その他公益上必要な場合は、本人の同意は個人情報の保護に関する法律に基づき不要である。

なお、個人の生命等の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合の例示としては、本人が行方不明若しくは意識不明であって、報道機関への個人情報の提供が本人の速やかな発見若しくは本人親族の出現を容易とし、本人の身体生命の保護に資することが期待される場合が想定される。

3 安否不明者等の氏名等の公表

県は、災害による安否不明者等並びに死者が生じた場合において、救出・救助活動の迅速化等を図るため、以下のとおり氏名等情報の収集及び公表を行う。

(1) 公表実施の対象とする災害

災害の発生により多数の安否不明者等及び死者が生じ、安否不明者等及び死者に係る氏名等の情報を公表することで救出・救助活動の迅速化に資するなど公益上の必要があると判断される場合

(2) 公表手続等

ア 情報の収集

県は、市に対して災害発生箇所の範囲内に居住又は滞在したことが想定される安否不明者等及び死者の情報を照会し、救出・救助関係機関と共有する。

イ 安否不明者等の公表

(ア) 県は、市及び救出・救助関係機関から意見を聴いた上で、氏名等の公表により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合は、当該情報を公表する。その際、人命救助の迅速化を優先し、個人情報保護法上第三者である家族の同意は確認しない。

(イ) 次に掲げるものは公表しないこととし、該当者であることを把握した者については、その時点から非公表とする。

- ・死者又は安否・居所が確認できた者
- ・住民基本台帳の閲覧制限がある者
- ・所在情報秘匿事由（警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等）がある者
- ・住民基本台帳閲覧制限又は所在情報秘匿事由等の有無が未確認の者
- ・その他、氏名等を公表することにより本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある等の特段の事情がある者

ウ 死者の公表

死者については、報道機関から氏名等の公表に係る要請があるなど社会的関心が強く、氏名等を公表することに公益上の必要があると認められる場合において、遺族の同意がある場合に公表する。

公表の判断にあたり、県は、市及び救出・救助活動関係機関から意見を聴くものとする。

第4章 相互応援協力計画

第1節 知事に対する応援要請

この計画は、災害時において県及び他市町村に応援を求める際の応援要請の手続方法を定め、災害応急対策の万全を期することを目的とする。

1 実施責任者

知事に対する応援要請は、市長（本部長）が実施する。災害時の応援要請の手続は、統括班が担当する。

2 基本的な考え方

大規模な災害が発生し、市及び関係機関の活動能力だけでは対応が不十分なため、県及び他市町村に応援を求める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで、応援要請の手続きを行う。なお、大規模災害時は、被害が広域化し、近隣市町村等も同様の被害を受けていることが考えられるため、知事に対する要請手続きを基本とする。

3 県及び県内他市町村に対する応援要請

県及び被災地外の県内他市町村に応急措置等の要請をするにあたっては、次の（２）の事項を電子メールにより要請する。（災害対策基本法第67条、第68条及び災害時の相互応援協定）

なお、発災当初、避難者等が多数発生し、連携備蓄からの物資の供給が必要となることが予想される場合、県に必要となる物資の種類及び数量について報告する。

また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を待たずに必要な応援を行う。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

（１）応援の種類

- ア 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

（２）応援要請に当たり明らかにする事項

- ア 被害の状況
- イ 応援を要する物資等の品名、名称等
- ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援を要する一時収容するための施設の規模
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ 応援の期間
- キ その他必要な事項

4 他市町村、指定地方行政機関等職員の応援のあっせんの要請

他市町村、指定地方行政機関等に対する応援のあっせんについては、次の必要事項を明らかにして知事に要請する。（災害対策基本法第30条）

- （１）応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
- （２）災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
- （３）その他応援に関し必要な事項

5 費用負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
- (2) 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替弁する。(災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条又は第19条)

第2節 他の府県、市町村等との相互応援（都市間連携）

この計画は、近隣地方公共団体、姉妹都市、中核市等との間の相互応援協力の協定に基づき、災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 実施責任者

他の府県、市町村等との相互応援協定等に基づく応援要請は、市長（本部長）が実施する。災害時の応援要請の手続きは、統括班が担当する。

2 基本的な考え方

災害時の応急対策に万全を期すため、平素から近隣市町村等との間の協力体制を確立するために相互応援協定の締結を推進し、災害等においては協定や災害対策基本法等に基づき、応援要請を行う。その際、関連法規のほか、近隣市町村との間で締結された協定や事前協議等に基づき、協力体制を確立する。

協力要請にあたっては、災害対策基本法に基づく応援要請が円滑に行われるよう、その協力要請の手続き方法（要請先機関名、担当者名、連絡方法、手続きの様式等）をあらかじめ明確にする。

3 職員の派遣要請

他の市町村長又は指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにして、統括班（危機管理課）が要請を行う。(地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条)

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (4) 派遣される職員の給与その他の負担方法
- (5) その他参考となるべき事項

第3節 受援計画

1 受援体制の整備

- (1) 大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、効果的な応急対策や迅速な被災者支援、災害からの早期復旧を図るため、鳥取市災害時受援計画（以下、受援計画という。）に基づき、外部からの応援を最大限に活用することができるよう、円滑な受け入れ体制を整備する。
- (2) 大規模災害の発生により受援の必要が生じた場合には、協定等に基づく応援要請の事務処理及び受援に関する情報の一本化を目的として災害対策本部長の指示に基づき受援特別チームを設置する。

2 対象期間

受援計画の対象期間は、発災直後から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す1か月程度を目安とする。なお、被害規模が大きく復興の取組に至るまでの対応が長期化する場合の中長期の人的支援については、第2節に定めるとおりとし、同計画の対象外とする。

3 活動拠点等

国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）、県の災害時市町村支援チーム、情報連絡員やそのほかのリエゾン等の受け入れ場所は、災害対策本部室及び本庁舎3階防災倉庫にスペースを確保する。

4 宿泊場所等

市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第4節 消防広域応援

この計画は、消防組織法に基づく消防機関の応援について定め災害応急対策の万全を期すことを目的とする。

1 実施責任者

消防組織法第39条の規定による他の消防機関に対する消防応援協定に基づく応援要請は、市長が実施する。（消防局において締結している協定は、資料編参照。）

なお、消防組織法第45条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請は知事が実施する。

2 指揮等

応援出動した他の消防機関は、消防組織法第45条の規定により、市長の指揮の下に応援活動を実施するため、市長は、受入のための必要な措置をとるとともに、活動時には緊密な連携をとる。

3 応援実施要綱等

その他、緊急消防援助隊の派遣又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣の実施等に関しては、消防庁の定める「緊急消防援助隊要綱」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

4 派遣職員の活動支援及び経費負担

応援機関の受け入れに当たって、統括班及び応援を必要とする部・班担当者は、各応援機関の活動計画の作成および活動調整、活動現場への案内、宿舎、食事等の確保に努める。

応援機関の受け入れ窓口は、統括班に一本化し、具体的な現場活動は、応援を必要とする部・班が計画、調整する。なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条又は第19条に定めるところによる。

第5節 民間団体等の協力

この計画は、災害時の災害応急対策の実施について各種民間団体や民間企業への協力要請方法等を定め、応急対策の充実・強化を図ることを目的とする。

1 実施体制

(1) 被災地における隣保互助、民間団体等に対する協力要請は、市長（本部長）が行う。

ただし、他市町村等又は全国組織を有する民間団体等に対する協力要請は、県を通じて行う。

(2) 民間団体等に対する協力要請の手続は、統括班が実施し民間団体等の活動を総括する。

(3) 連絡調整班及び活動の受入部署を、受入の総合窓口とし、具体的な活動内容・場所等について各部署と調整を行い、必要性の高い部署から優先的に配属する。配属後は、受入部署が直接指示を行う。

受入部署は、民間団体等の活動内容・場所等を決定後、速やかに統括班長に報告する。

2 協力についての基本的な考え方

(1) 災害時には、防災関係機関のみならず、民間団体等に協力を求める。協力の要請方法等を明確にするとともに、災害協定等の締結を推進する。

(2) 他市町村の民間団体等の協力要請を要する場合、又は激甚災害等のため市が市内の民間団体協力要請を行うことができない場合は、県を通じて協力を要請する。また災害の状況によって市が協力要請できない場合には、知事の判断において必要な措置を講ずる。

(3) 民間団体等の協力、活動等が効果的に行われるための受入体制の整備に努める。

3 協力内容等

(1) 対象団体（資料編参照）

- ア 日本赤十字社鳥取県支部 赤十字奉仕団
- イ 日本赤十字社鳥取県支部 鳥取アマチュア無線赤十字奉仕団
- ウ 日本赤十字社鳥取県支部 鳥取県東部安全赤十字奉仕団
- エ 自主防災会（自治会）
- オ 青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体
- カ 学生ボランティア
- キ 特定非営利活動法人日本レスキュー協会
- ク 社団法人隊友会鳥取県隊友会
- ケ 鳥取県警友会連合会
- コ その他民間団体

(2) 協力活動の内容

- ア 被災者に対する炊出し
- イ 被災幼児の託児、保育
- ウ 被災者救出
- エ 救助物資の輸送配給
- オ 清掃防疫援助
- カ 高齢者・身体障がい者等の安否確認等の協力
- キ その他応急対策に必要な事項

(3) 協力要請等の順序

- ア 災害時に、民間団体等の協力を要請する場合は、管内の被災していない者又は奉仕団等に協力を要請する。
- イ 日赤奉仕団の協力を要請する場合は、知事へ要請し、知事は支部長へ要請する。
- ウ 民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請する。
 - （ア）協力を必要とする理由
 - （イ）作業内容
 - （ウ）従事場所及び従事予定時間
 - （エ）集合場所
 - （オ）その他調達を要する資機材等必要事項

エ 民間団体等の活動の調整方法

民間団体等の受入部署は、現地に派遣した市職員等に民間団体等の活動状況を常に把握させ、市災害対策本部に連絡させる。

4 民間企業の協力内容等

(1) 対象団体

- ア 県及び市との応援協定締結事業所
- イ その他、災害時に県、市の防災活動に協力可能な事業所

(2) 協力活動の内容は、あらかじめ災害協定等で定めているもののほか、次のとおり

- ア 初期消火や人命救出・救護活動
- イ 救援活動に必要な資機材・車両等の提供
- ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
- エ 避難場所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

(3) 協力要請等の順序

ア 民間企業の協力を要請する場合は、被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に協力を要請する場合は、他の市町村の民間企業に協力を要請する。

イ 民間企業の協力を要請する場合は、あらかじめ災害協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請する。

- (ア) 協力を必要とする理由
- (イ) 作業内容
- (ウ) 従事場所及び就労予定時間
- (エ) 所用人員
- (オ) 集合場所
- (カ) その他必要事項

第6節 災害ボランティア受入れ計画

この計画は、災害ボランティアの支援申し込みに適切に対応し、災害ボランティアの円滑な救援活動を支援する体制等を整備することを目的とする。

1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害ボランティア受け入れの総合窓口は、鳥取市災害ボランティアセンターとする。災害ボランティアセンターは、市長（本部長）の要請に基づき市社協が開設する
- (2) 災害ボランティアセンターの拠点施設は、被災状況等を総合的に勘案し、市と市社協が選定した場所を市長（本部長）が当該施設の施設管理者に要請し、開設する。
- (3) 市は、災害ボランティアセンターに市職員を派遣し、常駐させるとともに、市災害対策本部に市社協の常駐職員を受入れ、災害ボランティアセンターの運営支援と相互の情報共有を図る。

2 災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) 市及び県社協との連携による災害ボランティアの募集
- (3) ボランティア関係団体と連携した災害ボランティアの受入れ及びコーディネート
- (4) 市内の被害、交通、ライフライン等の災害ボランティアへの情報提供
- (5) 災害ボランティアに関する市との情報共有

3 市の役割

- (1) 災害ボランティアセンターの設置、運営等の支援
- (2) 災害ボランティアセンターが利用する施設、資機材、設備、救援物資、活動資金の提供等の支援

市社協との連携及び支援等	1 災害ボランティアセンター設置の要請、開設支援 2 市内被害状況に関する情報提供 3 市災害対策本部、災害ボランティアセンター相互の職員派遣（情報共有、運営支援） 4 資機材、設備、物資等の提供 5 ボランティア募集等の広報支援
関係各部班の役割	1 市内被害状況に関する情報提供（市民生活部連絡調整班） 2 市災害対策本部、災害ボランティアセンター相互の職員派遣（主に市民生活部連絡調整班が担当し、専門ボランティアについては、関係各班とする。） 3 資機材、設備、活動資金の提供協力（市民生活部調達配給班、総務部財務班）

	4 災害ボランティアセンター開設、ボランティア募集時の広報支援(情報部広報班) 5 必要に応じて、県に対しボランティアに関する広域的な調整を要請(市民生活部連絡調整班)
--	---

4 市社協の役割

- (1) 市災害対策本部から災害ボランティアセンター設置を要請された場合は、速やかに災害ボランティアセンターを開設する。

なお、市社協は、震度5弱以上の地震が発生した場合、災害ボランティアセンターの開設準備に着手する。

- (2) 災害ボランティアが不足する場合等、必要に応じて近隣の市町村社会福祉協議会や県社協に派遣要請を行う。
- (3) 初動体制、緊急連絡網等を定めた災害ボランティアセンター設置マニュアルにより、市と協力して、災害ボランティアセンターの開設、運営を速やかに行う。

第5章 災害救助法の適用計画

この計画は、災害時に速やかに救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

第1節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

第2節 災害救助法の適用基準等

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。
本市に適用される基準は、次のとおり。

適用条項	基 準
第1号	鳥取市内の滅失住家数100世帯以上であるとき
第2号	鳥取県内の滅失住家数1,000世帯以上であって、鳥取市内の滅失住家50世帯以上であるとき
第3号(前段)	鳥取県内の滅失住家数5,000世帯以上であって、鳥取市内の多数の住家が滅失したものであるとき
第3号(後段)	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特段の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき
第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき

(注) 「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準とする。同条第2項の規定により、住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

2 適用要請等

- (1) 総務班長（総務課）は、災害による本市における被害の程度が災害救助法適用基準のいずれかに該当したとき、又は該当すると見込まれるときは、市長（本部長）の承認を得て、知事に対して、その旨の報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 災害救助法の適用決定後の災害救助法に関する事務は、統括部統括班又は福祉部避難所班が担うこととする。

3 応急救助の実施

災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、災害救助法の救助を知事から委任された場合は、市長が実施する。委任に当たっては、災害ごとに、県から市へその救助の内容及び実施期間が通知される。

また、市は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

4 救助の種類（詳細は、資料編参照）

[県地域防災計画より抜粋]

救助の種類	実 施 者
避難所の設置	市町村（県が委任）
応急仮設住宅の供与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）
飲料水の供給	市町村（県が委任）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	調達：県 供給：市町村（県が委任）
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）
災害にかかった者の救出	市町村（県が委任）
災害にかかった住宅の応急修理	市町村（県が委任）
生業に必要な資金	—
学用品の給与	市町村（県が委任）
埋葬	市町村（県が委任）
遺体の搜索	市町村（県が委任）
遺体の対策	市町村（県が委任）日赤鳥取県支部（県が委託）
障害物の除去	市町村（県が委任）
応急救助のための輸送	県市町村（県が一部委任）

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）及び鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）による。（資料編参照）

6 費用の支弁

災害救助法による救助に要する経費は、県が支弁する。

第6章 消防・救急等活動計画

この計画は、災害時における消防・救急活動を的確に行い、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 消防活動等

1 実施責任者

消防局及び消防団

2 火災等活動方針

災害時に火災等が発生し、人命の危険が予想される場合は、消防局及び消防団は、関係防災機関と連携をとり、全機能をあげて消防活動を行う。危険物若しくは、有毒物自体から災害が発生したとき又は他の災害により危険物若しくは、有毒物施設に危険が迫ったときは、各機関は適切な対応を講じ、必要な指導、助言、情報提供等を行い、被害の軽減を図る。

3 消防団の活動（消防団）

消防団は、消防隊と協力し、概ね次の消防活動を行う。

（1）出火防止

住民に対し、出火防止を図るため火災予防の広報を行うとともに、出火した場合に備え住民に督促して初期消火の指導を行う。

（2）消火活動

火災が発生した場合、直ちに出動し消防隊と協力して消火活動を行う。

（3）情報の収集

火災発見通報、道路障害及び特異救助事象の把握・報告並びに消防団本部又は地区団・分団からの指示命令の伝達を行う。

（4）避難対策の実施

避難指示等が発せられた場合は、速やかに住民に情報伝達するとともに、関係機関と連絡をとり、火勢の状況等正確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

（5）女性分団の活動

女性分団は、女性の視点・発想を活かし、避難所での女性・子どもや高齢者等への対応、心のケアや健康相談、受付、応急手当の実施、消防団本部の連絡・後方支援等を行う。

4 危険物製造所等（消防局）

危険物製造所等での災害発生時又はその他の非常の場合について、消防局はその所有者等に対し、公共の安全の維持又は災害発生の防止のための命令、その災害等の実態に応じた応急措置等の指導及び適切な消防活動を行う。

（1）災害発生防止のため、緊急の必要があると認めた場合

当該製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する当該製造所等の使用の一時停止又は使用の制限を命じることができる。

（2）混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、異常反応及びタンク破壊等による流出、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

（3）危険物による災害発生時の自衛消防組織の活動要領の確立

（4）災害状況の把握と状況に応じた従業員及び周囲住民に対する人命安全措置と防災機関との連携活動

5 高圧ガス保管施設（鳥取県）

（1）必要に応じて保安措置等について指導を実施する。

（2）関係機関等との情報連絡を行うとともに、協力して消防活動を実施する。

6 毒物劇物保管施設（鳥取県）

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止及び汚染区域の拡大を防止する。

第2節 救助・救急活動

1 実施責任者

消防局、消防団及び警察署が連携し、災害救助・救急活動にあたる。

1 活動方針

広域災害等により多数の負傷者が発生した場合は、初動体制を確立し、関係機関が活動開始した後の協力体制を確保し、迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

2 活動の原則

- （1）救助活動は、傷病者の救出・救護を最優先とし、消防部隊は相互に連携して活動する。
- （2）救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速かつ安全な搬送を行う。
- （3）市、医療機関、自主防災会、警察その他関係者は連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に努める。なお、人命救助のために自衛隊の支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

3 集団事故発生時の救急医療の実施

集団事故発生時の救急活動は、消防局が定めた「集団事故発生時の救急救護活動要綱」及び鳥取県東部医師会が定めた「集団事故発生時の救急医療実施要綱」（資料編参照）に基づき円滑かつ効果的に実施する。

第3節 消防防災ヘリコプターの活用

災害時に、市長は知事に対して鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急出動を要請し、被災状況調査、物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

1 応援要請

災害時等で、次のいずれかに該当する場合は、防災ヘリを要請することができる。

- (1) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害が、本市の消防力等によっては、防ぎょが著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ他に適当な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 受入体制

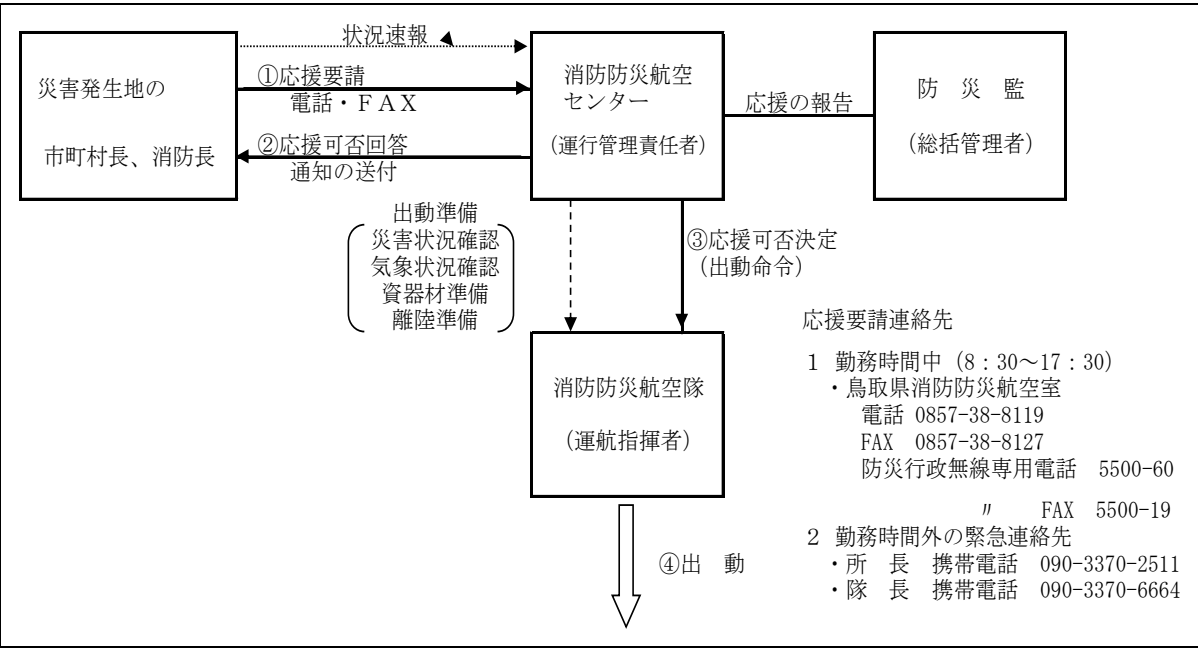
応援要請した場合は、消防防災航空センターと災害情報等について十分な相互連絡を図るとともに、災害現場等の最高指揮者は防災ヘリの運航指揮者と緊密な連絡をとる。また、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所及び病院等の搬送先の手配
- (3) その他必要な地上支援等

3 場外離着陸場

防災ヘリの場外離着陸場は、資料編参照。

<緊急出動に係る応援要請手続きフロー>



第7章 避難計画

この計画は、災害から住民の生命、身体を守るため、避難指示等の発令、避難所等の開設要領などについて定め、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 住民の避難行動

1 避難行動と避難所等の関係

地震発生直後、住民は自宅又は職場等にいることが危険と判断した場合には、周辺の指定緊急避難場所又は広域避難場所等に避難し、しばらく余震等の状況を確認する。また、避難した場所に火災や津波の危険が迫ってきた場合には、各自の判断、又は自主防災組織等の誘導により、安全な場所に避難する。

当面の危険を回避したと思われる場合に、住民は各避難場所等から各自の住家等の状況を確認することとなるが、住家等の倒壊、焼失等により生活の場を失った住民は、臨時的な宿泊・滞在の場所である避難所へ避難する。広域避難場所は他の応急対策に利用できるようにするため、当面の危険を回避した後に、住民は広域避難場所から他の避難所へ避難する。

2 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに災害リスクのない安全な避難場所への避難（以下「立退き避難」という。）を終えることが原則であるが、自然災害においては、不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に立退き避難（移動）することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて、例えば、自宅等の浸水しない上層階に留まり身の安全を守る行動（以下「屋内安全確保」という。）を取るなど、周辺で最も危険性が小さいと考えられる場所に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を行うことが重要となる。

避難行動時には次の点に留意するよう、住民に十分に周知を図る。

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難も検討しておくこと。なお、分散避難については、平時から避難先の受入状況について確認しておくこと。
- (2) 道路冠水、夜間など、危険な状況下で避難場所への移動を強行することにならないよう、自宅や安全を確保できる場所に留まることも選択すること。
- (3) 内水氾濫や小規模河川の洪水など浸水の深さは深刻にならないような災害や竜巻のように、屋外を移動して避難することがかえって危険な場合、近くの建物に退避、建物の中で安全な場所に避難すること。
- (4) 切迫した状況下で指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険を伴う場合は、生命を守る最低限の行動（今いる場所より相対的に安全な自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。
 - ア 2階以上の場所
 - イ 斜面の反対側の場所
 - ウ 短時間で移動できる場所
- (5) ハザードマップ等を踏まえ、水害時に屋内安全確保を行う場合は、次の3つの条件が確認できれば、浸水の危険があっても自宅等に留まり安全を確保することも可能なこと。
 - ア 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
 - イ 浸水深より居室が高い
 - ウ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分確保されている
- (6) 避難者自身が必要とする食糧、飲料水、情報機器、衣類、服用薬、感染症予防のためのマスクや体温計、消毒液等の非常持出品を持って避難すること。

第2節 避難指示等の種類

1 高齢者等避難

降雨や河川の水量、気象状況により、災害のおそれのある区域等にいる高齢者及び障がいを持つ人やその支援者等で避難に時間を要する人については、危険な場所から避難を円滑に行うため、特に必要があると認めるときは、市長は、高齢者等避難を発令する。

なお、本情報は、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をするなど、自主的に避難するタイミングとすることが望ましい。

2 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、危険な場所からの避難を指示する。

避難指示を発令する場合において、集団避難させるため、あるいは安全地域を明確にするため等で必要があると認められるときは、避難先を指示することができる。

3 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている状況において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

第3節 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令者

(1) 市長

避難指示等は、市長が行う。ただし、総合支所の管内において、危険が切迫している場合は、支所長が避難指示等を行うことができる。この場合、支所長は、避難指示等発令後速やかに市長に報告する。

(2) 警察官等

避難の指示は、警察官等が関係法令に基づき行うことができる。(資料編参照)

(3) 知事

市長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施することができる。

2 避難の指示の発令

(1) 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難指示等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確し、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

＜警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動＞

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	市長

警戒レベル 4	避難指示	災害のおそれが高い状況であり、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	
警戒レベル 5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。なお、本情報は必ず発令される情報ではない。	

(2) 避難指示等の伝達内容

市長が行う避難指示等の伝達内容等は次のとおりとする。

〈避難指示等の伝達内容、伝達方法〉

区 分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高齢者等 避難	避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況	【必須事項】 ●発令者 ●発令日時 ●対象地域 ●警戒レベル ●高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別 ●避難すべき理由 【必要に応じて付加追加事項】 ○避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期） ○避難場所 ○避難の経路（あるいは通行できない経路） ○危険区域 ○とるべき行動や注意事項	口頭又は広報車等によるほか、次の方法のうち実状に適した方法による。 ○サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 ○市防災行政無線（同報系） ○鳥取市防災アプリ ○鳥取市防災ラジオ ○鳥取市防災ポータルサイト ○Ｌアラート ○ラジオ・テレビ等放送依頼 ○市公式ウェブサイト ○鳥取市公式ＬＩＮＥ ○あんしんトリピーメール ○緊急速報メール ○ＣＡＴＶ ○一般加入電話 ○ファクシミリ（聴覚障がい者用） ○ＭＣＡ無線 ○ＦＭ鳥取 ○航空機、ヘリコプター ○河川の放流警報設備
避難指示	災害の発生するおそれがあり、危険な場所から全員避難を促すとき		
緊急安全 確保	上記より状況がさらに悪化し、災害の発生が切迫したとき又は災害が発生しているとき		

(3) 避難指示等の基準

ア 近年の集中豪雨や台風等気象事象の変化及び本市の特性により、地域が限定される災害の発生が予想されることから、災害区分ごとで基準を定め、本部と支部の連携を緊密にし、状況に応じた避難指示等を行う。

イ 水防法及び土砂災害防止法で指定された洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の（警戒）避難体制計画は当該区域ごとに別に定める。

〈避難指示等の発令基準〉

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
水 害	- 洪水予報河川に「氾濫注意情報」が発表された場合。 - 水位周知河川で、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。 - 近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高まったとき。	- 洪水予報河川に「氾濫警戒情報」が発表された場合。 - 水位周知河川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。 - 堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等を発見したとき。 - 近隣で浸水が拡大したとき、又は排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込みが高まったとき。	- 洪水予報河川に「氾濫危険情報」が発表された場合。 - 水位周知河川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇のおそれがあるとき。 - 堤防が決壊（破堤）し、又は堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。 - 近隣で床上浸水が発生したとき、又は排水先の河川の水位が高くなり雨水出水（河川に排水できず氾濫した水）排水ポンプの運転停止や水門が閉鎖されたとき。 - 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。
土 砂 災 害	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布の「警戒」（赤色）が出現し、さらに今後の降雨により災害が発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。 - 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。	- 土砂災害警戒情報の発表後、大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「非常に危険」（紫）が出現し、さらに降雨が予想されるとき。 - 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。	- 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 - 土砂災害の発生が確認されたとき、又は近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
津 波		- 鳥取県に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 - 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じるなど避難の必要を認める場合	
そ の 他 の 災 害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で人的被害が及ぶ危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生したとき。

（４）市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の指示の実施について協力を要請する。

（５）避難指示等の伝達は、広報車、市防災行政無線、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、鳥取市公式LINE、ラジオ・テレビ等放送依頼等により行うとともに、必要に応じてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンの吹鳴は、水防計画第12章水防信号の危険信号とする。

また、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、要配慮者にも配慮して、伝達漏れがないよう留意する。

3 報告及び公表

市長は、避難指示等を行ったときは、速やかにその旨を知事へ報告する。また、避難の必要がなくなったときは、その旨を告示（公表）するとともに、知事へ報告する。

第4節 避難誘導等

1 実施体制

避難誘導は、施設の管理者、避難誘導責任者のほか、消防部・消防班（消防団）、警察官等の協力を得ながら実施する。

2 実施要領

(1) 避難者の誘導

ア 避難のための立ち退きは、原則として避難者個人の自主避難を原則とするが、避難途上危険がある場合等必要があるときは、消防部消防班（消防団）等が誘導する。

イ 自力での避難が困難な要配慮者又は緊急に多数の居住者を避難させる場合には、第12章・第2節輸送の定めるところにより、車両、舟艇等を利用する。

ウ 優先避難及び携行品の制限

(ア) 避難は要配慮者を優先する。

(イ) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努める。

(ウ) 携帯品は、必要最小限度にとどめる。

(エ) 自動車（自家用車）による避難は、渋滞の発生や、冠水による走行不能等のリスクを伴う場合もあるため、徒歩での避難が望ましいが、要配慮者を伴ったり、地理的に徒歩での移動が困難であるなどやむを得ない場合はこの限りではない。

(2) 応援の要請

被害地が広域で大規模な立退き、移送を要し、市において措置できない時は、市長は、知事に対し応援を要請する。要請の方法は、第4章・第1節知事に対する応援要請手続きに定めるところによる。

第5節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

(1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導する。

(2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施する。

2 実施要領

(1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、できるだけ早期に児童・生徒及び教職員の避難を実施する。（小・中・義務教育学校の学校長に指示）

(2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示する。

(3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行う。

(4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。

(5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、保護者に迎えを要請し引き渡す。なお迎えに来られない場合については、学校で保護を行う。ただし、津波からの避難後引き渡すにあたって、児童・生徒の自宅又は通学路が避難指示を受けた地域にある場合や十分に安全が確保できない場合は、安全な場所での避難を継続する。

(6) 学校長は、集団避難が必要なときは、市等と連携して速やかに避難行動を開始する。

(7) 市は、児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告する。

- (8) 市は、夜間・休日等に地震が発生したときは、地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告する。

3 留意すべき事項

- (1) 学校長は、災害が発生する恐れのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の事項に留意する。

ア 予想される災害の種別、時期、程度等の情報を常に把握する。

イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講ずる。

(ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告する。

(イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。

(ウ) 児童・生徒の下校時の安全確保に努める。

なお、対応困難時は市等の関係機関に応援を要請する。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講ずる。

(エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

- (2) 学校長は、学校防災計画に基づき、児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所となる場合は避難所の開設及び運営が円滑に行われるよう、平時から関係機関や地域との連携に努める。

4 保育園の避難措置

保育園については早期の避難準備が必要となることから、市は避難指示等の発令よりも早い段階での避難情報等の発出に努める。また、災害が発生する恐れのある場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育園に指示する。

第6節 避難所の開設・運営

避難所の開設は、災害応急対策として市長（本部長）若しくは、必要に応じて支所長（支部長）が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあつては、知事の補助機関として実施する。避難所の開設管理等は、福祉部避難所班及び避難行動要支援者対策班、経済観光部経済班、文教部教育班、管理班が担当する。

1 避難所の開設

- (1) 避難所の選定

災害時は、指定緊急避難場所の中から、災害の種別や規模などの状況、収容人員、炊出し施設、避難距離その他の条件を考慮して避難所を開設する。

また、福祉避難所として社会福祉施設等から条件を考慮して開設する。なお、災害の状況によっては、指定緊急避難場所以外の施設を避難所として開設する。

ア 市立小・中・義務教育学校

イ 公民館等市の施設

ウ その他の公立学校

エ その他の公共的施設

オ その他の民間施設

- (2) 屋外避難所の仮設

避難所の指定ができない場合又は不足する場合には、野外に避難所を仮設する。避難所の仮設は、都市整備部建築住宅班が行う。なお、応急措置のため自衛隊の支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

- (3) 避難所管理者等

福祉部長は、避難所を開設したときは、速やかに避難所ごとに、施設管理者その他の施設関係者の中から「避難所管理者」を指定する。避難所管理者は、避難所収容台帳（資料編参照）を備え、収容者の実態把握と保護にあたる。

避難所の開設を確実にするため、各避難所施設の鍵を各施設から貸与を受け、避難所班で一括管理する。併せて、各施設の位置図、平面図、施設管理者の連絡先等を記載したもの、その他避難所運営に必要な書類等を鍵と一緒に避難所毎に区分して保管する。

（４）ペットの同行

避難所にペットの同行を希望する避難者があった場合、鳥取市保健所、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れについて調整を行う。

また、避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行き、又は飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。避難者の中には、動物アレルギーの人や動物が苦手な人もあるため、ペットは原則として居住スペースには入れず、専用スペース（雨風が防げる場所でケージに入れる、リードでつなぐなど）で受け入れる。

２ 避難所の運営

（１）避難所の運営体制の確立

避難所の運営にあたって、福祉部長は、各避難所の業務を統一するため、市職員の中から避難所責任者を選定し、避難所運営の責任者とする。なお、職員等の派遣にあたっては、女性職員又は女性消防団員の派遣にも配慮する。

（２）避難所の運営要領

ア 避難所の設定

避難所責任者は、当該避難所の施設管理者及び避難者の自主防災組織等と連携して、施設の使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に周知する。それに基づいて避難者の占有場所を決める際には、要配慮者の特性を配慮した配置に努める。

避難所責任者が派遣されていない避難所においては、施設の管理者及び自主防災組織等が連携して立入り禁止区域等を設定し、自主防災組織等が避難者に周知する。

イ 避難所の実態把握

避難所責任者は、自主防災組織等の協力を得て、避難者名簿を作成し、次の事項を市災害対策本部へ報告する。

避難所責任者が派遣されていない避難所においては、自主防災組織等が避難者名簿を作成する。

また、避難所で生活せず食事のみを受け取りに来る被災者等の把握にも努める。

（ア）避難所開設の日時、場所及び施設名

（イ）収容状況及び収容人員

（ウ）開設期間の見込

ウ 避難者への対応

（ア）避難所内に相談窓口を設置し、避難者からの相談、各種情報伝達と支援物資の提供、心のケア等を実施する。

（イ）大規模災害時において、防災関係機関・ボランティア団体・女性・障がい者・避難所関係者等による避難支援関係者連絡会議等を適宜開催し、関係機関等の支援活動や人的・物的資源の状況、避難所におけるニーズ等を情報共有する。

（ウ）関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を被災地に派遣する。

（エ）避難者の良好な健康状態を確保するため、速やかに、就寝環境・トイレ環境・入浴環境・プライバシーの確保・栄養バランスのとれた温食の提供等生活環境確保に努めるものとする。

(オ) 要配慮者には、その多様性に配慮し、避難生活上の環境整備や福祉的な支援の実施に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要に応じて、福祉避難所への避難、保健師の派遣等を行う。

(カ) 車中泊避難者等には、避難所開設状況等の情報を提供するとともに、保健師の巡回等により身体的又は精神的負担の軽減に取り組み、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

エ 避難所の帳簿記載

避難所責任者は、次の帳簿等を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ア) 救助の種目別物資受払状況 (資料編参照)

(イ) 避難所設置及び収容状況 (資料編参照)

(ウ) 避難所設置に要した支払証拠書類

(エ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

避難所では、物資等において、県よりの受入分及び市調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の金額を明らかにする。

(3) 避難所運営への女性の参画

避難所運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

(4) 災害時支え愛活動への支援等

市(災害対策本部)は、地域住民等によって支え愛避難所が開設された場合、その運営等地域で自主的に行われる共助の取り組み(災害時支え愛活動)が円滑に行われるよう、必要な支援に努めるとともに、自主防災組織等と情報の共有を行う。

また、支え愛避難所の運営にあたる地域住民等は、避難者名簿や避難所開設日時など支え愛避難所に関する実態把握や帳簿記載の整備に努めるものとし、その情報を市へ報告する。

(5) 知事への報告及び公示

ア 避難所を開設したときは、統括班長は、次の事項を知事へ報告する。

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 避難所開設数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所を閉設したときは、統括班長は、県に報告する。

(6) 避難所での感染症対策

新型インフルエンザ等の新規感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないよう、以下の点について留意して避難所での感染症対策を徹底するものとする。

ア 体調不良者とその他の方との動線分離(専用スペースの確保等)

イ 避難者の健康状態の適宜確認(受付時、避難生活時)

ウ 避難所内の十分な換気の実施

エ 避難者同士が十分な距離をとる

オ 感染症対策用品の活用(非接触体温計、手指消毒液、間仕切り等)

カ 感染者等への差別やデマの発生防止(啓発ポスターの掲示等)

(7) アレルギー疾患を持つ避難者への対応

アレルギー疾患を持つ避難者の環境と食事に配慮するため、避難所内にアレルギーに関するポスターを提示するなど、アレルギー疾患を持つ避難者が申し入れしやすい環境と、避難者に理解を求める環境の整備に努める。

第8章 帰宅困難者対策計画

災害により道路施設及び公共交通機関が被害を受けた場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することが予測される。この計画は、帰宅困難者の大量発生による混乱等を防ぐことを目的とする。

1 事業所等の対策

- (1) 一定期間、従業員が事業所に滞在できるよう、食糧や飲料水、毛布等の備蓄に努める。
- (2) 従業員が外出中に災害が発生した場合、無理に帰社せず、最寄りの支店・営業所などで一時待機したり、自宅に近い場合は帰宅したりする等の行動ルールを作成する。
- (3) 事業所等への訪問者等が、帰宅困難になる場合を想定して、訪問者等が一時的に待機できるようなスペースの確保、食糧や飲料水等の備蓄に努める。
- (4) 家族の無事が確認できた場合は、しばらく事業所に待機する、あるいは翌日に帰宅するなど、従業員が安全に帰宅できるルールを作成する。
- (5) 正確な交通情報の入手方法、従業員と事業所の連絡体制を確認する。

2 学校・保育所等の対策

保護者と連絡がとれない場合や、保護者が帰宅困難者となった場合に、職員や園児・児童・生徒が安全確保のため、施設内に一定期間滞在することを想定したマニュアル等の作成に努める。

3 家庭・個人の対策

- (1) 職場などに、歩きやすい運動靴や懐中電灯、手袋、飲料水や携帯食糧などを準備する。
- (2) 家庭で、発災時の安否確認の方法や集合場所を話し合う。
- (3) 実際に通勤・通学路を歩いて帰宅経路の危険箇所等を確認して、帰宅地図を作成する。

4 市の対策

- (1) 道路や公共交通機関の被害状況、運行状況等についての情報収集を行い、CATV、FM鳥取、電子メール等により、住民等へ情報提供する。
- (2) 旅行者等滞在場所の確保が困難な場合、一時的な待機所を開設する。
- (3) 災害協定を締結しているコンビニエンスストア等にトイレ使用等の帰宅者支援を依頼する。
- (4) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

第9章 食糧・物資調達供給計画

第1節 食糧の供給

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策従事者等への食糧の確保と確実な供給を図ることを目的とする。

1 実施責任者

炊出し、配給調達等（以下、「食糧の供給」という。）は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事の補助機関として市長が実施する。被災者及び災害応急対策従事者の食糧の供給については市民生活部調達配給班が担当する。必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、民間ボランティア等に対して協力を求める。

2 災害時の応急供給の措置

災害時等に、市長が食糧の供給を実施する必要があると認めたときは、自ら備蓄する食糧の供給をするとともに、災害協定に基づき、小売店卸売業者、弁当業者等から簡易処理食料等を緊急調達する。食糧の供給不足が生じる場合は、県に支援を要請する。

（1）炊き出しその他による食料品の給与（県災救法施行細則）

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下「被災者」という。）に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

（2）供給品目

供給する食糧は、米穀、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品等から被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む。）、お粥等のやわらかい食品など要配慮者用食糧の供給に努める。

（3）供給基準等

ア 供給数量は、下記イの1人当たりの供給数量に知事が必要と認める受配者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

イ 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。（乾パン及び麦製品の精米換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

（ア）（1）のアの場合 1人1食当たり200グラム

（イ）（1）のイの場合 1人1食当たり400グラム

（ウ）（1）のウの場合 1人1食当たり300グラム

（エ）乳児用粉ミルク 1人1食当たり200グラム

（4）応急食糧の供給及び緊急引き渡しの措置

ア 県は、市からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要とされると判断した場合は、農林水産省に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又は電子メールで連絡後、速やかに要請書を提出する。（資料編参照）

- イ 災害の規模が大きく、交通通信の途絶等によって知事に政府所有米穀の供給を要請できない場合は、市が直接農林水産省生産局に連絡した後に、県に連絡する。その場合、県は生産局（担当者）に連絡する。

(5) 食糧の備蓄

災害が発生して道路の啓開が本格化し、輸送が開始されると考えられる2日目までの、1日分の食料を乾パン、アルファ米等（乳幼児にはミルク）で備蓄する。なお、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定める共通品目及び目標数を備蓄する。

3 炊出しその他による食品の給与

(1) 費用の種別及び内容

ア 主食費

- (ア) 米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した場合の主食（小売価格）
- (イ) 知事が政府所有米の一括売却を受け、配分した場合の主食（売却価格）
- (ウ) 配給食料のほかに、一般の食料品店その他から炊出し等のため、購入したパン、うどん、麦類等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。

ウ 燃料費

品目、数量等については制限しない。

エ 雑 費

- (ア) 器物（釜、鍋、やかん、バケツ、しゃくし等）の借上料又は謝金
- (イ) 茶わん、はし、包装紙等の購入費

(2) 炊出しを行う場所

炊出しは、避難所内で行うことを原則とするが、災害の状況により学校給食施設（給食センター等）又は旅館等の民間施設を使用する。必要に応じ、近隣市町村の自治会、婦人会等にも協力を要請する。

(3) 炊き出し用器材の調達

炊出し用燃料その他の器材等の調達確保は、総務部・調達配給班が行う。

(4) 炊出し責任者等

炊出しを行う場所が決定したときは、炊出し責任者を指定するとともにそれぞれの現場ごとに現場責任者を配置する。

炊出し責任者、現場責任者の指定、配置は関係部長が行う。炊出し責任者、現場責任者は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し保管しなければならない。

- ア 炊出し給与状況（資料編参照）
- イ 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）
- ウ 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- エ 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
- オ 炊出しに関する事項の記録

(5) 炊き出し要員の確保

ア 炊き出しの実施にあたって、市職員のみでは作業に支障をきたす場合は、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、民間ボランティア等に協力を要請する。

イ 自衛隊の災害派遣要請

炊き出しの実施にあたって、市内の炊き出し可能施設のみでは数量が不足する等の場合は、自衛隊災害派遣要請計画により、人員及び炊飯トレーラー、炊飯釜、給水トレーラー等の派遣を知事に要請する。

ウ 県又は隣接市町村への応援要請

災害のため市内では炊き出し等による食糧の供給ができないときは、県又は隣接市町村に対し、次の事項を明示し応援を要請する。

- (ア) 所要人数
- (イ) 炊き出し予定期間
- (ウ) 主食、副食の種類と数量
- (エ) 炊き出し用具、燃料の種類と数量
- (オ) 集合又は送付先
- (カ) その他必要事項

4 県に対する供給要請

- (1) 県内他市町村の備蓄食糧の調達

市の備蓄する食糧だけでは不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内市町村で連携して備蓄している食糧について、県に供給の調整を要請する。

- (2) 県による食糧の調達

市は、不足分の食糧を確保するため、供給食糧の確保に必要な事項を示して、県に食糧供給の要請を行う。

5 調達した食糧の輸送

- (1) 近隣の米穀販売業者から購入する場合

発注先の米穀販売業者に依頼する。

ただし、当該業者で輸送できないときは、輸送計画により輸送する。

- (2) 政府所有米穀を市が直接引き渡しを受ける場合は、輸送計画により輸送する。

- (3) 被災地以外の米穀販売業者に発注した場合

発注先の米穀販売業者に依頼する。

ただし、当該業者で輸送できないときは輸送計画により輸送する。

第2節 生活関連物資の供給

この計画は、災害によって、住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需物品を喪失又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない者等に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）を給与若しくは貸与する事を目的とする。

1 実施責任者

救助物資の供給（調達、保管、給与、貸与等）は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は知事の補助機関として実施する。救助物資の供給は、市民生活部調達配給班が担当する。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（県災救法細則）

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

3 限度額

救助物資の給与の限度額は、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

4 給給与の期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

5 特別基準の承認申請

災害救助法が適用される災害について、特別基準（限度額、季別、期間）により難いと認められるときは、知事を経て厚生労働大臣に申請する。

6 救助物資の調達及び給与等

（1）調 達

市内の業者から購入する。ただし、災害の状況により市内で調達できない場合には、知事に調達を依頼する。

（2）給与等の方法

原則として、自治会、自主防災組織等を通じて行う。なお、避難所以外の住民についても留意する。

7 救助物資責任者

（1）総務部長は、救助物資の適正な給与等を行うため、速やかに救助物資責任者を指定する。

（2）救助物資責任者は、総務部総務班と連携を密にし、被害の状況、被害人員、被災者の世帯構成員等を十分把握し品目、数量等を決定するとともに次に掲げる帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

ア 救助の種目別受払状況 （資料編参照）

イ 救助物資購入関係支払証拠書類

ウ 物資の給与状況 （資料編参照）

エ 備蓄物資払出証拠書類

8 義援金品等

（1）受 領

義援金品等は、総務部総務班で受付受領する。

（2）保管及び配分

義援金品等を受領した総務部総務班は、救助物資に準じて、保管し配分する。

9 不足分に係る供給要請、調達、配分

市長は、市の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行う。

（1）供給対象者数の確認

市長は、避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

（2）「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」等を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

（3）供給物資の品目及び数量の決定

市長は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

（4）供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案して決定する。

10 輸 送

(1) 輸送実施者

- ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼する。
- イ この場合において、総務部は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。
- ウ 必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。

(2) 集積場所の確保

市長は、あらかじめ定めた当該物資の引受のためのスペースを確保する。

(3) 他の輸送物資との関係

物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送する。

第3節 飲料水の供給

この計画は、災害のため、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最少限度必要な量の飲料水を供給することを目的とする。

1 実施責任者

飲料水の供給は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長は知事の補助機関として実施する。飲料水の供給は、水道部管路班が担当する。また、水道施設及び給水車による給水のほか、備蓄物資の飲料水による給水も行うこととし、市民生活部調達配給班が担当する。

2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

3 給水量

- (1) 緊急給水 1日1人当たり、3ℓを確保する。
- (2) 応急給水 1日1人当たり、20～30ℓを確保する。

4 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には国土交通大臣の承認を得て）期間を延長する。

5 給水方法

飲料水は、おおむね次の方法によって給水する。

- (1) 緊急給水は、応急給水拠点及び応急給水施設に設置する飲料水供給栓により給水する。ただし、応急給水拠点の未整備地域においては、周辺の浄水場や応急給水拠点から給水車により運搬給水を行い、組立式給水タンクに設置する飲料水供給栓等により給水する。
- (2) 応急給水は、被災した水道施設の復旧に伴って行い、必要に応じて水質検査を実施して飲料水を給水する。

6 給水責任者

- (1) 水道部長は、飲料水の供給を行うときは、速やかに給水責任者を指定する。
- (2) 給水責任者は、次の帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
 - ア 飲料水の供給簿（資料編参照）
 - イ 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）
 - ウ 飲料水供給のための支払証拠書類

7 応急給水機械等の保有状況

資料編参照

8 補給水利（水源）上水道区域

名 称	種 類	日最大浄水量
叶水源（鳥取地域）	伏流水	7 4, 0 0 0 m ³ /日
向国安水源（鳥取地域）	伏流水	
曳田水源（河原地域）	浅井戸	
鳴滝水源（青谷地域）	浅井戸	
その他水源	深井戸ほか	

9 水道施設の応急復旧について

水道施設が被災した場合には、水道部管路班及び施設班を中心にした災害復旧作業隊を編成し、復旧に努める。

10 応援の要請

被害が甚大であり、本市のみの能力では飲料水の供給及び水道施設の復旧ができないときは、相互応援協定等に基づき、関係機関、関連業者及び他事業体に対して応急給水又は応急復旧の支援要請を行う。

第10章 医療救護計画

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、住民等が医療及び助産を受けられなくなった場合に医療救護及び助産の迅速かつ適当な措置を講ずるため、関係機関の協力を得て医療救護等の体制を整備し、応急医療活動に万全を期すことを目的とする。

第1節 医療救護活動

医療救護活動の実施は、「鳥取市災害医療活動指針」に基づき市長（本部長）が行う。医療救護活動は、医療対策部が担当する。

1 活動内容

- (1) 関係機関等との連携・連絡調整（医療機関の被災状況等の把握（EMISの代行入力））
- (2) 受入医療機関の把握と患者搬送の連絡調整
- (3) 医療救護班等の派遣調整及びDMAT※等の受入れ調整
- (4) 外部からの支接受入体制の確立

※災害急性期に活動できる機動性を持った、専門的なトレーニングを受けた医療チーム。

「Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとってDMATという。

- (5) 被災地での活動
- (6) 医薬品、医療資機材等の広域調達及び調整
- (7) 透析患者、在宅酸素療法患者、妊婦への対応

2 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、医療部及び自治体病院、又は各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での傷病者のトリアージや応急処置を実施する。

- (1) 医療救護班等の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ
- イ 応急処置の実施
- ウ 後方医療機関への患者の搬送
- エ 転送困難者、軽症者の治療
- オ 医薬品、医療材料の支給、在庫管理
- カ 死亡診断

- (3) 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

- (4) 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、鳥取県薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

- (5) 医療部及び自治体病院又は各関係機関の統括者は、医療救護班を編成したときは速やかに責任者を指定しなければならない。

なお、医療部長が指定した医療救護班責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

- (ア) 医療隊活動状況（資料編参照）
- (イ) 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）
- (ウ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

3 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療を受けられなくなった者
- (2) 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者又は分娩の予定のある者で、災害のために助産を受けられなくなったもの

4 救護所の設置

医療対策部長は、本部長と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり、消防局、日赤県支部、医師会、警察署等の協力を得て、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用のため、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

- (ア) 学校、地区公民館、その他の避難所
- (イ) 災害現場
- (ウ) その他本部長が認めた場所

5 医療及び助産の実施期間

- (1) 医 療
災害発生の14日以内とする。
- (2) 助 産
災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者に対して、分べんした日から 7 日以内
- (3) 延長申請
災害救助法が適用され、応急的医療及び助産の実施について、知事から委任を受けた場合において、市長が特別の事情により期間延長の必要があるときは、知事に対し申請を行う。

6 救護責任者

- (1) 医療対策部長は、応急医療、助産を実施するときは速やかに救護責任者を指定しなければならない。
- (2) 救護責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
 - (ア) 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）
 - (イ) 病院・診療所医療実施状況（資料編参照）
 - (ウ) 診療報酬に関する証拠書類
 - (エ) 助産台帳（資料編参照）
 - (オ) 助産関係支出証拠書類

7 搬送の実施

- (1) 実施者
 - ア 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
 - イ 消防局の救急車が確保できない場合は、市、県で確保した車両又は県消防防災ヘリ等により搬送する。

- (2) 搬送先の決定

医療対策部災害医療班は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。特に、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に圏域外の病院への受入について県に要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。

また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。

なお、災害が広域にわたる場合には、鳥取県医療救護対策本部に応援を要請する。

- (3) 患者搬送に必要な車両所有状況

資料編参照

- (4) 病院及び病床数

資料編参照

8 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営

医療対策部災害医療班は、県が東部圏域に指定したSCU（ステージング・ケア・ユニットの略で、航空搬送拠点に隣接して設置された臨時医療施設）について、DMAT及び県と協力しながら設置・運営する。

〈東部圏域のSCU設置場所〉

所在地	種別	施設名	施設管理者等
鳥取市湖山町西	回転・固定翼機	鳥取空港	鳥取県、鳥取空港ビル株式会社
鳥取市布勢	回転翼機	鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）

9 医薬品の確保等

- (1) 医療対策部災害医療班における医薬品等の確保

ア 医薬品等の取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。

イ 医療対策部は、医薬品等の確保について要請を受けたときは、鳥取市立病院に備蓄している医薬品等を供給し、又は鳥取県医薬品卸業協会に「災害時における医薬品等の確保に関する協定書」に基づき発注し、調達補給する。

ウ 医療対策部は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、鳥取県医療救護対策本部に応援を要請する。

エ 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、県に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

- (2) 医療部における医薬品等の調達等

ア 医療部医療救護班が使用する応急医療、助産に必要な医薬品、衛生材料、医療用器具等は、鳥取市立病院の手持品を繰り替え使用する。

イ 医薬品等の調達補給は、医療部庶務班が医療対策部に発注依頼又は「災害時における医薬品等の確保に関する協定」に基づく依頼、その他調達可能な業者に発注する。

- (3) 医薬品等の調達先

資料編参照

10 関係団体の役割

団 体 名	主な役割
東部医師会	医療救護班の派遣
東部歯科医師会	歯科医療救護班の派遣
鳥取県薬剤師会	医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達
鳥取県看護協会	災害支援ナースの派遣
鳥取県医薬品卸業協会	医療救護活動に必要な医薬品等の調達
山陰医療機器販売業協会	医療救護活動に必要な医薬品等の調達
山陰酸素工業株式会社、日ノ丸産業株式会社、株式会社相互物産	医療ガス・ボンベ等の調達

1 1 医療救護関係ボランティアの受入

医療対策部は、医療救護関係ボランティアの受入について次のとおり対応する。

- (1) 各救護所の状況把握に努め、必要な情報を鳥取県医療救護対策本部に提供し、相互に情報共有を図る。
- (2) 鳥取県東部医師会が随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、同会を通じて派遣要請をすることができる。

第2節 公衆衛生・保健活動

1 保健師等による公衆衛生活動

- (1) 保健師等の派遣

統括部は、各対策部を通じて開設した避難所等の状況を把握し、必要に応じて、医療対策部と連携して避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、統括部が県に要請する。

- (2) 避難所等における環境整備と保健管理、健康相談

保健師等は、救護所、避難所及び仮設住宅等を巡回し、「鳥取市災害時保健活動マニュアル」に基づき、避難所等における環境整備と被災者の健康管理、栄養指導等を行う。災害時要援護者などの安否確認や医療・福祉・介護など専門相談を要する場合は、医療対策部保健救護班が災害医療班と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

- (3) こころのケア対策

被災者に対するこころのケアについては、必要に応じて、保健師等による電話相談窓口を鳥取市保健所に設置するなど、関係機関と連携して被災者のメンタルケアに努める。

2 関係機関及び活動内容

避難所等で医療支援及び公衆衛生活動が必要であると認めたときは、医療対策部長が次の公衆衛生関係機関へ必要な人材の派遣を要請する。

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
東部医師会	・転送困難な患者、避難所等における軽症者に対する診療
東部歯科医師会	・応急的な歯科処置と、避難生活の長期化による災害関連疾患の予防のため、口腔ケアや口腔衛生啓発活動
東部薬剤師会	・医薬品の調剤、傷病者への服薬指導、医薬品の在庫管理
鳥取県看護協会	・避難所等における避難者へのケア、保健指導等
鳥取県助産師会	・市の要請に基づき、助産師を派遣 ・避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助
鳥取県理学療法士会、鳥取県作業療法士会、鳥取県言語聴覚士会	・被災者のうちリハビリテーション対象者の把握
鳥取県栄養士会	・市の要請に基づき、管理栄養士を派遣 ・被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等
鳥取県臨床心理士会	・市の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣 ・避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア
鳥取県精神保健福祉士会	
鳥取県柔道整復師会	・市の要請に基づき、柔道整復師を派遣 ・避難所における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

第3節 救出及び救助

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、保護することを目的とする。

1 実施責任者

被災者の救出は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事の補助機関として市長が実施する。

2 救出を受ける者

救出を受ける者は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であり、概ね次に掲げるような者である。

- (1) 災害のため生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 生死不明の状態にある者

3 救出の方法

- (1) 医療対策部の要請に基づき、消防局及び消防部消防班（消防団）が主体となって救出隊を編成し、救出作業を実施する。
- (2) 救出隊は、医療対策部との連携により、被救出者を病院等へ搬送する。

4 応援の要請

災害の規模が大きく救出隊の活動のみでは救出困難な場合又は救出活動に特殊機械及び特殊技能者を必要とする場合には、知事を通じて、警察、海上保安部、自衛隊等の派遣を要請する。ただし、事態が急迫している場合には、直接警察署長に出動を要請する。また、必要に応じて民間団体の協力を求める。

5 実施期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

6 救出責任者

- (1) 医療対策部長は、被災者の救出を行う場合には、速やかに救出責任者を指定しなければならない。
- (2) 救出責任者は、消防局と連絡を密にして次に掲げる帳簿等を備付け、正確に記入し保管しなければならない。
 - ア 被災者救出状況記録簿（資料編参照）
 - イ 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）
 - ウ 被災者救出用関係支払証拠書類

7 市本部への報告

救出隊は、救出活動の現状を、医療対策部長は、被救出者の収容状況（氏名、人員等）を市本部へ報告する。

8 自主防災組織、事業所の対応

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、被災者の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救出活動が困難な場合は、可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

9 救出・救助用器具

資料編参照。

第4節 搜索、遺体対策及び埋葬

この計画は、災害によって死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の対策及び埋葬を行うことを目的とする。

1 実施責任者

遺体の搜索、対策及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事から委任を受けた事項について市長が実施する。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、環境部環境衛生班の要請に基づき消防機関等（必要により警察官の出勤を要請する。）からなる搜索隊を編成してこれにあたる。この際、緊急の措置等の自衛隊の応援が必要な場合は、県を通じて要請する。

（1）搜索を行う場合

災害により現に行方不明の状態にある者に対して行う。

（2）搜索を行う期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

（3）搜索責任者

ア 環境部長は、行方不明者の搜索を行う場合には、速やかに搜索責任者を指定しなければならない。

イ 搜索責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

（ア）救助の種目別物資受払状況（資料編参照）

（イ）行方不明者搜索用関係支出証拠書類

3 遺体の処理

（1）実施者

遺体の処理は、環境部環境衛生班が医療部、警察の協力を得て実施する。

（2）遺体の処理を行う場合

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、これらの処置を実施する。

（3）遺体処理の内容

ア 洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の一時保存

ウ 検 視

検視は、医療班及び医療救護班が行うことを原則とするが、遺体の数が著しく多い場合、又は医療班、医療救護班では対応できない場合には、鳥取県東部医師会に協力を要請する。

（4）検視場所及び遺体安置所の確保

環境部長は、遺体の検視については、検視場所及び遺体安置所を確保し、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。

なお、検視場所及び遺体安置所は、市が確保した施設又は「災害時における協力に関する協定」を締結している関係事業者等に対し、遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供等に関して要請を行うなどにより確保した施設とする。

（5）遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし市長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生大臣の承認を得て）期間を延長する。

(6) 遺体の処理に要する費用は鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

(7) 遺体処理責任者

ア 環境部長は、遺体の処理を行う場合には、速やかに遺体処理責任者を指定しなければならない。

イ 遺体処理責任者は、遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県等を通じて調達を図る。

ウ 遺体処理責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

(ア) 遺体処理台帳（資料編参照）

(イ) 遺体処理費支出関係証拠書類

4 応急的な埋葬

(1) 実施者

遺体の埋葬は、環境部環境衛生班が実施する。

(2) 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者の遺族が、混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な埋葬を実施する。

(3) 埋葬の方法

ア 埋葬は、現物給付することを原則とし、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供とする。

イ 埋葬は原則として火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡す。

ウ 埋葬を行うときの注意事項

(ア) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(イ) 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し、調査にあたりとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

エ 広域火葬計画による火葬の実施

(ア) 市長は、災害発生後、速やかに市内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、知事に報告を行う。

(イ) 市長は、遺体が多数等のため市内の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し他市町村に応援を要請する。

(ウ) 市長は、本市のみの能力では遺体の搬送が困難であると認められるときは、知事に応援を要請する。

(エ) 環境部長は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知する。

オ 埋葬の場所

市長（本部長）が指定する。

(4) 埋葬の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合には（災害救助法が適用されている場合には厚生労働大臣の承認を得て）期間を延長する。

(5) 埋葬の費用

埋葬の際、使用又は支給する棺、骨つぼ及び火葬又は埋葬の価格は、通常の際の市場による実費とし、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。（埋葬の際の人夫賃、輸送費は、原則としてこの中に含まれるが、供花代、読経代、酒代等は経費の対象としない。）

5 他市町村の被災遺体の漂着処理

(1) 遺体の身元が判明している場合

原則として、直ちにその遺族、親戚縁者又は市町村長に連絡して引き取らせる。社会混乱のため遺体の引取ができない場合には次により措置する。

ア 遺体の身元が県内の者である場合には、市長は、知事の補助機関として埋葬を実施する。これに要する費用は県が負担する。

イ 遺体の身元が県外の者である場合でも、市長は埋葬等を実施する。この場合の費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受ける。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着した者であると推定できる場合は、上記(1)と同様に取り扱う。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着してきたものであるとの推定ができない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

(3) 埋葬等の方法

前記「3 遺体の処理」、「4 応急的な埋葬」に準じて行う。市内の火葬場及び埋葬場所は、次のとおりである。

〈火葬場〉

(令和3年4月1日現在)

名 称	場 所	設 備		1 日 の 処理能力	電 話	備 考
		座棺	寝棺			
因幡霊場	八坂392-7外	なし	7基	35体	0857-51-8320	灯 油

〈埋葬場所〉

(令和3年4月1日現在)

名 称	場 所	備 考
第二いなば墓苑	古郡家	

6 埋葬及び火葬の特例

災害対策基本法第86条の4の規定による激甚災害に指定された場合は、災害対策基本法施行例第36条の2の規定により、埋葬及び火葬の手続きの特例が適用される。

第 1 1 章 保健衛生対策計画

第 1 節 防疫の実施

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

1 防疫活動の内容

防疫活動の実施は、市長（本部長）が行う。防疫活動は、医療対策部及び環境部が担当し、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 感染症等発生状況等調査の実施
- (2) 食品関係営業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導
- (3) 危険動物等の管理対策
- (4) 消毒
- (5) 物件又は建物に係る措置
- (6) ねずみ属、昆虫等の駆除
- (7) 避難所の防疫措置
- (8) 臨時予防接種
- (9) 防疫隊の編成
- (10) 関係機関からの情報収集及び県との連携

2 感染症等発生状況等調査及び感染症患者の隔離

- (1) 概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施する。
 - ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施する。
 - イ 感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を行う。
- (2) 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容する。
- (3) 隔離収容する施設は、感染症指定医療機関とする。
- (4) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容できない場合は、臨時隔離所を設けて収容する。
- (5) やむを得ない理由により病院に収容することができない場合は、自宅隔離とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導を行い、必要に応じて治療を行う。

3 食品衛生対策

(1) 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、食中毒等の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりとする。

ア 避難所に対するもの

- (ア) 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
- (イ) 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

イ 炊き出し施設に対するもの

- (ア) 給食用施設の点検
- (イ) 給食に用いる原材料、食品の検査

ウ 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

(2) 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分に食中毒予防の指導ができない場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連携のもとに食品衛生の普及に当たるものとする。

(3) 避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県災害防疫対策本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県災害防疫対策本部へその旨を通知する。

4 危険動物等の管理対策

被災地における特定動物（ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるもの）の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等を行う。

(1) 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないかを速やかに調査し、飼育実態を把握する等、必要な措置を実施する。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握する。

(2) 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生防止のために必要な措置を講ずる。

(3) 収容施設の確保

市は、犬管理所に収容を行う。収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

(4) その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として、各々の事業者自らが対応することとし、特段の応急対策を講じないものとする。

5 消 毒

(1) 被災地域（市域内）において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとき若しくは知事が指示したときは、環境部環境衛生班が消毒を実施する。

実施要領は、感染症予防法施行規則第14条に定めるところによる。

(2) 防疫上必要と認めるときは、被災各戸に消毒剤を配布し、床、床下、壁、台所、便所、汚水溜等の消毒を行う。

6 物件又は建物に係る措置

被災地域又はその周辺の物件（飲食物、衣類、寝具等）又は建物（市域内）について、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとき若しくは知事が指示したときは、環境部環

境衛生班が当該物件を消毒又は廃棄し、若しくは建物の消毒又は立入り制限等を実施する。防疫措置実施にあたっては、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施し、被災家屋及びその周辺は住民等において実施する。

(実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところによる。)

7 ねずみ属、昆虫等の駆除

防疫上必要と認めるとき又は知事が指示したときは、環境部環境衛生班がねずみ属、昆虫等の駆除（市域内）を実施する。

実施要領は、感染症法施行規則第15条に定めるところによる。

8 避難所の防疫措置

避難所は、多数の者が避難するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて、環境部環境衛生班が防疫活動（市域内）を実施する。

- (1) 検病調査
- (2) 物件に係る措置の方法、消毒の実施
- (3) 給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他避難所内の衛生管理

9 臨時予防接種

避難所内又は環境上病毒伝播のおそれのある地域に感染症患者が発生し、又は病床体保菌者が発見され、感染のおそれがある場合には、必要に応じて予防接種を行う。

10 防疫隊の編成

環境部環境衛生班は、災害の状況等を勘案のうえ防疫隊を編成し、消毒等の防疫活動を行う。防疫隊の編成は、技術者1人、作業員2人以上とする。

11 関係機関等からの情報収集及び県との連携

- (1) 防疫活動の実施にあたっては、関係機関等からの情報収集活動に努める。
- (2) 被害が甚大であり本市のみの防疫活動では、相当の日数を要し、効果がないと認められるときは、知事に対し応援の要請を行う。この際、自衛隊の防疫支援が必要な場合は、県を通じて要請する。
- (3) 災害防疫現地対策本部設置は、県からの要請に基づき設置する。
- (4) 県東部圏域の被害状況及び防疫活動状況を取りまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

12 消毒機材の保有状況等

資料編参照。

13 薬剤の調達先

薬剤の調達先は、第10章・第1節・第11項医薬品等の調達先参照。

第2節 清掃及び死亡獣畜処理

この計画は、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）や浸水等により増加したし尿の清掃、並びに死亡獣畜の処理等を迅速かつ確実に行之、生活環境の保全や被災者の生活の早期復旧を図ることを目的とする。

1 実施責任者

清掃及び死亡獣畜処理は、市長（本部長）が実施する。清掃及び死亡獣畜処理に係る業務は、環境部環境衛生班が担当する。ただし、道路、河川、港湾などの災害廃棄物や障害物などは各管理者がそれぞれの復旧事業で処理するものとする。

< 廃棄物別の整理表 >

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市	一般的な可燃ごみ、不燃ごみ等
災害廃棄物	市	損壊家屋、損壊家具等
災害土砂等	市	家屋等に流入した土砂等
し尿	市	家屋便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	港湾施設内の巨大な流木等

(注) 家屋等に流入した土砂等と損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害廃棄物（土砂混じりがれき）として除去を行うものとする。

2 清 掃

(1) 清掃実施計画

災害時に発生する生活ごみや災害廃棄物、し尿などについては、「鳥取市災害廃棄物処理計画」（令和3年2月策定）や災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）「2-2-6 災害廃棄物処理」で示された次の項目について計画的に実施する。

また、鳥取市災害廃棄物処理計画を基に発災後の実施計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成し、災害廃棄物処理の進捗に応じて適宜見直しを行う。

【参考】災害廃棄物対策指針（改定版）（項目抜粋）

該当箇所	項目
1-3-8 災害時に発生する災害廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物（可燃物／可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物／不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電、小型家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物／危険物、廃自動車等、その他適正処理が困難な廃棄物）
2-2-6 災害廃棄物処理	○ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ○ 発生量・処理可能量・処理見込み量 ○ 処理スケジュール ○ 処理フロー ○ 収集運搬 ○ 仮置場の確保、設置、運営 ○ 損壊家屋等の解体・撤去 ○ 選別・処理・再資源化 ○ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 ○ 災害廃棄物処理事業の進捗管理

(2) 清掃の実施

ア 情報収集

市災害対策本部（環境衛生班）は、災害が発生した直後から市全体の被害状況（被害範囲や建物被害棟数、廃棄物処理施設など）や災害廃棄物の発生量等について、情報収集を行う。

イ 災害廃棄物等の処理

市災害対策本部（環境衛生班）は、自ら若しくは市内の業者に委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請し、災害廃棄物等の収集運搬及び処理を行うものとする。

（ア）集積場所（以下、「仮置場」という。）の選定及び設置、管理

被災地の被害状況を調査し、必要に応じて仮置場を指定する。仮置場を指定する場合には、被災地の町内会長等の意見を聴き適地を選定するとともに協力を依頼する。災害廃棄物の収集、分別等においては、災害ボランティアの協力を考慮する。

（イ）生活ごみ、災害廃棄物の収集運搬

ごみ収集及び（ア）により集積されたごみは、市又は業者委託により処理施設に運搬する。

（ウ）ごみの処分

ごみの処理は可燃ごみ、不燃ごみに区分し、可燃ごみについては原則としてごみ焼却施設で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。また、市の処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ焼却施設への搬送及び処理を依頼する。

（エ）ごみ収集運搬車等所有状況（資料編参照）

（オ）ごみの処理施設

〈ごみの処理施設〉

（令和6年4月1日現在）

施設名	場所	ごみの種類	処理能力
リンピアいなば	河原町山手925	可燃ごみ	240 t / 24 h
鳥取県東部環境クリーンセンター	伏野 2220	不燃ごみ	埋立容量 18 万 m ³

ウ し尿の収集処分

（ア）し尿の収集

被災地の状況を調査し、災害により便槽が満水し使用できない場合には、業者に委託して収集する。

（イ）し尿の処分

し尿処理施設である因幡浄苑で処分するものとするが、やむを得ず使用できない場合には他の処理施設に委託し、処分する。

（ウ）し尿処理場

〈し尿処理場〉

（令和6年4月1日現在）

所有者	場所	処理能力	電話番号
因幡浄苑	秋里1037-1	175kℓ	0857-23-7206

（エ）し尿運搬車所有状況（資料編参照）

（3）清掃に係る応援要請

市災害対策本部（環境衛生班）は、被災地における清掃業務について実施することが困難な場合は、県に応援を求めるものとする。

市災害対策本部（環境衛生班）は、災害廃棄物やし尿の処理等にあたり、必要に応じて次の事項を明らかにした上で、県などに応援を要請するものとする。

ア 清掃業務の種別

イ 清掃所要地域

ウ 清掃期間

エ 応援を求める人員、資機材

オ 応援を求める業務の範囲

カ その他参考事項

(4) 住民への広報

災害廃棄物の収集にあたっては、市民に分別区分や排出方法ならびに収集作業の協力を呼びかけ、廃棄物処理の早期復旧を目指すものとする。

(5) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助の活用

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により国庫補助の対象となるので活用する。

ア 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

イ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

(6) 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は被災自治体に対し、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実行するための必要な支援を行うこととされているが、本市が自らの処理能力を著しく超える状況（激甚災害など）になる場合は、国の支援を受けるものとする。

特に大規模な災害が発生した場合は、国はその災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、当該市における災害廃棄物の処理の実施体制、災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市に代わって国が代行する。

3 トイレ対策

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレの設置に努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー等による快適なトイレの設置に努めるものとする。

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要となるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行う。特に仮設トイレ、携帯トイレ等については、必要数量を平時から把握し、分散備蓄に努めるとともに調達体制を整える。また、災害により使用不能な状態にある既存トイレを復旧させることで、順次トイレを確保できるので、既存トイレの早期復旧に努める。また、地域内のトイレ設置状況のマップ化の推進を図る。

ア 利用者への配慮

非常時ではあるが、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等の配慮に努める。

イ 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

避難所開設等に伴う仮設トイレの設置は、公共下水道による対策と整合を図るとともに避難所の立地条件等を考慮して行うものとし、地下水等を汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没する。

簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求める。

また、平素から仮設トイレの借上げルートの確保等を検討する。

仮設トイレ… 県及び市町村の備蓄に関する連携体制（県備蓄）、災害時レンタル協力協定（中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部、（株）プレコ）

携帯トイレ… 県及び市町村の備蓄に関する連携体制（市町村備蓄）

ウ 携帯トイレの配布

被災の状況に応じ、避難所等及び既存トイレが使用不能な住民に対して携帯トイレ及びそれに必要な消耗品の配布を行う。

エ 仮設トイレ、携帯トイレ等調達の応援

仮設トイレ、携帯トイレ等が不足する場合、又はトイレカーの派遣の応援を求めるときは、次の事項を明らかにして県に設置、調達及び派遣を要請する。

(ア) 設置（配布）又は派遣予定地域

(イ) 設置（配布）又は派遣予定期間

(ウ) 必要な台数（個数）又は使用する（必要な）人数

(エ) その他参考事項

4 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬等）の処理

(1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、死亡獣畜の処理は、所有者が市長の許可を受けて行う。

(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、環境部環境衛生班が埋却焼却等の方法で処理する。

5 廃棄物処理の特例

災害対策基本法第 86 条の 5 の規定による激甚な災害に指定された場合は、同条による廃棄物処理の特例が適用される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、非常災害時における廃棄物処理施設の設置に係る手続の簡素化や、「収集運搬または処分委託」の基準緩和等の特例制度が設けられているが、状況に応じて特例制度を検討する。

第3節 障害物の除去

この計画は、災害によって、土、石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に居住の方法のない者を保護するとともに、災害時における応急対策業務等に関する協定に基づく建設業協会等の協力を得て、市道上の障害物を除去して交通の確保を図ることを目的とする。

1 実施責任者

障害物の除去は、市長（本部長）が実施し、消防部（消防団）は積極的に応援する。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は知事の補助機関として実施する。

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。

2 住居に運び込まれた障害物の除去

(1) 障害物の除去の対象となる者

ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者。

イ 自らの資力のみでは、障害物の除去ができない者。

ウ 住家が半壊又は床上浸水した者。

エ 原則として災害によって住家が直接被害を受けた者。

(2) 障害物除去の対象数

半壊又は床上浸水した15%以内とする。災害救助法が適用され知事から障害物の除去について委任を受けている場合で、市長がやむを得ない事情により15%を超えて除去する必要があると認めるときは、知事に対しその旨を要請する。

(3) 障害物の除去の対象者の選定

障害物の除去の対象とする住家の選定（知事から委任を受けた場合を含む。）は、民生委員等の意見を聴き決定する。

(4) 障害物除去のための費用

一世帯当たりの費用は鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。内訳は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の購入費、借上費、輸送費等である。

(5) 障害物除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合には、(災害救助法が適用されている場合には、厚生労働大臣の承認を得て) 期間を延長する。

(6) 障害物除去責任者

ア 都市整備部長は、障害物の除去を行う場合には、速やかに障害物除去責任者を指定しなければならない。

イ 障害物除去責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

(ア) 障害物除去の状況(資料編参照)

(イ) 障害物除去費支出関係証拠書類

3 交通しや断の障害物の除去

(1) 道路上又は河川にある障害物の除去は、それぞれの管理者が実施するものであるが、鳥取県県土整備部等と連絡し、協力して交通の確保に努める。

(2) 市道(市道上にある橋梁を含む。)の障害物は、都市整備部道路河川班が除去する。この際、応急復旧に自衛隊の応援が必要な場合は、県を通じて要請を求める。

4 港湾施設内の漂流障害物の除去

港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設(及び漁港施設)の管理者が実施する。

5 除去した障害物の集積予定地等

(1) 除去した障害物は、小・中学校の校庭、都市公園、空地等のうちから、次に掲げる条件を具備するものを選定し、集積する。ただし、災害の状況によっては海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

ア 障害物除去現場と近い場所であること。

イ 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること。

ウ 道路交通の障害とならない場所であること。

エ 避難その他災害応急対策に支障のない場所であること。

6 処理方法

除去した障害物の処理は、第11章第2節第2項「清掃」に準じて行う。

7 障害物の売却及び処分方法

保管した障害物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、当該障害物を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

8 除去に必要な機械器具の整備等

(1) 障害物の規模並びに範囲により必要な対策を講ずる。

(2) 比較的小規模のものは市で処理し、大規模なものは(社)鳥取県建設業協会東部支部等の協力により、重機等を用いて実施する。

9 県等に対する応援要請

県又は他市町村に対する応援要請は、第11章第2節第2項「清掃」に準じて行う。

10 石綿飛散等防止対策

(1) 災害後の建物等の除去にあたっては、石綿の飛散防止のため、応急措置の検討や関係機関へ連絡するとともに、状況に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく指導・助言等を行う。

(2) 除去した障害物の集積場所やその周辺においては、労働災害や周辺環境への影響を防ぐため、必要に応じて大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（平成19年3月環境省水・大気環境課）」による。

第4節 入浴施設

この計画は、災害のため入浴施設が破壊等により不足した場合に県、市その他関係機関の協力のもとに仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

1 実施機関

公衆浴場に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は市長（本部長）が行う。
なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事が市長に職権を委任した場合は、市長が行う。

2 実施の方法

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は概ね次の方法によって行う。

- （1）浴場用水が被災地において確保することが困難な場合は、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
- （2）仮設入浴設備は必要とする被災地に運搬供給する。
- （3）自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請する。
- （4）県又は市は、給水車等を所有する機関に要請して確保するとともに、これらを活用して給水を実施するとともに、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 浴場用水の給水対策における順序

災害発生直後は飲料水の供給を優先する。

4 広 報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市、その他関係機関が連携して住民への広報を実施する。

第 1 2 章 交通・輸送計画

第 1 節 交通確保

この計画は、災害時における道路交通法の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）の通行を確保するとともに、災害により道路、橋梁等に被害を被った場合に、速やかに復旧措置を施し、交通の混乱を防止することを目的とする。

1 実施機関

- (1) 交通規制
県公安委員会、警察署長、警察官、道路管理者（市の担当は、都市整備部道路河川班）
- (2) 緊急通行車両の確認
知事又は県公安委員会
- (3) 道路交通の確保
道路管理者（市の担当は、都市整備部道路河川班）
- (4) 鉄道交通の確保
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

2 災害時における交通規制

- (1) 交通情報の把握
 - ア 警察は、早期に管内の交通事情を把握し、関係機関に必要事項を通知する。
 - イ 道路管理者は、地域を管轄する警察署と連絡をとり、積極的にパトロール等を実施し、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を他の道路管理者及び地域を管轄する警察署に連絡する。
- (2) 規制の実施区分及び標示等の設置
 - ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）
同法施行規則第5条第1項に定める標示を設置する。（資料編参照）
鳥取県内又は隣接若しくは近接県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の道路における車両の通行を禁止し、又は制限することができる。
なお、通行禁止区域等において警察官がその場にいないときには、自衛官及び消防吏員は、その使用する緊急車両の通行の妨害となる車両その他の物件の移動等の措置命令及びその措置をすることができる。
 - イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行う。
 - ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）
同法施行令第3条の2に定める標識を設置する。
 - エ 道路交通法第6条第4項の規定に基づく規制（警察官実施）
 - オ 道路法第46条第1項の規定に基づく規制（道路管理者実施）
同法第47条の4第1項の規定による道路標識を設置する。
- (3) 広報、連絡
 - ア 警察は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び迂回路線の状況等を関係機関及び一般に周知する。
 - イ 道路管理者は、道路法第46条第1項の規定による規制を実施する場合においては、その内容等を地域を管轄する警察署長に通知する。

(4) 交通整理

道路管理者及び警察は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。

3 緊急通行車両の確認の手続き等

(1) 県公安委員会

ア 緊急通行車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書を提出する。

(ア) 番号標に表示されている番号

(イ) 車両の用途（緊急輸送を行う車両においては、輸送人員又は品名）

(ウ) 使用者住所、氏名

(エ) 通行日時

(オ) 通行経路（出発地、目的地）

(カ) その他必要な事項

イ 緊急通行車両の確認をしたときは、標章（資料編参照）及び緊急通行車両確認証明書（資料編参照）を、当該緊急通行車両の使用者に交付する。

ウ 緊急通行車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付ける。

エ 警察署は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付等の状況を警察本部に報告する。

(2) 県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両については、(1)のア及びイの手続きに準じて県が標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

イ 県は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を管理する。

4 緊急車両の通行の確保

(1) 道路管理者は、災害時に車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両の移動等を命令する。

(2) 道路管理者は、車両の移動等を命令する道路区間を指定した場合には、その道路区間内に在る者に対し、周知しなければならない。

(3) 次に掲げる場合には、道路管理者は車両の移動等を行うことができるとともに、車両の移動等にあたりやむを得ない限度において車両等を破損することができる。

ア 車両の移動等を命令された者が、車両の移動等を行わない場合

イ 命令の相手方が現場にいないために、命令できない場合

ウ 道路管理者が、道路の状況等により車両等の占有者等に車両の移動等を行わせることができないと認めた場合

(4) 道路管理者は、車両の移動等にあたり生じた損失を補償しなければならない。

(5) 道路管理者は、車両の移動等のためやむを得ない場合は、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 市道の道路交通の確保

市道の災害応急対策は、市長（本部長）が、その主要度、緊急度及び公共性等に応じ実施する。市道の災害応急対策は、都市整備部道路河川班が担当する。

（１）危険箇所の把握

都市整備部道路河川班は、市道をパトロールし、道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所の把握発見に努める。

（２）応急措置と代替道路の確保

市道に災害が発生した場合は、他の道路管理者、警察署その他の関係機関に連絡し、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路等の有無を十分調査し、う回路がある場合は代替道路として利用し、交通の確保を図る。

（３）応急工事等実施要領

ア 道路上の障害物の除去については第１１章第３節「障害物の除去」による。

イ 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、都市整備部長の判断により、工夫、配属機械等を使用して行う。

ウ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、都市整備部長は、総務部長と密接に連絡し、応急対策に要する財源措置を確認のうえ、実施する。

エ 被害の規模が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用されない場合の応急対策は、前記（２）の要領により実施するものとし、同法の適用を受けることができると認められるときは、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施する。

オ 応急対策施行順位

（ア）病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの

（イ）定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの

（ウ）適当なう回路のないもの

（エ）その他民生の安定上必要があるもの（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

（４）応急対策用資機材の確保

ア 応急対策用資機材の確保は、都市整備部都市整備班が担当する。

イ 応急対策用資機材の調達については、第11章第３節障害物の除去参照。

ウ 業者の請負により工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負人に確保させる。

6 他の道路交通及び鉄道交通の確保

（１）各道路管理者における措置

それぞれの道路管理者（国土交通省鳥取河川国道事務所、鳥取県）は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに交通確保を図る。

（２）西日本旅客鉄道株式会社における措置

鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、中国統括本部において実施するものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施する。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報する。

（３）日本自動車連盟（ＪＡＦ）における措置

県、市の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施する。

第２節 輸 送

この計画は、災害時における要避難者や、救助の実施に必要な人員及び物資の迅速かつ円滑な輸送体制の確立を目的とする。

1 実施責任者

災害時における要避難者や、救助の実施に必要な人員及び物資等の輸送は、市長（本部長）が行う。

車両による輸送及び輸送力の確保措置は、各部班の要請に基づき総務部財産管理班及び輸送班が担当する。車両以外による輸送及び輸送力の確保措置は、関係部班において担当する。

2 輸送方法

災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 車両による輸送

道路交通が不能となる場合の外は、原則として車両による輸送を行う。

(2) 列車による輸送

道路の被害により車両による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資財等を確保した場合等列車による輸送が適当であるときに行う。

(3) 船舶による輸送

陸上の輸送が不可能な場合又は船舶輸送の方が効率的な場合に行う。

(4) 航空機による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は山間へき地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合に行う。

(5) 人力による輸送

車両等による搬送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行う。

3 輸送に係る関係機関との連絡調整

市は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求める。また、必要に応じ、県に輸送手段確保の要請を行う。この際、自衛隊の輸送支援が必要な場合は、県を通じて要請する。

4 輸送力の確保

(1) 車両による輸送

ア 市が所有する車両のみでは、輸送の確保が図れないときは、市内の運送業者等から借上げ等の措置を講ずる。

イ 市内において車両の確保が困難な場合又は車両の確保が緊急を要する場合等にあつては知事に対し、次の事項を明示して応援を要請する。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要事項

(2) 列車による輸送

最寄りの鉄道機関（駅、鉄道部等）に要請する。

(3) 船舶による輸送

適宜措置を講ずる。

ア 海上保安部、署所属船舶に対する協力要請

イ 海運局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請

ウ 公共的団体等の所有船舶による協力要請

(4) 航空機による輸送

知事に対し、航空機輸送の要請を行う。

(5) 人力による輸送

労務者の確保は、第17章労務供給による。

5 災害輸送の配車等の要求等

(1) 配車等の要求

各部班は、災害輸送を行う必要がある場合には、総務部財産管理班に対し、次の事項を明示して配車等の要求を行う。

輸送の基準は、第7項「災害救助法による輸送基準」に準ずる。

ア 輸送区間（必要により経路）

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両の種類及び台数

エ 輸送に必要な人員及び輸送に要する時間

オ その他必要事項

(2) 配車の決定等

総務部財産管理班は、配車要求があったときは、輸送の種類、数量、緊急度等を勘案し、直ちに集中管理にかかる車両、又は第4項輸送力の確保により確保した車両を配車する。

この場合、輸送に必要な人員も併せて派遣する。

6 輸送責任者

(1) 総務部長は、車両による輸送を行う場合には、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。

(2) 各部長は、車両による輸送以外の輸送を行う場合には、速やかに輸送責任者を指定しなければならない。

(3) 輸送責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

ア 輸送記録簿（資料編参照）

イ 救助の種目別物資受払状況（資料編参照）

ウ 輸送費関係支払証拠書類

7 災害救助法による輸送基準

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

避難の指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）

イ 医療及び助産

重病患者で医療隊において処置できないもの等の移送及び医療関係者の輸送

ウ 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員資材の輸送

エ 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械器具、資材等の輸送

オ 救済用物資

被災者に給（貸）与する被服、寝具その他生活必需品炊出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

カ 遺体の搜索

遺体の搜索のための必要な人員及び資材等の輸送

キ 遺体の処理

遺体の処理及び検視のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送
遺体の移動に伴う遺体の輸送及び遺体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送期間

それぞれの救助の実践が認められている期間

(3) 輸送費用

当該地域における通常の実費とし、その範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料等である。

(4) 輸送の特別申請

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めるときは、厚生労働大臣に申請し、承認を得て実施する。

8 輸送拠点の設置及び管理

(1) 市及び県は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

ア 上流の拠点……県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

イ 下流の拠点……物資等配布前の仮置き（農協施設、公有施設等）

(2) 輸送拠点の選定

市は、輸送拠点をあらかじめ選定する。

市内の道の駅「清流茶屋かわはら」、「神話の里白うさぎ」及び「西いなば気楽里」の活用を検討する。

(3) 輸送拠点の管理

市及び県は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請

イ 輸送の実施にあたって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備

ウ 物資の受入集配、在庫管理、対策本部との連絡調整、警備等を担当する職員確保

第13章 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損等によって居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設及び破損した住宅の応急修理を行うことにより、生活再建の場を確保することを目的とする。

第1節 応急仮設住宅

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は、知事から委任を受けたものについて実施する。

応急仮設住宅の建設は、都市整備部建築住宅班が担当する。

2 対象者

居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者（県災救法細則）

3 建設戸数

全焼、全壊及び流失世帯数の3割以内とする。災害救助法が適用される災害で、市長が3割を超えて建設する必要があると認める場合は、知事に超過戸数の要請を行う。

4 建築基準

（1）規模

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定める基準とする。

（2）構造

1戸建て、長屋建て、アパート建築のいずれでもよく、建築場所等の実情に適したものとす。知事から設計書を提示し委任されている場合は、その設計書による。

（3）費用

建設型仮設住宅の設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

（4）着工期限

災害発生の日から20日以内とする。知事から委任を受けたものについて20日以内に着工できないときは、知事に着工延期の要請を行う。

5 建築場所の選定

市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を選定しておくものとする。選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所や、災害リスクの少ない場所にある公共用地等を優先する。（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）

6 給与基準

入居者の決定に関する事務は、福祉部が担当するものとする。入居者の決定は、対象者の中から民生委員その他関係者の意見を聞き、順位を定めて行う。

7 給与期間

建築工事完了後2カ年以内とする。

8 応急仮設住宅建築責任者等

（1）応急仮設住宅建築責任者

ア 都市整備部長は、応急仮設住宅を建築するときは、速やかに応急仮設住宅建築責任者を指定する。

イ 応急仮設住宅建築責任者は、次の帳簿等を備付け、正確に記入し、保管しなければならない。

(ア) 応急仮設住宅用貸借契約書

(イ) 原材料購入契約書、その他設計書、仕様書等

(ウ) 工事代金等支払証拠書類

(エ) 直営工事の場合は、以上の外工事材料受払簿、大工等の出面簿、輸送簿等

(2) 応急仮設住宅管理責任者

ア 福祉部長は、応急仮設住宅を給与するときは、速やかに応急仮設住宅管理責任者を指定する。

イ 応急仮設住宅管理者は、応急仮設住宅台帳（資料編参照）を備え付け、正確に記入し、保管しなければならない。

第2節 災害公営住宅の建設

(1) 市は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設する。

(2) 以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる。（公営住宅法第8条）

ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で500戸以上

(イ) 一市町村の区域内で200戸以上

(ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上

イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

(ア) 被災地全域で200戸以上

(イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第3節 応急修理

1 実施責任者

第1節「応急仮設住宅」に同じ。

2 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の対象部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。なお、同一住宅に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす。

4 応急修理の実施基準

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額以内とする。

5 応急修理の期間

応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第14章 建物・宅地の被災判定計画

この計画は、災害により被災した建築物及び宅地の余震等による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、判定の実施に関する実施本部の業務について必要な事項を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第1節 被災建築物応急危険度判定

1 実施機関

被災建築物の応急危険度判定は、市災害対策本部（都市整備部建築住宅班）が応急危険度判定士の協力を得て実施する。

2 判定実施要否の判断

市災害対策本部は、被害状況をもとに判定実施の要否を判断する。

3 判定実施の宣言

- （1）市災害対策本部は、判定を要すると判断した場合は、直ちに判定実施を宣言する。
- （2）市災害対策本部は、判定実施を宣言した場合は、県にその旨を連絡するとともに、報道機関等を通じて住民に周知を図る。

4 実施本部の設置

市災害対策本部は、判定実施を決定した場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下この小節において「実施本部」という。）を設置し、判定業務を実施する。

5 実施本部の主な業務

- （1）災害発生時の情報収集
- （2）県への支援要請
- （3）判定士への情報提供
- （4）判定結果の受理及び整理

6 県への支援要請

- （1）市災害対策本部は、判定の実施を決定した場合は、必要に応じて、県に判定士の派遣等の支援要請を実施する。
- （2）実施本部は、支援内容、支援開始の時期等について、県が設置する応急危険度判定支援本部と密に連絡調整を行う。

7 判定士への情報提供

実施本部は、派遣された判定士に対し、被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者に関する情報等）その他判定活動に関して注意すべき情報等を提供する。

8 判定実施の周知

- （1）実施本部は、被災建築物の所有者等からの判定依頼に対応するため、実施本部に対応窓口を設ける。
- （2）実施本部は、判定実施の依頼を取りまとめ、速やかに県が設置する応急危険度判定支援支部（以下この小節において「支援支部」という。）に報告する。
- （3）実施本部は、判定実施及びこれに関する情報を情報部情報連絡班、広報班及び報道機関等の協力を得て、住民へ周知する。

9 判定結果の受理及び整理

実施本部は、支援支部から判定結果の報告を受けた場合は、特に注意を必要とする被災建築物の有無及び被災状況について、市災害対策本部に報告する。

10 その他

被災建築物の応急危険度判定業務の実施については、この計画に定めるもののほか、「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（平成27年3月改定：県）」及び「被災建築物応急危険度判定マニュアル（平成10年1月発行：財団法人日本建築防災協会）」に定めるところによる。

第2節 被災宅地危険度判定

1 実施機関

被災宅地危険度判定は、市災害対策本部が被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）の協力を得て実施する。

2 判定実施要否の判断

市災害対策本部は、被害状況をもとに判定実施の要否を判断する。

3 判定実施の決定

- （1）市災害対策本部は、判定を要すると判断した場合は、直ちに判定実施を決定する。
- （2）市災害対策本部は、判定実施を決定した場合は、県にその旨を連絡するとともに、報道機関等を通じて住民に周知を図る。

4 実施本部の設置

市対策本部は、判定実施を決定した場合は、被災宅地危険度判定実施本部（以下この小節において「実施本部」という。）を設置し、判定業務を実施する。

5 判定拠点の設置

実施本部は、必要に応じて、被災地内又はその周辺に判定拠点を設置する。

6 実施本部の主な業務

- （1）宅地に係る被災情報の収集
- （2）判定実施計画の作成
- （3）宅地判定士・判定調整員の受け入れ
- （4）宅地判定士・判定調整員の組織編成
- （5）判定の実施及び判定結果の現地表示
- （6）判定結果の調整及び集計並びに市災害対策本部への報告
- （7）判定結果に対する住民からの相談への対応
- （8）その他

7 判定実施計画の作成

実施本部は、宅地の被害状況等に基づき、判定実施計画を作成する。

判定実施計画の内容は概ね次のとおりとし、必要に応じて適宜見直しする。

- （1）判定対象宅地数、用途及び規模等
- （2）判定実施区域及び優先順位
- （3）判定実施期間
- （4）必要な宅地判定士及び判定調整員の数
- （5）宅地判定士・判定調整員の参集場所、受入条件、輸送方法等
- （6）実施本部及び判定拠点の位置、責任者等
- （7）その他判定の実施に必要な事項

8 県への支援要請

市災害対策本部は、必要に応じて県が設置する危険度判定支援本部に対し支援要請を行う。

9 判定実施チームの編成

実施本部は、判定調整員に指示し、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム編成を次の点などに留意して行う。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 被災地の土地、交通事情等に詳しい者の適切な配置
- (3) 判定の経験のある者の適切な配置
- (4) 宅地判定士以外の誘導員等の配置

10 判定結果の取りまとめ及びその活用

- (1) 実施本部は、判定調整員から判定結果の報告を受けた場合は、その結果の中で特に注意を要する被災宅地の有無及び被災状況を確認し、現地を再調査するなど必要な措置を講ずる。
- (2) 実施本部は、宅地の判定のみでは対処が困難な事案については、市災害対策本部と協議し、適切な措置を講ずる。また、複合的な被災状況にあり、判定が困難な事案については、学識経験者等に助言を求める。

11 判定結果の周知及び協力依頼

実施本部は、判定結果を現地に表示するとともに、判定結果を市災害対策本部に報告する。

また、判定結果については、情報部情報連絡班、広報班及び報道機関等を通じて住民に周知するように努め、判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置等を講ずるように協力を依頼する。

12 その他

被災宅地危険度判定業務については、この計画に定めるもののほか、「鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱（平成24年11月19日施行）」並びに被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱（平成29年7月21日改正）」及び被災宅地危険度判定に関する各種マニュアルに基づき実施する。

第15章 文教対策計画

この計画は、災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設の被災又は児童生徒の被災により通常の教育が行えない場合に、応急対策を実施し、教育に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

1 実施責任者

市立小・中・義務教育学校及び文教施設の応急教育及び応急復旧対策は、文教部（教育委員会）が実施する。ただし、各学校の災害発生の場合に伴う適切な措置については、各学校長が具体的な計画を立てて、実施する。

2 応急教育対策

（1）休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、文教部教育班と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を広報車、有線放送、電子メールその他確実な方法で児童生徒に伝達する。

（2）被害の報告等

学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止の措置を講ずるとともに、速やかに文教部教育班に報告し、必要な指示を受ける。

（3）応急教育の実施場所

災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法による。

ア 軽微な被害の場合

速やかに応急修理を行い授業を行う。

イ 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用する。

ウ 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合、収容人員等を考慮のうえ、公民館その他の公共施設、隣接学校の余剰教室の利用又は民有施設の借上げを行う。

エ 被災が広範囲にわたる場合

前記の諸措置ができない場合には、応急仮設校舎を建設する。建設場所は、従来の校地を原則とする。

（4）応急教育の方法

被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずる。

（5）教育職員の確保

文教部教育班は、教育職員の被災状況を把握するとともに県教育委員会と緊急な連絡をとり、教育職員の確保に努める。

3 学用品の給与

（1）対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができず、就学上支障のある小・中・義務教育学校の児童・生徒及び高等学校等生徒

（2）給与する学用品

教科書、教材、文房具、通学用品

(3) 給与する学用品の費用

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年3月22日鳥取県規則第10号）で定める額とする。

(4) 給与の方法

文教部教育班は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童・生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、学校長を通じて対象者に給付する。災害救助法が適用され知事から調達配分の権限を委任された場合も同様とする。

(5) 給与を行う期間

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1カ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(6) 学用品給与責任者

ア 文教部長は、学用品の給与を行う場合には、速やかに学用品給与責任者を指定しなければならない。

イ 学用品給与責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管しなければならない。

（ア）学用品の給与状況（資料編参照）

（イ）学用品出納に関する帳簿

（ウ）学用品購入関係支払証拠書類

（エ）備書物資払出証拠書類

4 学校給食の措置

(1) 特定地域の給食施設が破砕したときは、近隣の学校給食センター等の給食施設を利用して給食を行う。

(2) 災害が広範囲にわたり、学校給食施設が災害救助のために使用されている場合又は災害のため使用できない場合には、市民生活部調達配給班と連絡を取り、炊出しを行う。

第 16 章 農業災害対策計画

この計画は、農作物の被害の拡大を防止するための体制を確立し、各種防災対策を推進することを目的とする。

1 農業防災体制

農作物、農業用施設等の被害が発生するおそれがあるときは、鳥取市農業災害対策協議会を設置し、被害防除のため各農業関係機関が行う防災対策の一元化を図りつつ、農作物等の防災対策の策定と普及に努める。

2 農業災害防止事業

鳥取市農業災害対策協議会は、事務局を農林水産部農村整備課内に置き、次の事項を協議し、又は実施する。

- (1) 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (2) 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- (3) その他必要と認められること。

第17章 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施を行う場合において、市職員だけでは、十分その効力を挙げることが困難な場合に、必要な労務者の雇上げ等を行い応急対策の万全を図ることを目的とする。

1 実施責任者

労務者及び技術者等の雇上げ、動員（以下「労務供給」という。）は、市長（本部長）が実施する。

労務供給は、経済観光部経済班が担当し、各部班の要請に基づき実施する。

2 労務供給の依頼

各部班は、労務供給の必要がある場合には、「6 労務供給の範囲」に基づき、経済観光部経済班に労務供給依頼票（資料編参照）を提出する。

3 労務者等の確保

経済観光部経済班は、災害時の状況に応じて次の措置により労務者等の確保を行う。

- (1) 労務者等の雇上げ
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労務者の動員
- (3) 知事に対する職員派遣・職員派遣のあっせん要請
- (4) 従事命令等による動員

4 労務者等の確保手続き

- (1) 公共職業安定所による労務者の供給

公共職業安定所に対し労務者の供給を依頼する場合には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 必要労務者数
- イ 作業の内容
- ウ 作業実施期間
- エ 労働時間
- オ 賃金の額
- カ 作業場所の所在
- キ 残業の有無
- ク 労務者の輸送方法
- ケ その他必要な事項

- (2) 知事に対する職員派遣・職員派遣のあっせん要請

知事に対し、職員派遣又は職員派遣のあっせんに要請する場合には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣又はあっせんに求める理由
- イ 派遣又はあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他派遣又はあっせんについて必要な事項

- (3) 人的公用負担

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、災害対策基本法第65条の規定により区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者をその業務に従事させることができる。

5 労務供給責任者

- (1) 経済観光部長は、労務供給を行う場合には、速やかに労務供給責任者を指定しなければならない。
- (2) 労務供給責任者は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し、保管しなければならない。
 - ア 臨時雇上労務者勤務状況表（資料編参照）
 - イ 人件賃支払関係証拠書類

6 労務供給の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療及び助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬操作、浄水用、医薬品の配布等の労務者
- (5) 救助物資の整理、輸送及び配分のための労務者
- (6) 遺体の搜索又は処理のための労務者

7 労務供給の期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

8 賃 金

当該地域の通常の実費とする。鳥取公共職業安定所の業種別標準賃金を基として定めるものとする。

第 1 8 章 自衛隊の災害派遣要請計画

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請することを目的とする。

第 1 節 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請は、市長（本部長）が知事に対して行う。

なお、自衛隊の災害派遣の要請の申請は、知事のほか海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長がすることができる。

第 2 節 自衛隊に要請する業務

災害時に自衛隊に対して要請することができる業務は、概ね次のような場合である。

なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、除染、給食、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

第 3 節 災害派遣の要請手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の必要があるときは、部隊等の災害派遣要請申請書（資料編参照）により、知事（鳥取県危機管理部）に部隊等の派遣要請を申請するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書申請することができないときは、電話、防災行政無線又は連絡員等で申請し、事後速やかに申請書を提出する。

災害派遣を申請する場合は、次に掲げる事項の内容等をできるだけ明確にし、要請の目的と内容が的確に県に伝わるよう努める。

また、自衛隊に対する迅速、適切な要請手続ができるよう、派遣要請に当たっての必要情報、手続方法や受け入れ体制について事前に明確にしておくよう努める。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する人員及び航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ 要請責任者の職氏名
- カ 災害派遣時の特殊携行装備又は作業の種類
- キ 派遣地への最適経路
- ク 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- ケ その他参考となる事項

- (2) 知事に災害派遣の要請を申請することが困難な場合は、その旨及び(1)に掲げる事項の内容等をできるだけ明確にし、直接自衛隊第 8 普通科連隊等に通知する。

なお、直接自衛隊に通知した場合は、速やかに知事に報告するように努める。

＜自衛隊に対する通知先＞

[県地域防災計画より]

整理 番号	機 関 名	NTT回線	地域衛星通信
		TEL	TEL
		FAX	FAX
1	陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	0859-29-2161 内線235(当直302)	17-5600-11 17-5600-12(当直) 17-5600-19
2	海上自衛隊舞鶴地方総監部 (防衛部第3幕僚室)	0773-62-2250 内線2222又は2223	
3	航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	0859-45-0211 内線231(当直225)	
4	自衛隊鳥取地方協力本部	0857-23-2251 0857-23-2253	
(注意事項) ・市から自衛隊への通知は、1～3の機関のうち、任意の1箇所に対して行うことで足りる。 ・4に対し、前記の通知を依頼することができる。			

(3) 自衛隊の災害派遣要請の手続は、統括部統括班(市本部設置前は危機管理課)が担当する。

第4節 部隊等の受入措置

知事から自衛隊の災害派遣出動が決定された旨の通知があった場合には、速やかに自衛隊の受入体制を確保するものとし、概ね次により措置する。

- (1) 部隊等は、災害応急措置を行うものであって、本格的な本復旧工事は行わないものであること
- (2) 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと
- (3) 部隊等を受入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障をきたさないよう努めること
- (4) 宿泊所等の準備

統括班長は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備を行う。

具体的な自衛隊の駐留場所は、派遣部隊の規模、災害の場所、その他の事情により判断するものとする。この際、部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊鳥取地方協力本部長に対し連絡幹部の市災害対策本部等への派遣を依頼する。

- (5) 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備等

ア 災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1m四方(基準)の旗を左右に振り連絡する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (ア) 病人が発生し、救助を必要とする場合 | 赤旗 |
| (イ) 食糧が欠乏し救助を必要とする場合 | 黄旗 |
| (ウ) 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合 | 白旗 |

イ ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- (ア) 地盤が堅固で平坦地(こう配4°～5°以下)であること
- (イ) 無障害地帯((カ)参照)
- (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
- (エ) 大型機離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと

(オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は、踏み固める等の準備が必要である。

(カ) 単機着陸のために必要な広さ（資料編参照）

(キ) 標 識（資料編参照）

(ク) 吹き流し（風向指示器）（資料編参照）

(ケ) 危険防止の留意事項

a 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと

b 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと

c 現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること

ウ 飛行機による物料投下

飛行場間の空輸を原則とするが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して物料投下することができる。

(ア) 投下地点の設定

投下地点は、自衛隊と協議の上決定する。

(イ) 投下地点の標示方法

投下地点には「ムシロ」20枚程度（できれば赤又は黒に染めてであると冬季夏季を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してT字型に並べる。

T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚火等により白煙を上げる。

エ 飛行経路

(ア) 投下高度

投下高度は普通200m～300mである。

(イ) 飛行経路

オ 投下地点の危険防止

落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危険防止に努めること

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能な場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかなければならない。

カ 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するもので、速やかに部隊に返送する。傘の洗濯は禁じられているので、乾燥した後付着した泥を布で拭い取っておく。

(6) 作業計画の樹立

統括班長は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保等について、本部会議の決定を得ておき、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう措置しておく。

(7) 連絡職員の指名

派遣部隊や県との連絡を図るため連絡責任者を置く。連絡責任者は、市長（本部長）が指定する。

(8) 派遣部隊との作業計画等の協議

統括班長は、派遣部隊が到着したとき、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

(9) 報 告

統括班長は、派遣部隊の受入れをしたときは、部隊の活動状況を逐次知事に報告する。

第5節 部隊撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、撤収要請申請書（資料編参照）により、知事に申請する。また、部隊が撤収した後は、速やかに部隊等に関する報告書（資料編参照）により知事に報告する。

第6節 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担する。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定する。

第 19 章 広域緊急援助隊災害派遣要請計画

この計画は、都道府県の枠をこえて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力と自活能力を有する災害警備専門部隊としての「広域緊急援助隊」の要請等について定めることにより、最大震度 5 以上の地震、津波その他異常な自然現象又は人為的事故を起因とする大規模な災害（以下「大規模災害」という。）発生時の初期段階における、迅速・的確な災害警備活動を確保することを目的とする。

1 災害派遣要請者

鳥取県公安委員会

2 災害派遣の要請基準

上記大規模災害の発生を認知したとき。

3 災害派遣の要請手続き

- (1) 鳥取県公安委員会は、県内で大規模災害が発生し、広域緊急救助隊の派遣を必要とするときは、災害発生 の 規 模 ・ 範 囲 に よ り 警 察 庁 及 び 中 国 四 国 管 区 警 察 局 の 調 整 を 受 け、 警 察 法 第 60 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 関 係 都 道 府 県 公 安 委 員 会 に 対 し、 広 域 緊 急 救 助 隊 の 派 遣 を 要 請 する。
- (2) 広域緊急援助隊派遣要請の窓口は、鳥取県警察本部警備第二課及び交通指導課とする。

4 広域緊急援助隊の活動内容

広域緊急援助隊は、国内において大規模災害が発生し、又は、正に発生しようとしている場合において、被災地を管理する都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の管理のもとに、次の災害警備活動にあたる。

- (1) 被災情報、交通情報等の収集及び伝達
- (2) 救出救助
- (3) 緊急交通路の確保及び緊急輸送車両の先導等

第20章 緊急消防援助隊災害派遣要請計画（消防局）

この計画は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合において、緊急消防援助隊の応援を受ける場合に必要事項を定めることにより、被災地において円滑な活動ができる体制の確保をすることを目的とする。

第1節 緊急消防援助隊の応援要請

1 知事への応援要請

鳥取県東部広域行政管理組合管理者から、緊急消防援助隊の派遣要請等の委任を受けている消防局長は、被害の状況から県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

2 消防庁長官への応援要請

知事は、1の要請を受けたときは、県内の被害状況を勘案の上、消防庁長官に対し応援等の要請を行う。また、災害の状況及び県内の消防力に照らし、出動が必要と判断したときは、消防局長の要請を待たないで応援等の要請ができる。

第2節 緊急消防援助隊の迅速出動

最大震度6強等の迅速出動に該当する地震災害が発生した場合は、災害発生時に応援の要請がなされたものとして、緊急消防援助隊の出動が行われるため、速やかに調整本部を立ち上げ受援体制を確立する。

第3節 消防応援活動調整本部

1 調整本部の設置等

知事は、緊急消防援助隊が応援等のため出動したときは、直ちに下表による消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、受援体制を確立する。

[県地域防災計画より]

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理部消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎4階
(調整本部の事務等) (1) 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 (3) 各種情報の集約・整理に関すること。 (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他必要な事項に関すること。				

2 運営員の指定

消防局長は、調整本部に運営員として消防局長が指定する者を派遣する。

第4節 進出拠点、被災地への到達ルート

1 進出拠点

- (1) 消防局長は、進出拠点の選定について、消防庁と県の調整が図られる中で県と協議を行う。
- (2) 進出拠点の決定は、知事を経由して消防局長に連絡される。
- (3) 消防局長は、(2)の連絡を受けたときは、直ちに進出拠点へ職員を配置し受け入れ準備を実施する。

2 被災地への到達ルート

- (1) 消防局長は、応援都道府県隊に対し被災地への到達ルートに関する情報を提供する。
- (2) 消防局長は、被災地の市町村長と調整して、必要に応じて現場に連絡要員を派遣し、誘導案内を行う。

第5節 指揮体制

1 指揮本部の設置

- (1) 指揮者（管理者から権限委任を受けた消防局長を含む。以下同じ。）は、受援を必要とする災害が発生したときは、直ちに指揮本部を設置する。
- (2) 指揮本部は東部消防局に設置し、指揮本部長は、指揮者とする。
- (3) 指揮本部は、次の事務を行う。
 - ア 災害情報の収集及び整理分析に関すること。
 - イ 活動方針の決定に関すること。
 - ウ 部隊配置及び任務の決定に関すること。
 - エ その他必要な事項に関すること。

2 指揮支援本部の設置

- (1) 指揮支援部隊長が設置する指揮支援本部は、指揮本部に隣接する場所に設置するものとし、本部長は指揮支援隊長があたる。
- (2) 指揮支援本部は、次の事務を行う。
 - ア 指揮者の指揮の下、配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
 - ウ 調整本部への連絡に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

第2章 電力・ガスの応急対策計画

第1節 電力施設

この計画は、鳥取市における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

1 非常災害対策本部の設置

非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、非常災害対策本部を設置し、必要な体制を整える。

※ 中国電力ネットワーク(株)及び中国電力(株)で定める非常災害対策規程に基づくマニュアルによる。

2 応急要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握するとともに、速やかに対応できる体制を構築する。

(1) 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

(2) 協力会社(請負者等)及び他営業所等へ応援を要請する場合の連絡体制を確立する。

3 情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、別に定めるマニュアル等により実施する。

また、情報の連絡、指示、報告のため、次の施設を利用する。

(1) 保安用通信設備

(2) 無線設備

4 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずる。

5 被害状況

全般的被害状況の把握の遅速は、復旧計画対策に大きく影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

6 災害時における復旧資材の確保

(1) 発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

(2) 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図る。

7 応急送電

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関等考慮し、優先順位を定め送電する。

8 災害時における広報活動

送電による人災・火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通じて広報する。

第2節 ガス施設

この計画は、災害時におけるガスの供給確保等及びガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

1 実施責任者

ガス事業者は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて、迅速な応急措置を実施し、ガス供給の確保を図る。

2 応急体制

- (1) ガス事業者は緊急出動体制（人員、車両、装備、資器材、連絡通報等）を更に充実するよう努めるとともに、供給停止のためのバルブの増設にも努める。
- (2) ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故の発生したことを知ったときは、直ちに相互に通報する。
- (3) ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。
- (4) ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置を取り、必要に応じ導管内の残留ガスの放散を行う。
- (5) ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出勤して応急の措置を講ずる。警察、消防においても迅速な出勤を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- (6) ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家に周知徹底を図る。
- (7) ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民の協力を要請する。
- (8) ガス事業者は、ガス漏えいに起因する二次災害に十分注意する。

3 応急対策上の注意点

- (1) ガスは、可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（火災、爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じ、空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いは特に注意しなければならない。
- (2) ガスの供給を停止して、再開する際は、ガス栓の締め忘れによる事故が予想されるので、需要家全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。

4 その他必要とする事項

ガス製造所内で火災が発生した時は、引火性危険物関係が貯蔵されているので、化学消防車の派遣を要請する。

第3節 LPガス施設

この計画は、地震災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

1 実施責任者

LPガス販売事業者は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ、迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。

2 耐震対策

- (1) LPガス販売事業者自ら防災に関する教育・訓練に努め、特にマニュアル等の周知徹底を図る。
- (2) 消費者に対し、災害時における二次災害防止に必要な啓発活動を行う。
- (3) LPガス販売事業者は、災害の防止及び軽減のため、消費先の容器置場、転倒防止装置及び供給設備等を定期的に点検する。
- (4) 可塑性のある配管材料の使用に努める。
- (5) 地震対策用安全機器の普及促進に努める。

3 復旧対策

- (1) LPガス販売事業者は、緊急出動体制の充実に努める。

- (2) L P ガス販売事業者、警察及び消防署は、L P ガスの事故を知ったときは、緊急出動態勢を整えるとともに、災害対策本部（(一社)鳥取県L P ガス協会）を設置し、災害を受けていない支部・地区に対して緊急応援を求める。
- (3) 緊急出動者及び緊急応援出動者は、漏えいガスの停止、危険個所からの容器の引上げ等、住民の保護並びにガス漏れに起因する二次災害の発生防止に十分注意する。
- (4) L P ガス消費先の安全点検と早期供給に努める。

4 臨時的供給

- (1) 病院、各災害対策本部からの要請に基づき、避難所での炊き出し用、暖房用等の緊急性のL P ガス供給体制の整備に努める。
- (2) 仮設住宅のL P ガス供給支援に努める。

5 その他の必要事項

L P ガス販売事業者若しくは充填所が被害を受けた場合は、被害の少ない充填所等に対して、支援のための代替供給の確保に努めるよう依頼する。

第 4 部 地震災害対策計画

第4部 地震災害対策計画

第1章 本計画の前提（想定災害）

この計画の基本的な前提となる災害の想定については、以下のとおりである。

第1節 地震の想定とその被害

この計画の想定地震は、県地域防災計画（震災対策編）の想定地震のうち、本市の被害が最も大きいとされる鹿野・吉岡断層による地震とする。

1 想定震源等

- (1) 震 源 鹿野・吉岡断層
- (2) 規 模 M7.4
- (3) 地震発生時刻 冬の深夜
- (4) 気象条件 天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m/秒

2 被害想定

県地域防災計画及び「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」（令和6年8月）による被害想定は、下表のとおりである。

3 震度分布

鳥取県地震防災調査研究報告書（平成30年12月）によると、鹿野・吉岡断層による地震の予測結果として、震源に近い鳥取市では、大半が震度5強から6弱となり、一部で6強から7もみられる。震度5強の範囲は鳥取市青谷町から福部町まで広がり、鳥取地域及び気高地域では、震度6弱を主体とした揺れとなるとされている。

4 液状化危険度分布

鳥取市の平野部ほとんどがP L値15以上の「液状化危険度が極めて高い」地域である。

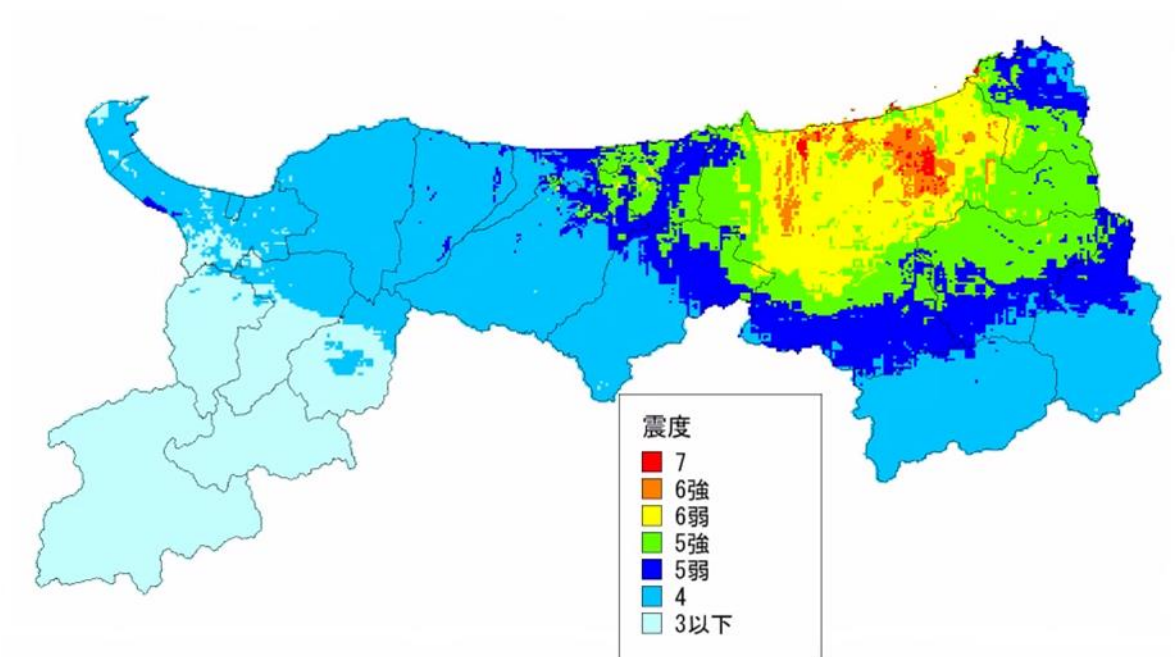
＜鹿野・吉岡断層による地震による被害想定総括表（鳥取市分と県全体の被害）＞
[県地域防災計画より]

想定項目			被害想定の内容	(参考 鳥取県全体)
人的被害 (人)	冬	死 者 数	約780	約790
	深夜	負傷者数	約3,400	約3,500
	夏昼	死 者 数	約320	約330
	12時	負傷者数	約1,900	約2,000
	冬夕	死 者 数	約620	約630
	18時	負傷者数	約2,500	約2,500
建物被害	全壊数（棟）		約9,200	約9,700
	半壊数（棟）		約18,000	約20,000
	一部損壊（棟）		約29,000	約34,000
火 災 冬(18時)	出火件数（件）		29	29
	焼失棟数（棟）		約7,200	約7,200
液 状 化			鳥取砂丘の一部（後背湿地、三角州低地、旧河道に接する自然堤防含む。）及び鳥取平野と袋川扇状地と各平野部との接合部等。	鳥取砂丘、北条砂丘、米子平野の一部（後背湿地、三角州低地、旧河道に接する自然堤防含む。）弓浜半島の砂洲。日野川・袋川扇状地と各平野との接合部等。
ライフライン			通信・交通・電気・ガス・水道等施設の機能被害が、液状化危険度の高い地域を中心に発生する。	通信・交通・電気・ガス・水道等施設の機能被害が発生する。

※ 人的被害については、建物被害と火災被害による計
建物被害は、揺れと液状化の計

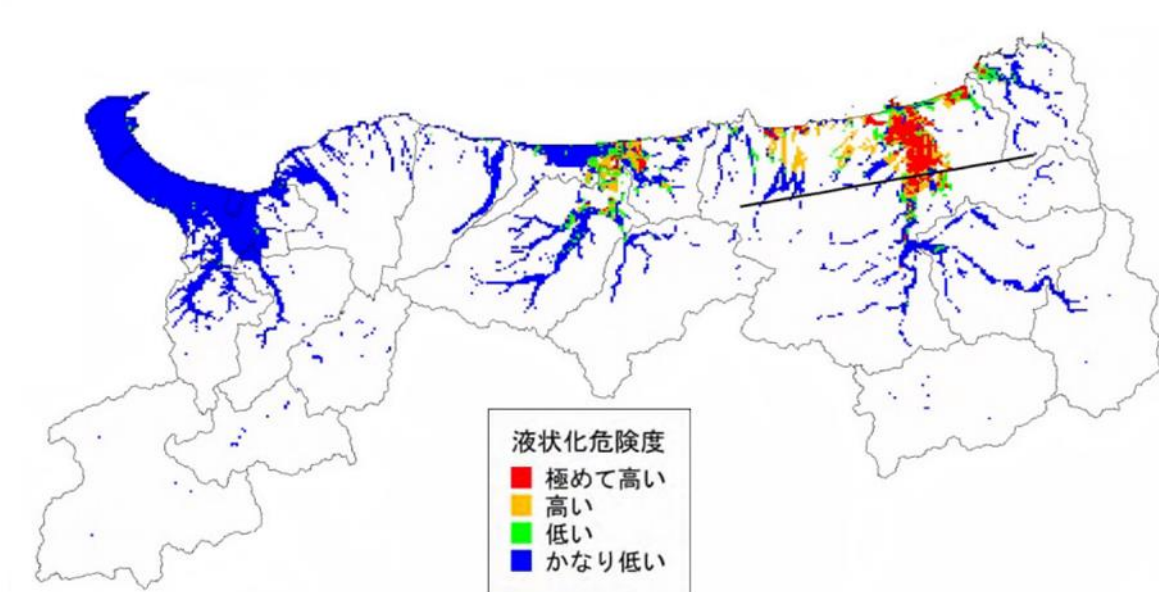
〈鹿野・吉岡断層による地震 震度分布〉

[県地域防災計画より]



〈鹿野・吉岡断層による地震 液状化危険度分布〉

[県地域防災計画より]



第2章 地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画

鳥取県では、地震により著しく大きな被害を受けると想定される地域において、地震防災上緊急に整備すべき施設について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「法」という。）に基づく鳥取県地震防災緊急事業5箇年計画（以下「5箇年計画」という。）を作成し、事業を推進してきた。（第1次：平成8～12年度、第2次：平成13～17年度、第3次：平成18～22年度、第4次：平成23～27年度、第5次：平成28～32年度、第6次：令和3～7年度。地震防災対策特別措置法第2条に定める計画の対象地域は、県土全域）

本市においても、5箇年計画との整合性を図りながら、災害に強いまちづくりに向けて、施設の整備に取り組むものとしており、市の計画対象事業は次のとおりである。

- 消防用施設の整備
- 消防活動用道路の整備
- 緊急輸送道路の整備
- 公立小中学校等（校舎、屋内運動場）の整備
- 公的建造物の整備
- 防災行政無線施設の整備
- 飲料水施設・電源施設等の整備
- 備蓄倉庫の整備

本市では、平成20年3月に「鳥取市耐震改修促進計画」を策定し、震災における被害から住民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、実施期間を平成20年度から平成27年度までとして、旧耐震基準で建築された既存建築物の計画的な耐震化を促進してきた。特に市有建築物については、平成20年8月に「鳥取市有建築物耐震診断計画」を策定し、耐震診断を実施してきたが、東日本大震災の教訓から、住民の安全安心を確保するためには、耐震診断を前倒しして実施し、耐震化対策を急ぐことが必要と判断し、平成23年9月にこの計画の見直しを行った。併せて「鳥取市有建築物耐震化推進計画」も策定し、災害発生時には避難所となる小中学校、保育園等の耐震化について優先度の高いものを前倒しで実施するなど、耐震性の高い施設整備を行った。さらには、平成28年3月に策定した「鳥取市耐震改修促進計画」及び「鳥取市公共施設再配置基本計画」に基づき、既存建築物の更新等について計画的に検討を進めることとしている。

第3章 南海トラフ地震の対応

第1節 目 的

近年発生が懸念される南海トラフ地震では、関東から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、本市においても、円滑な被災地域の応援を実施することを目的とする。

第2節 応援の実施

1 市内被害の状況把握等

市は、住民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、市内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施を最優先に取り組む。

2 他県への応援の実施

応援の実施に当たっては、災害対策基本法並びに災害協定を基本として、県及び関係機関等と調整し、円滑な応援に努める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 市民へ呼びかける防災対応の内容

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

《例》

- 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

《例》

- 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

2 企業等へ呼びかける防災対応の内容

- (1) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

《例》

- 安否確認手段の確認、什器の固定、落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の周生期場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第 5 部 津波災害対策計画

第5部 津波災害対策計画

この計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、情報伝達体制の確立、避難対策等により津波災害の被害を防止することを目的とする。

第1章 津波被害の想定

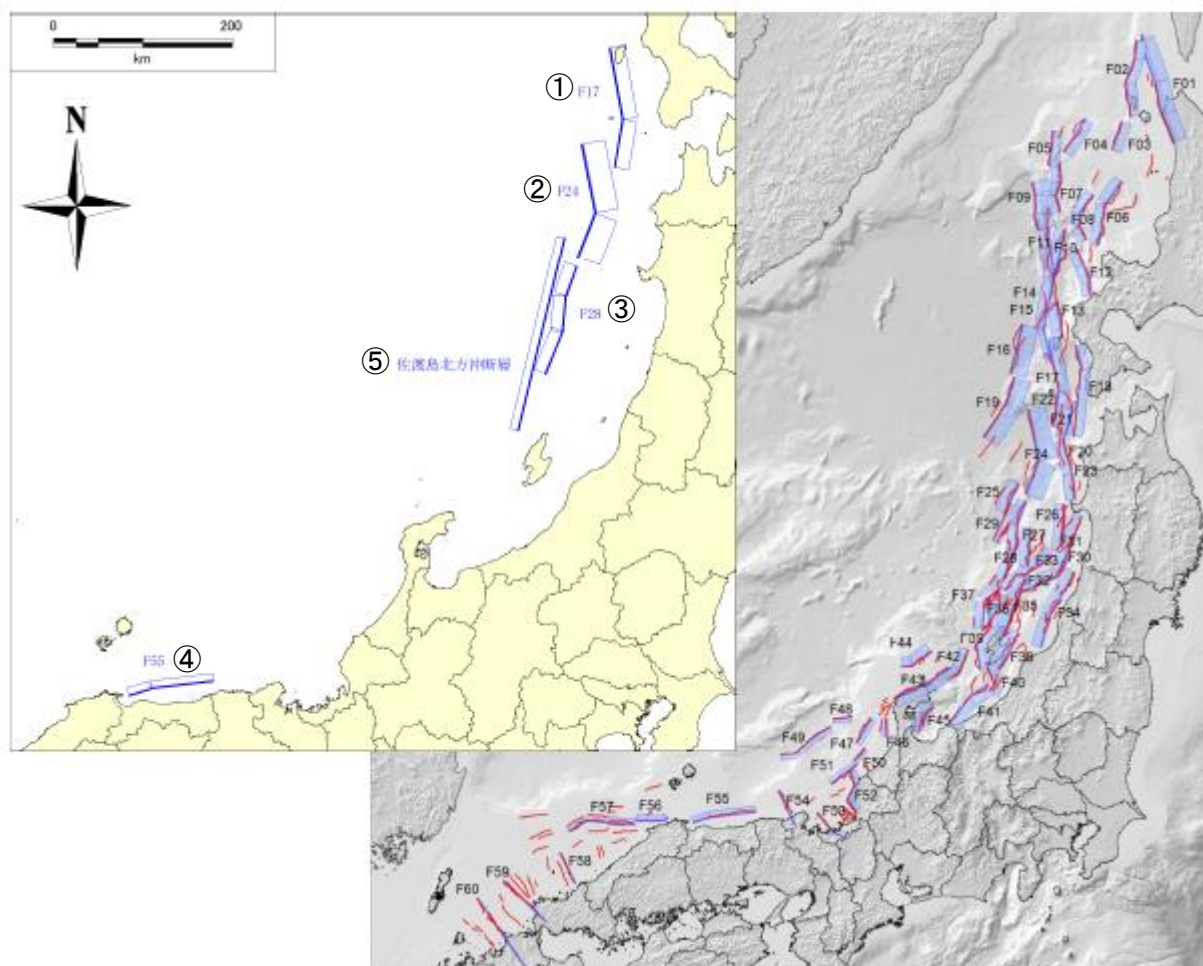
第1節 想定される津波の波源と高さ、到達時間

1 津波の波源

鳥取県は、平成23年度「鳥取県津波対策検討委員会」を設置し、津波被害想定を検証と新たな被害想定を検討、津波対策を検討を行い、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととしてきた。その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施し、平成30年3月にその結果を公表した。

〈波源断層位置図〉

〔県地域防災計画より〕



〈鳥取県津波浸水想定の対象断層〉

- ① F 1 7 (Mw7.78) / 国公表モデル
- ② F 2 4 (Mw7.86) / 国公表モデル
- ③ F 2 8 (Mw7.67) / 国公表モデル
- ④ F 5 5 (Mw7.48) / 国公表モデル
- ⑤ 佐渡島北方沖 (Mw8.16) / 県独自モデル

2 津波の高さ及び到達時間

本市における浸水面積及び最大津波高は、県独自モデルの佐渡島北方沖断層を波源とする津波の場合の数値が最も高いシミュレーション結果が示された。また、鳥取沖の津波断層モデル F 5 5 では、最大津波高が5.5mに対してその到達時間は4.9分(最大津波は15分)と5つの断層モデルの中で最も早く津波が到達する予想されている。

〈鳥取市の浸水面積、最大津波高等〉

[県地域防災計画より]

対象断層モデル	浸水面積 (h a)	津波の到達 時間 (分)	最大津波の到達 時間 (分)	最大津波高 (m)
① F 1 7 (国モデル)	5 6 . 0	1 0 4 . 5	1 3 9	2 . 0
② F 2 4 (国モデル)	7 5 . 1	9 8 . 0	1 1 6	3 . 2
③ F 2 8 (国モデル)	6 1 . 4	9 1 . 5	1 2 3	3 . 4
④ F 5 5 (国モデル)	1 0 2 . 3	4 . 9	1 5	5 . 5
⑤ 佐渡島北方沖 (県モデル)	1 6 9 . 8	8 1 . 0	1 3 2	5 . 8

※ 津波の到達時間 …………… 海面変動が30cmに到達するまでに要する時間

最大津波の到達時間 … 最大津波高が到達するまでに要する時間

第2節 津波による被害想定

1 津波浸水想定区域の設定

鳥取県地震防災調査研究委員会が、各対象断層モデルの浸水想定区域の最大の浸水深を示すメッシュごとに重ね合わせ、初期潮位を遡望平均満潮位とした最大の津波浸水想定区域を設定し、公表している。(実際に津波が発生する場合は、この想定より広い範囲での浸水や浸水深が深くなる場合があることに留意が必要である。)

2 津波による被害想定

鳥取県地震防災調査研究委員会の被害想定部会では、鳥取沖の断層モデル F 5 5 及び日本海東縁部の佐渡島北方沖断層による津波について被害想定を行っており、そのうち本市に係る被害の概要は次のとおりである。

(1) 人的被害

(単位：人)

対象断層モデル		滞留人口	死 者 数	負傷者数
① F 5 5 (国モデル)	大すべり右側	1 9 9 , 0 0 0	約 1 0	約 1 0
	大すべり左側	1 9 9 , 0 0 0	数人	数人
	大すべり中央	1 9 9 , 0 0 0	数人	数人
② 佐渡島北方沖 (県モデル)	佐渡島北方沖津波	1 9 9 , 0 0 0	数人	数人

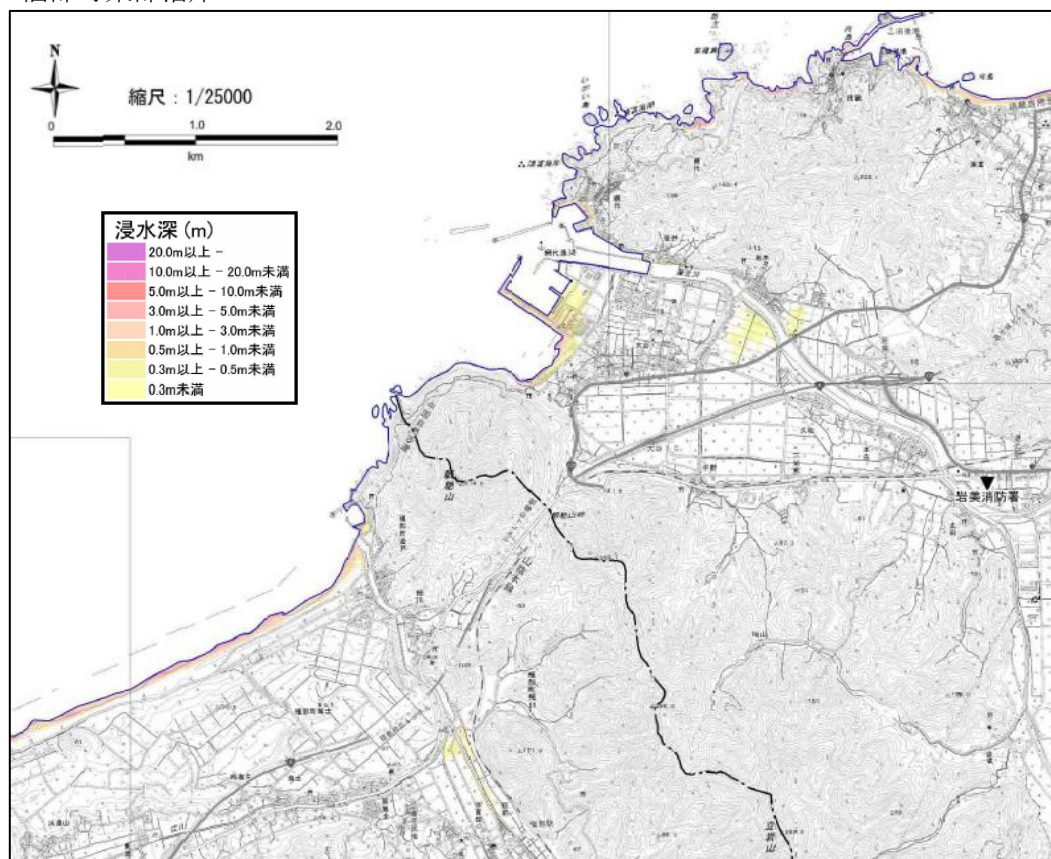
(2) 建物被害

(単位：棟)

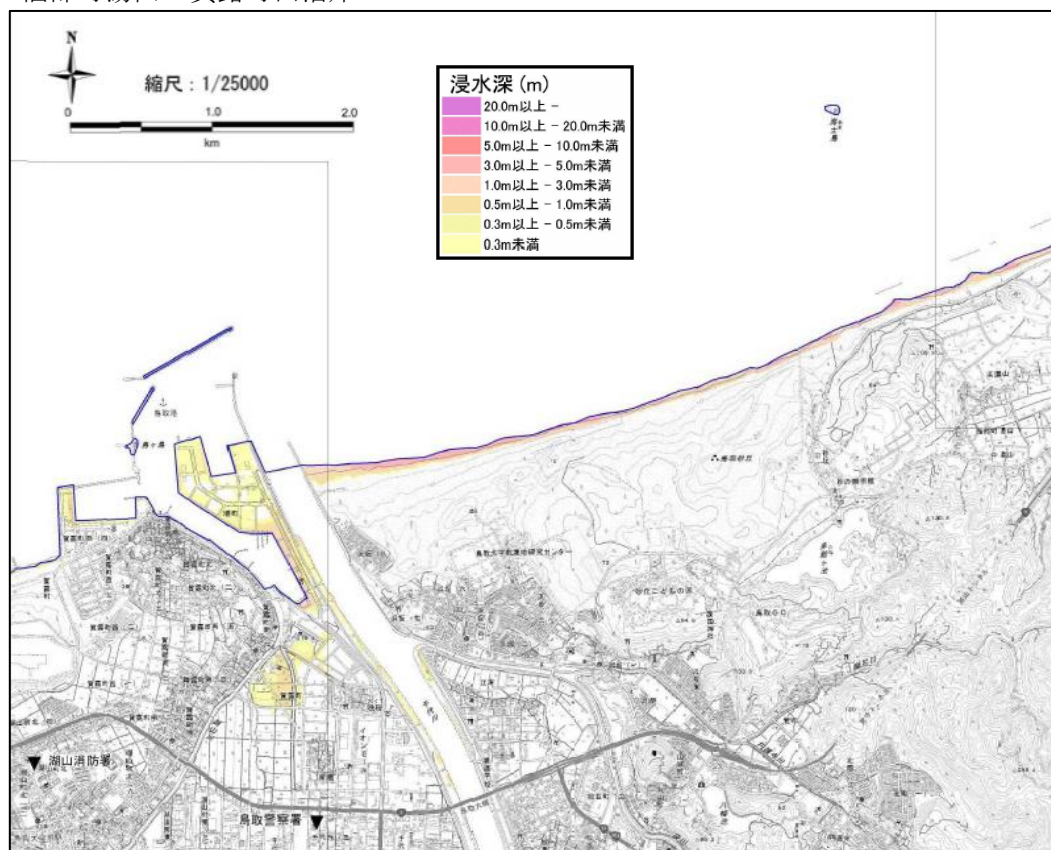
対象断層モデル		建物棟数	全壊	半壊
① F 5 5 (国モデル)	大すべり右側	9 5 , 6 0 0	約 1 0	約 4 0
	大すべり左側	9 5 , 6 0 0	数棟	約 2 0
	大すべり中央	9 5 , 6 0 0	数棟	約 3 0
② 佐渡島北方沖 (県モデル)	佐渡島北方沖津波	9 5 , 6 0 0	約 1 0	約 5 0

(3) 津波浸水想定区域図

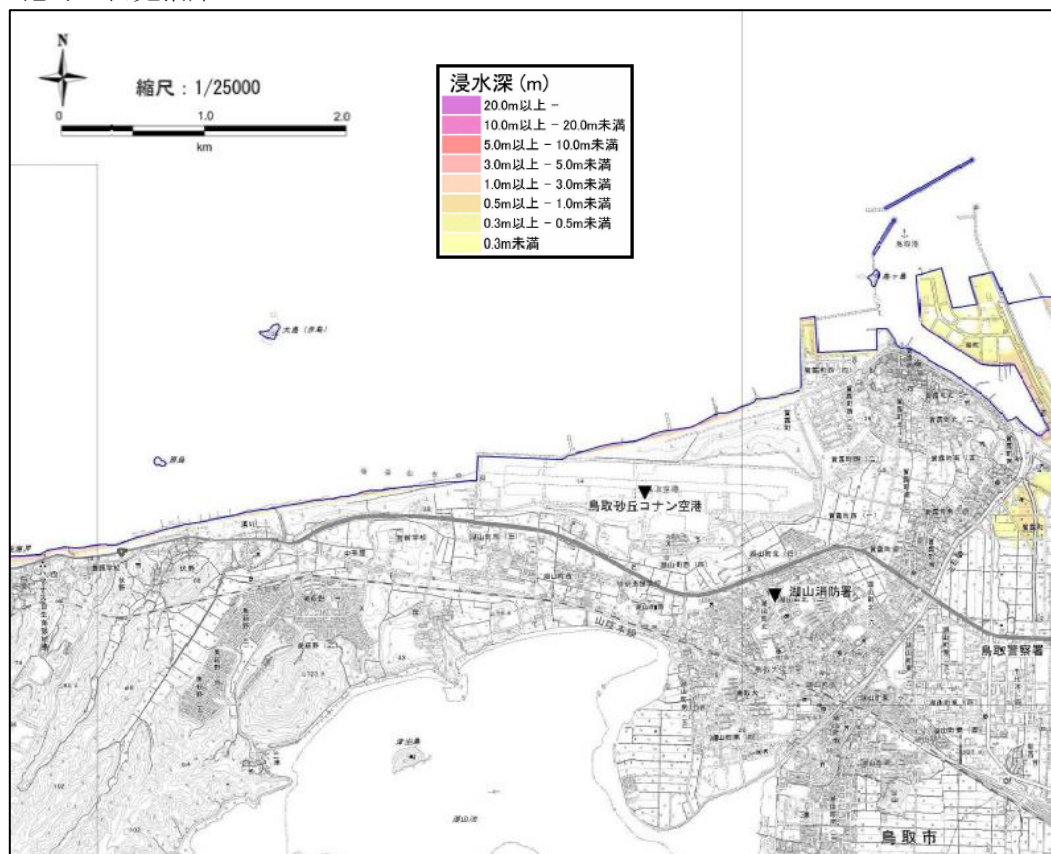
〈福部町東部沿岸〉



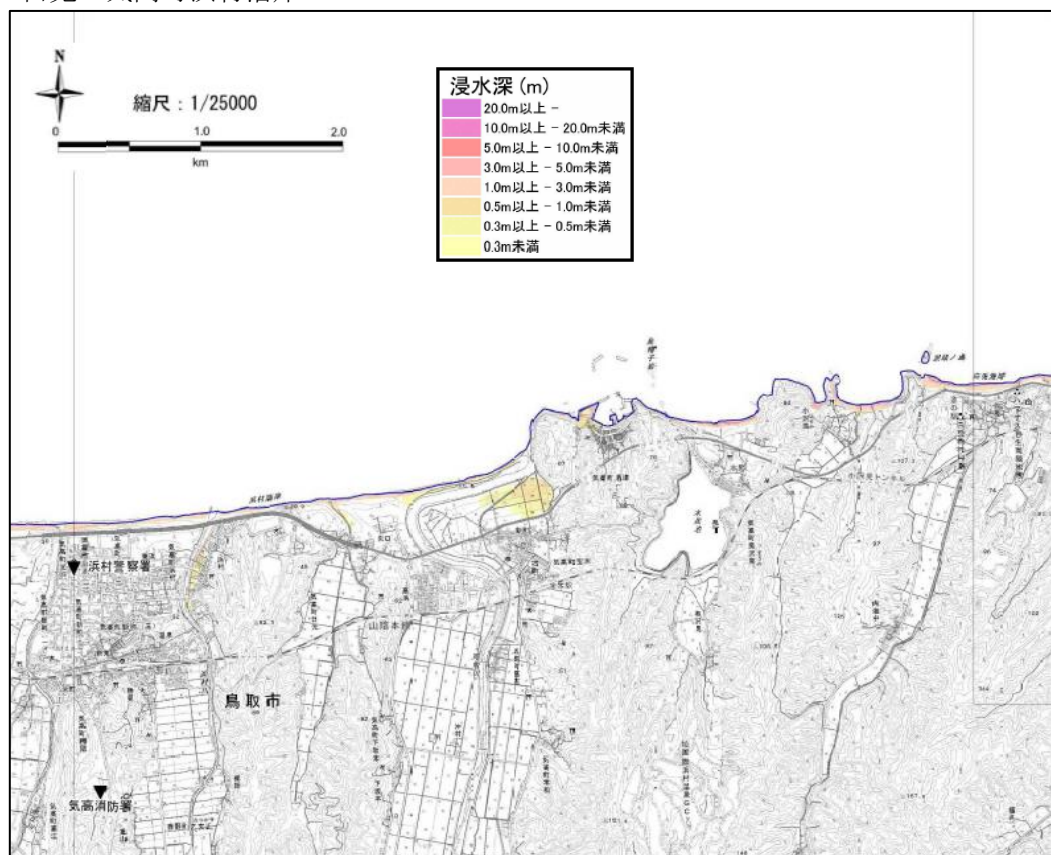
〈福部町湯山～賀露町西沿岸〉



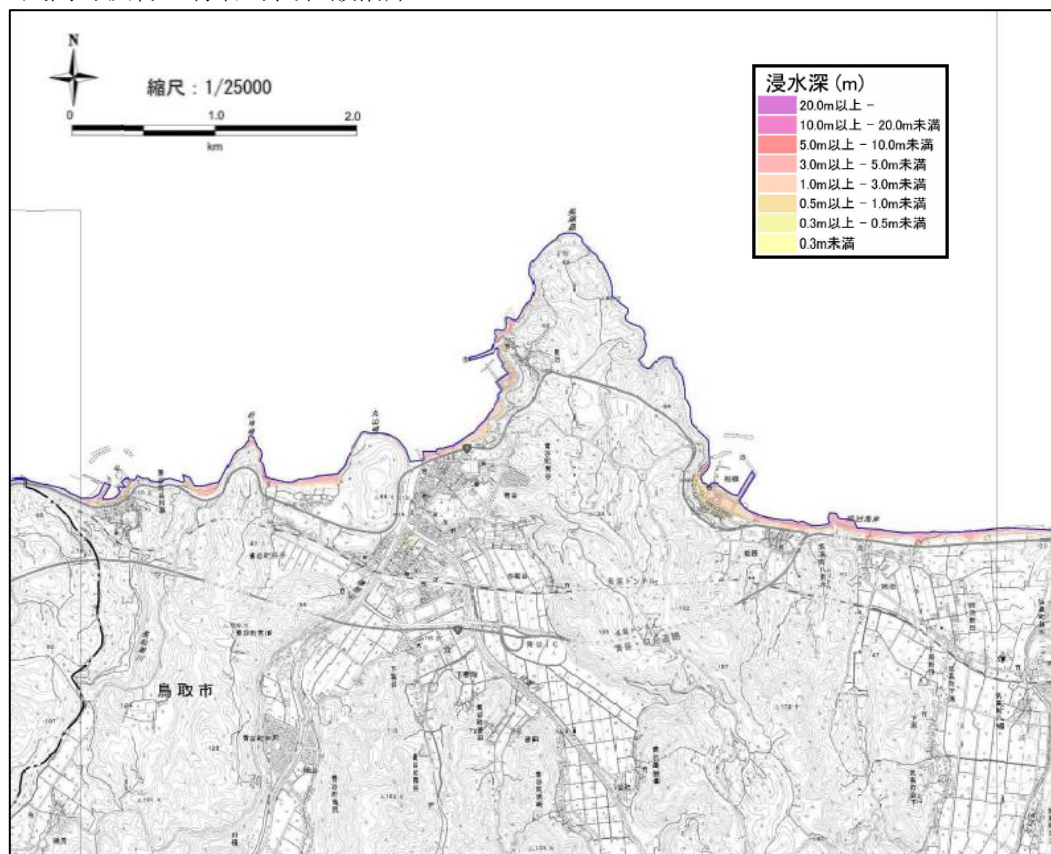
<港町～白兔沿岸>



<白兔～気高町浜村沿岸>



〈気高町浜村～青谷町長瀬沿岸〉



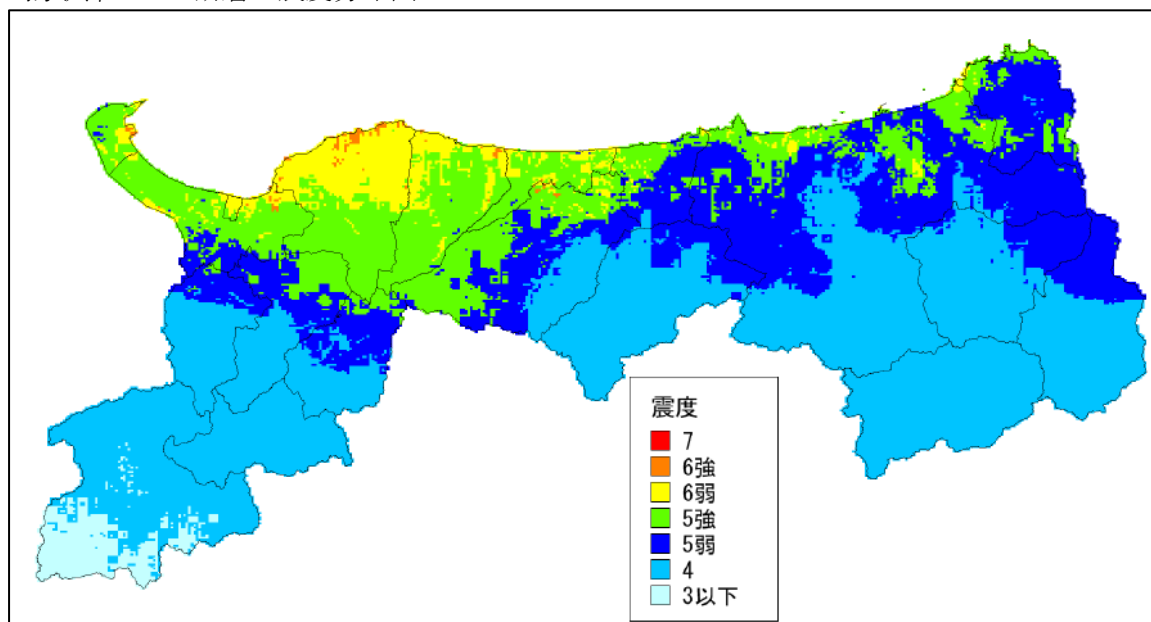
(4) 津波河川遡上区間計算結果

河川名	浸水箇所	津波高 (m)	河川遡上による影響 (L 1)	河川遡上による影響 (L 2)
塩見川	1k420～2k000	1. 8 3	河川からの浸水はない	越流 (遠地・近地)
袋 川	—	—	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
千代川	—	—	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
湖山川	0k270～0k900	2. 2 3	河川からの浸水はない	河川を遡上した津波が、湖山川に合流する大井出川、晩稲川から流入し、浸水する(遠地・近地)
河内川	0k100～0k400	1. 0 6	河川からの浸水はない	越流(右岸の樋門が破壊され浸水が拡大) (遠地・近地)
浜村川	0k200～0k800	2. 3 3	河川からの浸水はない	越流 (遠地・近地)
永江川	—	—	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日置川	—	—	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
勝部川	0k600	2. 7 0	河川からの浸水はない	越流 (遠地)

(5) 鳥取沖F 5 5断層の地震動の予測

鳥取県近傍で発生する津波波源の地震は、地震動による被害（建物倒壊、道路被害等）も検討する必要があるため、鳥取沖F 5 5断層の震度を日本海検討会(2014)の断層モデルを用いて詳細法で算出されている。本市は、近傍で発生する地震の場合は、津波の避難対策を行う上で、複数の避難経路を検討する等、地震動による被害も考慮する必要がある。

〈鳥取沖F 5 5断層の震度分布図〉



3 日本海における大規模地震に関する調査検討会報告

国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の最終報告（平成26年9月）によると、鳥取市における海岸での津波高は、次のとおりである。

	平均津波高（m）	最大津波高（m）	30 c mの津波到達時間の最小値（分）
平 地	1 . 6	2 . 8	9
全海岸線	1 . 7	3 . 8	—

（注）平地：海岸線から200m程度の範囲において標高が8m以下となっている箇所

第2章 津波災害予防計画（都市整備部、農林水産部、県土整備部等、鳥取地方気象台）

この計画は、津波による災害の未然防止を図るための必要な施設の整備、避難体制及び情報伝達体制の整備等による事前対策を示す。

第1節 海岸保全施設整備事業

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

第2節 港湾及び漁港の改修事業

港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤（防潮堤）、護岸等の整備を推進するとともに、船舶避難のため、又は入港停泊する船舶の安全を図るため、泊地の確保等にも努める。

第3節 津波の観測・予報体制の整備

気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。津波の高さは検潮装置等のある観測施設によって観測されるが、観測施設がない場所については、目視や建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。

気象庁の津波観測施設は境検潮所（境港市岬町）にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。

また、県は、河川・港湾の監視カメラ、水位計を活用し、津波発生時に施設等の状況把握を行い、インターネットを通じて住民等へ提供する。

第4節 津波情報伝達体制の整備

津波情報伝達体制について、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、サイレン、広報車等の整備、あんしんトリピーメール、緊急速報メール、職員参集システム等による住民及び職員への情報伝達に加えて、海岸線の防災行政無線施設を充実強化することによる海浜地への情報伝達の確保に努める。また、地震発生時に津波警戒活動等を実施する漁業協同組合、消防団、自主防災組織、自治会等との関係機関と連携を図りつつ、必要箇所に警戒要員を配置できるよう津波監視体制の整備に努める。

第5節 津波監視体制の整備

次のとおり津波監視体制の整備を図る。

1 津波監視場所

津波監視場所は、監視者の安全確保を十分に考慮のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置する。監視は、大津波警報・津波警報・津波注意報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。（日本海北部で地震が発生した場合、津波の到着には2時間程度かかるので注意が必要である。）

なお、国及び地方公共団体は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。

2 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者（漁協職員及び消防団員等）を津波監視担当者として選任する。

3 津波監視場所の情報伝達手段の確保

津波監視場所の情報伝達手段として、無線の整備を図る。

4 報道の聴取

- （１）市は、大津波警報・津波警報・津波注意報発表中及び震度４以上の地震発生後少なくとも１時間以上はNHK放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずる。
- （２）市は、住民がNHK放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知する。

第6節 津波避難体制の整備

津波発生時における迅速かつ円滑な避難体制を整備するため、次の事項について努める。

1 津波危険地域の把握

県が作成した津波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図（平成23年度鳥取県津波対策検討委員会調査。津波河川遡上予測図含む。）を参考に、津波で浸水する危険性の高い地域の建物、人口（昼間、夜間）等の把握を実施する。また、避難が困難な地域の把握も併せて実施する。

2 津波危険性の周知

市は、津波で浸水する危険性の高い地域の住民等に対して、津波の危険性を周知する。

- （１）強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難することなど、避難行動に関する知識。
- （２）津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなどの津波の特性に関する情報
- （３）津波は自然現象であり、津波浸水予測や地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- （４）３日分以上の食料、飲料水等の備蓄、避難路確保の観点からの家具等の転倒防止等家庭での予防・安全対策
- （５）大津波警報・津波警報・津波注意報発表時や避難指示発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- （６）災害時の家庭内の連絡体制の確保

3 避難指示の発令基準の設定及び周知

鳥取県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合に発令すべき避難指示の対象地域（集落）をあらかじめ定める。また、避難指示の対象地域の住民にこれらの基準と、地震の揺れを感じたときは海岸付近に近づかないこと又は地震の揺れを感じない津波地震や遠地地震でも津波が襲来すること及び安全な場所（高台、高層の堅牢な建物等）に早急に避難が必要な旨を徹底して周知する。

4 情報伝達体制の整備

津波警報等の伝達手段として、防災行政無線（J－A L E R Tによる自動放送）、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、サイレン、広報車、あんしんトリピーメール、緊急速報メール、FM鳥取の緊急割込放送等多様な手段を確保する。また、海岸や港湾の施設管理者等に対し、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。また、観光客や海水浴客等への情報伝達のため、観光協会やライフセーバー等との情報共有体制の確立、視覚的な情報伝達手段等の整備に努める。

5 津波避難場所、津波避難経路の確保

津波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図を参考に、津波の避難場所及び避難経路を住民との協働により確保する。その際、できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所を選定する。なお、地域に不案内な観光客等が迅速に避難できるよう避難誘導標識等の設置のほか、沿岸部及び河川の津波遡上区域等の避難案内板等への海拔（標高）表示に努める。

6 津波避難ビルの指定等

津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的避難施設として、既存の堅牢な中・高層建物を津波避難ビル等として指定し、住民等に周知する。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」（国交省）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、耐浪性を有する適切な構造物等を選定する。

7 津波ハザードマップの作成

津波浸水予測区域や、情報伝達手段、避難施設等を記載した「津波ハザードマップ」を作成し、住民に周知することにより、津波に対する避難体制の強化を図る。

8 要配慮者の避難に対する配慮

避難場所及び避難経路を決定する際には、要配慮者の避難方法・移動方法について配慮するとともに、要配慮者への情報伝達手段の確保に努める。

9 避難誘導に係る行動ルール化

消防団員、警察官、市職員など防災対応や津波避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

第7節 津波に関する知識の普及啓発・津波訓練の実施等

県及び市は、次のとおり津波に関する知識の普及啓発等を行う。

1 津波防災知識の普及啓発

津波避難は、個人の迅速な行動が重要であることから、津波の危険性や津波警報等、避難指示等の伝達方法、避難行動等に関するパンフレット、津波ハザードマップ等を作成するほか、海浜地への立看板の設置、防災講習会及び市公式ウェブサイトの活用等により、沿岸住民や海浜利用者等への知識の普及に努める。

2 津波避難訓練の実施

津波による被害を防止するため、迅速かつ確実な情報により避難行動が行えるよう、自主防災組織等の関係機関の参加の下、津波の到達時間等を踏まえた具体的な津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を実施する。

3 津波に関する防災教育

学校等においては、地域の特徴や東日本大震災の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸部以外の学校においても津波に関する防災教育に配慮する。

4 住民の役割

住民は、日頃から津波ハザードマップ等により、津波に関する地域の危険性を認識し、避難所等及び複数の安全な避難経路等を把握するとともに、津波避難訓練に積極的に参加する。

第3章 津波災害応急対策計画

第1節 津波警戒本部体制

第3部・第1章・第4節「職員の配備体制」参照。

第2節 津波警報・注意報、津波予報等の情報収集伝達計画

第3部・第2章「通信情報計画」参照。

第 6 部 風水害対策計画

第6部 風水害対策計画

第1章 水防計画（都市整備部、消防団）

第1節 目的

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、これによる災害を軽減するとともに、人命保護を目的として、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定により指定管理団体の水防管理者として「鳥取市水防計画」を定めたものである。その概要は次のとおりである。

1 水防体制及び責任

- (1) 水防体制 第3部第1章「鳥取市災害対策本部」参照
- (2) 責 任

本部長	水防法第3条の規定により、管内の水防を十分に果たせるよう、常時関係各機関と連絡を取り、態勢を整えていなければならない。
居住者等	水防法第24条の規定により、水防管理者、消防機関の長より水防活動の従事を命ぜられた場合は、進んでこれに協力しなければならない。

2 水防組織及び任務

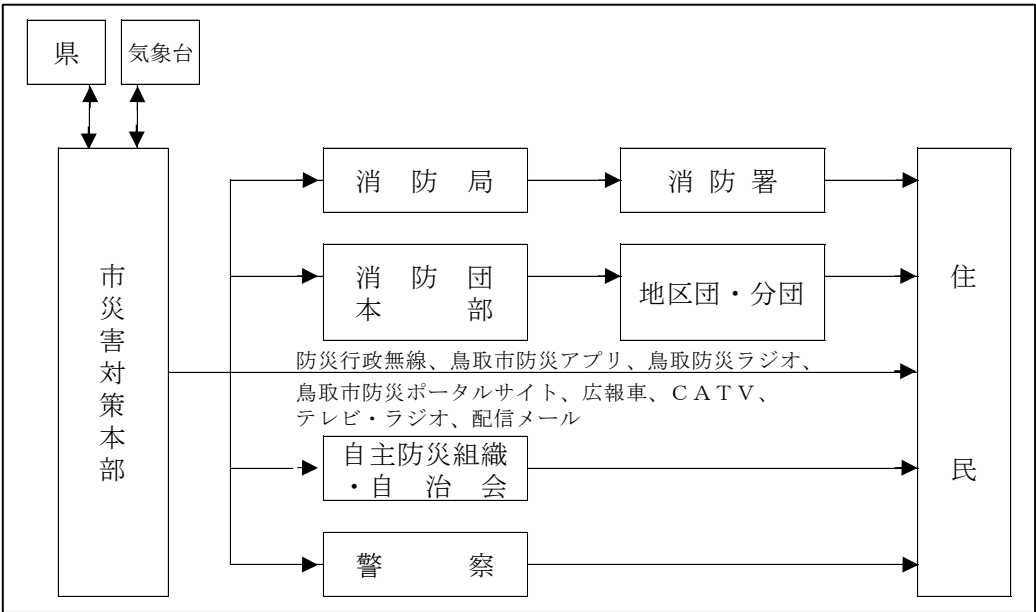
水防組織及び任務は、鳥取市水防計画に示す。

3 水防警報及び連絡

市災害対策本部は、水防法第17条の規定により、洪水警報及び水防警報を受けたとき、又は水防機関からの報告により必要と認めたときは、これを防災行政無線、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、電話連絡、広報車等による巡回、CATV、テレビ、ラジオ等放送事業者への依頼等により住民に伝達するとともに、水防計画に定めるところにより、消防団に出動の準備をさせ、又は出動させるとともに、東部広域行政管理組合に対し、消防局に出動の準備又は出動させることを要請しなければならない。

その他、この節に定めないものは、鳥取市水防計画で定める。

- (1) 市災害対策本部設置前については、第3部・第2章「通信情報計画」により伝達する。
- (2) 市災害対策本部設置後については、次の系統により伝達する。（大津波警報・津波警報・津波注意報含む。）



第2章 水防に関する情報

水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、国土交通省河川（国道）事務所、鳥取地方気象台、県等関係機関が河川等に関する情報を発表しており、その概要は次のとおりである。

第1節 洪水に関する情報

1 水防警報

（１）水防法第16条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

（２）水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができる。

＜水防警報の段階（洪水）＞

段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2	準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4	指 示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

＜水防警報の段階（津波）＞

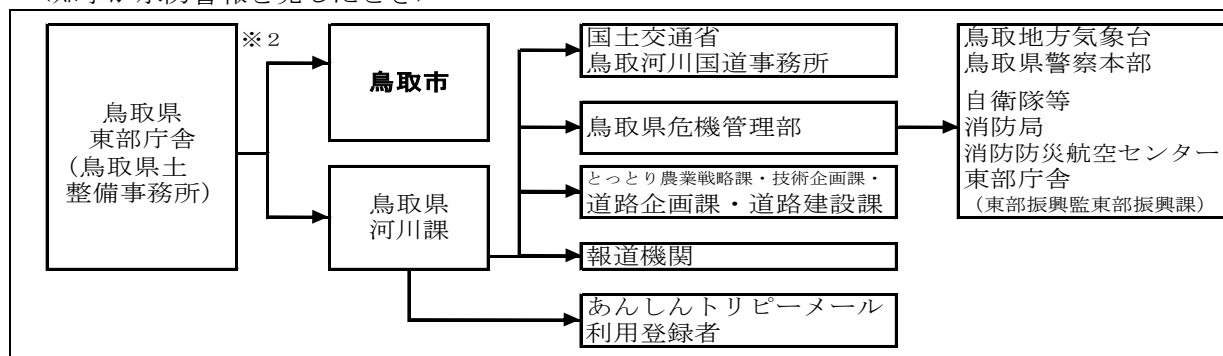
段階の別		水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待 機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
2	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
3	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき。または、応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防警報の通知

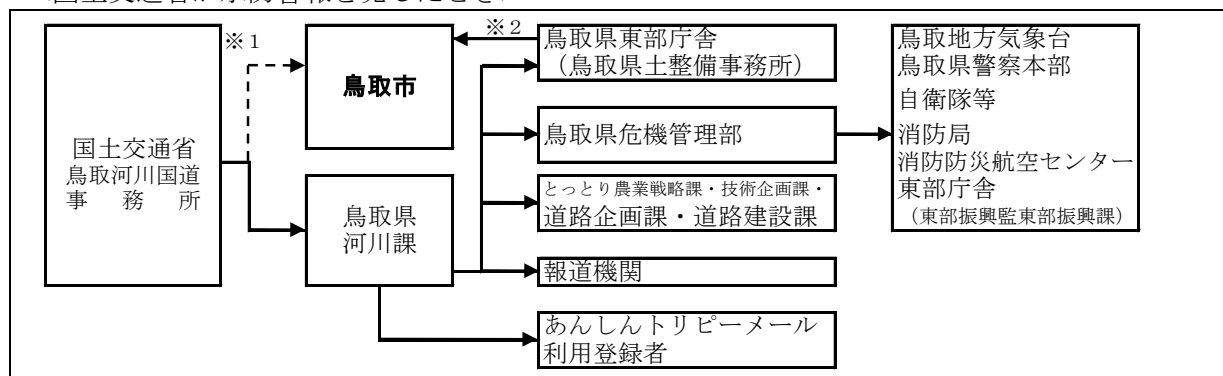
ア 国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に関係団体へ情報伝達する。

イ また、県は当該水防警報をホームページでも公表し、関係団体や住民への周知を図る。

〈知事が水防警報を発したとき〉



〈国土交通省が水防警報を発したとき〉



※1 国土交通省鳥取河川国道事務所から鳥取市（市町村）への伝達は、運用上の取扱いである。

※2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

2 水位周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を、水位周知河川として指定する。

(1) 避難判断水位到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速にかつ的確に情報伝達を行う。

イ また、県は当該避難判断水位到達情報をホームページでも公表し、関係団体や住民への周知を図る。

(ア) 知事が避難判断水位到達情報を発したとき

水防警報の通報系統に同じ。

(イ) 国土交通省が避難判断水位到達情報を発したとき

水防警報の通報系統に同じ。

(2) 市における避難対策の実施

避難判断水位は、市長が避難指示等を発令する際の目安となる水位であることから、避難判断水位到達情報の通知を受けた市は、避難指示等の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、原則避難措置を行う。

3 洪水予報

- (1) 水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

＜洪水予報のレベル＞

[令和6年4月1日現在]

危険レベル	予報の種類	標 題	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	洪水警報	氾濫発生情報	＜氾濫発生＞	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4		氾濫危険情報	氾濫危険水位	・緊急安全確保の発令の目安
レベル3		氾濫警戒情報	避難判断水位	・避難指示の発令の目安 ・住民の早期避難行動
レベル2	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位	・避難準備・高齢者等避難開始発令の目安 ・水防団出動
レベル1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

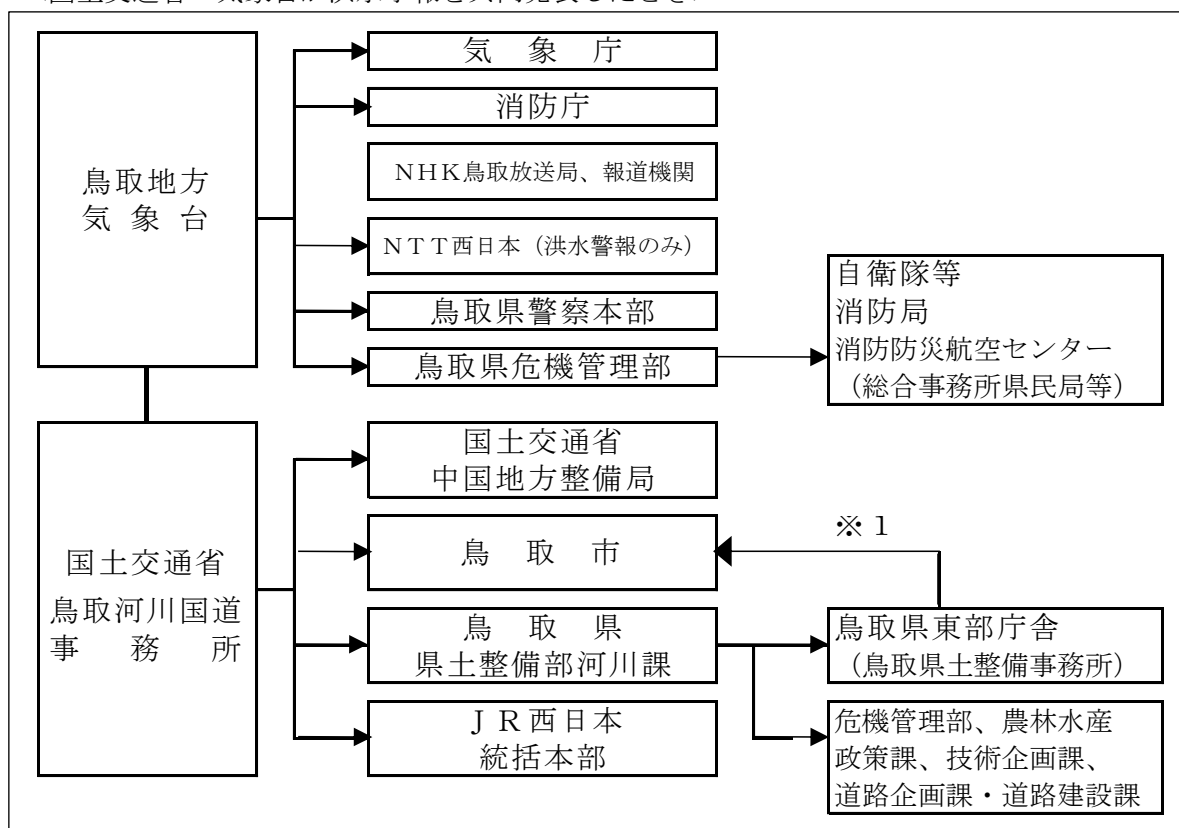
＜洪水予報の水位＞

[令和6年年4月1日現在]



(2) 洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達する。

＜国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき＞



※1 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

(3) 県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図る。

4 洪水予報河川等の指定

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定しており、本市を流れる河川の指定状況は、下表のとおり。

＜水防警報河川・水位周知河川・洪水予報河川の指定状況＞

河川の種類等 発表		水系名	河川名	水防法に定める河川		
				水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川	●		●
			新袋川	●		●
			八束川	●	●	
			袋川（岡益～新袋川分岐点）	●		●
			袋川（鳥取市相生町～千代川合流点）	●	●	
鳥取県	東部総合事務所 県土整備局	千代川	野坂川	●	●	
			大路川	●	●	
		蒲生川	蒲生川	●	●	
			小田川	●	●	
		塩見川	塩見川	●	●	
		河内川	河内川	●	●	
		勝部川	勝部川	●	●	
			日置川	●	●	

第2節 津波に関する情報

1 水防警報

(1) 津波注意報が発表された場合

国土交通省は、津波の到達により水位が潮位観測所の基準水位（はん濫注意水位）を超えると予想される場合には、水防警報の発表を行う。（高潮に準じた水防警報）

(2) 津波警報（大津波警報を除く。）が発表された場合

国土交通省は、気象庁から津波警報が発表された場合には、直ちに水防警報（待機）を発表することを基本とする。水防警報（出動）を発表する場合には、明らかに安全に水防活動ができることを確認する必要がある、判断に多少なり時間がかかると考えられるため、水防警報（待機）を直ちに発表することとされている。この場合、水防警報（待機）とは、水防団員自身の安全を確保できる場所での待機を意味するもので、水防団自身が避難を優先させる場合も想定されている。

なお、津波の到達に時間的余裕があり、津波到達までに明らかに水防活動ができると判断できる場合には、水防警報（出動）を発表されることがある。

また、水防警報（待機）を発表後、気象庁から出される津波情報（津波の高さ、到達時間）や現地の状況により、水防警報（解除又は出動）の切り替えが行われる。

(3) 大津波警報が発表された場合

水防警報（待機）が発表された場合は、水防団員も避難することを第1行動とするが、避難する途中で住民への避難を呼びかけることもあり得ることから、水防警報（待機）を迅速に発表することとされている。

水防警報（出動）の発表は、津波襲来後に気象庁から津波警報が解除されるなど安全に活動ができる状態で、かつ津波襲来後の被害状況の把握や応急復旧など水防活動が必要と認められるときに行われる。

第3章 水防等活動対策（都市整備部、農林水産部、消防団）

住民の生活、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、迅速に水防活動を展開する。なお、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、ライフジャケットの着用等活動者自身の安全確保に留意して活動を実施する。

1 確保すべき体制

- （１）水防上必要な巡視
- （２）ため池・水門・ひ門等に対する操作の体制
- （３）危険箇所に対する応急工作の体制
- （４）水防上必要な資機材の調達

2 水防等の活動

- （１）河川・海岸・急傾斜地等の調査

本庁及び各総合支所は、日頃から所管の区域内的の河川・海岸・急傾斜地の指定区域、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査するとともに、調査結果を速やかに各河川管理者等へ連絡し、併せてその旨を市本部へ報告する。特に降雨時及び積雪時における急傾斜地崩壊危険箇所の調査は慎重に行う。

- （２）ため池・水門・ひ門等の操作

ア 水門・ひ門等の管理者（操作員を含む。）は、降雨など水位の変動及び状況に応じて、ひ門等の適正な開閉を行う。

イ ため池・水門・ひ門等の管理者は、地震が発生し、津波の恐れがある場合は、水位の変動等に注意し、状況に応じて直ちに水門等の適正な開閉ができるよう準備を行う。

ウ 関係対策部は、必要に応じ、浸水リスクが高い地域等に対してひ門の操作に関する情報を伝達し、その際、ひ門の操作の意味合いや避難に関する情報など、地域住民の安全確保に必要な情報を付加する。

- （３）応急工作の実施

市本部より応急工作出動の指令を受けた水防要員は、地震により堤防が被害を受け、危険と思われる場合は、応急工作を講じ、その旨を河川管理者に報告する。

- （４）避難対策

避難対策は、第3部・第7章避難計画に定めるところによる。

- （５）救出対策

救出対策は、第3部・第10章・第2節救出及び救助に定めるところによる。

第 7 部 原子力災害対策計画

第7部 原子力災害対策計画

この計画は、人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所において異常等が発生した場合、正確な情報伝達による住民の不安解消や風評被害等を未然に防止することを目的とする。

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所において異常等が発生した場合、正確な情報伝達による住民の不安解消や風評被害等を未然に防止することを目的とする。

第2節 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とする。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

県地域防災計画における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりである。

原子力施設	市町村	地 域
人形峠 環境技術センター	三朝町	竹田地区において人形峠環境技術センターから概ね500mで三朝町地域防災計画に定める区域
島根原子力発電所	境港市	境港市全域
	米子市	島根原子力発電所から概ね30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域

＜緊急時防護措置を準備する区域（人形峠環境技術センター）＞

（県地域防災計画より）



＜緊急時防護措置を準備する区域（島根原子力発電所）＞

（県地域防災計画より）



第2章 緊急事態応急対策等

第1節 鳥取市の事務又は業務の大綱

県地域防災計画における、原子力防災に関し、鳥取市が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

- (1) 関係周辺市町（米子市、境港市及び三朝町）への支援
- (2) 広域避難所の指定
- (3) 広域避難所の開設、管理運営
- (4) 境港市役所移転に伴う業務継続の支援
- (5) 避難手段（市町村バス等）の提供協力
- (6) 避難誘導等に対する職員の動員
- (7) 緊急時モニタリングの支援
- (8) 県の原子力災害医療活動に対する協力
- (9) 必要に応じて防護措置の実施

第2節 防護措置の準備及び実施

原子力災害対策指針に定める、予防的防護措置を準備する区域（UPZ）外の防護措置の準備及び実施については次のとおりである。

1 原子力施設の状態に応じた防護措置

緊急事態区分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	○要員参集 ○情報収集・連絡体制の構築	—	○緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ○要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
施設敷地緊急事態	○要員参集 ○情報収集・連絡体制の構築	○住民等への情報伝達 ○今後の情報について住民等への注意喚起	○緊急時モニタリングの準備	【避難】 ○要援護者等の避難受入れ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
全面緊急事態	○要員参集 ○情報収集・連絡体制の構築	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施	【避難】 ○避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ○避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力

(注)防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

O I L	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1	—	—	—	【避難】 ○避難の受入れ
食物に係るスクリーニング基準	—	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ○個別品目の放射性物質の濃度測定
O I L 4	—	○住民等への情報伝達	○スクリーニングの実施	【体表面除染】 ○体表面除染の実施
O I L 2	—	○住民等への情報伝達	○緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ○一時移転の受入れ
O I L 6	—	○住民等への情報伝達	○個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ○飲食物摂取制限の実施

(注) O I L : 防護措置を実施を判断する基準である介入レベル

第3節 緊急事態応急体制

1 配備体制の基準

人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所で異常等が発生した場合の配備体制の基準は、次のとおりとする。

種 別		配備の基準（時期）		活 動
		人形峠環境技術センター	島根原子力発電所	
警戒本部体制	注意配備	1 人形峠環境技術センター又は県から特定事象発生のお知らせがあったとき 2 人形峠環境技術センター又は県から警戒事象発生のお知らせがあった場合等で、危機管理部長が必要と認めたとき	1 県等から特定事象発生のお知らせを入手確認した場合等で、危機管理部長が必要と認めたとき 2 県等から警戒事象発生のお知らせを入手確認した場合等で、危機管理部長が必要と認めたとき	1 情報収集・伝達 2 警戒配備への移行準備
	警戒配備	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 異常等により、本市に影響が及ぶおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、本市に影響が及ぶおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき	1 情報収集・伝達 2 関係各部・課による協議及び応急対策の実施 3 災害対策本部体制への移行準備
災害対策本部体制	第1配備	内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、本市に多大な影響が及ぶおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき		1 情報収集・伝達 2 各対策部・班による応急対策の実施

2 警戒本部等の設置

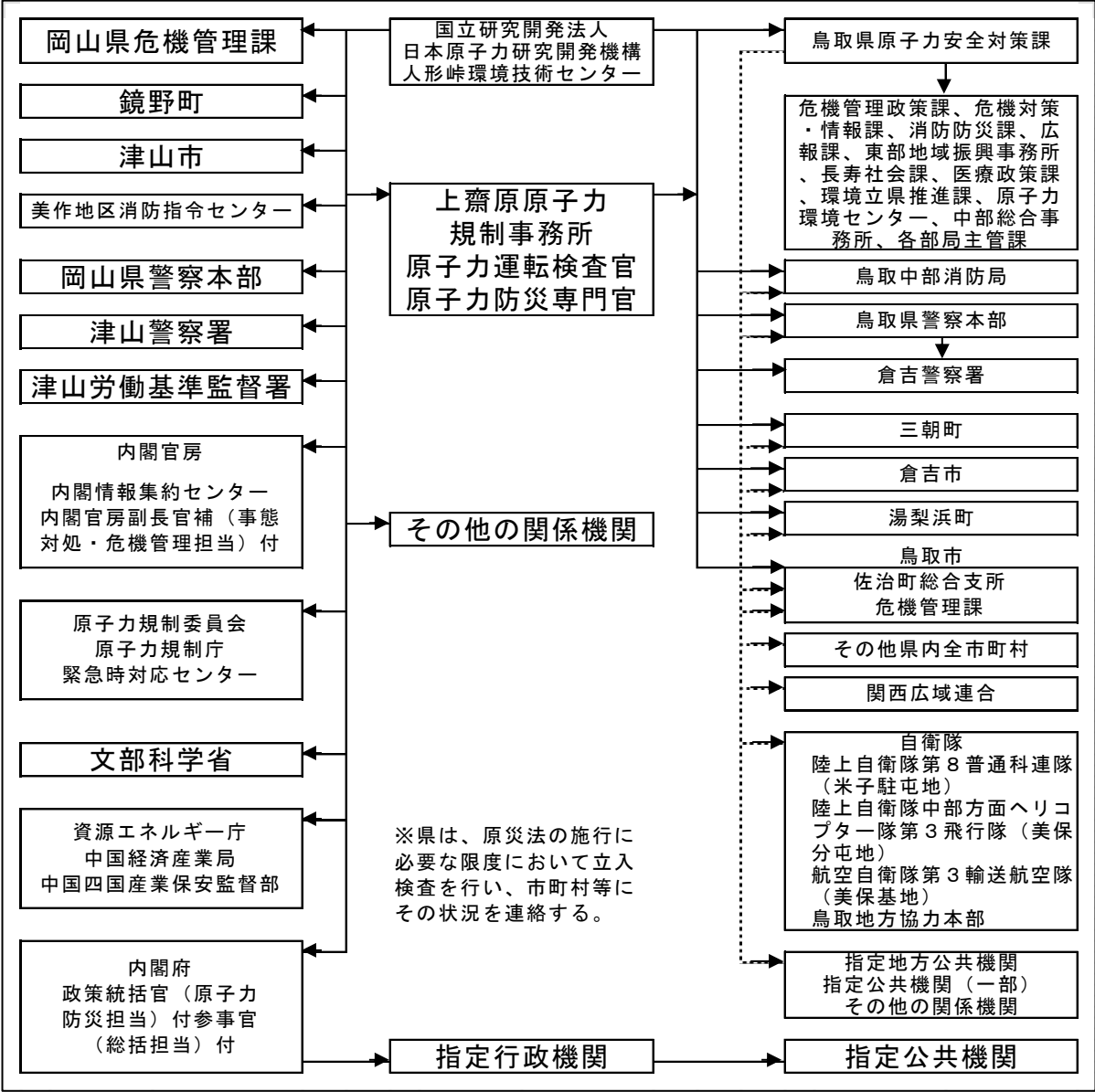
- (1) 市は、特定事象発生のお知らせを受けた場合等は、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図るため、上記の基準により、警戒本部又は災害対策本部を設置する。
- (2) 市は、特定事象発生のお知らせを受けた場合等は、関係機関と連携を図り、異常等の状況の把握に努める。
- (3) 市は、住民への情報伝達等必要な応急対策を実施するものとする。

第4節 特定事象発生通報等の緊急連絡体制

県地域防災計画に定める連絡系統図は次のとおりである。

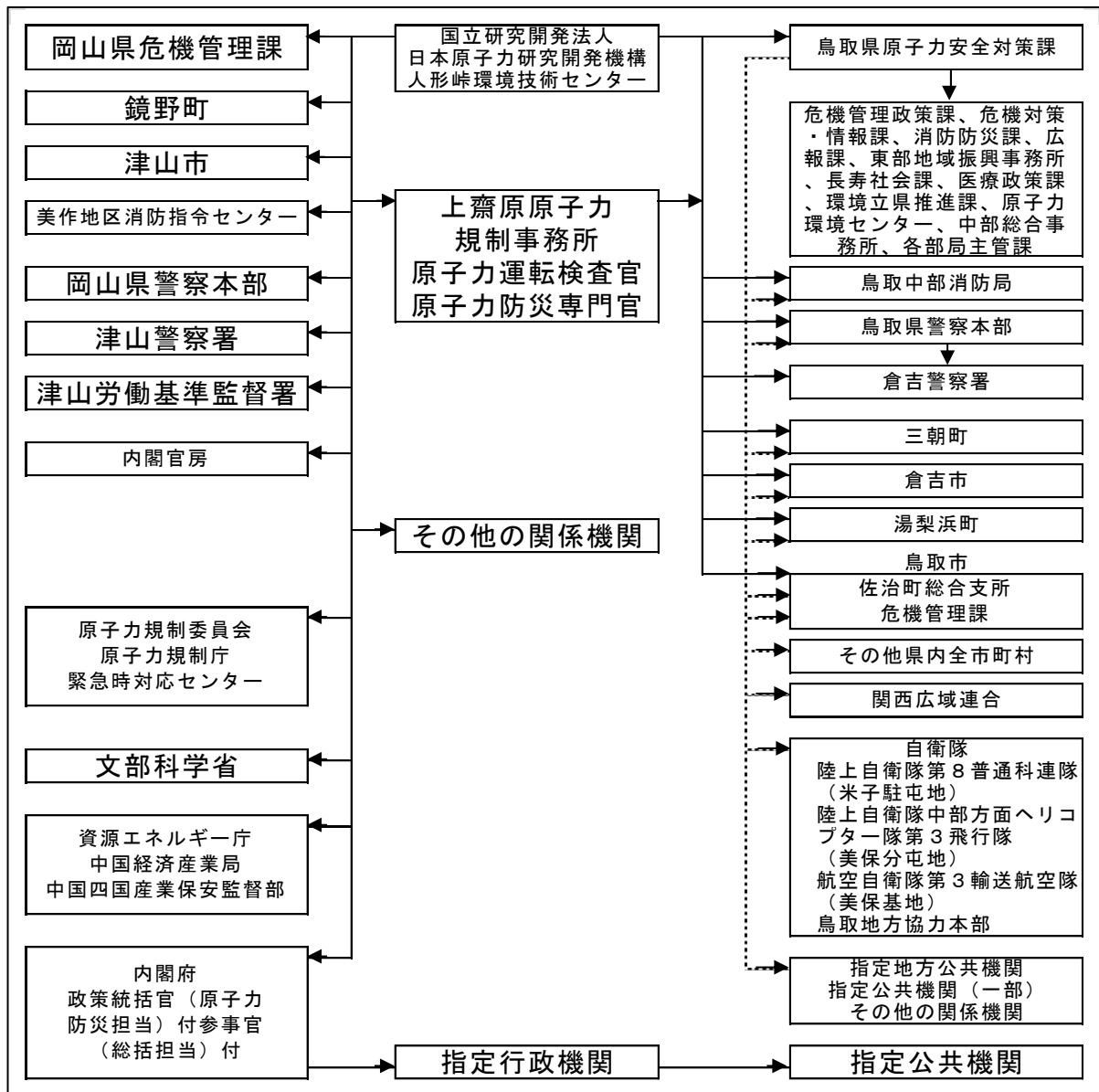
1 人形峠環境技術センターに係る緊急連絡体制

(1) 施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図 [県地域防災計画より]



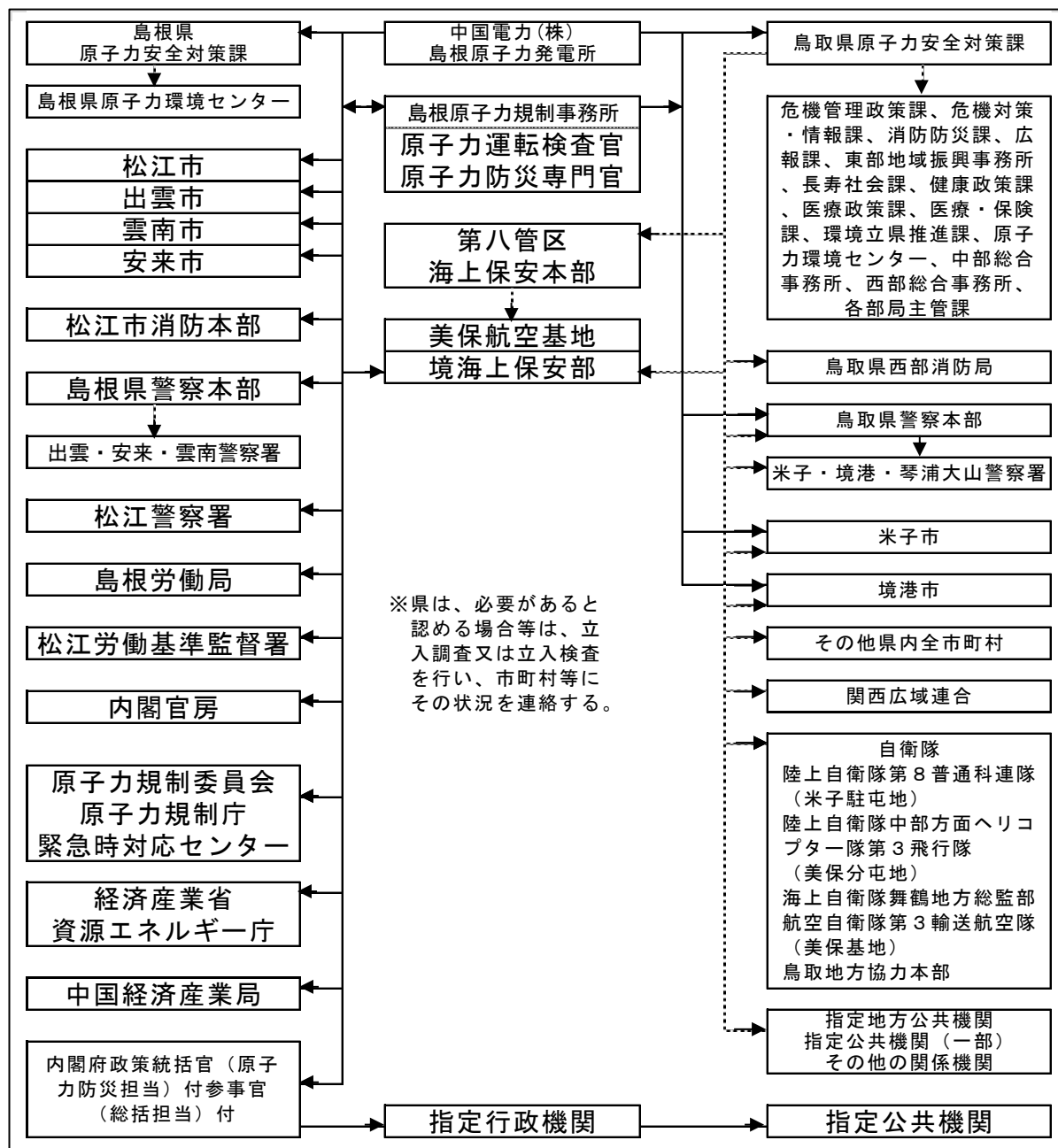
(2) 全面緊急事態時の連絡系統図

[県地域防災計画より]

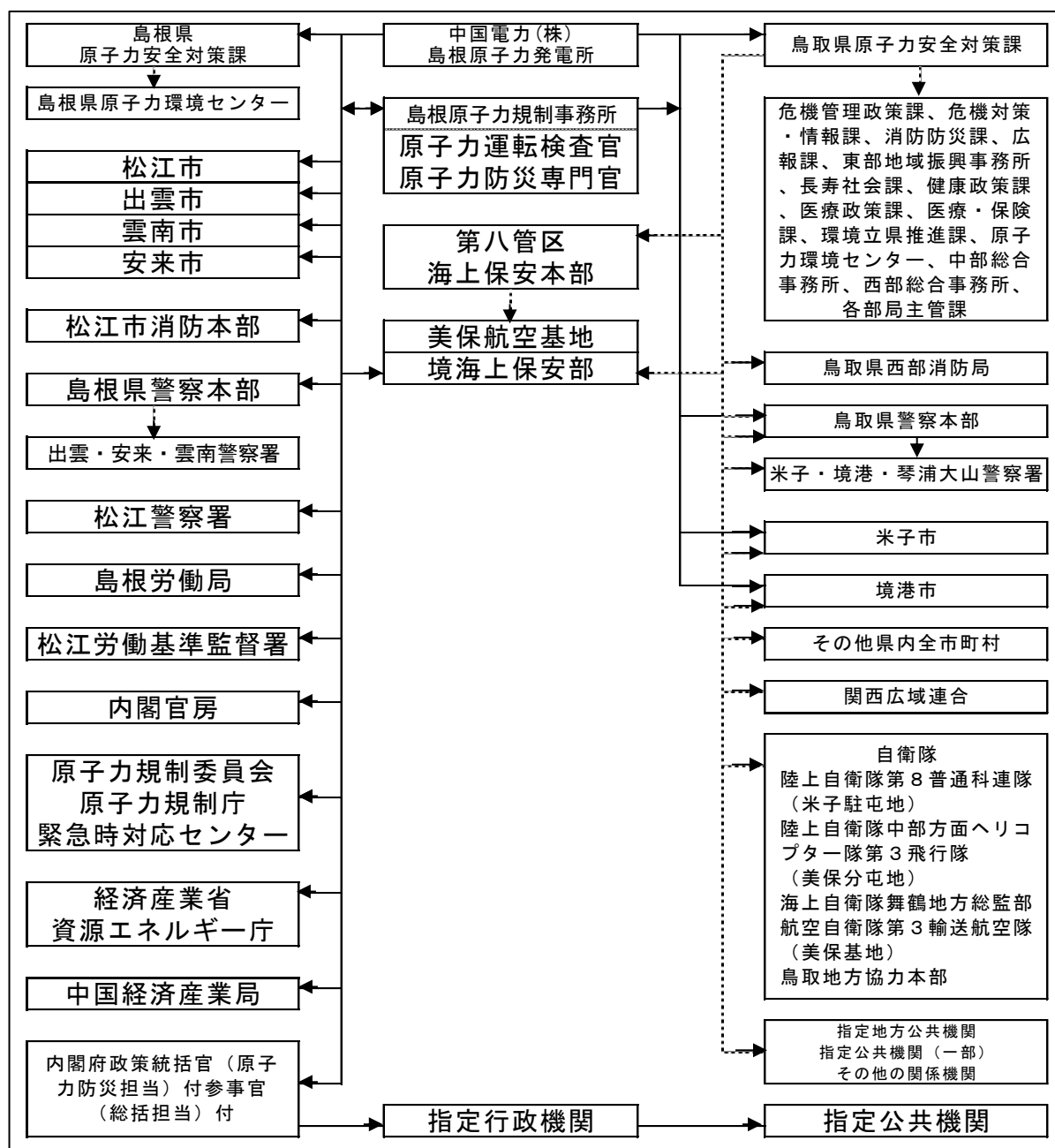


2 島根原子力発電所に係る緊急時連絡体制

(1) 施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図 [県地域防災計画より]



(2) 全面緊急事態時の連絡系統図 [県地域防災計画より]



第5節 住民等への情報伝達

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国や県、関係機関等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

＜住民に対する広報時期及び広報事項＞ [県地域防災計画より]

広 報 時 期	広 報 事 項
トラブル発生時 警戒事態発生時 施設敷地緊急事態通報時 全面緊急事態発生時 (上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施)	・プラントの状況 (今後の見込み) ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響 (モニタリング結果) ・住民の方がとるべき行動 (警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと) (施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備) (全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査等の実施、飲食物の摂取制限等)
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	・プラントの状況 (今後の見込み) ・環境等への影響 (モニタリング結果) ・被災者に対する生活支援 (物資供給、ライフラインの状況等) に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口 (住宅、生活資金、教育等) の情報

- (3) 市は、情報伝達にあたって、防災行政無線、鳥取市防災アプリ、鳥取市防災ラジオ、鳥取市防災ポータルサイト、市公式ウェブサイト、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、CATV、FM鳥取への緊急割込放送、広報車等によるほか、必要に応じラジオや、テレビなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

第6節 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び周辺市町村等と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適切な流通等の確保、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

- (1) 市公式ウェブサイト、テレビ・ラジオ等による情報発信
- (2) 市の特産品物産展等の県外 (姉妹都市) での開催
- (3) 観光キャラバン隊による観光PR

第7節 原子力施設の事故等に係る他の自治体からの避難者受入れ

島根原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生し、本市が被災していない場合、県及び原子力施設周辺自治体が定める地域防災計画又は住民避難計画等に基づいて避難する者を本市の避難所等に受け入れる。

受入れにあたっては、支援対策本部等を設置し、県及び原子力施設周辺自治体が定める地域防災計画又は住民避難計画等に基づき、県及び避難自治体との密接な協議・連携により実施する。当該計画等に定めのない事項については、本計画に拠る。

なお、「鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）」に定める、避難対象地域と避難先地域は次のとおりである。

〈避難対象地域〉

[県広域住民避難計画より]

要避難地域		避難先地域
20km圏内	境港市	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く。）、岩美町、八頭町
20km～25km	境港市	
	米子市	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
25km～30km	米子市	

第 8 部 大規模事故対策計画

第8部 大規模事故対策計画

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は次のとおりとする。

- (1) 海上災害
- (2) 航空災害

第1章 海上災害応急対策計画

第1節 目 的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される海上災害

この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- (1) 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- (2) 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- (3) 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第3節 応急対策

1 各機関による応急対策実施内容

[県地域防災計画より]

機 関	実施項目
第八管区 海上保安本部	1 情報の収集及び関係機関への伝達 2 危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 3 海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 4 航行船舶への事故情報の周知連絡 5 船舶火災発生時における消火活動 6 応援医師並びに緊急物資等の海上輸送 7 海上災害防止センターへの1号業務指示 8 関係機関への応援協力要請
鳥取県	1 活動体制（情報収集体制）の確立 2 的確な情報の収集 3 速やかな関係機関への情報伝達 4 住民への広報・周知 5 消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
(市町村) 鳥取市	1 活動体制（情報収集体制）の確立 2 的確な情報の収集 3 速やかな関係機関への情報伝達 4 住民への広報・周知
警察本部	1 活動体制（情報収集体制）の確立 2 的確な情報の収集 3 速やかな関係機関への情報伝達 4 住民への広報・周知 5 県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等（沿岸部のみ）

消防局	1 活動体制（情報収集体制）の確立 2 的確な情報の収集 3 速やかな関係機関への情報伝達 4 住民への広報・周知 5 多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） 6 湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、上記機関の指示に従うとともに、依頼があった場合には積極的な協力の実施に努める。

2 大規模油流出時の応急対策実施内容

[県地域防災計画より]

機 関	実施項目
山陰沖排出油等 防除協議会	1 連絡調整本部の設置及び調整員の参集 2 会員（防災関係機関）への出動要請 3 防除活動に必要な情報の収集及び提供 4 会員が行う防除活動の調整
第八管区 海上保安本部 (境海上保安本部、 鳥取海上保安署、 美保航空基地)	1 防除措置義務者に対する防除措置等の指導 2 的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 3 一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 4 一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制 5 海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請
鳥取県	1 的確な情報の収集 2 関係機関へ災害状況の伝達 3 漂着油等の防除活動 4 水質、底質などの環境影響評価の実施 5 必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
(市町村) 鳥取市	1 住民に対する災害状況の周知 2 漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 3 沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼 4 漂着油等の防除活動 5 災害状況の関係機関への報告
鳥取県警察本部	1 被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 2 周辺の交通規制及び交通整理 3 その他必要な措置
消防局	1 船舶等の火災発生時における消火活動 2 被害状況の情報収集 3 火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 4 その他必要な措置
関係団体、企業等 (施設管理者、 船舶所有者等)	1 自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 2 協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

第4節 ボランティアの受入れ

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠であるため、県及び市社協と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。

第5節 危険物質等の流出時の応急対策

県、市、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、第3節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずる。

第6節 広報活動

1 関係機関の広報活動

市、県、県警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努める。

2 広報項目

- (1) 市、県の措置状況
- (2) 流出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区別別）
- (3) 応急対策の実施状況（出動人員、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程等）
- (4) 回収した油の搬出作業状況
- (5) 環境影響等に関する調査した実施結果
- (6) その他必要と認められる事項

第2章 航空災害応急対策計画

第1節 目的

この計画は、航空機事故等により災害が発生した場合、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される航空災害

この計画で想定する航空災害は、鳥取空港飛行場内外における、飛行機等について発生した航空機事故等とする。

1 航空機を含む事故

- (1) 航空機の墜落、衝突又は火災
- (2) 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- (3) 航行中の航空機が重大な損傷を受けた場合
- (4) 航空機が不慮の事態に遭遇し、機長が緊急事態を宣言した場合

2 航空機を含まない事故

- (1) 給油施設関係の火災（貯油槽、給油施設等）
- (2) 空港内の建築物等の火災（ターミナルビル、電源局舎、管制塔等）
- (3) 自然災害（雷、地震等）による空港施設（航空保安無線施設、航空灯火、滑走路等）の損壊等
- (4) 医療上の緊急事態等（機内での死亡、感染症等）

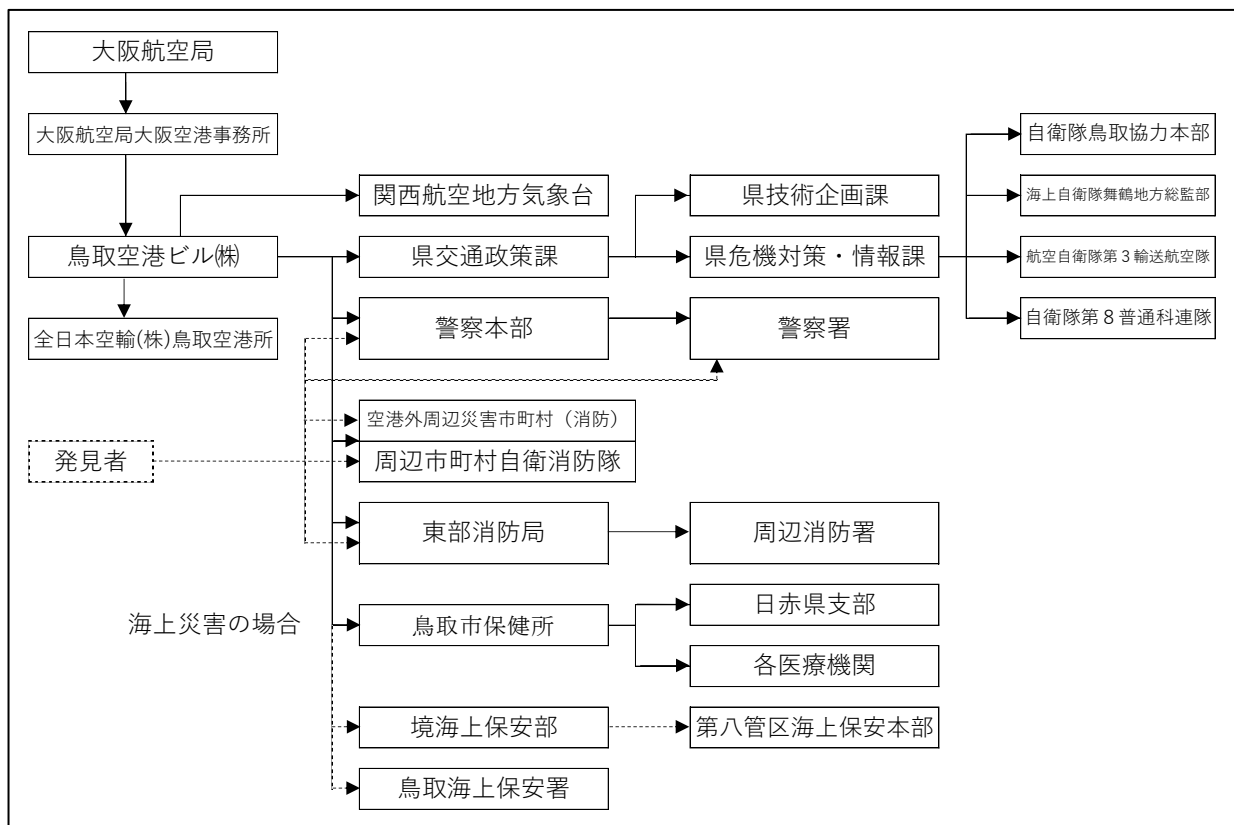
第3節 応急対策

1 各機関による応急対策実施内容 [県地域防災計画より]

機 関	実施項目
鳥取県	1 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。 2 市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。 3 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
鳥取空港ビル株式会社	1 搭乗者及び負傷者の把握を行う。 2 状況に応じ、空港利用者を避難させる。 3 航空機災害等に係る火災が発生したときは、鳥取空港消火救難隊に対し出動指令を行うとともに、空港内消防及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。 4 航空機災害等により死傷者が発生したときは、地元医療機関の協力を得て救難救護の措置をとる。
鳥取市	1 県及び鳥取空港ビル株式会社と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、住民等の立入制限・退去等を命ずる。 2 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 3 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 4 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。 5 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。 6 災害の規模が大きく鳥取市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。また、東部消防局、東部医師会の応援要請も行う。

(2) その他の地域で発生した場合

[県地域防災計画より]



3 広 報

航空災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に対して広報を行う。

4 消防活動

- (1) 空港内及びその周辺において、航空災害が発生した場合は、空港消防救援組織が消火活動を実施する。
- (2) 前号以外の地域において、航空災害が発生した場合は、消防機関が消防活動を実施する。
- (3) 前2号の場合において、消防機関等で対処が困難なときは他機関の応援を求める。

5 救出救護及び遺体の収容

- (1) 実施機関

市町村、鳥取空港ビル株式会社、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤県支部等）

- (2) 航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し、救出活動を実施する。

6 交通規制

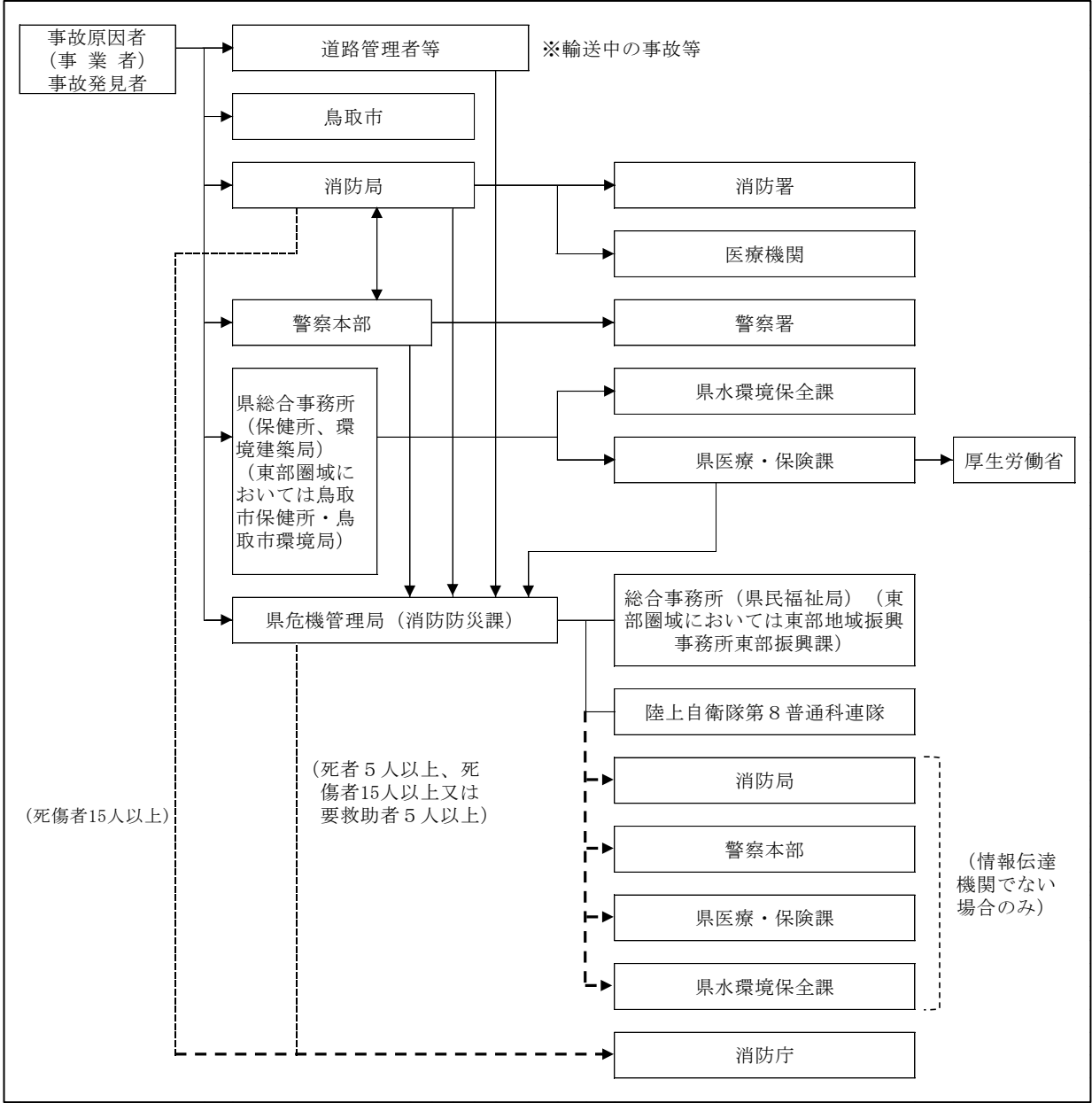
- (1) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場周辺の通行を禁止し又は制限する。
- (2) 前号の場合において、道路の通行を禁止し又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し、協力を求める。

第3章 毒物・劇物事故災害対策

第1節 応急対策

1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(1) 被害情報の系統は次のとおり [県地域防災計画より]



(2) 市、消防局及び毒物・劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

2 災害応急措置

(1) 毒物・劇物営業者の措置

- ア 毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- イ 毒劇物の中和等に必要な資材を備蓄する。

(2) 市の措置

ア 毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう、各管理者等に指示を行う。(鳥取市保健所)

イ 中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あっせんを行う。

ウ 毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

(3) 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずる。

第 9 部 災害復旧・復興計画

第9部 災害復旧・復興計画

この計画は、災害発生後被災した施設等の現状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等のほか、被災者の生活再建支援等について定めたものである。

第1章 公共施設災害復旧計画

第1節 災害復旧事業計画

災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分調査検討し、本市が作成する復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 水道施設災害復旧事業計画
 - サ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - シ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針）
- (4) 清掃施設等災害復旧事業計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他の災害復旧事業計画

第2節 資金計画

- (1) 災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融通、調達を行うため、一時借入金、地方交付税の繰上げ交付要請、災害対策債、災害復旧事業債その他の必要な措置を講ずる。
 - ア 災害経費にかかる資金需要を迅速、的確に把握する。
 - イ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
 - ウ 地方交付税の繰上げ交付を国に要請する。

エ 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧が円滑に行われるよう努める。

第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧業務は応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努める。

第2章 生活再建計画

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住民のために市、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の実施について定めることを目的とする。市、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行う。

第2節 生活再建支援

1 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援する。

(1) 法適用の要件

対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ ただし、上記に該当する都道府県または市町村に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- エ 居住する住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
- オ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3) 住宅半壊の基準

ア 大規模半壊世帯の判断基準

住宅半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

イ 中規模半壊世帯の判断基準

住宅半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(4) 浸水等による住宅被害認定の取扱

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的運用を図る。
(平成16年10月内閣府通知に基づくもの)

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水回りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

(5) 支給条件

ア 対象世帯、支給限度額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡しきり）方式で支給

（単位：万円）

対象世帯	世帯数	総支給限度額	支 援 金			
			基礎額①	住宅の再建方法②		
				建設・購入	補 修	賃 借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複数	100	—	100	50	25
	単数	75	—	75	37.5	18.75

イ 対象経費

用途の限定なし

(6) 被災者生活支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 市

住宅の被害認定、罹災証明等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書の取りまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

（ア）住宅建設・購入等を行う世帯への支援金〔上記（5）ア②〕

災害発生後37月以内

（イ）その他の経費〔上記（5）ア①〕

災害発生後13月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 鳥取市被災者住宅再建等支援条例の適用

(1) 条例適用の要件

ア 対象となる自然災害

（ア）県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

- (イ) 市内において、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (ウ) 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

イ 支給対象

- (ア) 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - (イ) 全壊世帯の居宅の補修
 - (ウ) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - (エ) 大規模半壊世帯の居宅の補修
 - (オ) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - (カ) 半壊世帯の居宅の補修
 - (キ) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - (ク) 一部損壊世帯の居宅の補修
 - (ケ) 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修
 - (コ) 小規模な損壊の居宅の修繕の促進
 - (サ) (ア)から(コ)までに掲げるもののほか、市長が別に定める事業
- ※賃貸住宅にあつては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

全壊世帯	指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもののうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金(以下「国支援金」という。)の支給の対象とならないものをいう。 ア 当該指定自然災害によりその居宅(指定自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として市長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。)が全壊した世帯 イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
大規模半壊世帯	指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。
半壊世帯	指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は市長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(本表「全壊世帯」「大規模半壊世帯」の欄に掲げる世帯を除く。)をいう。
一部損壊世帯	指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの(本表「全壊世帯」「大規模半壊世帯」「半壊世帯」の欄に掲げる世帯を除く。)をいう。

※) 法…被災者生活再建支援法

(2) 支給条件

下記に示す条件の範囲内で支給される。

区 分	完了期間	申請期間	交付限度額
上記 イ 支給対象(ア)の場合	3 年	2 年	300万円(単数世帯225万円)
〃 (イ)の場合			200万円(単数世帯150万円)
〃 (ウ)の場合			250万円(単数世帯187.5万円)
〃 (エ)の場合			150万円(単数世帯112.5万円)

〃	(オ) の場合			100万円 (単数世帯75万円)
〃	(カ) の場合			30万円
〃	(キ) の場合	2 年	1 年	100万円 (単数世帯75万円)
〃	(ク) の場合			30万円
〃	(ケ) の場合			補修経費の 3 分の 2 の額 (100 万円を上限)
〃	(コ) の場合	—	1 年	2万円以上
〃	(サ) の場合	市長が別に定める。		

3 その他の生活支援対策

(1) 農林水産業者

市は、被害を受けた農林水産業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又は他の金融機関が、被害を受けた農林漁業者に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん

イ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子・補給及び損失補償の実施

ウ 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金（農業経営維持安定資金）の融資あつせん

(2) 中小企業者

市は、被害を受けた中小企業者に対し、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

ア 国・県及び政府関係県有機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資につき依頼する。

イ 地元銀行等に対し、市の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

(3) 生活確保資金

ア 市は、災害を受けた生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

(ア) 災害救助法による生業資金

(イ) 世帯厚生資金の災害援護資金、母子福祉資金

(ウ) 日本政策金融公庫資金

イ 市は、低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

(ア) 世帯更正資金の災害援護資金又は住宅資金

(イ) 母子福祉資金の住宅資金

(4) 災害弔慰金及び災害援護資金

ア 市は、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 市は、自然災害を受けた世帯主に対し、その生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

第3節 その他の生活確保対策

市、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずる。

- (1) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- (2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸し付け、郵便貯金等預金者に対する非常払い渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替預金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- (3) 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- (4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）
- (5) 被災児童、災害等への援護
 - ア 県による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施
 - イ 市、県による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケアの実施
 - ウ 市による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続の簡素化等）
- (6) 被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画立てし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（災害ケースマネジメント）の体制づくりに努めるものとする。

第4節 日本銀行による応急金融対策

1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

- (1) 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
- (2) 日本銀行は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。
- (3) 日本銀行は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- (1) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。
- (2) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融関係団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を紛滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 事情によっては、被災者に対して定期預金、定期積立等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の有等の特例措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

日本銀行は、災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。特に、3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第5節 各種生活再建支援の広報

各種生活再建支援については、市及び県、その他関係機関が連携して、住民への広報、周知を実施する。

第3章 災害復興計画

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興において被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手する。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行う。

1 復興対策組織・体制の整備

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう市及び県は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備する。

2 復興基本方針の決定

市及び県は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表する。

3 復興計画の策定

市及び県は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進める。

計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施する。

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国、県、市の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努める。

5 復興事業の点検

市及び県は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとのかい離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行う。

第3節 留意事項

市及び県は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意する。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握するとともに、事前復興計画の作成等早期の復興に係る準備をしておく。

2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。

この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

3 技術的・財政的支援

県は、市が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

鳥 取 市 地 域 防 災 計 画

(令和6年度修正)

【編集発行】鳥取市防災会議

【事務局】鳥取市危機管理部危機管理課

(住 所) 〒680-8571 鳥取市幸町7 1 番地

(電 話) 0 8 5 7 - 3 0 - 8 0 3 2

3 0 - 8 0 3 3

3 0 - 8 0 3 4

(ファクシミリ) 0 8 5 7 - 2 0 - 3 0 4 2

(E-mail) kikikanri@city.tottori.lg.jp